令和５年度
菊川市地域防災計画
（資料編）

菊川市

危機管理部　危機管理課

令和５年度版　菊川市地域防災計画（資料編）　目次

番号	項目（分類）
1　災害危険区域関係	
１－１	菊川市地すべり防止区域一覧(指定)
１－２	急傾斜地崩壊危険区域一覧(指定)
１－３	土砂災害(特別)警戒区域一覧
１－４	山腹崩壊危険地区
１－５	崩壊土砂流出危険地区
１－６	ため池一覧
2　関係機関	
２－１	菊川市建設事業協同組合　組合員名簿
２－２	病院等一覧
２－３	市内医薬品等取扱い業者一覧
２－４	学用品調達先一覧
２－５	学校一覧、幼稚園一覧、給食機関一覧
２－６	社会教育施設一覧
２－７	社会福祉施設・保育所(放課後児童クラブ)一覧
２－８	防災関係機関等一覧
２－９	記者クラブ加盟社一覧表
２－10	危険物安全協会組織図
3　消防	
３－１	菊川市消防本部・消防団　消防車両及びポンプ車等配備状況
３－２	菊川市消防本部組織機構図
３－３	警防本部組織図及び事務分掌
３－４	菊川市消防団組織機構図及び団員数
３－５	令和４年中の火災統計
4　組織	
４－１	菊川市防災会議条例

４－２	菊川市防災会議委員名簿
４－３	菊川市災害対策本部条例
４－４	菊川市災害対策本部運営要領
４－５	菊川市地震災害警戒本部編成図
４－６	菊川市地震災害警戒本部条例
４－７	菊川市地震災害警戒本部運営要領
４－８	動員連絡体系
４－９	通信広報連絡系統図
５　設備・施設	
５－１	菊川市給油取扱所
５－２	市内危険物施設状況（許可施設）
５－３	菊川市簡易ガス特定供給施設、液化石油ガス(LPG)販売所、貯蔵所一覧表
５－４	廃棄物処理の現況
５－５	し尿処理の現況
５－６	東遠地区聖苑組合(斎場)
５－７	遺体安置所
５－８	災害・震災がれき等仮置場(集積場所)一覧
５－９	菊川市公用車一覧表
５－10	指定文化財一覧
５－11	ヘリポート位置
５－12	ヘリポートの具備すべき条件
５－13	自衛隊派遣部隊集結予定地
５－14	静岡県広域受援計画に係る「自衛隊・消防」受入れ地
５－15	飲料水兼用耐震性貯水槽１００ｔ設置場所一覧
６　無線施設	
６－１	静岡県総合情報ネットワーク無線
６－２	消防用無線(危機管理課に配備)
６－３	菊川市防災行政無線移動系施設

６－４	同時通報用(同報)無線施設
６－５	防災相互通信用無線
６－６	全国瞬時警報システム(Ｊ－ALERT)
６－７	緊急情報ネットワークシステム(Em－Net)
６－８	ふじのくに防災情報共有システム
６－９	衛星携帯電話
６－10	携帯電話向けメール（エリアメール)
７　輸送・交通・都市計画・建築・受援・災害廃棄物	
７－１	防災訓練に係る通行の禁止又は制限についての表示の様式
７－２	通行禁止又は制限についての表示の様式
７－３	緊急通行車両の確認に係る申出
７－４	緊急通行車両確認申出書
７－５	緊急通行車両確認標章
７－６	緊急通行車両確認証明書
７－７	緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書
７－８	市内緊急輸送路
７－９	付図
７－10	菊川市震災都市計画行動計画、菊川市震災都市計画行動計画表（タイムライン)
７－11	菊川市災害時広域受援計画
７－12	菊川市災害廃棄物処理計画
８　情報	
８－１	警報・注意報発表基準一覧表、市町村等盤警報・注意報発表基準一覧表の解説
８－２	気象庁震度階級関連解説表
９　報告・様式	
９－１	被害速報(随時)
９－２	災害定時及び確定報告書
９－３	罹災証明書、罹災証明申請書
９－４	り災証明申請書（火災)

９－５	被災証明申請書、被災証明書
９－６	被災届、被災確認書
９－７	災害り災者調査原票
９－８	火災・災害等即報要領
10　広報	
10－１	菊川市に係る情報の処理及び広報活動等実施要領
11　避難	
11－１	避難準備情報等の種類
11－２	指定緊急避難場所(地震災害・一般風水害)
11－３	指定避難所予定場所(地震災害・一般風水害)
11－４	自治会(自主防災会)等集会施設一覧表
11－５	応急仮設住宅建設予定地
11－６	菊川市避難情報の判断・伝達マニュアル(水害編・土砂災害編)
12　救護活動	
12－１	菊川市医療救護計画、菊川市医療救護計画　様式・資料編、「菊川市医療救護計画」救護施設一覧
13　給水活動	
13－１	菊川市地震災害時給水対策計画
13－２	応急給水活動フローチャート
14　自主防災会	
14－１	各地区自主防災会本部　設置場所
14－２	地区自主防災会本部と防災指導員のイメージ図
14－３	(参考)菊川市「自主防災会」　大規模地震発生後における初期の活動について
14－４	自主防災会規約(モデル)
14－５	防災世帯台帳
14－６	災害時要配慮者台帳（モデル）
15　災害救助法	
15－１	被害程度の認定基準
15－２	災害救助法の適用基準(災害救助法施行令抜粋)

15－３	災害救助法被害認定基準（静岡県災害救助の手引き抜粋）
15－４	災害救助法事務手順表（静岡県災害救助の手引き抜粋）
15－５	応急救助事務早見表（静岡県災害救助の手引き抜粋）
15－６	菊川市災害弔慰金の支給等に関する条例
15－７	菊川市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱
16　水防活動	
16－１	菊川市水防計画書
16－２	洪水及び土砂災害に関する避難確保計画が義務付けられている市内事業所一覧
17　物資	
17－１	緊急物資調達予定先一覧表
17－２	緊急物資集積所
18　応援協定	
18－１	菊川市が締結している災害時の応援協定締結状況
19　原子力災害関係	
19－１	菊川市原子力災害対策本部等運営要領
19－２	菊川市原子力災害対策本部　編成図
19－３	原子力災害対策本部各班事務分掌・原子力災害時等の配備態勢とその基準
19－４	菊川市原子力災害広域避難計画
19－５	菊川市放射線防護の考え方
19－６	防災関係機関の情報連絡系統図
19－７	地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書
19－８	大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書
19－９	被災地住民登録様式
19－10	周辺地域の人口、世帯に関する資料
19－11	ヘリポートに関する資料
19－12	被ばく医療活動実施機関
19－13	原子力災害避難施設
19－14	周辺地域の特定施設（幼稚園、学校、保育所、老人福祉施設、障害者支援施設等）に関する資料

19－15	周辺地域の入院設備のある医療施設に関する資料
19－16	周辺地域の気象に関する資料
19－17	線量の推定及び評価に関する資料
19－18	平常時環境放射線モニタリングに関する資料
19－19	周辺地域の水源地、飲料水の供給施設状況等に関する資料
19－20	農林水産物の出荷状況に関する資料
19－21	原子力防災資機材（貸与品）一覧表
19－22	避難用車両の緊急時における運用体制に関する資料
19－23	安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況に関する資料
19－24	安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって

１－１　菊川市地すべり防止区域一覧（指定）（令和５年12月末現在）

番号	所在地	指定地区名	指定面積	摘　　要	備　　考
1	倉沢	倉沢東	16.8ha 13.2ha	農林省437号 指定　S44.3.31 指定　S49.12.28	県中遠農林事務所 農地防災課 菊川市役所農林課
2	倉沢	倉　沢	49.1ha	農林省438号 指定　S44.3.31	県中遠農林事務所 農地防災課 菊川市役所農林課
3	倉沢	倉沢西	15.4ha	農林省379号 指定　S50.3.31	県中遠農林事務所 農地防災課 菊川市役所農林課
4	半済	半　済	7.69ha	国土交通省　告示　第278号 指定　H13.3.21	県袋井土木事務所 維持管理課 菊川市役所建設課

１－２　急傾斜地崩壊危険区域一覧（指定）（令和５年12月末現在）

区域名	字名	指定年月日	告示番号	指定面積（㎡）	人家数	崖高
南新道	高　橋	昭和61.12.4	1138	8,769	11	25
耕手田No.１	棚　草	平成5.3.9	238	14,098	8	12
耕手田No.２	〃	平成5.3.9	238	3,002	5	17
池田	古　谷	平成15.2.18	171	23,137	12	26
奥之谷	下平川	昭和51.12.7	968	5,071	31	20
端泉ヶ谷Ａ	〃	平成15.2.4	132	8,696	15	26
端泉ヶ谷Ｂ	〃	平成15.2.4	133	4,504	6	26
八幡ヶ谷	〃	平成18.1.13	57	8,902	9	21
八幡ヶ谷Ｂ	〃	平成18.3.28	382	11,772	3	26
神明前Ａ	棚　草	平成18.12.19	1124	23,544	9	20
前田	三　沢	平成11.6.11	536	16,370	11	30
三沢田中	〃	平成15.5.23	560	3,547	5	21
宮下	〃	平成11.6.11	538	8,139	8	23
三沢山田	〃	平成11.6.11	537	11,181	7	19
西平尾	中内田	平成8.8.9	730	13,018	11	18
東平尾	〃	平成15.3.28	331	5,262	5	18
御門	〃	平成10.1.16	56	16,521	7	26
森	〃	平成15.8.22	797	9,285	8	29
栗原	〃	平成15.2.18	172	15,817	10	24
神尾大平	神　尾	昭和61.7.29	706	5,734	9	18
神尾住川	〃	昭和61.7.29	706	6,652	4	34
神尾	〃	昭和58.2.22	167	3,010	5	34
小沢	小　沢	昭和59.12.4	1069	18,400	8	11
田ヶ谷No.１	西　方	昭和59.12.4	1069	9,200	8	31
田ヶ谷No.２	〃	昭和59.12.4	1069	22,100	15	31
屋ノ谷	〃	平成元.12.5	1158	10,984	5	20
山崎側	〃	昭和58.2.22	167	7,130	10	36
山崎側No.２	〃	昭和61.7.29	706	372	1	17
東ノ谷	西　方	昭和62.7.3	650	9,881	6	18

区域名	字名	指定年月日	告示番号	指定面積（㎡）	人家数	崖高
公文名	〃	平成元.1.24	45	16,894	13	31
沢田	〃	平成15.11.19	958	4,059	5	23
沢水加下	沢水加	昭和59.3.27	302	37,800	17	46
沢水加上	〃	昭和62.8.18	802	4,904	14	14
沢水加上No. 2	〃	昭和63.7.12	694	14,586	14	30
榎下	半　済	平成21.3.23	266	9,973	11	15
段平尾	下内田	平成21.8.28	749	8,248	11	11
石原八幡ヶ谷A	下平川	平成22.3.30	292	2,483	6	15
石原八幡ヶ谷A No. 2	〃	平成23.5.24	463	247	6	19
石原八幡ヶ谷B	〃	平成22.3.30	293	2,788	7	19
東組A	〃	平成24.5.59	502	13,055	8	27
志味堂	〃	平成 27.10.30	827	17,390	13	27
東組Ｂ	〃	平成 29.3.31	312	13,141	10	26
半済北ノ谷Ａ	半　済	令和 4.4.26	368	4,469	6	17.8
半済北ノ谷Ｂ	半　済	令和 4.4.26	369	6,130	6	25.1

１－３　土砂災害（特別）警戒区域一覧（令和５年12月末現在）

番号	自主防災会名	危険箇所番号	指定名称	区分	避難施設・避難経路		要配慮者利用施設
						ハザードマップ作成	
1	八幡谷	109-Ⅰ-1996	下平川向側	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
2	石原	109-Ⅰ-1997	石原八幡ヶ谷南	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
3	段横地	109-Ⅰ-2014	東横地瀬分側	急傾斜地	横地小学校	済	
4	段横地	109-Ⅱ-3829	東横地御屋敷段	急傾斜地	横地小学校	済	
5	奥横地	109-Ⅰ-2013	東横地中上	急傾斜地	横地小学校	済	
6	奥横地	109-Ⅱ-3827	東横地長溝	急傾斜地	横地小学校	済	
7	奥横地	109-Ⅱ-3828	東横地東御堂谷	急傾斜地	横地小学校	済	
8	奥横地	109-Ⅲ-0814	東横地杉ノ谷	急傾斜地	横地小学校	済	
9	神尾上・下	109-Ⅰ-2016	神尾大平A	急傾斜地	六郷地区センター	済	
10	神尾上・下	109-Ⅱ-3862	神尾宮之谷	急傾斜地	六郷地区センター	済	
11	神尾上・下	109-Ⅱ-3863	神尾南山B	急傾斜地	六郷地区センター	済	
12	神尾上・下	109-Ⅱ-3864	神尾大平B	急傾斜地	六郷地区センター	済	
13	神尾上・下	109-Ⅱ-3865	神尾大平C	急傾斜地	六郷地区センター	済	
14	三沢	109-Ⅱ-3815	三沢殿ヶ谷	急傾斜地	横地小学校	済	
15	三沢	109-Ⅱ-3817	三沢佐次兵衛谷	急傾斜地	横地小学校	済	
16	三沢	109-Ⅱ-3819	三沢寺ノ谷	急傾斜地	横地小学校	済	
17	三沢	109-Ⅱ-3821	三沢北ノ谷	急傾斜地	横地小学校	済	
18	三沢	109-Ⅲ-0813	三沢梨久保	急傾斜地	横地小学校	済	
19	牛渕上・下	109-Ⅱ-3849	牛渕ウツキ沢A	急傾斜地	六郷地区センター	済	
20	牛渕上・下	109-Ⅱ-3850	牛渕ウツキ沢B	急傾斜地	六郷地区センター	済	
21	牛渕上・下	109-Ⅱ-3851	牛渕ウツキ沢C	急傾斜地	六郷地区センター	済	
22	牛渕上・下	109-Ⅱ-3852	牛渕ウツキ沢D	急傾斜地	六郷地区センター	済	
23	牛渕上・下	109-Ⅱ-3855、Ⅲ-0809	牛渕欠下A	急傾斜地	六郷地区センター	済	
24	牛渕上・下	109-Ⅱ-3856	牛渕欠下B	急傾斜地	六郷地区センター	済	
25	牛渕上・下	109-Ⅱ-3857	牛渕内海道	急傾斜地	六郷地区センター	済	
26	牛渕上・下	109-Ⅱ-3858	牛渕平山	急傾斜地	六郷地区センター	済	
27	牛渕上・下	109-Ⅱ-3859	牛渕原	急傾斜地	六郷地区センター	済	
28	牛渕上・下	109-Ⅲ-0810	牛渕内海戸	急傾斜地	六郷地区センター	済	
29	下半済	109-Ⅰ-2022	半済北ノ谷	急傾斜地	六郷地区センター	済	
30	下半済	109-Ⅱ-3866	秋葉山	急傾斜地	六郷地区センター	済	
31	下半済	109-Ⅱ-3877	お不動さん	急傾斜地	六郷地区センター	済	
32	下半済	109-Ⅱ-3873	半済深ヶ谷	急傾斜地	六郷地区センター	済	
33	神尾上・下	446-Ⅰ-003	神尾下沢	土石流	六郷地区センター	済	
34	神尾上・下	446-Ⅰ-004	与兵衛谷沢	土石流	六郷地区センター	済	
35	神尾上・下	446-Ⅱ-013	神尾上東沢	土石流	六郷地区センター	済	
36	神尾上・下	446-Ⅱ-014	神尾上西沢	土石流	六郷地区センター	済	
37	神尾上・下	446-Ⅱ-015	神尾沢	土石流	六郷地区センター	済	
38	神尾上・下	446-Ⅱ-016	大平川下沢	土石流	六郷地区センター	済	
39	神尾上・下	446-Ⅱ-017	神尾下東沢	土石流	六郷地区センター	済	
40	神尾上・下	446-Ⅱ-018	神尾下西沢	土石流	六郷地区センター	済	
41	奥横地	446-Ⅱ-019	白山沢	土石流	横地小学校	済	

番号	自主防災会名	危険箇所番号	指定名称	区分	避難施設・避難経路		要配慮者利用施設
						ハザードマップ作成	
42	奥横地	446-Ⅱ-020	西郷堂ヶ谷沢	土石流	横地小学校	済	
43	奥横地	446-Ⅱ-021	諏訪ノ谷東沢	土石流	横地小学校	済	
44	奥横地	446-Ⅱ-022	諏訪ノ谷西沢	土石流	横地小学校	済	
45	奥横地	446-Ⅱ-023	西側沢	土石流	横地小学校	済	
46	三沢	446-Ⅰ-005	殿ヶ谷沢	土石流	横地小学校	済	
47	三沢	446-Ⅱ-024	平四郎ヶ谷沢	土石流	横地小学校	済	
48	三沢	446-Ⅱ-025	佐次兵衛ヶ谷沢	土石流	横地小学校	済	
49	西平尾	109-Ⅱ-3916	中内田大口B	急傾斜地	内田地区センター	済	
50	西平尾	109-Ⅱ-3917	中内田大口C	急傾斜地	内田地区センター	済	
51	西平尾	109-Ⅱ-3918	中内田枯木A	急傾斜地	内田地区センター	済	
52	西平尾	109-Ⅱ-3919	中内田字見A	急傾斜地	内田地区センター	済	
53	西平尾	109-Ⅱ-3920	中内田字見B	急傾斜地	内田地区センター	済	
54	東平尾	109-Ⅱ-3897	中内田久保	急傾斜地	内田地区センター	済	
55	東平尾	109-Ⅱ-3898	中内田水洗A	急傾斜地	内田地区センター	済	
56	東平尾	109-Ⅱ-3899	中内田水洗B	急傾斜地	内田地区センター	済	
57	東平尾	109-Ⅱ-3913	中内田野添A	急傾斜地	内田地区センター	済	
58	東平尾	109-Ⅲ-0812	中内田野添B	急傾斜地	内田地区センター	済	
59	政所	109-Ⅱ-3893	中内田籠田	急傾斜地	内田地区センター	済	
60	政所	109-Ⅱ-3894	耳川政所	急傾斜地	内田地区センター	済	
61	政所	109-Ⅱ-3895	中内田本屋敷	急傾斜地	内田地区センター	済	
62	稲荷部	109-Ⅰ-3859	下内田稲木A	急傾斜地	内田地区センター	済	
63	稲荷部	109-Ⅱ-3922	下内田松山	急傾斜地	内田地区センター	済	内田デイサービスセンター（菊川市下内田2218-2）
64	稲荷部	109-Ⅱ-3923	下内田稲木B	急傾斜地	内田地区センター	済	
65	稲荷部	109-Ⅱ-3924	下内田稲木C	急傾斜地	内田地区センター	済	
66	稲荷部	109-Ⅱ-3925	下内田稲木D	急傾斜地	内田地区センター	済	
67	稲荷部	109-Ⅱ-3926	下内田稲木E	急傾斜地	内田地区センター	済	
68	稲荷部	109-Ⅱ-3927	下内田蛭田A	急傾斜地	内田地区センター	済	デイサービスかなで（菊川市下内田4044-1）
69	稲荷部	109-Ⅱ-3929	下内田蛭田B	急傾斜地	内田地区センター	済	
70	稲荷部	109-Ⅱ-3930	下内田蛭田C	急傾斜地	内田地区センター	済	
71	稲荷部	109-Ⅲ-0811	下内田蛭田D	急傾斜地	内田地区センター	済	
72	小出	109-Ⅱ-3831	小出谷田A	急傾斜地	六郷地区センター	済	
73	小出	109-Ⅱ-3832	小出谷田B	急傾斜地	六郷地区センター	済	
74	小出	109-Ⅱ-3835	小出角田	急傾斜地	六郷地区センター	済	
75	小出	109-Ⅱ-3837	小出井口	急傾斜地	六郷地区センター	済	
76	小出	109-Ⅱ-3870	小出丹ノ谷	急傾斜地	六郷地区センター	済	
77	小出	109-Ⅱ-3871	小出寺ノ谷A	急傾斜地	六郷地区センター	済	
78	小出	109-Ⅱ-3872	小出寺ノ谷B	急傾斜地	六郷地区センター	済	
79	小出	109-Ⅱ-3875	小出西ノ谷	急傾斜地	六郷地区センター	済	
80	段平尾	109-Ⅱ-3900	下内田段A	急傾斜地	内田地区センター	済	
81	段平尾	109-Ⅱ-3901	下内田段B	急傾斜地	内田地区センター	済	
82	西平尾	109-Ⅱ-3910	中内田古谷A	急傾斜地	内田地区センター	済	

番号	自主防災会名	危険箇所番号	指定名称	区分	避難施設・避難経路		要配慮者利用施設
						ハザードマップ作成	
83	西平尾	109-Ⅱ-3911	中内田野添C	急傾斜地	内田地区センター	済	小規模多機能型居宅介護施設ひまわり（菊川市中内田5017-3）
84	西平尾	109-Ⅱ-3912	中内田古谷B	急傾斜地	内田地区センター	済	
85	政所	109-Ⅱ-3896	中内田山本	急傾斜地	内田地区センター	済	
86	奥横地	109-Ⅰ-2986	東横地西側	急傾斜地	横地小学校	済	
87	沢水加	109-Ⅱ-3934	沢水加長表	急傾斜地	河城地区センター	済	
88	沢水加	109-Ⅱ-3935	沢水加直地	急傾斜地	河城地区センター	済	
89	沢水加	109-Ⅱ-3937	沢水加屋敷上A	急傾斜地	河城地区センター	済	
90	沢水加	109-Ⅱ-3938	沢水加屋敷上B	急傾斜地	河城地区センター	済	
91	沢水加	109-Ⅱ-3939	沢水加猪之瀬	急傾斜地	河城地区センター	済	
92	沢水加	109-Ⅱ-3940	沢水加六十分A	急傾斜地	河城地区センター	済	
93	沢水加	109-Ⅱ-3941	沢水加六本松	急傾斜地	河城地区センター	済	
94	沢水加	109-Ⅱ-3943	沢水加西田A	急傾斜地	河城地区センター	済	
95	沢水加	109-Ⅱ-3944	沢水加西田B	急傾斜地	河城地区センター	済	
96	沢水加	109-Ⅱ-3945	沢水加前山	急傾斜地	河城地区センター	済	
97	沢水加	109-Ⅲ-0829	沢水加六十分B	急傾斜地	河城地区センター	済	
98	沢水加	109-Ⅲ-0830	沢水加猿田	急傾斜地	河城地区センター	済	
99	吉沢	109-Ⅰ-2043	吉沢勧言田	急傾斜地	河城地区センター	済	
100	吉沢	109-Ⅱ-3931	吉沢東西寺	急傾斜地	河城地区センター	済	
101	吉沢	109-Ⅱ-3932	吉沢弥宣屋敷A	急傾斜地	河城地区センター	済	
102	吉沢	109-Ⅱ-3933	吉沢弥宣屋敷B	急傾斜地	河城地区センター	済	
103	吉沢	109-Ⅱ-3950	吉沢立ヶ谷A	急傾斜地	河城地区センター	済	
104	吉沢	109-Ⅱ-3951	吉沢立ヶ谷B	急傾斜地	河城地区センター	済	
105	御門	109-Ⅰ-3858	中内田広畑	急傾斜地	内田地区センター	済	
106	御門	109-Ⅱ-3886	中内田北御門	急傾斜地	内田地区センター	済	
107	西袋	109-Ⅱ-3888	加茂山田	急傾斜地	加茂地区センター	済	
108	森	109-Ⅱ-3889	中内田栗原A	急傾斜地	内田地区センター	済	
109	森	109-Ⅱ-3890	中内田栗原B	急傾斜地	内田地区センター	済	
110	森	109-Ⅱ-3891	中内田栗原C	急傾斜地	内田地区センター	済	
111	森	109-Ⅱ-3892	中内田栗原D	急傾斜地	内田地区センター	済	
112	杉森	109-Ⅱ-3902	中内田御門	急傾斜地	内田地区センター	済	
113	杉森	109-Ⅱ-3903	中内田頼実	急傾斜地	内田地区センター	済	
114	杉森	109-Ⅱ-3904	中内田酒前	急傾斜地	内田地区センター	済	
115	長池	109-Ⅱ-3905	加茂長池A	急傾斜地	加茂地区センター	済	
116	長池	109-Ⅱ-3906	加茂長池B	急傾斜地	加茂地区センター	済	
117	長池	109-Ⅱ-3907	加茂長池C	急傾斜地	加茂地区センター	済	
118	長池	109-Ⅱ-3908	加茂長池D	急傾斜地	加茂地区センター	済	
119	長池	109-Ⅱ-3909	加茂長池E	急傾斜地	加茂地区センター	済	
120	沢水加	446-Ⅰ-001	宮ノ谷沢	土石流	河城地区センター	済	
121	沢水加	446-Ⅱ-004	金衛門下沢	土石流	河城地区センター	済	
122	沢水加	446-Ⅱ-005	打無沢	土石流	河城地区センター	済	
123	沢水加	446-Ⅱ-006	勝田ヶ谷沢	土石流	河城地区センター	済	

番号	自主防災会名	危険箇所番号	指定名称	区分	避難施設・避難経路		要配慮者利用施設
						ハザードマップ作成	
124	沢水加	446-Ⅱ-007	農ヶ沢	土石流	河城地区センター	済	
125	沢水加	446-Ⅱ-008	西田沢	土石流	河城地区センター	済	
126	沢水加	446-Ⅱ-009	文字ヶ谷川	土石流	河城地区センター	済	
127	友田	109-Ⅰ-2039	友田慈眼段	急傾斜地	河城地区センター	済	
128	友田	109-Ⅱ-4013	友田西原A	急傾斜地	河城地区センター	済	
129	柳町	109-Ⅲ-0822	潮海寺高法地	急傾斜地	町部地区センター	済	
130	潮海寺上・中・下	109-Ⅲ-0824	潮海寺柿田	急傾斜地	河城地区センター	済	
131	潮海寺上・中・下	109-Ⅲ-0825	潮海寺西谷	急傾斜地	河城地区センター	済	
132	潮海寺上・中・下	109-Ⅲ-0827	潮海寺塩ノ谷A	急傾斜地	河城地区センター	済	
133	潮海寺上・中・下	109-Ⅲ-0826	潮海寺塩ノ谷B	急傾斜地	河城地区センター	済	
134	潮海寺上・中・下	109-Ⅱ-3949	潮海寺堂橋	急傾斜地	河城地区センター	済	
135	潮海寺上・中・下	109-Ⅱ-3955	潮海寺道清	急傾斜地	河城地区センター	済	
136	潮海寺上・中・下	109-Ⅲ-0823	潮海寺木下	急傾斜地	河城地区センター	済	
137	柳町	109-Ⅱ-3954	柳三丁目	急傾斜地	町部地区センター	済	
138	堀之内	109-Ⅱ-3980	堀之内高ケ谷A	急傾斜地	西方地区センター	済	
139	堀之内	109-Ⅱ-3981	堀之内高ケ谷B	急傾斜地	西方地区センター	済	
140	堀之内	109-Ⅱ-4540	堀之内西ノ谷B	急傾斜地	西方地区センター	済	
141	堀之内	109-Ⅱ-3953	堀之内瓦川	急傾斜地	西方地区センター	済	
142	堀之内	109-Ⅰ-2031	堀之内立柄ケ谷	急傾斜地	西方地区センター	済	
143	沢田	109-Ⅱ-3985	西方柳ケ谷	急傾斜地	西方地区センター	済	
144	沢田	109-Ⅱ-3986	西方節田ケ谷	急傾斜地	西方地区センター	済	
145	沢田	109-Ⅱ-3984	西方安曽ケ谷	急傾斜地	西方地区センター	済	さわだの庄　居宅介護支援事業所（菊川市西方5511）
146	沢田	109-Ⅱ-3971	西方三戸志	急傾斜地	西方地区センター	済	
147	沢田	109-Ⅱ-3982	西方田ノ谷	急傾斜地	西方地区センター	済	
148	島川	109-Ⅱ-3972	西方札ノ辻	急傾斜地	西方地区センター	済	
149	島川	109-Ⅱ-3973	西方徳ケ谷A	急傾斜地	西方地区センター	済	
150	島川	109-Ⅱ-3974	西方徳ケ谷B	急傾斜地	西方地区センター	済	
151	堀田上・下	109-Ⅱ-3978	西方西ノ谷A	急傾斜地	西方地区センター	済	
152	堀田上・下	109-Ⅱ-3977	西方西ノ谷B	急傾斜地	西方地区センター	済	
153	堀田上・下	109-Ⅱ-3976	西方西ノ谷C	急傾斜地	西方地区センター	済	
154	堀田上・下	109-Ⅱ-3979	西方中ノ谷	急傾斜地	西方地区センター	済	
155	島川	109-Ⅱ-3975	西方山崎	急傾斜地	西方地区センター	済	
156	堀田上・下	109-Ⅱ-3959	西方東ノ谷	急傾斜地	西方地区センター	済	
157	堀田上・下	109-Ⅱ-3965	西方山本	急傾斜地	西方地区センター	済	
158	堀田上・下	109-Ⅱ-3966	西方ハツノ谷	急傾斜地	西方地区センター	済	
159	田ヶ谷	109-Ⅰ-2028	西方法川A	急傾斜地	西方地区センター	済	
160	田ヶ谷	109-Ⅱ-3970	西方法川B	急傾斜地	西方地区センター	済	
161	堀田上・下	109-Ⅰ-3861	西方大豆尻B	急傾斜地	西方地区センター	済	常葉大学付属菊川高等学校・中学校（菊川市半済1550）
162	堀田上・下	109-Ⅱ-3957	西方下栗林	急傾斜地	西方地区センター	済	
163	虹の丘	109-Ⅱ-3841	半済山田	急傾斜地	六郷地区センター	済	
164	打上	109-Ⅰ-2033	半済西原	急傾斜地	六郷地区センター	済	常葉大学付属菊川高等学校・中学校（菊川市半済1550）

番号	自主防災会名	危険箇所番号	指定名称	区分	避難施設・避難経路		要配慮者利用施設
						ハザードマップ作成	
165	島	109-Ⅱ-3846	半済堂ノ谷	急傾斜地	六郷地区センター	済	
166	下本所	109-Ⅱ-3844	半済岩之山	急傾斜地	六郷地区センター	済	
167	下本所	109-Ⅱ-3848	本所ウチワンヤ	急傾斜地	六郷地区センター	済	双葉保育園（菊川市本所2227-1）
168	下本所	109-Ⅲ-0808	本所古田A	急傾斜地	六郷地区センター	済	
169	下本所	109-Ⅰ-3857	本所古田B	急傾斜地	六郷地区センター	済	双葉保育園（菊川市本所2227-1 ）
170	下本所	109-Ⅱ-3867	本所白坂	急傾斜地	六郷地区センター	済	
171	白岩東	109-Ⅰ-2034	加茂打上下A	急傾斜地	加茂地区センター	済	
172	白岩東	109-Ⅱ-3956	加茂打上下B	急傾斜地	加茂地区センター	済	
173	白岩段	109-Ⅱ-3885	加茂東狭間	急傾斜地	加茂地区センター	済	
174	白岩段	109-Ⅱ-3884	加茂西狭間A	急傾斜地	加茂地区センター	済	
175	白岩段	109-Ⅱ-3882	加茂	急傾斜地	加茂地区センター	済	
176	白岩段	109-Ⅱ-3883	加茂馬場	急傾斜地	加茂地区センター	済	
177	白岩段	109-Ⅲ-0815	加茂尾花A	急傾斜地	加茂地区センター	済	
178	白岩段	109-Ⅱ-3881	加茂尾花B	急傾斜地	加茂地区センター	済	
179	白岩段	109-Ⅱ-3880	加茂尾花C	急傾斜地	加茂地区センター	済	
180	白岩段	109-Ⅱ-3879	加茂尾花D	急傾斜地	加茂地区センター	済	
181	白岩段	109-Ⅱ-3878	加茂山田A	急傾斜地	加茂地区センター	済	
182	島	109-Ⅰ-3854	本所細谷	急傾斜地	六郷地区センター	済	
183	石原	109-Ⅰ-1998	下平川石原	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	ひかり保育園（菊川市下平川2115-2）
184	下本所	446-Ⅰ-002	ウチワンヤ沢	土石流	六郷地区センター	済	
185	公文名	109-Ⅱ-3993	西方堂ノ谷A	急傾斜地	西方地区センター	済	
186	公文名	109-Ⅱ-3994	西方堂ノ谷B	急傾斜地	西方地区センター	済	
187	公文名	109-Ⅲ-0816	西方越前	急傾斜地	西方地区センター	済	
188	公文名	109-Ⅱ-3995	西方池ノ内	急傾斜地	西方地区センター	済	
189	公文名	109-Ⅲ-0817	西方菰ケ谷A	急傾斜地	西方地区センター	済	
190	公文名	109-Ⅲ-0821	西方菰ケ谷B	急傾斜地	西方地区センター	済	
191	公文名	109-Ⅱ-3991	西方西ノ谷D	急傾斜地	西方地区センター	済	
192	公文名	109-Ⅱ-3992	西方公文ノ内宮下	急傾斜地	西方地区センター	済	
193	公文名	109-Ⅱ-3990	西方宮木ケ谷	急傾斜地	西方地区センター	済	
194	公文名	109-Ⅱ-3989	西方公文ノ内榎下	急傾斜地	西方地区センター	済	
195	公文名	109-Ⅱ-3988	西方公文ノ内高寺ケ谷	急傾斜地	西方地区センター	済	
196	公文名	109-Ⅱ-3987	西方公文ノ内下谷	急傾斜地	西方地区センター	済	
197	堤	109-Ⅱ-3799	下平川矢ノ口	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
198	堤	109-Ⅱ-3797	下平川城下	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
199	堤	109-Ⅱ-3798	下平川寺屋敷	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
200	志瑞	109-Ⅱ-3800	下平川志味堂A	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
201	志瑞	109-Ⅰ-2000	下平川志味堂B	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
202	八幡谷	109-Ⅱ-3784	下平川八幡谷A	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
203	八幡谷	109-Ⅱ-3785	下平川八幡谷B	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
204	八幡谷	109-Ⅱ-3787	下平川八幡谷C	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
205	東組	109-Ⅱ-3788	下平川八幡谷D	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	

番号	自主防災会名	危険箇所番号	指定名称	区分	避難施設・避難経路		要配慮者利用施設
						ハザードマップ作成	
206	東組	109-Ⅱ-3789	下平川八幡谷E	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
207	奥の谷	109-Ⅰ-1995	下平川奥之谷	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
208	東組	109-Ⅱ-3794	下平川白貞A	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
209	東組	109-Ⅱ-3793	下平川白貞B	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
210	東組	109-Ⅰ-1993	下平川水ケ谷	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
211	東組	109-Ⅱ-3795	下平川瀧ケ谷A	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
212	東組	109-Ⅱ-3796	下平川瀧ケ谷B	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
213	東組	109-Ⅰ-3851	下平川北ノ谷A	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
214	東組	109-Ⅱ-3790	下平川北ノ谷B	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
215	東組	109-Ⅰ-3852	下平川井ノ木海戸	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
216	棚草	109-Ⅲ-0806	棚草桃ノ木ケ谷	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
217	棚草	109-Ⅲ-0805	棚草星谷A	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
218	棚草	109-Ⅱ-3778	棚草星谷B	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
219	棚草	109-Ⅱ-3766	棚草北之谷A	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
220	棚草	109-Ⅱ-3779	棚草北之谷B	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
221	棚草	109-Ⅱ-3767	棚草大谷	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
222	棚草	109-Ⅱ-3781	棚草北之谷C	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
223	棚草	109-Ⅱ-3780	棚草北之谷D	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
224	棚草	109-Ⅱ-3782	棚草殿之谷A	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
225	棚草	109-Ⅱ-3783	棚草殿之谷B	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
226	棚草	109-Ⅱ-3763	棚草狭間	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
227	棚草	109-Ⅱ-3762	棚草宮田	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
228	棚草	109-Ⅱ-3765	棚草馬場	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
229	赤土	109-Ⅱ-3764	赤土道金ケ谷	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
230	友田	109-Ⅱ-4014	友田西原B	急傾斜地	河城地区センター	済	
231	堀之内	109-Ⅱ-3952	堀之内西ノ谷A	急傾斜地	町部地区センター	済	
232	田ヶ谷	109-Ⅰ-2024	西方寺東	急傾斜地	西方地区センター	済	
233	緑ヶ丘	109-Ⅱ-3964	西方大淵ケ谷A	急傾斜地	町部地区センター	済	
234	堀田上・下	109-Ⅱ-3962	西方大淵ケ谷B	急傾斜地	西方地区センター	済	
235	堀田上・下	109-Ⅱ-3961	西方大豆尻A	急傾斜地	西方地区センター	済	
236	堀田上・下	109-Ⅰ-2032	西方腰前	急傾斜地	西方地区センター	済	
237	下本所	109-Ⅰ-2023	本所若宮	急傾斜地	六郷地区センター	済	
238	白岩段	109-Ⅰ-2984	加茂西狭間B	急傾斜地	加茂地区センター	済	
239	川島	109-Ⅱ-3869	東横地御領所	急傾斜地	横地小学校	済	
240	公文名	446-Ⅱ-010	堂ノ谷沢	土石流	西方地区センター	済	
241	公文名	446-Ⅱ-011	背戸ノ谷沢	土石流	西方地区センター	済	
242	公文名	446-Ⅱ-012	東ノ谷沢	土石流	西方地区センター	済	
243	東富田	109-Ⅱ-4004	富田眠り	急傾斜地	河城地区センター	済	
244	東富田	109-Ⅱ-4005	富田竝石A	急傾斜地	河城地区センター	済	
245	東富田	109-Ⅱ-4006	富田竝石B	急傾斜地	河城地区センター	済	
246	東富田	109-Ⅱ-4003	富田香ノ田A	急傾斜地	河城地区センター	済	

番号	自主防災会名	危険箇所番号	指定名称	区分	避難施設・避難経路		要配慮者利用施設
						ハザードマップ作成	
247	東富田	109-Ⅱ-4002	富田香ノ田B	急傾斜地	河城地区センター	済	
248	東富田	109-Ⅲ-0833	富田香ノ田C	急傾斜地	河城地区センター	済	
249	東富田	109-Ⅱ-4007	富田ドウドウ	急傾斜地	河城地区センター	済	
250	東富田	109-Ⅰ-2038	富田上海戸	急傾斜地	河城地区センター	済	
251	東富田	109-Ⅱ-4008	富田松平A	急傾斜地	河城地区センター	済	
252	東富田	109-Ⅱ-4009	富田松平B	急傾斜地	河城地区センター	済	
253	東富田	109-Ⅱ-4010	富田大平	急傾斜地	河城地区センター	済	
254	東富田	109-Ⅲ-0831	富田欠下	急傾斜地	河城地区センター	済	
255	東富田	109-Ⅱ-4011	富田野中田A	急傾斜地	河城地区センター	済	
256	東富田	109-Ⅱ-4012	富田野中田B	急傾斜地	河城地区センター	済	
257	東富田	109-Ⅲ-0832	富田栗ヶ谷	急傾斜地	河城地区センター	済	
258	東富田	109-Ⅱ-4015	富田黒土段	急傾斜地	河城地区センター	済	
259	上倉沢	109-Ⅱ-3942	倉沢山中	急傾斜地	河城地区センター	済	
260	上倉沢	109-Ⅰ-2042	倉沢宇十	急傾斜地	河城地区センター	済	
261	上倉沢	109-Ⅰ-2041	倉沢馬之頭	急傾斜地	河城地区センター	済	
262	下倉沢	109-Ⅰ-2040	倉沢寺段	急傾斜地	河城地区センター	済	
263	丹野	109-Ⅱ-3771	丹野下向田	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
264	三協	109-Ⅱ-3775	目木山伏塚A	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
265	三協	109-Ⅱ-3774	目木山伏塚B	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
266	三協	109-Ⅱ-3773	棚草天白	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
267	三協	109-Ⅱ-3768	棚草清水ヶ谷	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
268	三協	109-Ⅱ-3770	棚草岩ヶ崎	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
269	三協	109-Ⅰ-1990	猿渡向イ原	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
270	三協	109-Ⅰ-1991	猿渡胡輪海戸	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
271	川中	109-Ⅱ-3754	川上太田ノ谷	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
272	川西	109-Ⅱ-3761	川上寺之谷	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
273	川西	109-Ⅱ-3758	川上作ヶ谷口	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
274	川西	109-Ⅱ-3759	川上表之谷	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
275	高橋中	109-Ⅱ-3755	高橋奥磯部	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
276	高橋中	109-Ⅱ-3756	高橋磯部	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
277	高橋中	109-Ⅱ-3760	高橋中磯部	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
278	山西	109-Ⅰ-1983-2	高橋町西A	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
279	山西	109-Ⅰ-1983	高橋町西B	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
280	山西	109-Ⅰ-1984	高橋町東	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
281	山西	109-Ⅱ-3750	高橋五町	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
282	山西	109-Ⅰ-1982	高橋池ヶ谷	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
283	山西	109-Ⅱ-3749	高橋刃木	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
284	高橋中	109-Ⅱ-3751	高橋大胡桃	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
285	高橋中	109-Ⅰ-1985	高橋福松	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
286	高橋中	109-Ⅱ-3752	高橋一ノ井A	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
287	高橋中	109-Ⅱ-3753	高橋一ノ井B	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	

番号	自主防災会名	危険箇所番号	指定名称	区分	避難施設・避難経路		要配慮者利用施設
						ハザードマップ作成	
288	高橋口	109-Ⅱ-3741	高橋一ノ井C	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
289	高橋口	109-Ⅱ-3740	高橋一ノ井D	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
290	高橋中	109-Ⅰ-1977	高橋松ヶ谷A	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
291	高橋口	109-Ⅱ-3742	高橋松ヶ谷B	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
292	高橋口	109-Ⅱ-3739	高橋上竹	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
293	高橋口	109-Ⅱ-3737	高橋佐栗谷A	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
294	高橋口	109-Ⅱ-3738	高橋佐栗谷B	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
295	高橋口	109-Ⅰ-1976	高橋佐栗谷C	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
296	高橋口	109-Ⅱ-3736	高橋佐栗谷D	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
297	高橋口	109-Ⅰ-1975-2	高橋佐栗谷E	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
298	高橋口	109-Ⅱ-3743	高橋中山	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
299	高橋口	109-Ⅱ-3745	高橋粳田A	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
300	南町	109-Ⅰ-1978	高橋粳田B	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
301	高橋口	109-Ⅰ-1975	高橋坊之谷A	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
302	高橋口	109-Ⅱ-3735	高橋坊之谷B	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
303	高橋口	109-Ⅱ-3735-2	高橋坊之谷C	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
304	高橋口	109-Ⅱ-3734	高橋坊之谷D	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
305	高橋口	109-Ⅱ-3733	高橋坊之谷E	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
306	高橋口	109-Ⅱ-3729	高橋坊之谷F	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
307	高橋口	109-Ⅱ-3732	高橋坊之谷G	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
308	高橋口	109-Ⅱ-3731	高橋坊之谷H	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
309	高橋口	109-Ⅱ-3730	高橋坊之谷I	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
310	高橋口	109-Ⅱ-3728	高橋坊之谷J	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
311	東河東	109-Ⅱ-3747	河東宮田A	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
312	東河東	109-Ⅱ-3748	河東宮田B	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
313	東河東	109-Ⅰ-1981	河東宮田C	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
314	東河東	109-Ⅰ-1980	河東宮田D	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
315	東河東	109-Ⅱ-3727	河東東谷	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
316	東河東	109-Ⅱ-3726	河東中西	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
317	河東中	109-Ⅰ-1973	河東今間A	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
318	河東中	109-Ⅱ-3717	河東今間B	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
319	河東中	109-Ⅰ-1972	河東今間C	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
320	河東西	109-Ⅰ-3848	河東北之谷A	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
321	河東西	109-Ⅱ-3718	河東北之谷B	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
322	河東西	109-Ⅱ-3721	河東北之谷C	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
323	河東中	109-Ⅱ-3725	河東堀之内A	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
324	河東西	109-Ⅱ-3720	河東堀之内B	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
325	河東西	109-Ⅱ-3719	河東堀之内C	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
326	河東西	109-Ⅰ-1974	河東枝善A	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
327	河東西	109-Ⅱ-3722	河東枝善B	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
328	河東西	109-Ⅰ-3849	河東天神谷A	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	

番号	自主防災会名	危険箇所番号	指定名称	区分	避難施設・避難経路		要配慮者利用施設
						ハザードマップ作成	
329	河東西	109-Ⅱ-3723	河東天神谷B	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
330	河東西	109-Ⅱ-3724	河東谷坪A	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
331	河東西	109-Ⅱ-3724-2	河東谷坪B	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
332	大石	109-Ⅰ-2002	大石新田A	急傾斜地	小菊荘	済	
333	大石	109-Ⅱ-3746	大石新田B	急傾斜地	小菊荘	済	
334	大石	109-Ⅱ-3744	大石前山A	急傾斜地	小菊荘	済	
335	大石	109-Ⅰ-2003	大石前山B	急傾斜地	小菊荘	済	
336	大石	109-Ⅰ-2001	大石池之谷	急傾斜地	小菊荘	済	
337	三協	445-Ⅱ-009	猿渡沢	土石流	小笠東地区コミュニティセンター	済	
338	川西	445-Ⅱ-010	下組沢	土石流	小笠南地区コミュニティセンター	済	
339	河東西	445-Ⅰ-003	北之谷沢	土石流	小笠南地区コミュニティセンター	済	
340	河東西	445-Ⅰ-004	枝善沢	土石流	小笠南地区コミュニティセンター	済	
341	西平尾	109-Ⅱ-3915	中内田大口A	急傾斜地	内田地区センター	済	
342	川東	109-Ⅰ-1986	川上内谷田	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
343	古谷	109-Ⅰ-1988	古谷池田	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
344	丹野	109-Ⅱ-3776	丹野堂ケ谷A	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
345	丹野	109-Ⅱ-3777	丹野堂ケ谷B	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
346	丹野	109-Ⅱ-3801	丹野天ケ谷A	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
347	丹野	109-Ⅱ-3802	丹野天ケ谷B	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
348	丹野	109-Ⅱ-3803	丹野後田	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
349	丹野	109-Ⅱ-3804	丹野下毛田A	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
350	丹野	109-Ⅱ-3805	丹野元海戸	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
351	丹野	109-Ⅱ-3806	丹野柳谷	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
352	古谷	109-Ⅱ-3807	古谷平六田A	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
353	丹野	109-Ⅱ-3808	丹野橋戸	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
354	古谷	109-Ⅱ-3809	丹野小出前	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
355	川東	109-Ⅱ-3810	川上南谷田	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
356	原磯部	109-Ⅱ-3811	高橋唐沢	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
357	古谷	109-Ⅱ-3812	古谷平六田B	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
358	丹野	109-Ⅲ-0803	丹野大薮	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
359	丹野	109-Ⅲ-0804	丹野下毛田B	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
360	原磯部	109-Ⅲ-0807	高橋奥磯部A	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
361	古谷	109-Ⅰ-1988-2	川上薮下	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
362	丹野	109-Ⅱ-3802-2	丹野中向田	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
363	丹野	109-Ⅱ-3804-2	丹野姥海戸	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
364	丹野	109-Ⅱ-3805-2	丹野上海戸	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
365	古谷	109-Ⅱ-3807-2	古谷内谷A	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
366	古谷	109-Ⅱ-3807-3	古谷内谷B	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
367	古谷	109-Ⅱ-3812-2	川上清水ケ谷	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
368	古谷	109-Ⅱ-3812-3	川上大地ケ谷	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
369	西富田	109-Ⅰ-2036	富田奈良荒	急傾斜地	河城地区センター	済	

番号	自主防災会名	危険箇所番号	指定名称	区分	避難施設・避難経路		要配慮者利用施設
						ハザードマップ作成	
370	西富田	109-Ⅰ-2037	富田中山段	急傾斜地	河城地区センター	済	
371	西富田	109-Ⅱ-3946	富田李ノ谷	急傾斜地	河城地区センター	済	
372	西富田	109-Ⅱ-3947	富田下川原	急傾斜地	河城地区センター	済	
373	西富田	109-Ⅱ-3948	富田蔵田	急傾斜地	河城地区センター	済	
374	西富田	109-Ⅱ-3996	富田井ノ鼻	急傾斜地	河城地区センター	済	
375	西富田	109-Ⅱ-3997	富田新田	急傾斜地	河城地区センター	済	
376	西富田	109-Ⅱ-3998	富田市代谷	急傾斜地	河城地区センター	済	
377	西富田	109-Ⅱ-3999	富田名張田	急傾斜地	河城地区センター	済	
378	西富田	109-Ⅱ-4001	富田小林	急傾斜地	河城地区センター	済	
379	西富田	109-Ⅲ-0818	富田南ノ谷	急傾斜地	河城地区センター	済	
380	西富田	109-Ⅲ-0819	富田日陰	急傾斜地	河城地区センター	済	
381	西富田	109-Ⅲ-0820	富田柿本	急傾斜地	河城地区センター	済	
382	西富田	109-Ⅲ-0828	富田畑ケ田	急傾斜地	河城地区センター	済	
383	西富田	109-Ⅱ-3998-2	富田桐久保	急傾斜地	河城地区センター	済	
384	西富田	109-Ⅲ-0818-2	富田向井	急傾斜地	河城地区センター	済	
385	西富田	109-Ⅲ-0819-2	富田中島	急傾斜地	河城地区センター	済	
386	西富田	109-Ⅲ-0819-3	富田道上ケ谷	急傾斜地	河城地区センター	済	
387	古谷	445-Ⅰ-001	古谷高太郎沢	土石流	小笠東地区コミュニティセンター	済	
388	川東	445-Ⅰ-002	川上谷欠沢	土石流	小笠東地区コミュニティセンター	済	
389	丹野	445-Ⅱ-002	丹野天ケ谷沢	土石流	小笠東地区コミュニティセンター	済	
390	古谷	445-Ⅱ-003	古谷貝沢	土石流	小笠東地区コミュニティセンター	済	
391	川東	445-Ⅱ-004	川上七曲沢	土石流	小笠東地区コミュニティセンター	済	
392	川東	445-Ⅱ-005	川上大地ケ谷沢A	土石流	小笠東地区コミュニティセンター	済	
393	川東	445-Ⅱ-006	川上大地ケ谷沢B	土石流	小笠東地区コミュニティセンター	済	
394	川東	445-Ⅱ-007	川上清水ケ谷沢	土石流	小笠東地区コミュニティセンター	済	
395	古谷	445-Ⅱ-008	古谷内谷沢	土石流	小笠東地区コミュニティセンター	済	
396	西富田	446-Ⅱ-001	富田井戸沢	土石流	河城地区センター	済	
397	西富田	446-Ⅱ-002	富田市代ノ谷川	土石流	河城地区センター	済	
398	西富田	446-Ⅱ-003	富田道上ケ谷沢	土石流	河城地区センター	済	
399	沢田	109-Ⅱ-3983	西方沢田	急傾斜地	西方地区センター	済	
400	堀田上・下	109-Ⅱ-3960	西方東ノ谷A	急傾斜地	西方地区センター	済	
401	堀田上・下	109-Ⅱ-3958	西方後藤ヶ谷	急傾斜地	西方地区センター	済	
402	緑ヶ丘	109-Ⅱ-3968	西方大淵ヶ谷C	急傾斜地	西方地区センター	済	
403	堀田上・下	109-Ⅱ-3967	西方山本A	急傾斜地	西方地区センター	済	
404	吉沢	109-I-3860	吉沢上ノ段	急傾斜地	河城地区センター	済	河城小学校（菊川市吉沢556）
405	牛渕上・下	109-Ⅱ-3936	牛渕後沢	急傾斜地	六郷地区センター	済	
406	青葉台３丁目	109-Ⅱ-3847	半済堂ノ谷A	急傾斜地	青葉台コミュニティセンター	済	
407	下本所	109-Ⅰ-3856	本所新井	急傾斜地	六郷地区センター	済	六郷小学校（菊川市本所2200）
408	下本所	109-Ⅱ-3868	本所三堂	急傾斜地	六郷地区センター	済	
409	下半済	109-Ⅱ-3840	半済池通A	急傾斜地	六郷地区センター	済	
410	下半済	109-Ⅱ-3839	半済井口	急傾斜地	六郷地区センター	済	

番号	自主防災会名	危険箇所番号	指定名称	区分	避難施設・避難経路		要配慮者利用施設
						ハザードマップ作成	
411	小出	109-Ⅱ-3838	小出井口A	急傾斜地	六郷地区センター	済	
412	小出	109-Ⅱ-3833	小出谷田C	急傾斜地	六郷地区センター	済	
413	小出	109-Ⅱ-3834	小出谷田D	急傾斜地	六郷地区センター	済	
414	小出	109-Ⅱ-3836	小出角田A	急傾斜地	六郷地区センター	済	
415	小出	109-Ⅱ-3830	小出桟敷田	急傾斜地	六郷地区センター	済	
416	下半済	109-Ⅱ-3874	半済深ヶ谷	急傾斜地	六郷地区センター	済	
417	下半済	109-Ⅱ-3876	半済池通B	急傾斜地	六郷地区センター	済	
418	牛渕上・下	109-Ⅱ-3860	牛渕行田ヶ谷	急傾斜地	六郷地区センター	済	
419	御門	109-Ⅱ-3887	中内田御門A	急傾斜地	内田地区センター	済	
420	東平尾	109-Ⅰ-2009	中内田水洗C	急傾斜地	内田地区センター	済	
421	東平尾	109-Ⅱ-3914	中内田東平尾	急傾斜地	内田地区センター	済	
422	東平尾	109-Ⅱ-3914-2	中内田野添D	急傾斜地	内田地区センター	済	
423	段平尾	109-Ⅰ-2985	下内田段C	急傾斜地	内田地区センター	済	
424	西平尾	109-Ⅱ-3921	中内田井荒田	急傾斜地	内田地区センター	済	
425	稲荷部	109-Ⅱ-3928	下内田蛭田E	急傾斜地	内田地区センター	済	
426	三沢	109-Ⅱ-3814-2	三沢ふしの木A	急傾斜地	横地小学校	済	
427	三沢	109-Ⅱ-3814	三沢ふしの木B	急傾斜地	横地小学校	済	
428	三沢	109-Ⅱ-3816	三沢佐次兵衛谷A	急傾斜地	横地小学校	済	
429	三沢	109-Ⅱ-3824	三沢北ノ谷A	急傾斜地	横地小学校	済	
430	三沢	109-Ⅱ-3826	三沢北ノ谷B	急傾斜地	横地小学校	済	
431	三沢	109-Ⅱ-3825	三沢北ノ谷C	急傾斜地	横地小学校	済	
432	三沢	109-Ⅱ-3823	三沢北ノ谷D	急傾斜地	横地小学校	済	
433	三沢	109-Ⅱ-3822	三沢北ノ谷E	急傾斜地	横地小学校	済	
434	三沢	109-Ⅱ-3820	三沢北ノ谷F	急傾斜地	横地小学校	済	
435	三協	109-Ⅰ-0079	目木菖蒲田	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
436	古谷	109-Ⅱ-3813	古谷内谷C	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
437	三協	109-Ⅱ-3769	棚草下河原田	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
438	志瑞	109-Ⅱ-3786	下平川瑞泉ヶ谷	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
439	八幡谷	109-Ⅰ-3850	下平川八幡谷F	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
440	八幡谷	109-Ⅱ-3792	下平川八幡谷G	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
441	八幡谷	109-Ⅱ-3791	下平川八幡谷H	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
442	東河東	109-Ⅰ-0078	高橋谷田A	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
443	南町	109-Ⅰ-1979	南新道	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
444	古谷	109-Ⅰ-1987	池田	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
445	奥の谷	109-Ⅰ-1994	奥之谷	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
446	志瑞	109-Ⅰ-1999	瑞泉ヶ谷A	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
447	三沢	109-Ⅰ-2004	前田	急傾斜地	横地小学校	済	
448	三沢	109-Ⅰ-2005	三沢田中	急傾斜地	横地小学校	済	
449	三沢	109-Ⅰ-2006	宮下	急傾斜地	横地小学校	済	
450	三沢	109-Ⅰ-2007	三沢山田	急傾斜地	横地小学校	済	
451	西平尾	109-Ⅰ-2008	西平尾	急傾斜地	内田地区センター	済	

番号	自主防災会名	危険箇所番号	指定名称	区分	避難施設・避難経路		要配慮者利用施設
						ハザードマップ作成	
452	御門	109-Ⅰ-2010	御門	急傾斜地	内田地区センター	済	
453	森	109-Ⅰ-2011	森	急傾斜地	内田地区センター	済	
454	森	109-Ⅰ-2012	栗原	急傾斜地	内田地区センター	済	
455	神尾上・下	109-Ⅰ-2015	神尾大平	急傾斜地	六郷地区センター	済	
456	神尾上・下	109-Ⅰ-2017	神尾住川	急傾斜地	六郷地区センター	済	
457	神尾上・下	109-Ⅰ-2018	神尾	急傾斜地	六郷地区センター	済	
458	牛渕上・下	109-Ⅰ-2020	小沢	急傾斜地	六郷地区センター	済	
459	田ヶ谷	109-Ⅰ-2025	田ヶ谷No.1	急傾斜地	西方地区センター	済	
460	田ヶ谷	109-Ⅰ-2026	田ヶ谷No.2	急傾斜地	西方地区センター	済	
461	田ヶ谷	109-Ⅰ-2027	屋ノ谷	急傾斜地	西方地区センター	済	
462	島川	109-Ⅰ-2029	山崎側	急傾斜地	西方地区センター	済	
463	島川	109-Ⅰ-2030	東ノ谷	急傾斜地	西方地区センター	済	
464	公文名	109-Ⅰ-2035	公文名	急傾斜地	西方地区センター	済	
465	沢水加	109-Ⅰ-2044	沢水加下	急傾斜地	河城地区センター	済	
466	沢水加	109-Ⅰ-2045	沢水加上	急傾斜地	河城地区センター	済	
467	棚草	109-Ⅰ-1992	神明前A	急傾斜地	小笠東地区コミュニティセンター	済	
468	下半済	109-Ⅰ-2021	榎下	急傾斜地	六郷地区センター	済	
469	沢水加	446-S-006	沢水加前ヶ島沢	土石流	河城地区センター	済	
470	沢水加	446-S-007	沢水加三反田沢	土石流	河城地区センター	済	
471	沢水加	446-S-009	沢水加屋敷下沢	土石流	河城地区センター	済	
472	沢水加	446-S-010	沢水加屋敷下沢A	土石流	河城地区センター	済	
473	沢水加	446-S-011	沢水加川原沢	土石流	河城地区センター	済	
474	沢水加	446-S-012	沢水加宮段沢	土石流	河城地区センター	済	
475	沢水加	446-S-013	沢水加畑ヶ田沢	土石流	河城地区センター	済	
476	吉沢	446-S-014	吉沢山ノ神沢	土石流	河城地区センター	済	
477	東富田	446-S-017	富田中尾沢	土石流	河城地区センター	済	
478	東富田	446-S-018	富田ドウドウ沢	土石流	河城地区センター	済	
479	東富田	446-S-019	富田寺段沢	土石流	河城地区センター	済	
480	下倉沢	109-S-0806	倉沢東峰	急傾斜地	河城地区センター	済	
481	下倉沢	109-S-0809	倉沢森下	急傾斜地	河城地区センター	済	
482	上倉沢	109-S-0811	倉沢落井	急傾斜地	河城地区センター	済	
483	上倉沢	109-S-0813	倉沢山中A	急傾斜地	河城地区センター	済	
484	下倉沢	109-S-0814	倉沢佐別当	急傾斜地	河城地区センター	済	
485	沢水加	109-S-0821	沢水加金右エ門下	急傾斜地	河城地区センター	済	
486	沢水加	109-S-0823	沢水加原	急傾斜地	河城地区センター	済	
487	吉沢	109-S-0829	吉沢入道ケ谷	急傾斜地	河城地区センター	済	
488	友田	109-S-0837	友田谷広前	急傾斜地	河城地区センター	済	
489	友田	109-S-0839	友田六反田	急傾斜地	河城地区センター	済	
490	友田	109-S-0841	友田鍛冶段	急傾斜地	河城地区センター	済	
491	東富田	109-S-0842	富田細谷	急傾斜地	河城地区センター	済	
492	東富田	109-S-0843	富田香ノ田D	急傾斜地	河城地区センター	済	

番号	自主防災会名	危険箇所番号	指定名称	区分	避難施設・避難経路		要配慮者利用施設
						ハザードマップ作成	
493	東富田	109-S-0844	富田叶薬師	急傾斜地	河城地区センター	済	
494	東富田	109-S-0845	富田漆畑	急傾斜地	河城地区センター	済	
495	東富田	109-S-0848	富田中尾	急傾斜地	河城地区センター	済	
496	東富田	109-S-0859	富田黒土段A	急傾斜地	河城地区センター	済	
497	西富田	109-S-0866	富田山口沢	急傾斜地	河城地区センター	済	
498	和田	109-S-0874	和田クヌキ田	急傾斜地	河城地区センター	済	
499	和田	109-S-0875	和田勘六	急傾斜地	河城地区センター	済	
500	和田	109-S-0877	和田布巾谷	急傾斜地	河城地区センター	済	
501	和田	109-S-0880	和田向山	急傾斜地	河城地区センター	済	
502	潮海寺	109-S-0885	潮海寺堂橋A	急傾斜地	河城地区センター	済	
503	潮海寺	109-S-0887	潮海寺掛下	急傾斜地	河城地区センター	済	
504	潮海寺	109-S-0888	潮海寺小泉	急傾斜地	河城地区センター	済	
505	潮海寺	109-S-0894	潮海寺道清A	急傾斜地	河城地区センター	済	
506	潮海寺	109-S-0895	潮海寺道清B	急傾斜地	町部地区センター	済	
507	上本所	109-S-0919	半済山田A	急傾斜地	六郷地区センター	済	
508	丹野	109-S-0933	棚草宇津梨	急傾斜地	牧之原地区センター	済	
509	上本所	109-S-0937	本所雁三	急傾斜地	六郷地区センター	済	菊川東中学校（菊川市本所670）
510	上本所	109-S-0938	本所山田A	急傾斜地	六郷地区センター	済	
511	上本所	109-S-0939	本所山田B	急傾斜地	六郷地区センター	済	
512	上本所	109-S-0940	本所山田C	急傾斜地	六郷地区センター	済	
513	下本所	109-S-0942	本所古田C	急傾斜地	六郷地区センター	済	
514	下本所	109-S-0945	本所新井	急傾斜地	六郷地区センター	済	
515	下本所	109-S-0946	本所下田A	急傾斜地	六郷地区センター	済	六郷小学校（菊川市本所2200）
516	下本所	109-S-0947	本所下田B	急傾斜地	六郷地区センター	済	
517	堀之内	109-S-0958	堀之内池ノ谷	急傾斜地	西方地区センター	済	
518	堀之内	109-S-0959	堀之内美登ケ谷A	急傾斜地	西方地区センター	済	
519	堀之内	109-S-0960	堀之内美登ケ谷B	急傾斜地	西方地区センター	済	
520	堀之内	109-S-0961	堀之内瓦川A	急傾斜地	西方地区センター	済	
521	日吉町	109-S-0962	堀之内西ノ谷C	急傾斜地	西方地区センター	済	
522	緑ヶ丘	109-S-0964	堀之内天白浦	急傾斜地	西方地区センター	済	
523	西通り打上	109-S-0965	堀之内大林	急傾斜地	町部地区センター	済	愛育保育園・堀之内幼稚園（菊川市堀之内69）
524	公文名	109-S-0889	西方菰ケ谷C	急傾斜地	西方地区センター	済	
525	島川	109-S-0963	西方東ノ谷A	急傾斜地	西方地区センター	済	
526	公文名	109-S-0976	西方七ツ枝A	急傾斜地	西方地区センター	済	
527	公文名	109-S-0977	西方七ツ枝B	急傾斜地	西方地区センター	済	
528	公文名	109-S-0979	西方公文ノ内五反田	急傾斜地	西方地区センター	済	
529	公文名	109-S-0981	西方上千ケ谷	急傾斜地	西方地区センター	済	
530	公文名	109-S-0982	西方公文ノ内宮下A	急傾斜地	西方地区センター	済	
531	公文名	109-S-0984	西方萩ノ谷	急傾斜地	西方地区センター	済	
532	沢田	109-S-0986	西方向田	急傾斜地	西方地区センター	済	
533	沢田	109-S-0987	西方小道	急傾斜地	西方地区センター	済	

番号	自主防災会名	危険箇所番号	指定名称	区分	避難施設・避難経路		要配慮者利用施設
						ハザードマップ作成	
534	東富田	446-S-021	富田七皇子ケ谷沢	土石流	河城地区センター	済	
535	公文名	446-S-025	西方東ノ谷沢	土石流	西方地区センター	済	
536	公文名	446-S-026	西方公文ノ内髙寺ケ谷沢	土石流	西方地区センター	済	
537	沢田	446-S-027	西方別ケ谷沢	土石流	西方地区センター	済	
538	沢田	446-S-028	西方田ノ谷沢	土石流	西方地区センター	済	
539	島川	446-S-029	西方山崎沢	土石流	西方地区センター	済	
540	田ケ谷	446-S-030	西方法川沢	土石流	西方地区センター	済	
541	牛渕上・下	446-S-033	牛渕ウツキ沢G	土石流	六郷地区センター	済	
542	牛渕上・下	446-S-036	小沢柿ノ木田沢	土石流	六郷地区センター	済	
543	神尾上・下	446-S-041	神尾住川沢	土石流	六郷地区センター	済	
544	奥横地、神尾上・下	446-S-043	神尾南山沢	土石流	六郷地区センター	済	
545	奥横地	446-S-046	東横地弥平次谷沢	土石流	横地小学校、六郷地区センター	済	
546	奥横地	446-S-047	東横地殿ケ谷沢	土石流	横地小学校、六郷地区センター	済	
547	三沢	446-S-049	三沢猿田谷沢	土石流	横地小学校、六郷地区センター	済	
548	三沢	446-S-050	三沢寺ノ谷沢	土石流	横地小学校、六郷地区センター	済	
549	下本所	446-S-052	本所古田沢	土石流	六郷地区センター	済	
550	下半済	446-S-055	半済池ノ谷沢	土石流	六郷地区センター	済	
551	六本松	109-S-0803	倉沢中平	急傾斜地	河城地区センター	済	
552	虹の丘	109-S-0896	半済山田B	急傾斜地	六郷地区センター	済	
553	打上	109-S-0948	半済西原A	急傾斜地	六郷地区センター	済	
554	下半済	109-S-0954	半済深ケ谷A	急傾斜地	六郷地区センター	済	
555	下半済	109-S-0955	半済深ケ谷B	急傾斜地	六郷地区センター	済	
556	下半済	109-S-0956	半済深ケ谷C	急傾斜地	六郷地区センター	済	
557	下半済	109-S-0957	半済深ケ谷D	急傾斜地	六郷地区センター	済	
558	下半済	109-S-1042	半済深ケ谷E	急傾斜地	六郷地区センター	済	菊川市立総合病院（菊川市半済1632）
559	牛渕上・下	109-S-0905	牛渕東谷A	急傾斜地	六郷地区センター	済	
560	牛渕上・下	109-S-0906	牛渕東谷B	急傾斜地	六郷地区センター	済	
561	牛渕上・下	109-S-0907	牛渕松ノ木田	急傾斜地	六郷地区センター	済	
562	牛渕上・下	109-S-0908	牛渕坂下	急傾斜地	六郷地区センター	済	
563	牛渕上・下	109-S-0910	牛渕ウツキ沢E	急傾斜地	六郷地区センター	済	
564	牛渕上・下	109-S-0912	牛渕ウツキ沢F	急傾斜地	六郷地区センター	済	
565	牛渕上・下	109-S-0916	牛渕行田ケ谷A	急傾斜地	六郷地区センター	済	
566	牛渕上・下	109-S-0917	牛渕行田ケ谷B	急傾斜地	六郷地区センター	済	
567	牛渕上・下	109-S-0929	牛渕里	急傾斜地	六郷地区センター	済	
568	牧之原上	109-S-0921	小沢大欠原	急傾斜地	六郷地区センター	済	
569	牧之原上	109-S-0922	小沢大平原	急傾斜地	六郷地区センター	済	
570	牛渕上・下	109-S-0928	小沢坂下	急傾斜地	六郷地区センター	済	
571	三沢	109-S-1130	三沢北ノ谷G	急傾斜地	横地小学校、六郷地区センター	済	
572	三沢	109-S-1131	三沢北ノ谷H	急傾斜地	横地小学校、六郷地区センター	済	
573	三沢	109-S-1132	三沢南ケ谷	急傾斜地	横地小学校、六郷地区センター	済	
574	三沢	109-S-1134	三沢北ノ谷I	急傾斜地	横地小学校、六郷地区センター	済	

番号	自主防災会名	危険箇所番号	指定名称	区分	避難施設・避難経路		要配慮者利用施設
						ハザードマップ作成	
575	三沢	109-S-1137	三沢刃太郎ケ谷	急傾斜地	横地小学校、六郷地区センター	済	
576	沢田	109-S-0989	西方下ノ谷A	急傾斜地	西方地区センター	済	
577	沢田	109-S-0991	西方別ケ谷	急傾斜地	西方地区センター	済	
578	沢田	109-S-0992	西方下ノ谷B	急傾斜地	西方地区センター	済	
579	沢田	109-S-0994	西方鮒子	急傾斜地	西方地区センター	済	
580	緑が丘、堀田上	109-S-0995	西方大淵ケ谷D	急傾斜地	西方地区センター	済	
581	堀田上・下	109-S-0996	西方寺田	急傾斜地	西方地区センター	済	
582	堀田上	109-S-0997	西方西ノ谷E	急傾斜地	西方地区センター	済	
583	堀田上	109-S-0998	西方西ノ谷F	急傾斜地	西方地区センター	済	
584	島川	109-S-0999	西方西ノ谷G	急傾斜地	西方地区センター	済	
585	島川	109-S-1001	西方西ノ谷H	急傾斜地	西方地区センター	済	
586	島川	109-S-1002	西方徳ケ谷C	急傾斜地	西方地区センター	済	
587	島川	109-S-1004	西方徳ケ谷D	急傾斜地	西方地区センター	済	
588	田ケ谷	109-S-1008	西方背ノ谷	急傾斜地	西方地区センター	済	
589	沢田	109-S-1009	西方大藪沢	急傾斜地	西方地区センター	済	
590	田ケ谷	109-S-1012	西方後山	急傾斜地	西方地区センター	済	東遠学園組合　東遠学園（菊川市西方4345-2）
591	神尾上・下	109-S-1031	神尾井谷沢	急傾斜地	六郷地区センター	済	
592	神尾上・下	109-S-1033	神尾上ノ山	急傾斜地	六郷地区センター	済	
593	神尾上・下	109-S-1039	神尾山脇	急傾斜地	六郷地区センター	済	
594	神尾上・下	109-S-1040	神尾矢田ノ谷	急傾斜地	六郷地区センター	済	
595	神尾上・下	109-S-1044	神尾大平D	急傾斜地	六郷地区センター	済	
596	小川端	109-S-1046	加茂山本	急傾斜地	加茂地区センター	済	
597	長池	109-S-1047	加茂長池F	急傾斜地	加茂地区センター	済	
598	西袋	109-S-1048	加茂西袋	急傾斜地	加茂地区センター	済	
599	白岩段	109-S-1050	加茂西狭間C	急傾斜地	加茂地区センター	済	
600	白岩段	109-S-1051	加茂深田	急傾斜地	加茂地区センター	済	
601	白岩段	109-S-1055	加茂山田B	急傾斜地	加茂地区センター	済	
602	白岩段	109-S-1056	加茂尾花E	急傾斜地	加茂地区センター	済	
603	白岩段	109-S-1057	加茂尾花F	急傾斜地	加茂地区センター	済	
604	白岩段	109-S-1058	加茂尾花G	急傾斜地	加茂地区センター	済	
605	御門	109-S-1060	中内田御門B	急傾斜地	内田地区センター	済	
606	政所	109-S-1061	中内田籠田A	急傾斜地	内田地区センター	済	
607	森	109-S-1067	中内田黒木	急傾斜地	内田地区センター	済	
608	東平尾	109-S-1070	中内田大島A	急傾斜地	内田地区センター	済	
609	東平尾	109-S-1073	中内田大島B	急傾斜地	内田地区センター	済	
610	東平尾	109-S-1074	中内田小池田	急傾斜地	内田地区センター	済	
611	西平尾	109-S-1081	中内田札田	急傾斜地	内田地区センター	済	
612	西平尾	109-S-1085	中内田大口D	急傾斜地	内田地区センター	済	
613	平尾	109-S-1088	中内田野添F	急傾斜地	内田地区センター	済	
614	段平尾	109-S-1062	下内田段D	急傾斜地	内田地区センター	済	
615	段平尾	109-S-1160	下内田段E	急傾斜地	内田地区センター	済	

番号	自主防災会名	危険箇所番号	指定名称	区分	避難施設・避難経路		要配慮者利用施設
						ハザードマップ作成	
616	段平尾	109-S-1161	下内田段F	急傾斜地	内田地区センター	済	
617	稲荷部	109-S-1162	下内田松山A	急傾斜地	内田地区センター	済	
618	三沢	109-S-1097	東横地小太郎	急傾斜地	横地小学校、六郷地区センター	済	
619	奥横地	109-S-1099	東横地殿ケ谷A	急傾斜地	横地小学校、六郷地区センター	済	
620	奥横地	109-S-1100	東横地殿ケ谷B	急傾斜地	横地小学校、六郷地区センター	済	
621	奥横地	109-S-1101	東横地中上A	急傾斜地	横地小学校、六郷地区センター	済	
622	奥横地	109-S-1103	東横地才坂	急傾斜地	横地小学校、六郷地区センター	済	
623	段横地	109-S-1104	東横地西側A	急傾斜地	横地小学校、六郷地区センター	済	
624	段横地	109-S-1105	東横地柚ノ木	急傾斜地	横地小学校、六郷地区センター	済	
625	段横地	109-S-1106	東横地瀬分側A	急傾斜地	横地小学校、六郷地区センター	済	
626	段横地	109-S-1107	東横地御領所A	急傾斜地	横地小学校、六郷地区センター	済	静岡県立小笠高等学校（菊川市東横地122-3）
627	段横地	109-S-1108	東横地御領所B	急傾斜地	横地小学校、六郷地区センター	済	静岡県立小笠高等学校（菊川市東横地122-3）
628	段横地	109-S-1109	東横地御領所C	急傾斜地	横地小学校、六郷地区センター	済	静岡県立小笠高等学校（菊川市東横地122-3）
629	段横地	109-S-1110	東横地御領所D	急傾斜地	横地小学校、六郷地区センター	済	
630	丹野	446-S-061	丹野姥海戸沢	土石流	小笠東小学校	済	
631	古谷	446-S-076	古谷平六田沢	土石流	小笠東小学校	済	
632	古谷	446-S-077	古谷高太郎沢A	土石流	小笠東小学校	済	
633	布引原	446-S-080	川上七曲下沢	土石流	布引原南公民館	済	
634	川上	446-S-081	川上大地ケ谷沢C	土石流	小笠東小学校	済	
635	川上	446-S-082	川上表之谷沢	土石流	小笠東小学校	済	
636	高橋	446-S-088	高橋唐沢川	土石流	小笠南地区コミュニティセンター	済	
637	高橋	446-S-089	高橋奥磯部沢	土石流	小笠南地区コミュニティセンター	済	
638	高橋	446-S-090	高橋磯部沢	土石流	小笠南地区コミュニティセンター	済	
639	高橋	446-S-094	高橋大胡桃沢	土石流	小笠南地区コミュニティセンター	済	
640	高橋	446-S-098	高橋松ケ谷沢	土石流	小笠南地区コミュニティセンター	済	
641	河東	446-S-105	河東天神谷沢	土石流	小笠南地区コミュニティセンター	済	
642	倉沢	109-S-0804	倉沢神尾沢	急傾斜地	河城地区センター	済	
643	倉沢	109-S-0816	倉沢秋常	急傾斜地	河城地区センター	済	
644	沢水加	109-S-0819	沢水加打ナシ	急傾斜地	河城地区センター	済	
645	富田	109-S-0861	富田井ノ上	急傾斜地	河城地区センター	済	
646	富田	109-S-0865	富田辰間沢	急傾斜地	河城地区センター	済	
647	棚草	109-S-0936	棚草宇津梨A	急傾斜地	小笠東小学校	済	
648	棚草	109-I-1989	棚草耕手田	急傾斜地	小笠東小学校	済	
649	西方	109-S-1016	西方百合切	急傾斜地	西方地区センター	済	
650	西方	109-S-1018	西方間虫ケ谷	急傾斜地	西方地区センター	済	
651	西方	109-S-1020	西方尾花ノ谷	急傾斜地	西方地区センター	済	
652	西方	109-S-1023	西方南ノ谷	急傾斜地	西方地区センター	済	
653	平尾	109-S-1087	中内田野添E	急傾斜地	内田地区センター	済	
654	布引原	109-S-1111	丹野堤平	急傾斜地	布引原南公民館	済	
655	布引原	109-S-1112	丹野白畑	急傾斜地	布引原南公民館	済	
656	丹野	109-S-1115	丹野不分谷	急傾斜地	小笠東小学校	済	

番号	自主防災会名	危険箇所番号	指定名称	区分	避難施設・避難経路		要配慮者利用施設
						ハザードマップ作成	
657	丹野	109-S-1117	丹野下向田	急傾斜地	小笠東小学校	済	
658	布引原	109-S-1118	古谷貝沢A	急傾斜地	布引原南公民館	済	
659	布引原	109-S-1119	古谷貝沢B	急傾斜地	布引原南公民館	済	
660	布引原	109-S-1121	古谷貝沢C	急傾斜地	布引原南公民館	済	
661	布引原	109-S-1128	赤土赤土原	急傾斜地	布引原南公民館	済	
662	布引原	109-S-1129	赤土赤土沢	急傾斜地	布引原南公民館	済	
663	三沢	109-S-1135	三沢北ノ谷J	急傾斜地	横地小学校	済	
664	三沢	109-S-1136	三沢南ケ谷A	急傾斜地	横地小学校	済	
665	目木	109-S-1146	目木池下	急傾斜地	小笠東小学校	済	
666	棚草	109-S-1151	棚草星谷C	急傾斜地	小笠東小学校	済	
667	棚草	109-S-1152	棚草星谷D	急傾斜地	小笠東小学校	済	
668	棚草	109-S-1154	棚草城山A	急傾斜地	小笠東小学校	済	
669	棚草	109-S-1155	棚草奥狭間A	急傾斜地	小笠東小学校	済	いきいきホーム松風苑・軽費老人ホーム和松園（菊川市棚草1258）、特別養護老人ホーム松寿園（菊川市棚草1261）、障がい者支援施設清松園（菊川市棚草1284）
670	棚草	109-S-1156	棚草奥狭間B	急傾斜地	小笠東小学校	済	特別養護老人ホーム松寿園（菊川市棚草1261）、和松会デイサービスセンター（菊川市猿渡260-1）
671	棚草	109-S-1157	棚草城山B	急傾斜地	小笠東小学校	済	
672	棚草	109-S-1158	棚草馬場A	急傾斜地	小笠東小学校	済	
673	下平川	109-S-1164	下平川元朱印A	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
674	下平川	109-S-1165	下平川元朱印B	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
675	下平川	109-S-1168	下平川志味堂C	急傾斜地	平川コミュニティ防災センター	済	
676	上平川	109-S-1170	上平川向	急傾斜地	小笠北小学校	済	
677	猿渡	109-S-1172	猿渡西ノ谷	急傾斜地	小笠東小学校	済	
678	川上	109-S-1178	川上五ケ谷	急傾斜地	小笠東小学校	済	
679	川上	109-S-1179	川上寺之谷A	急傾斜地	小笠東小学校	済	
680	川上	109-S-1180	川上前田	急傾斜地	小笠東小学校	済	
681	原磯部	109-S-1182	高橋唐沢A	急傾斜地	布引原南公民館	済	
682	高橋	109-S-1188	高橋八反田	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
683	高橋	109-S-1191	高橋五町A	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
684	高橋	109-S-1193	高橋中磯部A	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
685	高橋	109-S-1195	高橋刃木A	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
686	高橋	109-S-1198	高橋佐栗谷F	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
687	河東	109-S-1201	河東東谷A	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
688	河東	109-S-1202	河東堀之内D	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
689	河東	109-S-1203	河東今間D	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
690	河東	109-S-1208	河東池之谷A	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
691	河東	109-S-1210	河東池之谷B	急傾斜地	小笠南地区コミュニティセンター	済	
692	倉沢	109-S-0804-2	倉沢神尾沢A	急傾斜地	河城地区センター	済	
693	友田	109-S-0816-2	友田馬坂	急傾斜地	河城地区センター	済	
694	半済	189	半済	地滑り	六郷地区センター	済	菊川東中学校（菊川市本所670）
695	倉沢	446-001	倉沢R	地滑り	河城地区センター	済	
696	倉沢	N5	倉沢N	地滑り	河城地区センター	済	

番号	自主防災会名	危険箇所番号	指定名称	区分	避難施設・避難経路		要配慮者利用施設
						ハザードマップ作成	
697	倉沢	N14	倉沢西	地滑り	河城地区センター	済	

・土砂災害に関する情報の収集・警報の発令等については、地域防災計画一般対策編第２章第３節第２項「情報の収集、伝達及び提供と活用」において定める。

・土砂災害に係る避難訓練の実施については、地域防災計画第２章第３節第５項「防災知識の普及及び「土砂災害に対する防災訓練の実施」において定める。

・救助に関する事項については、地域防災計画第２章第21節「救助・救急活動に関する計画」において定める。

・要配慮者施設への情報の伝達等については、第２章第20節「要配慮者支援計画」において定める。

１－４　山腹崩壊危険地区（県・中遠農林事務所治山課　令和５年12月末現在）

番号	地区	大字	字	危険度	人家戸数	公用・公共施設
1	小笠南１	高橋	佐栗谷	C	8	0
2	小笠南２	高橋	福松	B	25	0
3	小笠南３	河東	天神谷	B	106	2
4	横地１	三沢	前田	B	17	1
5	横地２	三沢	田中	C	7	0
6	横地３	三沢	田中	C	9	0
7	河城１	沢水加	畑ヶ田	B	29	0
8	河城２	友田	西原	C	3	0
9	河城３	富田	中尾	C	4	0
10	河城４	富田	香ノ田	B	7	0
11	西方１	西方	土代	C	5	0
12	西方２	西方	小坂	B	11	0
13	西方３	西方	寺ヶ谷	C	1	0
14	西方４	西方	下ノ谷	C	4	0
15	西方５	西方	辻卜川	B	13	0
16	西方６	西方	屋ノ谷	C	8	0
17	西方７	西方	法川	B	16	0
18	加茂１	加茂	山田	C	1	0
19	加茂２	加茂	長池	C	4	0
20	内田１	中内田	御門	C	5	0
21	内田２	中内田	栗原	B	15	0
22	河城５	沢水加	屋敷上	C	7	0
23	河城６	倉沢	山中	C	6	0
24	内田３	下内田	稲木	C	7	0
25	内田４	中内田	水洗	B	24	1
26	河城７	富田	松葉沢	B	10	0
27	河城８	富田	山口沢	C	6	0
28	河城９	富田	七皇子谷	B	12	0
29	河城10	富田	鈴ヶ谷	C	4	0
30	河城11	沢水加	和後	B	38	0
31	西方８	西方	小坂	B	13	0
32	西方９	西方	節田ヶ谷	B	17	0
33	六郷１	牧之原	宇津梨	C	0	0

１－５　崩壊土砂流出危険地区（県・中遠農林事務所治山課　令和５年12月末現在）

番号	地区	大字	字	危険度	人家戸数	公用・公共施設
1	小笠東１	丹野	堂ヶ谷	－	0	0
2	小笠東２	古谷	髙太郎	－	0	0
3	小笠東４	古谷	貝沢	C	1	0
4	小笠東５	赤土	赤土澤	C	0	0
5	小笠東６	川上	大地ヶ谷	C	2	0
6	小笠南４	河東	北之谷	C	4	0
7	小笠東７	丹野	柳谷	C	2	0
8	小笠東８	丹野	口原	C	0	0
9	小笠東９	古谷	池田	－	0	0
10	河城 11	富田	西	C	0	0
11	西方 10	西方	五反田	B	28	0
12	河城 12	沢水加	猿田	C	0	0
13	河城 13	沢水加	打ナシ	B	20	0
14	河城 14	沢水加	一貫地	B	13	0
15	六郷２	小沢	新野山	－	0	0
16	六郷３	小沢	地獄沢	－	0	0
17	河城 15	倉沢	山形	－	0	0
18	河城 16	富田	芋沢	C	0	0
19	西方 11	西方	東ノ谷	B	39	0

１－６　ため池一覧（令和５年12月末現在）

NO	池　名	所　在　地	受益面積 (ha)	貯水量 (千㎥)	想定被害 戸数	改修年度
1	稲荷部池	下内田上山	5.5	25.84	2	平成5～8年度
2	南ノ谷池	中内田	3.5	3.98	0	平成7～9年度
3	慈音寺池	下内田枯木	3.4	7.00	1	平成2～4年度
4	段新池	下内田段	3	20.00	1	昭和63～平成2年度
5	観音ヶ谷上池	中内田政所	6	2.40	0	
6	観音ヶ谷下池	中内田政所	4	2.40	0	
7	七曲池	中内田山奥	167	197.00	不明	昭和40～42年度、平成19年度 (大井川右岸土地改良区管理)
8	森新池	中内田山田	10	43.40	0	
9	池ヶ谷池	中内田池ヶ谷	88	11.40	不明	昭和39～42年度 (大井川右岸土地改良区管理)
10	喜蔵ヶ谷池	中内田喜蔵ヶ谷	2.2	5.60	2	平成9～11年度
11	谷田下池	中内田杉森	8.2	5.70	1	平成6～8年度
12	東新池	加茂小川端	2.5	14.40	2	昭和62～平成元年
13	牛ヶ谷池	加茂山田	3.5	12.40	2	昭和58～60年度、平成23年度
14	南ヶ谷池	三沢南ヶ谷	2	17.45	0	昭和56～60年度、平成15年度
15	上池	東横地宮前	20	12.00	2	平成12～15年度
16	丑池	東横地宮前	25	25.86	11	昭和56～59年度､令和２年度～
17	谷田大池 (調整池)	東横地谷田	71	131.00	7	昭和53～57年度、 平成20～23年度 (大井川右岸土地改良区管理)
18	池ノ谷池	半済池ノ谷	12	15.00	0	平成12～14年度
19	南ノ谷池	半済南ノ谷	2.3	12.00	1	平成4～6年度
20	前方ヶ谷池	牛渕宇津木沢	4	4.80	0	
21	青梅田池	牛渕内海戸	3.5	2.70	0	平成2～4年度
22	造伝池	牛渕原	6	3.60	0	
23	南塩谷池	牛渕東ノ谷	6	7.20	1	昭和55～57年度、平成5年度
24	梨ヶ沢池	神尾梨ヶ沢	3	4.70	0	平成7～9年度
25	宮ノ谷池	神尾宮ノ谷	7	6.40	0	昭和60～62年度、平成27年度
26	丹ノ谷池	小出丹ノ谷	5.5	2.80	1	
27	永泉寺池	小出永泉寺	4.4	10.54	2	昭和58～61年度、平成26年度、 平成29年度
28	樽沢池	牛渕後沢	4	6.70	0	
29	後沢池	牛渕後沢	6	13.93	0	昭和54～56年度
30	柳沢池	牛渕段原	3.2	2.60	0	平成元～4年度
31	入導ヶ谷池	牛渕ミソノ	3	0.70	0	
32	矢田ノ谷下池	神尾矢田ノ谷	10	4.60	6	昭和57～60年度
33	矢田ノ谷上北池	神尾矢田ノ谷	10	3.70	6	

NO	池　名	所　在　地	受益面積 (ha)	貯水量 (千㎥)	想定被害 戸数	改修年度
34	矢田ノ谷上南池	神尾矢田ノ谷	6	1.20	6	
35	松尾池	神尾井谷沢	2.6	3.90	0	昭和61～63年度
36	グミノヤ池	牛渕段原	2.8	3.00	0	昭和61～63年度
37	細谷池	牛渕行田ヶ谷	2.5	0.70	0	
38	奥山上池	西方公文名	6	12.40	0	平成9年度
39	奥山中池	西方公文名	0	75.00	0	昭和41～44年度、平成9年度、平成29年度～令和元年度
40	奥山下池	西方公文名	206	50.00	0	昭和41～44年度、平成9年度、平成29年度～令和元年度
41	姥ケ谷池	西方田ケ谷	4	1.70	0	
42	西ノ谷池	西方堀田	6	7.00	2	昭和54～55年度
43	東ノ谷池	西方堀田	3	3.30	0	平成元～3年度
44	堤ケ谷池	西方堀田	10	14.60	0	昭和54～55年度､令和２年度～令和３年度
45	奥池ノ池	旧村	5	10.60	0	昭和55～57年度、平成4年度
46	北ノ谷池	西方沢田	2.1	5.07	0	昭和63～平成4年度
47	学ノ谷池	吉沢	5	2.60	0	
48	池谷池	吉沢池ノ谷	4.8	12.30	0	昭和61～平成元年度
49	樽ヶ谷池	吉沢	5	18.40	0	昭和57～59年度、平成3年度
50	和田口池	和田	10	11.80	0	昭和59～62年度､令和２年度～令和４年度
51	畑無池	沢水加	18	25.20	0	昭和60～63年度
52	西沢池	東富田	1.5	5.40	0	
53	大沢池	西富田	11	19.90	0	昭和57～58年度
54	大田ヶ谷池	潮海寺	25	16.10	0	平成9年度
55	高法地池	潮海寺	12	15.50	0	平成9年度、令和２年度～令和４年度
56	東ノ谷池	吉沢	3	3.30	14	平成3年度
57	塩谷池	潮海寺	4	12.30	0	昭和55～57年度、平成元年度
58	池ノ谷上池	吉沢	20	6.80	0	
59	和田奥池	和田	10	12.00	0	令和４年度～
60	八幡ヶ谷池	下平川八幡ヶ谷	11	13.00	9	昭和55年度
61	大鹿池	下平川字	14	63.00	3	昭和57年度
62	星谷池	棚草字星谷	4	2.80	1	昭和30年度、昭和59年度 平成30年度
63	北之谷池	棚草	11	39.00	0	昭和44年度、平成5年度、令和２年度～令和３年度
64	殿之谷池	棚草	1.4	1.00	4	昭和54年度、平成10年度
65	赤土新池	赤土字蔵屋敷	20	12.00	0	昭和58年度

NO	池　名	所　在　地	受益面積 (ha)	貯水量 (千㎥)	想定被害 戸数	改修年度
66	天池	赤土	2	1.50	4	昭和60年度、平成11年度
67	赤土奥池	赤土	4	3.80	1	平成6年度
68	丹野池	丹野	500	242.00	7	昭和31年度、平成18年度、令和３年度～
69	不分ヶ谷池	丹野	1	0.70	3	
70	内谷池	古谷	12	27.00	2	昭和47年度、令和２年度～令和３年度
71	西沢池	古谷	17	5.30	0	平成6年度
72	奥谷田池	川上（川東）	3.3	1.83	2	平成3年度
73	唐沢池	川上	3	1.10	1	
74	川上新池	川上（川中）	12	18.20	4	平成8年度、令和２年度～
75	胡摩沢池	川上（川中）	6	5.80	6	昭和58年度、平成24年度
76	宮下池	川上字宮下	15	10.00	10	昭和56年度
77	下池	川上	1	1.40	3	平成14年度
78	高橋池	高橋	62	62.00	5	昭和46年度
79	大胡桃池	高橋（高橋中）	9.1	36.00	7	昭和52年度
80	大胡桃調整池	高橋（高橋中）		89.00		平成18～平成21年度 (大井川右岸土地改良区管理)
81	油谷池	高橋（高橋中）	4.6	29.00	2	昭和60年度
82	水神池	高橋	3.6	4.30	0	平成6年度
83	殿海戸池	高橋	1	0.40	2	平成9年度
84	池之谷池	高橋	1	1.30	1	平成11年度
85	五丁之池	高橋	2	3.10	1	
86	三ツ池	高橋字池ヶ谷	6	14.00	6	昭和57年度
87	三ツ池南池	高橋	6	3.20	8	令和元年度
88	丑木之池	高橋字丑木	3	15.20	1	平成元年度、平成20年度
89	前岡池	河東字宮田	27	41.70	0	昭和57年度、平成15年度、平成30年度
90	東谷池	河東	2.3	13.20	5	昭和63年度
91	中西谷池	河東字中西	2.7	2.20	6	昭和59年度
92	畦之谷池	河東	10	36.00	18	昭和56年度、令和元年度～令和３年度
93	河東新池	河東	1	8.9	0	
94	溺川池	河東	533	48.60	3	昭和37年度、令和２年度 (大井川右岸土地改良区管理)
95	佐栗谷池	高橋	1	1.00	0	

令和5年4月1日現在

2-1　菊川市建設事業協同組合 緊急連絡表(令和5年度)

第 3 連絡先	㈱ 石 川 組 TEL　35-3195 FAX　36-0939
第 1 責任者	[redacted]
第 2責任者	
	info@ishikawagumi.co.jp

菊川市　危機管理部　危機管理課 TEL　35-0923 FAX　35-2200	
第1責任者 危機管理課長	馬渕啓介 [redacted]
第2責任者 防災対策係長	白松洋人 [redacted]
kikikanri@city.kikugawa.shizuoka.jp	

第 3 連絡先	㈱ 村 田 建 設 TEL　36-3235 FAX　36-5272
第 1 責任者	[redacted]
第 2責任者	
	muraken3@wine.ocn.ne.jp

第 2 連絡先	(有) 幸 和 建 設 TEL　73-5416 FAX　73-6297
第 1 責任者	[redacted]
	kouwa@movie.ocn.ne.jp

㈱ 落 合 組 TEL　35-3261 FAX　36-5837
[redacted]
info@ochiaigumi.com

㈱ 牧 野 組 TEL　36-2145 FAX　36-3773
[redacted]
eigyo@makino-gumi.co.jp

㈱ 小 原 組 TEL　36-0151 FAX　36-0140
[redacted]
info@oharagumi.co.jp

菊 川 建 設 ㈱ TEL　35-5192 FAX　35-1185
[redacted]
kikuken1@quartz.ocn.ne.jp

㈱ 沖 開 発 TEL　36-3361 FAX　36-3317
[redacted]
okikaihatsu@po3.across.or.jp

㈱ 辰 巳 組 TEL　36-5675 FAX　73-6791
[redacted]
tatsumikumi@yahoo.co.jp

ヨ コ ヤ マ 建 設
[redacted]
ykymhrak@khaki.plala.or.jp

第 4 連絡先	㈱ 磯 部 建 設 TEL　73-4156 FAX　73-5975
第 2 責任者	[redacted]
第 3 責任者	
第 1 責任者	
	wbs35244@mail.wbs.ne.jp

権 平 建 設 ㈱ TEL　73-2694 FAX　73-2894
[redacted]
gonpeikensetsu@ec3.technowaVe.ne.jp

南 部 建 設 ㈱ TEL　73-2415 FAX　73-4106
[redacted]
info@nanbu-kk.com

北 秀 建 設 ㈱ TEL　73-4763 FAX　73-4754
[redacted]
hokusyuu@alto.ocn.ne.jp

㈱) 近 藤 建 設 TEL　73-2706 FAX　73-6000
[redacted]
kondouk@office.tnc.ne.jp

(有) コ ム ス TEL　73-0565 FAX　73-1201
[redacted]
coms@beige.plala.or.jp

菊川市建設事業協同組合
令和5年度　組合員名簿

市外局番（0537）

	事業所名	代表者名	住所	TEL	FAX	備考
1	㈱石川組	澤村　一彦	菊川市本所1443－1	35－3195	36－0939	
2	㈱磯部建設	磯部　正一	菊川市棚草 257－2	73－4156	73－5975	
3	㈱沖開発	沖　義和	菊川市三沢119	36－3361	36－3317	
4	㈱落合組	落合　英親	菊川市本所1244	35－3261	36－5837	
5	㈱小原組	小原　宏紀	菊川市堀之内609－1	36－0151	36－0140	
6	菊川建設㈱	落合　康孝	菊川市加茂5522	35－5192	35－1185	
7	㈲幸和建設	前田　雅一	菊川市高橋 2449-11	73－5416	73－6297	
8	㈲コムス	松下　和行	菊川市下平川2225	73－0565	73－1201	
9	㈱近藤建設	近藤　銑孝	菊川市嶺田 3853	73－2706	73－6000	
10	権平建設㈱	松下　一義	菊川市河東 3269－1	73－2694	73－2894	
11	㈱辰巳組	若杉　敏身	菊川市西横地360－1	36－5675	73－6791	
12	南部建設㈱	竹林　大造	菊川市嶺田1177－1	73－2415	73－4106	
13	北秀建設㈱	磯部　紀子	菊川市赤土 65－2	73－4763	73－4754	
14	㈱牧野組	牧野　通也	菊川市小出51	36－2145	36－3773	
15	㈱村田建設	村田　篤義	菊川市吉沢499－1	36－3235	36－5272	
16	ヨコヤマ建設	横山　博昭	菊川市神尾1443	36－3965	36－6347	

２－２　病院等一覧（令和５年12月末日現在）

（１）病院施設

<table>
<tr><td>病院名</td><td colspan="9">菊川市立総合病院</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="9">菊川市東横地1632</td></tr>
<tr><td>電　話</td><td colspan="9">0537-35-2135</td></tr>
<tr><td>診療科目</td><td colspan="9">内、精神、小、外、整、脳神外、皮、ひ、産婦、眼、耳、リハ、麻</td></tr>
<tr><td rowspan="4">施設概要</td><td rowspan="2">医師数</td><td colspan="5">病　床　数</td><td colspan="3" rowspan="2">緊急車両の有無</td></tr>
<tr><td>一般</td><td>結核</td><td>精神</td><td>伝染</td><td>計</td></tr>
<tr><td>31</td><td>202</td><td></td><td>58</td><td></td><td>260</td><td colspan="3">無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">指定市町村</td><td rowspan="2">管　轄
保健所</td><td colspan="2">救急指定</td><td rowspan="2">広域指定</td><td colspan="2" rowspan="2">救急班
設　置</td><td rowspan="2">救急班</td></tr>
<tr><td>２次</td><td>３次</td></tr>
<tr><td>菊川市</td><td>西部</td><td>○</td><td></td><td></td><td colspan="2">○</td><td>1</td></tr>
</table>

（２）医院・歯科等一覧表

名　　称	所在地	電　話	診療科目
【医師】			
池ヶ谷内科医院	仲島2-1-5	37-1011	内、循
石崎耳鼻咽喉科	加茂686-1	37-3387	耳
うちだ泌尿器科・内科クリニック	加茂5095-1	36-2000	内、ひ
笠井医院	朝日4-1	35-2533	内、
菊川眼科	加茂5134	37-0222	眼
菊川市家庭医療センター	赤土1055-1	73-2267	内、心内、小、外、整、皮、産婦
菊川耳鼻咽喉科	加茂5433	37-2511	耳、気
菊川整形外科	加茂5097	37-3000	ﾘｳ、整、ﾘﾊ
木佐森医院	堀之内1257	35-2033	内、循、小
北島クリニック	奈良野39-6	35-0700	内、心内、透外、腎内眼
こばやし眼科	下平川1793-1	73-8282	内、漢皮
桜井医院	堀之内1453	35-3993	内、小
塩崎クリニック	吉沢331-7	35-2020	内、循内、糖内
篠原医院	下平川1508	73-3555	神内、外、脳神外、ﾘﾊ
杉原脳神経外科クリニック	加茂4968	37-0005	小、ｱﾚ
田宮こどもクリニック	加茂6192	35-0801	内、整、ﾘﾊ、ﾘｳ、呼内、皮
菊川青葉台医療クリニック	青葉台1-2-3	35-3232	
松下産婦人科医院			産婦
みやぎ整形外科・内科クリニック	加茂1990	36-3221	内、整、ﾘﾊ、ﾘｳ、呼内
森クリニック	下平川1833-1	75-0201	外、消内
光明醫院	加茂6196	35-6662	老内、老精
	富田2593	080-7023	
ひろくみ医療クリニック		-9143	内、外、心外、老内
	堀之内557-40	35-1693	
			ひ：泌尿器科 気：気管食道科 漢皮：漢方皮膚科 老精：老年精神科

（歯科医師）			
（歯科医師会員）			
泉地歯科クリニック	堀之内1435	64-4182	歯、矯歯、小歯、歯外
うえむら歯科	加茂2182	35-2223	歯
うさみ歯科クリニック	加茂5568	37-0300	歯
大内歯科医院	下平川5298-1	73-5888	歯
笠原歯科医院	本所1440-2	36-6110	歯、小歯
かとう歯科	仲島1-10-4	35-0201	歯
かわべ歯科	半済1118	36-1220	歯、小歯、矯歯
黒田デンタルクリニック	下平川945-1	75-0022	歯、小歯
甲賀駅前歯科医院	堀之内1428	36-3265	歯
甲賀歯科医院	本所1495-1	36-1184	歯、小歯
藤田歯科医院	下平川1396-2	73-2121	歯、小歯、歯外
宮城歯科医院	下平川1897-1	73-2030	歯、矯歯、小歯、歯外
武藤歯科医院	半済1214-2	35-2057	歯
まごころ歯科	本所1444	25-6480	歯、小歯、歯外、矯歯
てんくも歯科医院菊川	本所324-1	29-8801	歯、矯歯、小歯、歯外
きくがわインター前歯科	加茂2162	36-6480	歯、小歯、歯外
菊川ファミリー歯科クリニック	加茂3235	37-2200	歯、矯歯、小歯、歯外
榊原歯科医院	加茂3061-1	36-5518	歯
すずき兄弟歯科医院	赤土1255-1	73-0222	歯、矯歯、小歯

２－３　市内医薬品等取扱い業者一覧（令和５年12月末日現在）

名　　称	所在地	電　話	備　考
あさひ薬局	加茂6194	36-0200	
ウエルシア薬局菊川赤土店	赤土1088	63-1377	
ウエルシア薬局菊川病院前店	神尾73-3	37-1808	
ウエルシア薬局菊川加茂店	加茂2555	36-3848	
ウエルシア薬局菊川土橋店	土橋306	37-2251	
ウエルシア薬局菊川潮海寺店	潮海寺40-1	37-1351	
小笠薬局	赤土1061-1	73-5695	
オレンジ薬局菊川店	加茂5135	37-0561	
かものはし薬局	加茂668-2	28-9555	
ききょう薬局菊川店	半済字~~深ヶ谷~~537-1	37-0113	
菊川みなみ薬局	加茂5432	37-1670	
杏林堂ｽｰﾊﾟｰﾄﾞﾗｯｸﾞｽﾄｱ菊川店	本所字万田1318-1	37-0011	
杏林堂ｽｰﾊﾟｰﾄﾞﾗｯｸﾞｽﾄｱ小笠店	下平川5210-1	73-8011	
杏林堂薬局菊川病院前店	半済~~字深ヶ谷~~540-1	36-6981	
くすりセイジョー赤土店	赤土1256-1	73-1515	
小西薬局かも店	加茂5505	35-1172	
小西薬局堀之内店	堀之内1280	35-8501	
そうごう薬局菊川店	加茂4969	36-6371	
ドラッグストアコスモス半済店	半済2604	64-3444	
ならの薬局	奈良野39-9	35-8300	
南山堂薬局小笠店	下平川1507-1	73-2036	
南山堂薬局平田店	下平川1836-9	75-0777	
新倉薬局	堀之内443-4	35-3777	
平和堂薬局	本所1103	35-6762	
まごころ薬局菊川店	加茂5095-2	28-8571	
みつばち薬局	吉沢331-1	37-1161	
V・drug菊川病院前薬局	東横地1607-1	37-0122	
ラビィダ菊川薬局	仲島1-12-14	35-1850	
薬局マツモトキヨシ菊川店	堀之内580-1	37-3337	

２－４　学用品調達先一覧（令和５年12月末現在）

業　者　名	所　在　地	電　　話	備　　考
佐塚書店	菊川市堀之内1646	35-2367	
カナエヤ運動具店	菊川市堀之内1212	35-3302	
㈱橋本屋	菊川市下平川1520	73-2021	
総合衣料マルエン	菊川市下平川1399-2	73-2176	
美笠堂	菊川市下平川1415	73-3069	
松久靴店	菊川市下平川1538-1	73-2247	
中央スポーツ店	菊川市赤土1107-2	73-5188	
㈲小笠地区教育用品	掛川市杉谷734-4	24-1617	
㈱兵藤楽器	掛川市御所原20-6	23-0245	
西尾楽器	掛川市駅前2-3	24-0711	
西沢楽器店	菊川市半済1164-4	35-3348	
カモヤ靴鞄店	菊川市堀之内1635	35-3356	
ﾕﾆﾌｫｰﾑｾﾝﾀｰ小笠	菊川市川上1280-2	73-4048	
男子専科コイケ	菊川市高橋3598-1	73-2257	
ﾌｧｯｼｮﾝｽﾀｲﾙｼﾞｭｰﾝﾍﾞﾘｰ	菊川市加茂4981-1	28-8889	
野賀企画	掛川市大多郎82	23-9323	
梅木屋	掛川市駅前5-12	22-3343	
ナカヤマスポーツ	菊川市朝日1-16	36-4189	
菊栄堂	菊川市半済1169-10	35-2410	
㈱ミヤムラ	掛川市初馬522-2	21-4155	
葵図書	静岡市駿河区敷地1丁目15-25	054-238-7090	
はっとり教材	掛川市大池252-1	21-5818	

２－５　学校一覧、幼稚園一覧、給食機関一覧

（1）学校一覧（令和５年12月末現在　※生徒数及び児童数は令和５年５月１日現在）

学校名	所在地	電話	児童・生徒数
小笠東小学校	川上1348-2	73-2050	211人
小笠南小学校	高橋3503	73-2220	132人
小笠北小学校	嶺田59	73-2054	386人
六郷小学校	本所2200	35-3147	446人
内田小学校	下内田1637	35-2632	165人
横地小学校	東横地1886	35-3552	100人
加茂小学校	加茂5114	35-3347	501人
堀之内小学校	西方2140	35-2108	408人
河城小学校	吉沢556	35-3330	234人
岳洋中学校	下平川5430	73-2400	360人
菊川西中学校	加茂38	35-3546	578人
菊川東中学校	本所670	35-2335	344人

（2）幼稚園一覧（令和５年12月末現在　※園児数は令和５年５月１日現在）

幼稚園名	所在地	電話	園児数
小笠北幼稚園	嶺田85	73-2004	48人

（3）給食機関一覧（令和５年12月末現在）

名　称	所在地	電話	能力
菊川学校給食センター	加茂1110-16	35-2023	5,100食/日

２－６　社会教育施設一覧（令和５年12月末現在）

名　　称	管理責任者	建設年	延床面積	備　考
菊川文化会館アエル	市教育委員会	平成4年	7,173.65㎡	指定管理者：(株) SBSﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ
中央公民館	市教育委員会	平成13年	1,928.54㎡	
菊川文庫	市教育委員会	昭和61年	1,759.27㎡	
小笠図書館	市教育委員会	平成13年	1,278.77㎡	
菊川市埋蔵文化財センターどきどき	市教育委員会	平成元年	912.09㎡	平成25年度に旧小笠学校給食センターを改装

２－７　社会福祉施設・保育所（放課後児童クラブ）一覧（令和５年12月31日現在）

（１）福祉型障害児入所施設（児童福祉法第42条）

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
東遠学園児童部	西方4345-2	35-2753	20人	東遠学園組合

（２）児童館

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
菊川児童館	半済1865	37-1135	－	菊川市
小笠児童館	下平川6225	73-5698	－	菊川市

（３）通所介護（デイサービス）（介護保険法第８条第７項）

施設名	所在地	電話	設置主体
ＪＡデイサービス夢咲	下平川6266	73-7095	遠州夢咲農協
内田デイサービスセンター	下内田2218-2	36-6262	(福)白翁会
ツクイ菊川デイサービス	加茂184-1	37-3020	(株)ツクイ
マザーズ西方　弐番館	西方2410-1	37-2234	(株)ﾗｲﾍﾞﾝﾄ介護ｻｰﾋﾞｽ
デイサービス斉藤	上平川293	75-0123	(株)オール看護小笠
デイサービスセンター　さくら	土橋414-1	37-1000	(株)さくら
ニチイケアセンター菊川本所デイサービス	本所1725-2	37-1300	(株)ニチイ学館
デイサービスかなで	下内田4044-1	37-1220	(株)コモード
ふじデイサービス	東横地1938-1	35-1170	(株)テトス
ケアステーションあさひ菊川	上平川139-3	73-1520	(株)ヴァティー
きくがわデイサービス　ぎおんの里	潮海寺2948-2	28-7000	(福)菊川市社協
ふじトレーニング	下平川1262	29-5581	(株)テトス
コンパスウォーク菊川加茂	加茂502-1	29-8770	リハプライム静岡(株)

（４）地域密着型通所介護（小規模デイサービス）（介護保険法第８条第17項）

施設名	所在地	電話	設置主体
小規模多機能ホーム　ようこそ	潮海寺150-2	37-1717	(NPO)小規模多機能ﾎｰﾑようこそ
デイサービス菊川加茂の家	加茂3092-1	29-6102	(株)ｼﾝ・ﾌﾟﾚｲｽ

（５）認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）

（介護保険法第８条第18項、法第８条の２第13項）

施設名	所在地	電話	設置主体
和松会　デイサービスセンター	猿渡258-1	73-6525	(福)和松会
愛の家デイサービス菊川（共用型）	堀之内1464	37-3200	ﾒﾃﾞｨｶﾙ・ｹｱ・ｻｰﾋﾞｽ(株)

（6）通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

（介護保険法第８条第８項、法第８条の２第６項）

施設名	所在地	電話	設置主体
デイサービスセンターさわだの庄	西方5511	35-8889	(医)晴和会

（7）短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

（介護保険法第８条第９項、法第８条の２第７項）

施設名	所在地	電話	設置主体
松寿園　短期入所生活介護事業所	棚草1261	73-5230	(福)和松会
喜久の園　指定短期入所生活介護事業所	仲島2-4-16	37-1231	(福)白翁会

（8）短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

（介護保険法第８条第10項、法第８条の２第８項）

施設名	所在地	電話	設置主体
短期入所療養介護事業所　さわだの庄	西方5511	35-8889	(医)晴和会

（9）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（介護保険法第８条第27項）

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
松寿園	棚草1261	73-5230	50人	(福)和松会
喜久の園	仲島2-4-16	37-1231	120人	(福)白翁会
松秀園	高橋2774-1	63-1100	40人	(福)和松会

（10）　介護老人保健施設（老人保健施設）（介護保険法第８条第28項）

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
さわだの庄	西方5511	35-8889	100人	(医)晴和会

（11）認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

（介護保険法第８条第20項、法第８条の２第15項）

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
愛の家グループホーム菊川	堀之内1464	37-3200	18人	ﾒﾃﾞｨｶﾙ･ｹｱ･ｻｰﾋﾞｽ(株)
グループホーム小笠	上平川201	75-0133	18人	(株)オール看護小笠
グループホーム小笠２号館	上平川201	75-0135	18人	(株)オール看護小笠

（12）小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

（介護保険法第８条第19項、法第８条の２第14項）

施設名	所在地	電話	設置主体
小規模多機能型居宅介護施設ひまわり	中内田5017-6	64-4350	(株)浜賑ケアサービス

(13) 軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の６）

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
和松園	棚草1258	73-3741	60人	(福)和松会

(14) 有料老人ホーム（老人福祉法第29条第１項）

施設名	所在地	電話	設置主体
ひまわり（２階）	中内田5017-6	64-4350	(株)浜賑ケアサービス

(15) サービス付き高齢者向け住宅

施設名	所在地	電話	設置主体
ふるさとホーム菊川	上平川139-3	73-1521	(株)ヴァティー
さわだの家	西方2599-1	29-5911	(医)晴和会

(16) 障害者支援施設（障害者総合支援法第38条）

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
清松園	棚草1284	73-2662	50人	(福)和松会
光陽荘	潮海寺682-1	36-5051	50人	(福)白翁会
草笛の会　菊川寮	東横地133	73-6202	55人	(福)草笛の会
東遠学園青年部	西方4345-2	35-2753	10人	東遠学園組合

(17) 共同生活援助（グループホーム）（障害者総合支援法第36条）

施設名	所在地	電話	定員	設置主体
草笛の会　たかはしの家	高橋2860-1	73-1767	5人	(福)草笛の会
草笛の会　おがさの家	下平川841-3	73-1224	5人	(福)草笛の会
草笛の会　コロポックルの家	上平川1185-2	73-0120	4人	(福)草笛の会
草笛の会　ほんまちの家・サテライト	下平川1527-3	73-2540	6人	(福)草笛の会
草笛の会　ほんまちの家２	下平川1588-1	73-0731	4人	(福)草笛の会
草笛の会　春日の家	上平川77-3	73-6995	5人	(福)草笛の会
草笛の会　カレントの家	上平川212-3	73-6001	10人	(福)草笛の会
草笛の会　若草の家	上平川75-3	73-6880	5人	(福)草笛の会
草笛の会　つちはしの家１	土橋322-1	36-2574	6人	(福)草笛の会
草笛の会　つちはしの家２	土橋322-1	36-2574	4人	(福)草笛の会
草笛の会　城山の家	下平川2381	73-4931	7人	(福)草笛の会
白翁会　たんぽぽ	潮海寺683	36-5051	5人	(福)白翁会

(18) 保育所等（令和５年４月１日現在）

保育所名	所在地	電話	認可定員
認定こども園愛育保育園	堀之内69	28-8311	109人
おおぞら認定こども園	下内田832-1	35-2323	255人
河城保育園	友田15-3	36-4667	60人
菊川保育園	潮海寺41-2	35-2562	110人
認定こども園西方こども園	西方1477-1	36-4133	119人
認定こども園双葉こども園	本所2227-1	36-5031	145人
横地保育園	東横地1729	36-3318	130人
ひかり保育園	下平川2115-2	73-2471	100人
認定こども園みなみこども園	高橋3691	73-4360	139人
認定こども園ひがしこども園	川上1410-1	73-5312	177人
認定こども園菊川中央こども園	本所27	35-2493	162人
認定こども園堀之内幼稚園	堀之内69	35-2504	190人
なかうちだのぞみ保育園	中内田4744-1	28-7870	12人
小規模保育所　おやまのこ	堀之内64-1	28-8155	9人
あいキッズランド菊川加茂園	加茂1984-1	29-7637	18人
あいキッズランドカルガモ園	加茂3013-1	25-6275	18人

(19) 放課後児童クラブ一覧（令和５年４月１日現在）

クラブ名	所在地	電話	定員
小笠北小学校放課後児童クラブ	嶺田59	090-5106-1613	97人
小笠東小学校放課後児童クラブ	川上1348-2	090-5106-1110	35人
小笠南小学校放課後児童クラブ	高橋3503	090-5106-1380	28人
六郷小学校放課後児童クラブ	本所2200	090-5106-6611	87人
加茂小学校放課後児童クラブ	加茂5115	090-5106-6645	84人
河城小学校放課後児童クラブ	吉沢556	090-7612-3499	27人
堀之内小学校放課後児童クラブ	西方2140及び西方1465-1	090-7618-3731	131人
横地小学校放課後児童クラブ	東横地1886	090-7671-3739	34人
内田小学校放課後児童クラブ	下内田1637	080-1552-1731	22人

２－８　防災関係機関等一覧

	名　　称	所　在　地	郵便番号	NTT電話
国関係	国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所	浜松市中区名塚町266	430-0811	053-466-0111 流域治水課(-0116)
	国土交通省平田出張所	菊川市嶺田300	437-1522	0537-73-2051
	黒沢川排水機場	菊川市下平川6110	437-1514	0537-73-2360
	静岡地方気象台（観測予報管理官）	静岡市駿河区曲金2-1-5	422-8006	054-286-3411
	静岡地方気象台御前崎測候所	御前崎市御前崎4146	437-1621	0548-63-3053
	農林水産省関東農政局静岡県拠点	静岡市葵区草深町7-18	420-8618	054-246-6121
	静岡県オフサイトセンター	牧之原市坂口3520-17	421-0411	0548-29-0778
	掛川税務署	掛川市緑ヶ丘2-11-4	436-8652	0537-22-5141
	東海財務局静岡財務事務所	静岡市葵区追手町9-50	420-8636	054-251-4321
	磐田労働基準監督署	磐田市見付3599-6	438-8585	0538-32-2205
	陸上自衛隊第1師団第34普通科連隊	御殿場市板妻40-1	412-8634	0550-89-1310
県関係	静岡県庁　危機管理部総務課	静岡市葵区追手町9-6	420-8601	054-221-3633
	危機政策課			2456
	危機情報課			3366
	危機対策課			2072
	消防保安課			2269
	原子力安全対策課			2088
	危機対策課防災通信班			2591
	西部地域局	磐田市見付3599-4	438-0086	0538-37-2204
	西部健康福祉センター	磐田市見付3599-4	438-8622	0538-37-2243
	西部健康福祉センター掛川支所	掛川市金城93	436-0073	0537-22-3263
	中遠農林事務所	磐田市見付3599-4	438-8558	0538-37-2268
	袋井土木事務所	袋井市山名町2-1	437-0042	0538-42-3210
	袋井土木事務所　掛川支所	掛川市金城93	436-0073	0537-22-6275
	静岡県環境放射線監視センター	牧之原市坂口3520-17	421-0411	0548-29-1111
	静西教育事務所	掛川市富部456	436-0294	0537-62-1111 （総務課）
	菊川警察署	菊川市加茂5889	439-0031	0537-36-0110
	菊川駅前交番	菊川市堀之内1200	439-0006	0537-35-4042
	小笠交番	菊川市下平川1592-3	437-1514	0537-73-3032
	南山駐在所	菊川市高橋2449-2	437-1505	0537-73-0110
	掛川警察署	掛川市宮脇1-1-1	436-0086	0537-22-0110
	牧之原警察署	牧之原市細江2737	421-0421	0548-22-0110

名　　称		所　在　地	郵便番号	NTT電話
関係機関	菊川郵便局	菊川市半済1774-1	439-8799	0537-35-2600
	小笠郵便局	菊川市下平川6416	437-1599	0537-73-3615
	中部電力パワーグリッド㈱掛川営業所総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ	掛川市中央1-5-8	436-0056	0537-23-9450 (時間内)
	中部電力㈱浜岡原子力発電所	御前崎市佐倉5561	437-1695	0537-86-3481 (代表) 0537-85-2311 (地域G)
	西日本電信電話㈱ 静岡支店 災害対策室	静岡市葵区城東町5-1	420-8685	054-205-9122
	ＪＲ東海静岡支社管理部総務課	静岡市葵区黒金町4	420-0851	054-284-2319 (加入電話) 054-280-0022 (FAX)
	しずてつジャストライン㈱浜岡営業所	御前崎市池新田3961-6	437-1612	054-252-0505 (ｺｰﾙｾﾝﾀｰ)
	静岡県トラック協会　中遠支部	袋井市土橋80-1	437-0055	0538-43-4166
	(社)静岡県医師会	静岡市葵区鷹匠3-6-3	420-0839	054-246-6151
	(社)小笠医師会	掛川市御所原9-2	436-0068	0537-23-4372
	(社)小笠袋井薬剤師会	掛川市御所原9-2	436-0068	0537-22-7120
	日本赤十字社静岡県支部	静岡市葵区追手町44-17	420-0853	054-252-8131
	中日本高速道路㈱静岡保全･サービスセンター	静岡市駿河区中島235-1	422-8046	054-286-5181
消防機関	菊川市消防本部	菊川市東横地385	439-0022	0537-35-0119
	掛川市消防本部	掛川市掛川1102-2	436-0079	0537-21-0119
	御前崎市消防本部	御前崎市池新田5151-1	437-1612	0537-85-2119
病院関係	中東遠総合医療センター	掛川市菖蒲ヶ池1-1	436-8555	0537-21-5555
	磐田市立総合病院	磐田市大久保512-3	438-8550	0538-38-5000
	菊川市立総合病院	菊川市東横地1632	439-0022	0537-35-2135
	市立御前崎総合病院	御前崎市池新田2060	437-1696	0537-86-8511
	公立森町病院	森町草ヶ谷391-1	437-0214	0538-85-2181
隣接市	掛川市役所　危機管理課	掛川市長谷1-1-1	436-8650	0537-21-1131
	御前崎市役所　危機管理課	御前崎市池新田5585	437-1692	0537-85-1119
	牧之原市役所　危機管理課	牧之原市静波447-1	421-0495	0548-23-0056
応援協定締結市町村	長野県小谷村	長野県小谷村中小谷丙131	399-9494	0261-82-2001
	山口県下関市	山口県下関市南部町1-1	750-8521	083-231-1111
	岩手県滝沢市	岩手県滝沢市中鵜飼55	020-0692	019-684-2111
	愛知県小牧市	愛知県小牧市堀の内3-1	485-8650	0568-72-2101
	豊橋市	愛知県豊橋市今橋町1	440-8501	0532-51-3116
	田原市	愛知県田原市田原町南番場30-1	441-3492	0531-23-3548
広域避難に関する協定	富山県高岡市	富山県高岡市広小路7-50	933-8601	0766-20-1229
	氷見市	富山県氷見市鞍川1060	935-8686	0766-74-8021
	砺波市	富山県砺波市栄町7-3	939-1398	0763-33-1111
	小矢部市	富山県小矢部市本町1-1	932-8611	0766-67-1760

名　　称		所　在　地	郵便番号	NTT電話
その他	掛川市・菊川市衛生施設組合	掛川市満水2319	436-0011	0537-23-2273
	東遠広域施設組合	御前崎市池新田9035	437-1612	0537-86-2043
	㈲小笠衛生	菊川市赤土1601	437-1507	0537-73-2352
	㈲菊川生活環境センター	菊川市半済1016	439-0019	0537-35-4495
	東遠地区聖苑組合	菊川市西方347-1	439-0037	0537-36-3160
	菊川市建設事業組合（㈱石川組）	菊川市本所1443-1	439-0018	0537-35-3195
	菊川市上下水道組合（(有)二俣配管）	菊川市川上1333	437-1503	0537-73-2276

２－９　報道機関一覧表（令和５年12月末現在）

報道機関名	所在地、電話・ＦＡＸ番号
静岡新聞掛川支局 ※	〒436-0085　掛川市成滝600-1 電　話：22-3344　ＦＡＸ：24-6029
中日新聞菊川・御前崎通信部	〒437-1514　菊川市下平川51-1マーブルC号棟 電　話：73-5533　ＦＡＸ：73-5578
静岡新聞御前崎支局	〒437-1612　御前崎市池新田4175-21-101Ａ 電　話：63-0069　ＦＡＸ：85-3785
中日新聞掛川支局 ※	〒436-0027　掛川市久保1-5-3 電話：24-4358　ＦＡＸ：24-5133
読売新聞掛川通信部 ※	〒436-0029　掛川市南2-13-14-301 電　話：22-2558　ＦＡＸ：22-2574
毎日新聞浜松支局 ※	〒432-0936　浜松市中区大工町91-501 電　話：053-453-2181　ＦＡＸ：053-453-2182
朝日新聞静岡総局 ※	〒420-0853　静岡市葵区追手町7-2 電　話：054-253-2101　ＦＡＸ：054-253-2106
静岡放送浜松総局 ※	〒430-0927　浜松市中区旭町11-1プレスタワー５F 電　話：053-455-3358　ＦＡＸ：053-455-3330
テレビ静岡掛川通信部 ※	〒436-0222　掛川市下垂木2008-50 電　話：29-5129　ＦＡＸ：29-5129
ＮＨＫ掛川支局 ※	〒436-0047　掛川市長谷1-12-5ハイカレント201号 電　話：22-4629　ＦＡＸ：23-5632
静岡朝日テレビ報道部 ※	〒420-8567　静岡市葵区東町15 電　話：054-251-3301　ＦＡＸ：054-251-4120
静岡第一テレビ掛川支局 ※	〒437-1402　掛川市中方1659-1 電　話：　29-6100　ＦＡＸ：　29-6100

※印は掛川市役所内記者クラブへ加入している報道機関

記者クラブ所在地：掛川市長谷1-1-1　電話：21-1184（掛川市役所内）

２－10　危険物安全協会組織図（令和５年12月末現在）

名称	菊川市危険物安全協会
所在地	菊川市東横地 385 番地 菊川市消防本部内
会員数	会員　９７

主な事業

1　総会、記念講演会
2　危険物試験願書等、資料配布
3　各種講習会
4　各種研修会
5　会報発行
6　危険物防災訓練

組織図

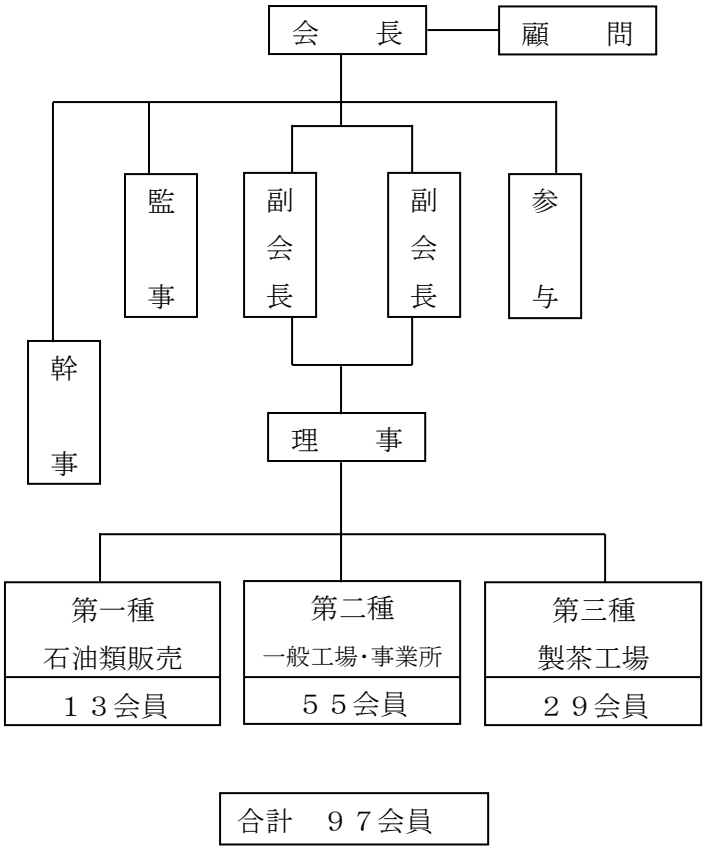

※　会員数は、役員を含む

３－１　菊川市消防本部・消防団　消防車両及びポンプ等配備状況

①　【消防本部・消防署・団本部】　（令和５年12月末現在）

名　　称		会社名	登録番号	年式	種別・形式等	無　線
消防本部・消防署	消防車	日　野	浜松800 す　7167	H29	水槽付消防ポンプ自動車 （水量:600L）	菊川 ﾎﾟﾝﾌﾟ１
	消防車	日　野	浜松800 と　3	H20	水槽付消防ポンプ自動車 （水量:1,500L）	菊川 ﾀﾝｸ１
	大型水槽車	日　野	浜松800 は　1127	H30	大型水槽付消防ポンプ自動車 （水量:10,000L）	菊川 水槽１
	化学車	日　野	浜松800 て　5	H18	特殊化学消防ポンプ車自動車Ⅱ型 （水量:1,300L、薬液量:500L）	菊川 化学１
	救助工作車	日　野	浜松830 す　2021	R3	救助工作車Ⅱ型 クレーン・ウインチ（前後） 上昇式照明装置付	菊川 救助１
	救急車	トヨタ	浜松830 す　991	R１	高規格救急自動車	救急 菊川１
	救急車	トヨタ	浜松830 せ　992	R４	高規格救急自動車	救急 菊川２
	救急車	トヨタ	浜松830 す　993	H29	高規格救急自動車	救急 菊川３
	司令車	トヨタ	浜松800 す　5799	H27	プリウス	菊川51
	指揮車	トヨタ	浜松800 す　6856	H29	ハイエース	菊川 指揮１
	資機材搬送車	トヨタ	浜松830 す　71	H18	ダイナトヨエース　トラック シングルキャブ　1.5ｔ積	菊川71
	連絡車	スズキ	浜松480 す　8931	H27	エブリィ	菊川72
	連絡車	ダイハツ	浜松880 あ　1019	H28	ハイゼットカーゴ	菊川73
	連絡車	日　産	浜松502 せ　8565	H26	バネット	―
団本部	団本部広報車	日　産	浜松800 す　8632	R２	キャラバン	―
	団本部指揮車	三　菱	浜松800 す　9086	R２	デリカ	菊川 団本部１

②　【消防団消防ポンプ自動車】　　（令和５年12月末現在）

区分 / 方面隊等	配置場所	車名等	年式	形式等	級別	エンジン排気量(CC)
堀之内分団	堀之内	日野	H18	ＣＤ－１型	Ａ－２	4,000
		トーハツ	H22	可搬ポンプ	Ｃ－１	209
	西方	いすゞ	H18	ＣＤ－１型	Ａ－２	4,770
		シバウラ	H18	可搬ポンプ	Ｂ－２	618
河城分団	潮海寺	いすゞ	H18	ＣＤ－１型	Ａ－２	4,770
		シバウラ	H18	可搬ポンプ	Ｂ－２	618
	吉沢	日野	H18	ＣＤ－１型	Ａ－２	4,000
		トーハツ	H22	可搬ポンプ	Ｃ－１	209
六郷第１分団	本所	いすゞ	H23	ＣＤ－１型	Ａ－２	2,990
		トーハツ	H21	可搬ポンプ	Ｃ－１	209
六郷第２分団	下本所	いすゞ	H24	ＣＤ－１型	Ａ－２	2,990
		シバウラ	H19	可搬ポンプ	Ｂ－２	618
	牛渕	いすゞ	H20	ＣＤ－１型	Ａ－２	2,990
		トーハツ	H22	可搬ポンプ	Ｃ－１	182
	牧之原	いすゞ	H21	ＣＤ－１型	Ａ－２	2,990
		トーハツ	H21	可搬ポンプ	Ｃ－１	209
加茂分団	加茂	いすゞ	H22	ＣＤ－１型	Ａ－２	2,990
		トーハツ	H20	可搬ポンプ	Ｂ－２	436
内田分団	中内田	いすゞ	H29	ＣＤ－１型	Ａ－２	2,990
		シバウラ	H19	可搬ポンプ	Ｃ－１	182
横地分団	東横地	いすゞ	H25	ＣＤ－１型	Ａ－２	2,990
		トーハツ	H21	可搬ポンプ	Ｃ－１	209
小笠北分団	下平川	いすゞ	H20	ＣＤ－１型	Ａ－２	2,990
		シバウラ	H15	可搬ポンプ	Ｂ－２	618
	嶺田	日野	R１	ＣＤ－１型	Ａ－２	4,000
		シバウラ	R１	可搬ポンプ	Ｂ－２	526
小笠南分団	高橋	いすゞ	R２	ＣＤ－１型	Ａ－２	2,990
		シバウラ	R２	可搬ポンプ	Ｂ－２	526
小笠東分団	川上	いすゞ	H21	ＣＤ－１型	Ａ－２	2,990
		シバウラ	H16	可搬ポンプ	Ｂ－２	436
	布引原	いすゞ	H19	ＣＤ－１型	Ａ－２	2,990
		―	―	―	―	―
機能別消防団	本庁	いすゞ	H27	救助資機材搭載型 ＣＤ－１型	Ａ－２	2,990

３－２　消防本部組織図及び事務分掌（令和５年12月末現在）

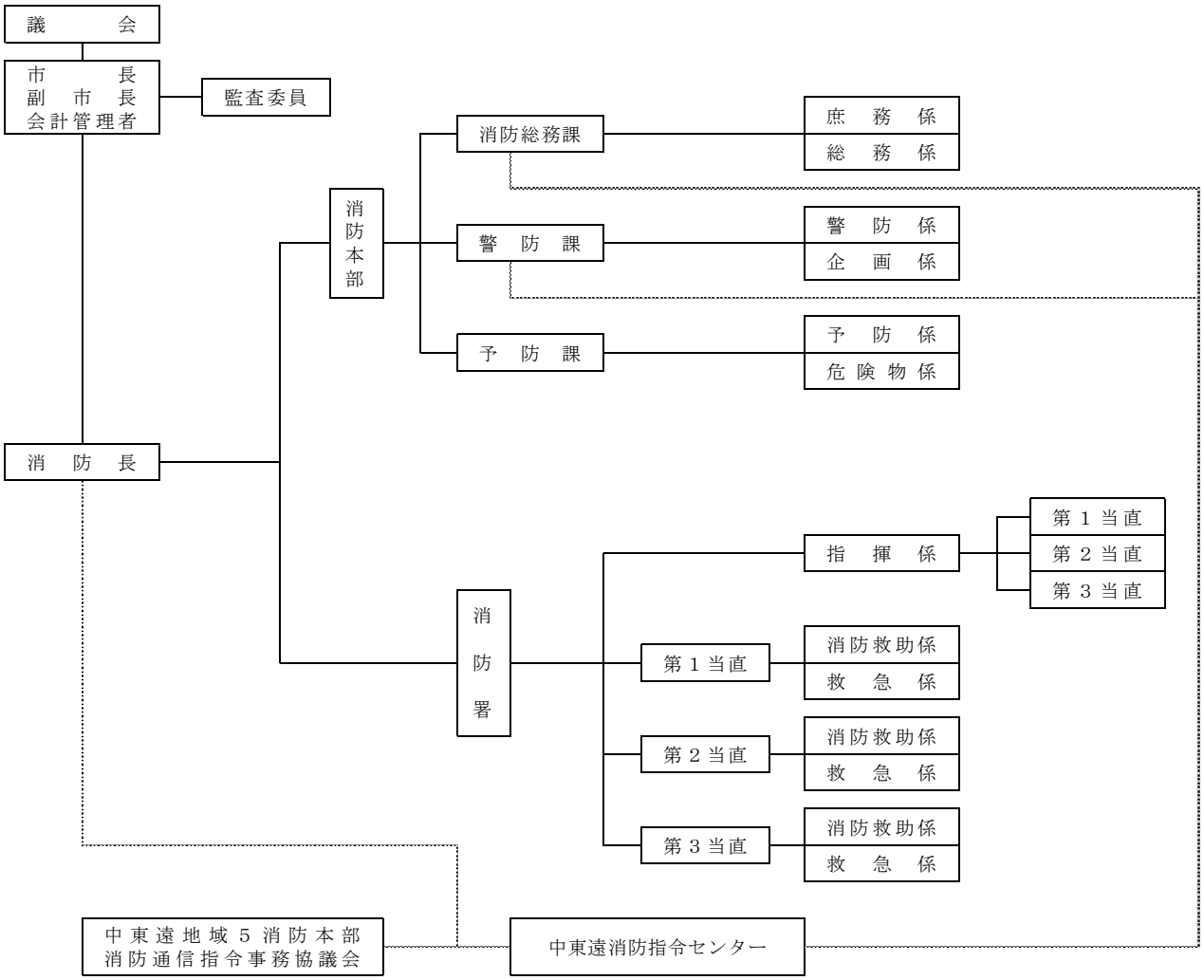

消防本部事務分掌

【 消防総務課 】
〔 庶務係 〕
ア　組織の総合調整に関すること。
イ　消防総務課に関する文書の収受、発送及び保管に関すること。
ウ　各種調査文書の収受及び担当課との調整に関すること。
エ　条例、規則その他例規の制定改廃に関すること。
オ　予算及び決算の取りまとめに関すること。
カ　職員の任免、服務、給与、研修、福利厚生等に関すること。
キ　公印の保管に関すること。
ク　儀礼及び交際に関すること。
ケ　消防職員委員会に関すること。
コ　表彰に関すること。
サ　公務災害補償等に関すること。
シ　庁舎及び財産の維持管理に関すること。
ス　消防長会の事務に関すること。
セ　中東遠地域5消防本部消防通信指令事務協議会の事務に関すること。
ソ　その他各課係の所管に属さないこと。

〔 総務係 〕
ア 消防団の組織運営計画に関すること。
イ 消防団の施設、車両及び機械器具等の保守点検、維持管理に関すること。
ウ 消防団の蔵置所及び車両等の整備計画に関すること。
エ 女性消防団に関すること。
オ 消防団の自主防災組織への協力に関すること。
カ 消防団活動の広報に関すること。
キ 市長部局との連絡調整、調整室会議等に関すること。
ク その他消防団及び総務全般に関すること。

【 警防課 】
〔 警防係 〕
ア 水火災、地震等の災害の警戒及び防ぎょに関すること。
イ 警防課に関する文書の収受、発送及び保管に関すること。
ウ 消防水利及び地理に関すること。
エ 消防車両及び機械器具等の整備管理に関すること。
オ 消防業務の安全管理対策に関すること。
カ 救急業務の運用に関すること。
キ 消防通信業務の運用に関すること。
ク 出動指令業務の運用に関すること。
ケ 通信施設、情報機器等の整備に関すること。
コ 気象情報及び災害情報の収集及び伝達に関すること。
サ 同報無線放送の運用に関すること。
シ 消防救急無線の整備に関すること。
ス 各種団体等の消防訓練及び講習に関すること。
セ 警防訓練の計画に関すること。
ソ 消防の広報及び広聴に関すること。
タ 火災警報に関すること。
チ 消防防災団体との連絡調整に関すること。
ツ 特殊災害に関すること。
テ 警防本部の設置に関すること。
ト 貯水槽の設置及び維持管理に関すること。
ナ 広域消防相互応援及び協定の手続に関すること。
ニ 中東遠消防指令センターの運用及び機器の整備に関すること。
ヌ その他警防に関すること。

〔 企画係 〕
ア 消防計画の作成に関すること。
イ 消防施設整備計画の作成に関すること。
ウ 消防団蔵置所の建設に関すること。
エ 耐震性貯水槽の設置に関すること。
オ 消防年報の作成に関すること。
カ 消防救急広域化の協議調整に関すること。
キ 消防統計及び消防情報に関すること。
ク その他警防係の補助に関すること。

【 予防課 】
〔 予防係 〕
ア 火災予防に係る普及、指導及び広報に関すること。
イ 予防課に関する文書の収受、発送及び保管に関すること。
ウ 防火管理者の指導育成に関すること。
エ 煙火消費認可の受付及び統計、立入調査等に関すること。
オ 防火対象物の規制に関すること。
カ 消防対象物の査察及び違反処理に関すること。
キ 建築物の許可、認可及び確認の同意に関すること。
ク 消防用設備等の検査指導に関すること。
ケ 防火協力団体の指導育成に関すること。
コ 火災予防条例に係る届出に関すること。
サ 消防署との予防事務の調整に関すること。

シ　その他予防に関すること。

〔　危険物係　〕
ア　危険物施設等の規制に関すること。
イ　危険物施設等の立入検査並びに違反処理に関すること。
ウ　危険物取扱者の指導に関すること。
エ　高圧ガスの消費に係る立入検査等に関すること。
オ　液化石油ガス設備工事の届出の受理に関すること。
カ　ガス事業法に基づく立入検査等に関すること。
キ　危険物安全協会の事務に関すること。
ク　火災の原因及び損害の調査報告に関すること。
ケ　火災の統計及びり災証明に関すること。
コ　その他危険物に関すること。

消防署事務分掌

〔　指揮係　〕
ア　災害現場の指揮に関すること。
イ　消防署に関する文書の収受、発送及び保管に関すること。
ウ　警防本部の運用支援に関すること。
エ　火災防ぎょ計画に関すること。
オ　署員の研修、教養及び訓練に関すること。
カ　火災予防広報活動並びに火災等の原因及び損害調査に関すること。
キ　出動指令の実務に関すること。
ク　消防通信の実務に関すること。
ケ　通信施設及び情報機械器具等の使用及び維持管理に関すること。
コ　通信技術の研修及び教養に関すること。
サ　その他消防救助係の補助に関すること。

〔　消防救助係　〕
ア　水火災、地震等の災害の警戒及び防ぎょの実務に関すること。
イ　救助業務に関すること。
ウ　消防水利の維持管理及び地理に関すること。
エ　車両、消防救助機械器具等の使用及び維持管理に関すること。
オ　署が所管する防火対象物の予防査察に関すること。
カ　空地等の調査及び管理指導に関すること。
キ　署が所管する火災予防条例に係る届出に関すること。
ク　消防団との連絡共助及び自主防災組織等の訓練指導に関すること。
ケ　火災及び救助統計に関すること。
コ　同報無線放送の実務に関すること。
サ　気象情報及び災害情報の収集及び伝達に関すること。
シ　中東遠消防指令センターの機器の整備及び保守に関すること。
ス　火災等の原因及び損害調査に関すること。
セ　その他消防救助に関すること。

〔　救急係　〕
ア　救急業務に関すること。
イ　救急統計に関すること。
ウ　救急法等の講習及び訓練指導に関すること。
エ　救急機械器具等の使用及び維持管理に関すること。
オ　救急医療機関その他救急関係機関との連絡及び調整に関すること。
カ　その他救急に関すること。

３－３　警防本部組織図及び事務分掌（令和５年12月末現在）
＜災害発生時の災害対応組織編制＞

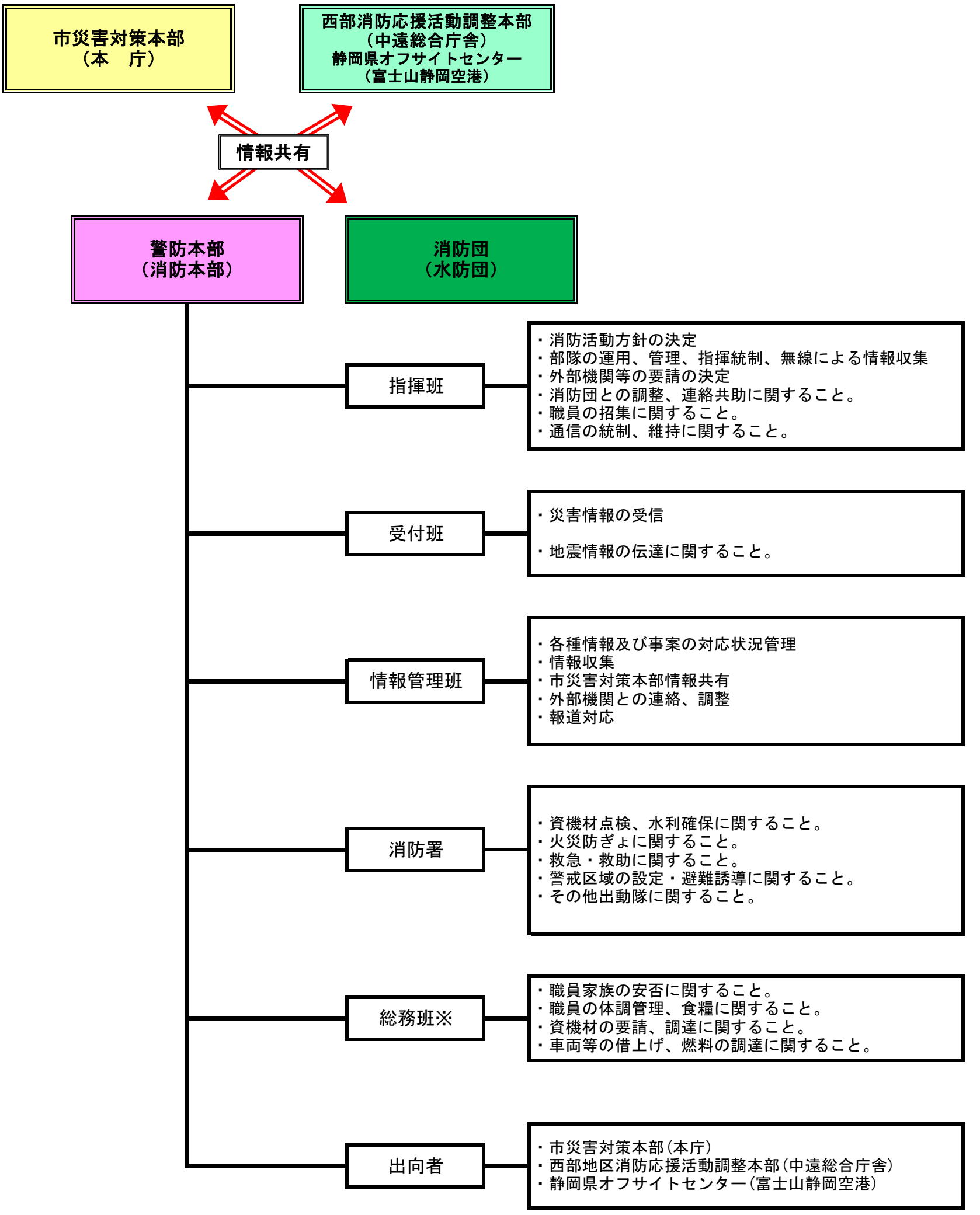

※総務班は、必要に応じ人員を配置し、指揮班の指示のもと業務をおこなう。

３－４　菊川市消防団組織機構図（令和５年12月末現在）

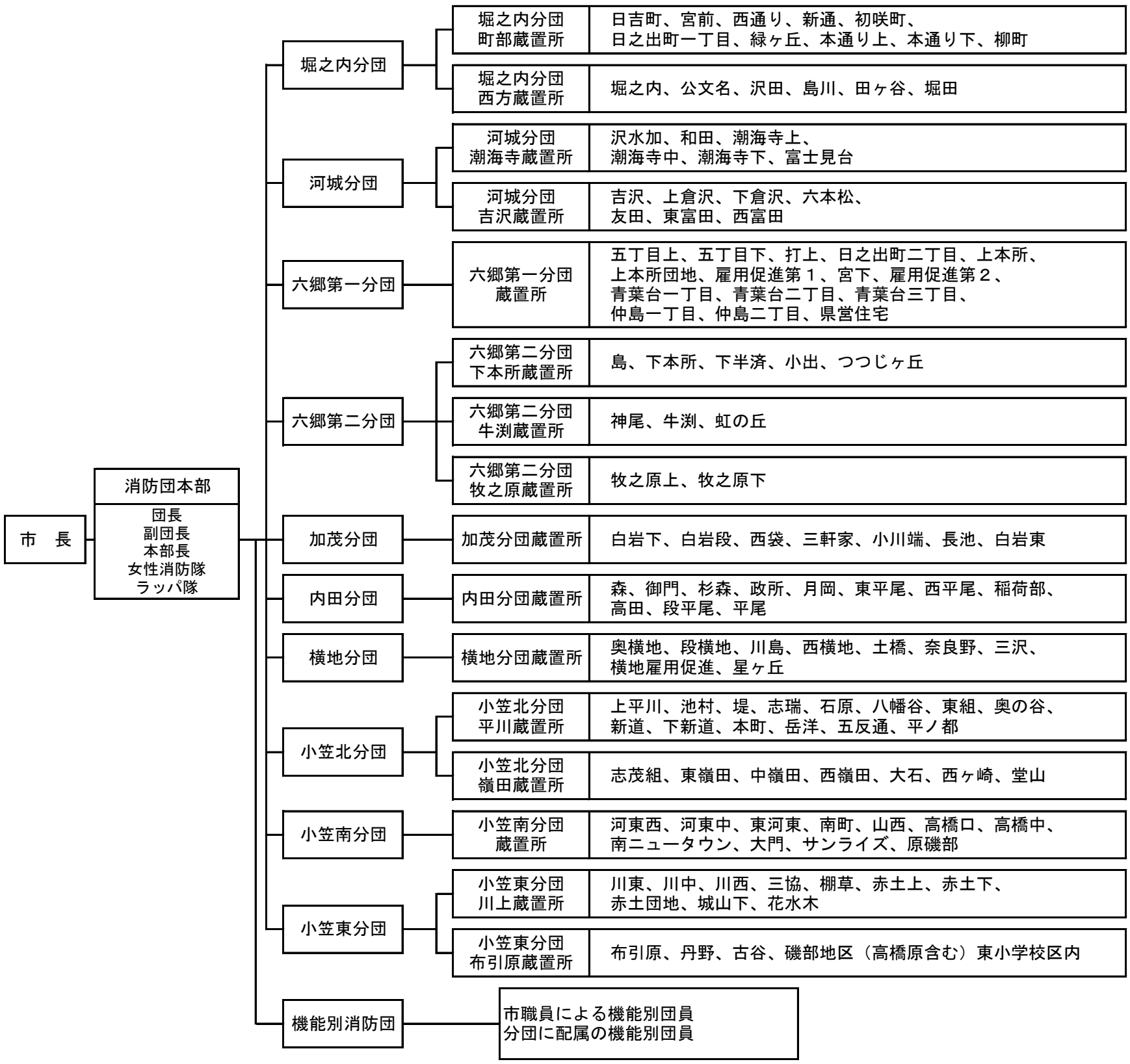

＜災害時の活動組織＞

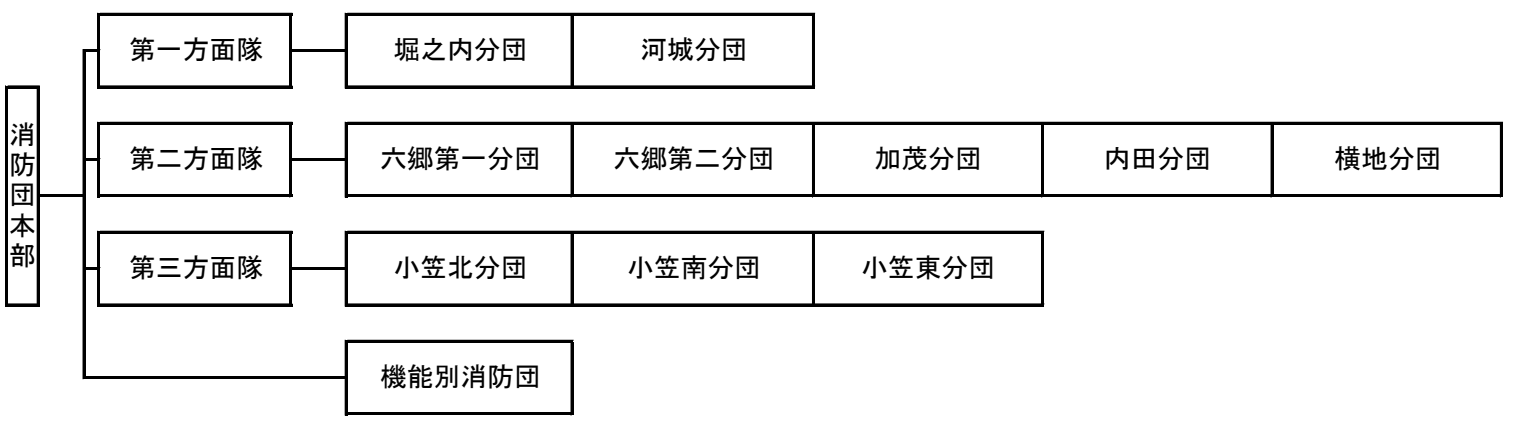

３－５　令和５年中の火災統計（令和５年12月末現在）

令和５年中の火災統計

１　火災の概況

令和５年中の火災発生状況は、出火件数が15件で前年から１件の増加となりました。種別ごとにみると、建物火災が７件（＋１）、車両火災が２件（±０）、その他の火災が５件（－１）、林野火災が１件（＋１）発生しています。

損害額は、5,695 千円と前年比 14,072 千円の減少となりました。

また、建物の焼損面積は 310 ㎡で、負傷者２名、焼死者１名が発生しました。出火原因については例年同様「たき火・草焼き」が多い状況となりました。

２　過去10年間の火災の推移

区分／年別	計	火災件数				焼損面積		損害額	死傷者		り災	
		建物	林野	車輌	その他	建物（㎡）	林野（a）	（千円）	焼死者	負傷者	世帯数	人員
平成　26　年	15	2	0	2	11	99	0	40,235	0	0	0	0
平成　27　年	13	5	0	2	6	423	0	15,575	1	1	2	4
平成　28　年	15	7	1	1	6	511	38	10,861	0	2	7	20
平成　29　年	15	4	0	0	11	162	0	3,328	0	0	2	8
平成　30　年	24	8	0	4	12	684	0	24,005	1	1	3	9
令和　元　年	16	7	0	2	7	135	0	5,103	0	1	6	23
令和　２　年	17	9	0	3	5	278	0	7,063	2	1	6	20
令和　３　年	17	7	0	2	8	144	0	10,154	0	1	5	8
令和　４　年	14	6	0	2	6	232	0	19,767	0	1	3	4
令和　５　年	15	7	1	2	5	310	16	5,695	1	2	6	17

４－１　菊川市防災会議条例

菊川市防災会議条例

平成17年１月17日
条例第131号

改正　平成17年３月25日
条例第185号

平成25年３月14日
条例第　３号

平成27年３月３日
条例第　２号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、菊川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　菊川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　市の地域にかかわる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(3)　前２号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

（組織）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　委員の定数は、30人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから、市長が任命する者

(2)　静岡県の知事の部内の職員のうちから、市長が任命する者

(3)　静岡県警察の警察官のうちから、市長が任命する者

(4)　消防職員のうちから、市長が任命する者

(5)　市長がその部内の職員のうちから指名する者

(6)　教育長

(7)　消防団長

(8)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから、市長が任命する者

(9)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

（任期）

第４条　防災会議の委員の任期は、その任命された職の在職期間とする。

２　前項の委員は、再任されることができる。

（会長）

第５条　会長は、防災会議の会務を総理し、防災会議を代表する。

２　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　防災会議は、会長が招集する。

（専門委員）

第７条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、地方行政機関の職員、静岡県の職員、市の職員、指定公共機関の職員、指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（庶務）

第８条　防災会議の庶務は、危機管理部危機管理課において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成17年１月17日から施行する。

附　則（平成17年３月25日条例第185号）

この条例は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月14日条例第３号）

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月３日条例第２号）

この条例は、平成27年４月１日から施行する。

４－２　菊川市防災会議委員名簿

菊川市防災会議委員名簿（令和５年度）

役職	機　関　名	職　名	根拠法令
会長	菊川市	市長	条例第３条第２項
委員	国土交通省中部地方整備局 浜松河川国道事務所	所長	〃　〃　第３項第１号
〃	静岡県西部地域局	副局長兼 西部危機管理監	〃　〃　〃　第２号
〃	静岡県袋井土木事務所	所長	〃　〃　〃　〃
〃	静岡県西部健康福祉センター	所長	〃　〃　〃　〃
〃	静岡県中遠農林事務所	所長	〃　〃　〃　〃
〃	菊川警察署	署長	〃　〃　〃　第３号
〃	菊川市消防本部	消防長	〃　〃　〃　第４号
〃	菊川市	副市長	〃　〃　〃　第５号
〃	菊川市	教育長	〃　〃　〃　第６号
〃	菊川市	総務部長	〃　〃　〃　第５号
〃	菊川市	危機管理部長	〃　〃　〃　〃
〃	菊川市	企画財政部長	〃　〃　〃　〃
〃	菊川市	生活環境部長	〃　〃　〃　〃
〃	菊川市	建設経済部長	〃　〃　〃　〃
〃	菊川市	健康福祉部長	〃　〃　〃　〃
〃	菊川市	こども未来部長	〃　〃　〃　〃
〃	菊川市	教育文化部長	〃　〃　〃　〃
〃	菊川市	議会事務局長	〃　〃　〃　〃
〃	菊川市立総合病院	事務部長	〃　〃　〃　〃
〃	菊川市消防団	団長	〃　〃　〃　第７号
〃	西日本電信電話㈱静岡支店	支店長	〃　〃　〃　第８号
〃	中部電力パワーグリッド㈱掛川営業所	所長	〃　〃　〃　第８号
〃	東海旅客鉄道㈱菊川駅	駅長	〃　〃　〃　第８号
〃	(一社)静岡県ＬＰガス協会西部支部	支部長	〃　〃　〃　第８号
〃	しずてつジャストライン㈱浜岡営業所	所長	〃　〃　〃　第８号
〃	(一社)静岡県トラック協会中遠分室	分室長	〃　〃　〃　第９号
〃	(一社)小笠医師会		〃　〃　〃　第９号
〃	遠州夢咲農業協同組合	代表理事組合長	〃　〃　〃　第９号

４－３　菊川市災害対策本部条例

菊川市災害対策本部条例

平成17年１月17日　条例第132号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第７項の規定に基づき、菊川市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

４　副本部長及び本部員以外の災害対策本部の職員（以下「本部職員」という。）は、上司の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

３　部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（支部）

第４条　本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に支部を置くことができる。

２　支部に属すべき本部職員（以下「支部職員」という。）は、本部長が指名する。

３　支部に支部長を置き、本部長が指名する支部職員をもって充てる。

４　支部長は、支部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第５条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員及び本部職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この条例は、平成17年１月17日から施行する。

４－４　菊川市災害対策本部運営要領

菊川市災害対策本部運営要領

制定　平成28年３月29日訓令第11号
改正　平成29年３月31日訓令第８号
平成31年３月29日訓令第12号
令和２年３月26日訓令第19号
令和３年３月31日訓令第５号
令和４年３月17日訓令第１号
令和５年３月31日訓令第６号

菊川市災害対策本部運営要領（平成19年菊川市訓令第１号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要領は、災害応急対策の円滑かつ適切な実施を図ることを目的として、菊川市災害対策本部条例（平成17年菊川市条例第132号）第６条の規定に基づき、菊川市災害対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び所掌事務並びに運営に関する必要な事項を定めるものとする。

（組織及び所掌事務）

第２条　対策本部の編成は、別表第１及び別表第１の２のとおりとする。

２　対策本部に、別表第２第２号に掲げる部、班を置き、同表同号右欄に掲げる事務を所掌させる。

３　前項の部に部長、班に班長を置く。

（副本部長）

第３条　対策本部に、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、副市長及び教育長をもって充てる。

２　副本部長は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）を補佐し、本部長に事故あるときは、副本部長（副市長、教育長の順序による。）がその職務を代理する。

（本部員）

第４条　対策本部に、災害対策本部員（以下「本部員」という。）を置き、別表第１左欄に掲げる部の部長として充てる市職員をもって充てる。

２　本部員は、それぞれの所管に係る災害応急対策の実施状況を把握し、本部長に報告する。

（本部職員）

第５条　対策本部に、災害対策本部の職員（以下「本部職員」という。）を置き、別表第２第２号中欄に掲げる班の班長及びその班員として充てる市職員をもって充てる。

（部班）

第６条　第２条第３項の部長は、別表第１の１左欄に掲げる職にある者とし、班長は、同表右欄に掲げる所属の長にある者又は、複数の所属で編成される班にあっては、班を代表する所属の長をもって充てる。

２　部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属本部職員を指揮監督する。

３　班長は、部長を補佐するとともに、所属班員を指揮監督する。

４　本部長は、状況に応じ各部各班の構成を変更することができる。

５　部長は、状況に応じ各班の職員の構成を変更することができる。

（配備態勢）

第７条　本部長、副本部長、本部員及び本部職員（以下これらを「本部員等」という。）は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、対策本部が設置されていないときは、別表第３に掲げる事前配備態勢をとるものとする。

２　本部員等は、勤務時間外又は休日等において、報道機関その他の情報によって災害の発生を知り、対策本部の設置が推察されるとき又は設置されたことを知ったときは、直ちに所定の勤務所に参集するものとする。

３　本部員等は、勤務時間外又は休日等において、交通事情等により配備につけないときは、所属長に連絡し、その指示を受けるものとする。

（対策本部の設置等）

第８条　本部長は、対策本部の設置が必要と認めるときは、この要領及び菊川市地域防災計画の定めるところにより対策本部を設置する。

２　対策本部を設置するときの動員の規模は、災害の状況に応じて、その都度本部長が決定するものとする。

３　勤務時間外及び休日等における災害に係る連絡体制は、別に定める。

４　対策本部が設置されたときは、本部室を菊川市役所災害対策室に置く。ただし、災害の程度に応じ危機管理課に置くことができる。

５　本部室には、「菊川市災害対策本部」の表示をする。

６　本部室には、本部員及び総括班を配置する。

７　対策本部が設置された後、本部長、副本部長、部長又は班長が配備につくまでの間における災害対策の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上位等級者が指揮するものとする。

８　本部長は、災害による危険がなくなったと判断したとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、対策本部を廃止する。

９　本部長は、対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに次に掲げる者のうちで、必要と認めるものに通知する。

(1) 静岡県災害対策本部西部方面本部

(2) 防災関係機関

(3) その他必要と認める機関

（本部員会議等）

第９条　本部長は、災害応急対策の重要事項を協議するため本部員会議を招集する。

２　本部員会議は、本部長、副本部長、本部員及び総務班長をもって構成する。

３　各本部員は、それぞれの所管事項に関し、本部員会議に必要な資料を提出しなければならない。

４　本部員のうち部長が不在のときは、代理者が出席するものとする。

５　本部長は、災害応急対策について協議するため、必要に応じて部長会議を招集する。

（班長会議）

第10条　各部長は、災害応急対策について部内各班との連絡調整を図るため、必要に応じて班長会議を招集する。

（本部員等の心構え）

第11条　本部員等は、対策本部が発し、又は受領する報告、指示、連絡及び対策本部の実施する災害応急対策の内容については、所定の様式により記録しておくものとする。ただし、その内容が特に軽易な場合は、この限りでない。

２　前項の規定による記録は、災害応急対策が完了し、当該記録が不用になるまで対策本部においてこれを保存しなければならない。

３　本部員等は、災害応急対策を支援する防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民その他の者に対し、誠実に対応しなければならない。

４　本部員等は、自らの言動によって、住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、又は対策本部の活動に反感を抱かせることのないよう注意しなければならない。

５　本部員等は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の部及び班から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

（災害応急対策に関する研修及び訓練）

第12条　総括班長は、対策本部設置における本部員等の迅速かつ的確な初動対応行動を確保するため、災害応急対策に関する研修及び訓練を実施するものとする。

２　本部員等は、前項の研修及び訓練に参加しなければならない。

（補則）

第13条　この要領に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、別に定める菊川市地域防災計画による。

附　則

この訓令は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月31日訓令第８号）

この訓令は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月29日訓令第12号）

この訓令は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月26日訓令第19号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月31日訓令第５号）

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月17日訓令第１号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月31日訓令第６号）

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１の１（第２条関係）

菊川市災害対策本部編成表

正副本部長	―	市長、副市長、教育長
危機管理部	総括班	危機管理課、防災強靭化室
	地区派遣員	別に定める要員（個別に任命）
	避難所派遣員	別に定める要員（個別に任命）
総務部	総務班	［総務課］、秘書室、議会事務局、監査事務局
	情報収集班	地域支援課
	連携調整班	各部連携調整室
企画財政部	企画調整班	［企画政策課］、財政課、会計課
	調査班	税務課
	情報伝達班	営業戦略課
生活環境部	市民環境班	市民課、［環境推進課］、小笠市民課
	上下水道班	［水道課］、下水道課
健康福祉部 こども未来部	健康救護班	［健康づくり課］（健康救護班長）、長寿介護課、 ［福祉課］（福祉避難班長）、子育て応援課
	福祉避難班	
	幼保班	こども政策課
建設経済部	事業班	［建設課］、都市計画課
	経済班	商工観光課、［農林課］、茶業振興課
教育文化部	教育総務班	［教育総務課］、学校教育課
	社会教育班	［社会教育課］、図書館
消防本部	消防・救急班	［消防総務課］、警防課、予防課、消防署
消防団	消防・水防班	消防団（水防団）

※災害対策本部は、正副本部長並びに総務部長、危機管理部長、企画財政部長、生活環境部長、健康福祉部長、こども未来部長、建設経済部長、教育文化部長及び議会事務局長で組織する。

※健康福祉部及びこども未来部の所掌事務のうち、健康救護班及び福祉避難班については健康福祉部長が、幼保班についてはこども未来部長が事務を掌理し、所属本部職員を指揮監督する。

※各班の班長は該当する所属長とし、複数の課で組織する場合は、〔　〕内に表示する課の所属長とする。

４－５　菊川市災害対策本部編成図

別表第１の２（第２条関係）

菊川市災害対策本部　編成図

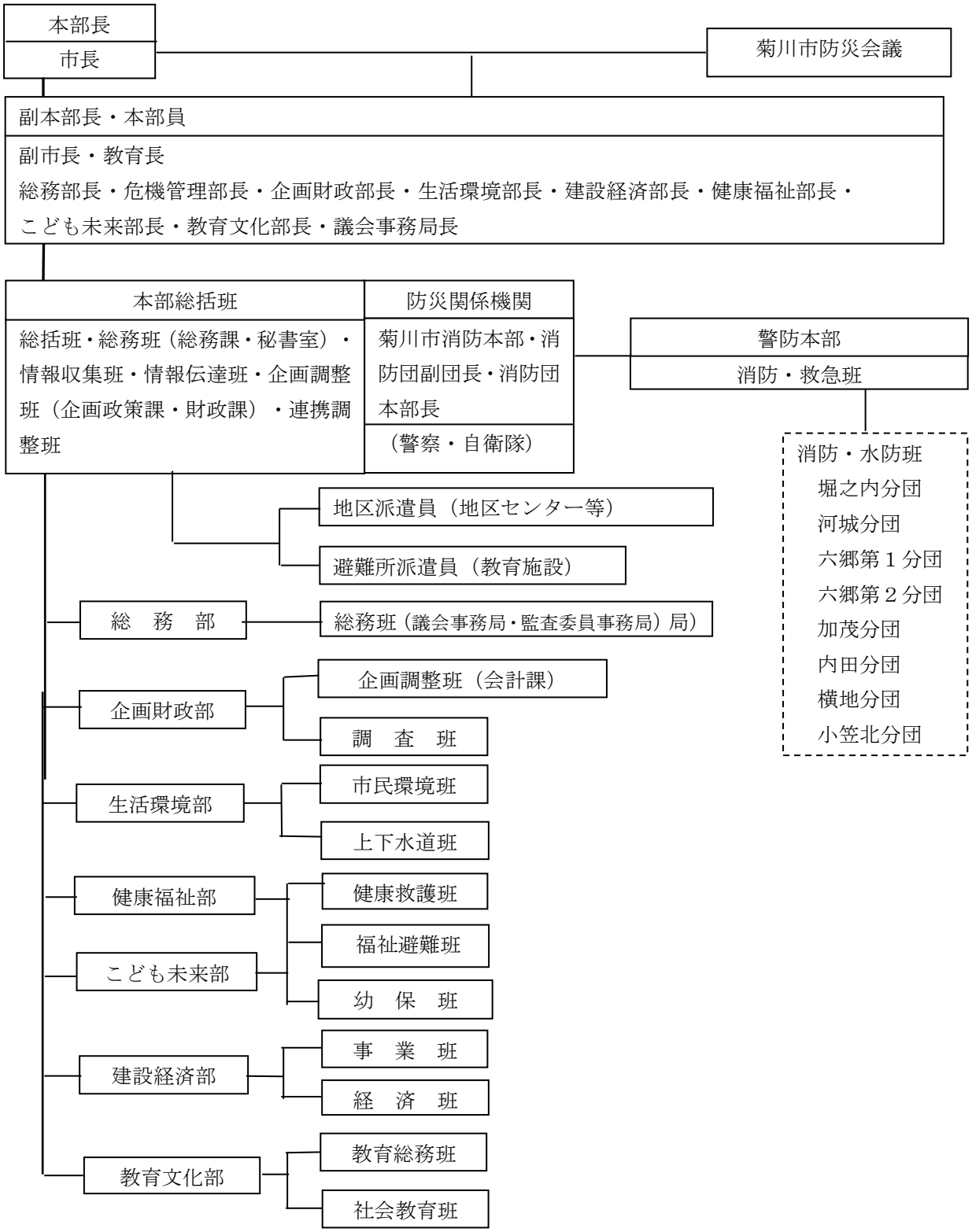

別表第２（第２条、第５条関係）

菊川市災害対策本部事務分掌

(1) 各班共通事項

区分	事務分掌
組織運営に係る事務	1　所管業務に係る情報の取りまとめ及び情報伝達に関すること。 2　所属職員の所在及び安否の確認に関すること。 3　所属職員への動員連絡に関すること。 4　班の設置及び運営に関すること。
事業執行に係る事務	1　所管市有施設の被害状況に関すること。 2　所管市有施設及び所管業務の災害応急対策の推進に関すること。 3　災害復旧事業に関係する被害調査に関すること。 4　災害復旧事業計画の策定に関すること。 5　災害復旧事業の実施に関すること。 6　所管災害応急対策事業に係る記録の収集及び整理に関すること。 7　他の班への応援に関すること。

(2) 班別事務分掌

部名	班名	事務分掌
危機管理部	総括班	1　災害対策本部の設置（本部室の準備）に関すること。 2　職員の非常招集に関すること。 3　各班との連絡調整及び総括に関すること。 4　県派遣員との連携及び県方面本部、関係機関との連絡調整に関すること。 5　各種輸送の連絡調整に関すること。 6　防災関係機関、企業、市民等に対する指示、協力要請及び連絡に関すること。 7　市民からの要請に対する処理に関すること。 8　災害対策上必要な物資の調達及びあっせんに関すること。 9　自衛隊の派遣要請に関すること。 10　災害救助法の適用について。 11　避難所の開設に関すること。
	地区派遣員	1　各地区（自治会）の情報収集に関すること。 2　災害対策本部との連絡調整に関すること。 3　避難所運営の支援に関すること。
	避難所派遣員	1　避難所の開設・運営支援に関すること。

		2　災害対策本部との連絡調整に関すること。
総務部	総務班	1　災害対策本部会議の運営に関すること。 2　本部必需品の緊急調達に関すること。 3　職員の動員及び調整に関すること。 4　職員の健康管理に関すること。 5　職員の災害補償に関すること。 6　職員への給食に関すること。 7　職員及び職員の家族並びに住宅の安否の調査・対策に関すること。 8　県等からの応援職員の受入れに関すること。 9　市議会議員との連絡調整に関すること。 10　国、県等の視察・調査に関すること。 11　緊急物資集積場所の設置・運営に関すること。 12　災害救助用物資の輸送に関すること。
	情報収集班	1　気象情報、道路情報及び被害情報の収集伝達（電話、無線、FAX等の受信）に関すること。 2　各班、自主防災会（自治会）、消防団からの被害報告の取りまとめに関すること。 3　被害情報、写真の記録、整理に関すること。 4　災害応急対策の進捗状況写真及びその他の状況の写真の収集整理に関すること。 5　防災行政無線等の利用調整に関すること。
	連携調整班	1　各班間の連絡調整に関すること。 2　各班の活動状況の取りまとめに関すること。 3　各班の応援に関すること。
企画財政部	企画調整班	1　庁舎及び設備の被害状況の取りまとめ及び緊急機能確保措置に関すること。 2　市所管の土地、施設の被害調査及び復旧に関すること。 3　被災者の生活相談に関すること。 4　被災復興相談窓口の設置に関すること。 5　国、県等関係機関への要請、陳情に関すること。 6　災害対策の予算措置に関すること。 7　災害経理の出納に関すること。 8　義援金の保管及び配分に関すること。 9　市有車両の配車に関すること。 10　災害時緊急車両の手続に関すること。 11　災害救助用車両の借上げに関すること。 12　災害復旧事業計画に関係する調査及び策定に関

		すること。 13　庁内の情報ネットワークに関すること。
	調査班	1　市税減免に関すること。 2　罹災台帳の作成及び罹災証明の発行に関すること。 3　被災証明願の受付及び被災証明書の発行に関すること。 4　家屋等の被害状況の調査に関すること。
	情報伝達班	1　新聞、テレビ、HP、同報無線、防災メール等による情報の伝達に関すること。 2　市民への避難勧告等の情報伝達に関すること。 3　記者発表、資料提供等報道機関への対応に関すること。 4　災害応急対策の広報に関すること。
生活環境部	市民環境班	1　来庁者の保護に関すること。 2　災害時における来庁者への案内に関すること。 3　JR滞留客の誘導及び保護に関すること。 4　臨時ヘリポートの開設に関すること。 5　災害時における清掃、環境衛生施設の被害調査及び応急復旧並びに衛生の維持に関すること。 6　遺体の埋火葬等処理に関すること。 7　動物の保護管理に関すること。 8　被災地の防疫に関すること。 9　衛生資材の調達に関すること。 10　ごみ、し尿（仮設トイレ）、がれき、残骸物の処理に関すること。 11　遺体の受入れ及び関係機関並びに関係者への連絡に関すること。 12　小笠支所の被害調査及び緊急機能確保措置に関すること。 13　小笠地区における情報収集及び本部との連絡調整に関すること。
	上下水道班	1　上下水道施設の被害調査、応急給水及び復旧対策に関すること。 2　浄水用薬品の調達に関すること。 3　災害時の飲料水の確保に関すること。 4　市指定水道工事店の動員要請に関すること。
健康福祉部 こども未来部	健康救護班	1　救護所の開設に関すること。 2　救護所への医療職の職員動員要請に関するこ

		と。 3　医療及び助産に関すること。 4　伝染病予防に関すること。 5　救急医療品及び衛生材料の確保に関すること。 6　罹災者の医療救護に関すること。 7　罹災者に対する保健、栄養指導に関すること。 8　罹災者の精神保健対策に関すること。 9　罹災妊産婦及び新生児の医療に関すること。
	福祉避難班	1　災害救助法に係る事務に関すること。 2　総合保健福祉センターの被害状況の確認及び緊急機能確保措置に関すること。 3　罹災世帯の低所得、身体障害者、独り暮らし老人、児童、母子世帯等の援護に関すること。 4　罹災者に対する援護資金及び福祉資金の貸付けに関すること。 5　社会福祉施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 6　義援金の受付に関すること。 7　配慮者（避難行動要支援者）の対応に関すること。 8　ボランティア活動の支援に関すること。 9　要援護者台帳の開示に関すること。 10　福祉避難所の開設及び運営支援に関すること。
	幼保班	1　災害時の園児等の安否確認、避難誘導、引渡し等管理及び指導に関すること。 2　休園等園の運営の管理に関すること。 3　幼保施設の被害状況の調査及び報告に関すること。 4　避難所の運営支援に関すること。
建設経済部	事業班	1　交通規制に関すること。 2　土砂災害危険箇所の状況確認に関すること。 3　道路、橋梁、河川、水路、急傾斜地等の被害調査に関すること。 4　工事中現場の二次災害防止対策に関すること。 5　公共施設災害復旧事業の計画及び実施に関すること。 6　建設業組合への作業依頼に関すること。 7　道路、河川の障害物の除去に関すること。 8　災害復旧に係る資機材の確保に関すること。 9　土採取、砂利採取事業の被害調査及び応急復旧

		に関すること。 10　都市計画施設の被害調査及び災害復旧に関すること。 11　公営住宅の被害調査及び応急修理に関すること。 12　住宅等の被害状況調査及び応急修理等の指導に関すること。 13　応急危険度判定士に関すること。 14　応急仮設住宅の建設及び応急住宅の確保に関すること。 15　住宅被災者に対する災害融資、建築・入居相談等支援に関すること。 16　都市公園の被害調査及び災害復旧に関すること。 17　施工中の土地区画整理、土地利用事業箇所等の被害調査及び応急復旧に関すること。
	経済班	1　工事中現場の二次災害防止対策に関すること。 2　商工業、農業及び林業の被害調査に関すること。 3　緊急物資の調達及びあっせんに関すること。 4　飼料及び畜産物に関すること。 5　家畜伝染病予防及び防疫に関すること。 6　中小企業者、農林業者の災害金融に関すること。 7　農業災害に関する技術対策の樹立及び推進に関すること。 8　農林業関係団体に対する災害応急対策の応援協力体制に関すること。 9　保管農薬の安全に関すること。 10　死亡獣畜の処理に関すること。 11　農林業者の生活維持対策に関すること。 12　土地改良財産の被害調査及び災害復旧に関すること。 13　農地及び農業用施設の被害調査に関すること。 14　森林火災に関すること。 15　ため池等の水量調整の指導に関すること。 16　支援物資の受付に関すること。 17　応急復旧資材のあっせんに関すること。 18　商工団体との連絡調整に関すること。 19　保養センターに関すること。
教育文化部	教育総務班	1　災害時における児童、生徒、教員等の安否確認並びに避難誘導、引渡し等管理及び教育指導に関

		すること。 2　義務教育施設の被害状況の確認及び緊急機能確保措置に関すること。 3　教職員の動員及び調整に関すること。 4　休校等学校の管理に関すること。 5　災害時の教科書及び学用品の調達並びにあっせんに関すること。 6　学校給食に関すること。 7　炊出し等非常時食料のための学校給食センターの使用に関すること。 8　給食センター施設の被害状況の確認と緊急機能確保措置に関すること。 9　避難所の開設及び運営支援並びに学校運営との調整に関すること。 10　教育委員会からの指示に関すること。
	社会教育班	1　社会教育施設、社会体育施設及び図書館における利用者の保護に関すること。 2　社会教育施設、社会体育施設及び図書館の被害状況の確認、緊急機能確保措置に関すること。 3　文化財の被害調査に関すること。 4　避難所の開設・運営支援に関すること。
消防本部	消防・救急班	1　風水害、火災及びその他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2　風水害、火災及びその他の災害並びに救急救助の情報収集に関すること。 3　人命の救助及び応急救護並びに救急に関すること。 4　避難誘導に関すること。 5　災害広報活動に関すること。 6　危険物の保安対策に関すること。 7　関係消防本部との連絡調整に関すること。 8　所掌に係る関係機関団体との連絡調整に関すること。 9　消防団との連絡調整に関すること。
	消防・水防班（消防団・水防団）	1　風水害、火災及びその他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2　風水害、火災及びその他の災害並びに救急救助の情報収集に関すること。 3　人命の救助及び応急救護に関すること。 4　避難誘導に関すること。

		5　災害広報活動に関すること。 6　地域防災関係機関との連絡調整に関すること。

別表第３（第７条関係）

(1) 一般災害時等の配備態勢とその基準

	一般（風水害等）対策	地震（情報発令）対策	配備職員
事前配備	・市内に警報が発令された場合 ・次の数値を超えた又は超える見込みとなった場合 ①　時間雨量50㎜以上又は累計雨量100㎜以上 ②　水位が水防団待機水位以上 （加茂1.5m、嶺田2.0m、堂山3.1m、白岩橋3.3m、篭田橋3.2m、横地1.8m） ・事前に策定した台風タイムラインにより、台風到達の６～24時間前 ③　市長が必要と認めた場合	・市内で震度４以上の地震が発生した場合	危機管理課２名、建設課１名、小笠市民課１名 →職員４名 必要に応じて、危機管理部長、危機管理課長 ※状況に応じて必要な要員を動員する場合がある。
第１次配備	・次の数値を超えた又は超える見込みとなった場合 ①　時間雨量50㎜以上が２時間以上又は累計雨量150㎜以上 ②　水位が氾濫注意水位以上 （加茂2.5m、嶺田4.3m、堂山4.6m、白岩橋3.8m、篭田橋3.7m、横地2.1m） ③　市長が必要と認めた場合	・市長が相当数の職員の配備が必要と認めた場合	市長、副市長、教育長、部長級職員、総務部、危機管理部、建設経済部職員及び各部連携調整室、企画財政部の一部職員、小笠市民課職員、教育文化部の一部職員、地区派遣員（総務部） →職員150名（約半数） ※状況により必要な要員のみ動員又は配備職員以外の職員を増員がある。
第２次配備	・次の数値を超えた又は超える見込みとなった場合 ①　時間雨量50㎜以上が３時間以上又は累計雨量200㎜以上 ②　水位が氾濫危険水位以上 （加茂3.5m、堂山5.3m、横地2.7m） ③　突発災害が発生した場合 ④　市長が必要と認めた場合	・市内で震度５弱以上の地震が発生 ・市長が必要と認めた場合	全職員

(2) 南海トラフ地震臨時情報に基づく配備態勢とその基準

南海トラフ地震臨時情報	配備職員
気象庁による調査中の発表	本部員、各部連携調整室、危機管理課職員

	※配備態勢及び防災対応を検討

４－６　菊川市地震災害警戒本部条例

菊川市地震災害警戒本部条例

平成17年１月17日条例第133号
改正　平成17年３月25日条例第186号

（趣旨）

第１条　この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第４項の規定に基づき、菊川市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置く。

３　副本部長は、本部員のうちから、市長が任命する。

４　副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

５　本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　静岡県警察の警察官のうちから、市長が委嘱する者

(2)　市の教育委員会の教育長

(3)　市長がその部内の職員のうちから、指名する者

(4)　消防職員のうちから、市長が任命する者

(5)　市消防団の団員のうちから、市長が指名する者

(6)　市の区域において業務を行う法第２条第７号に規定する指定公共機関又は同条第８号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから、市長が委嘱する者

６　本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

７　副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が任命する。

８　本部職員は、警戒本部の所掌事務について本部員を補佐する。

（部）

第３条　本部長は、必要があると認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

３　部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

４　部長に事故があるときは、部に属する本部職員のうちから、部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（支部）

第４条　本部長は、必要があると認めるときは、警戒本部に支部を置くことができる。

２　支部に属すべき本部職員（以下「支部職員」という。）は、本部長が指名する。

３　支部に支部長を置き、本部長が指名する支部職員をもって充てる。

４　支部長に事故があるときは、支部に属する支部職員のうちから、支部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この条例は、平成17年１月17日から施行する。

附　則（平成17年３月25日条例第186号）

この条例は、平成17年４月１日から施行する。

４－７　菊川市地震災害警戒本部運営要領

菊川市地震災害警戒本部運営要領

制定　平成28年３月29日訓令第12号
改正　平成29年３月31日訓令第８号の２
平成31年３月29日訓令第13号
令和２年３月26日訓令第20号
令和３年３月31日訓令第６号
令和４年３月17日訓令第２号
令和５年３月31日訓令第６号の２

菊川市地震災害警戒本部運営要領（平成19年菊川市訓令第２号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要領は、地震防災応急対策の迅速かつ的確な実施を図ることを目的として、菊川市地震災害警戒本部条例（平成17年菊川市条例第133号）第５条の規定に基づき、菊川市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織及び所掌事務並びに運営に関する必要な事項を定めるものとする。

（組織及び所掌事務）

第２条　警戒本部の組織は、別表第１及び別表第１の２のとおりとする。

２　警戒本部に、別表第２第２号に掲げる部、班を置き、同表同号に掲げる事務を所掌させる。

３　前項の部に部長、班に班長を置く。

（副本部長）

第３条　警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、副市長及び教育長をもって充てる。

２　副本部長は、地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）を補佐し、本部長に事故あるときは、副本部長（副市長、教育長の順序による。）がその職務を代理する。

（本部員）

第４条　警戒本部に、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）を置き、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 菊川警察署長
(2) 市教育長
(3) 別表第１左欄に掲げる部の部長として充てる市職員
(4) 中部電力株式会社掛川営業所長
(5) 西日本電信電話株式会社掛川営業所長
(6) 東海旅客鉄道株式会社菊川駅長

２　本部員は、それぞれの所管に係る地震防災応急対策の実施状況を把握し、本部長に報告する。

３　本部員のうち、市職員以外の本部員は、それぞれ所属する機関と警戒本部との連絡調整に当たるため、必要に応じ自ら警戒本部に出向し、又は代理者を警戒本部に派遣することができる。

４　本部長は、市職員以外の本部員又はその代理者の警戒本部への派遣を要請することが

できる。

（本部職員）

第５条　警戒本部に、地震災害警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）を置き、別表第２第２号中欄に掲げる班の班長及びその班員として充てる市職員をもって充てる。

（部班）

第６条　第２条第３項の部長は、別表第１左欄に掲げる職にある者とし、班長は、同表右欄に掲げる所属の長にある者又は複数の所属で編成される班にあっては、班を代表する所属の長をもって充てる。

（配備態勢）

第７条　本部長、副本部長、本部員（市職員に限る。）及び本部職員（以下これらを「本部員等」という。）は、警戒本部が設置されていない場合において、南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、別表第３に掲げる事前配備をとるものとする。

２　本部員等は、勤務時間外又は休日等において、交通事情等により配備につけないときは、所属長に連絡し、その指示を受けるものとする。

（警戒本部の設置等）

第８条　本部長は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第16条の規定により警戒宣言が発せられたときは、直ちに警戒本部を設置するものとする。

２　勤務時間外及び休日等における連絡体制は、別に定める。

３　警戒本部が設置されたときは、本部室を菊川市役所災害対策室に置く。

４　本部室には、「菊川市地震災害警戒本部」の表示をする。

５　本部室には、本部員及び総括班を配置する。

６　警戒本部が設置された後、本部長、副本部長、部長又は班長が配備につくまでの間における地震防災応急対策の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上位等級者が指揮するものとする。

７　本部長は、警戒本部が解除されたときは、速やかに地震防災応急対策の事務処理を行った上、法第19条第２項の規定により警戒本部を廃止する。

８　本部長は、警戒本部を廃止したときは、直ちに次に掲げる者に通知する。

(1) 静岡県地震災害警戒本部西部方面本部

(2) 防災関係機関

(3) その他必要と認める機関

（災害対策本部への引継ぎ）

第９条　警戒本部は、菊川市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されたときは、法第19条第１項の規定により廃止する。

２　前項の場合において、警戒本部は、実施した地震防災応急対策の状況その他災害応急対策の必要となる事項を災害対策本部に引き継ぐものとする。

３　第１項の規定により警戒本部が廃止された場合は、前条第８項の規定にかかわらず、警戒本部の廃止の通知は、行わないものとする。

（本部員会議等）

第10条　本部長は、地震防災応急対策の重要事項を協議するため本部員会議を招集する。

２　本部員会議は、本部長、副本部長、本部員及び総務班長をもって構成する。
３　各本部員は、それぞれの所管事項に関し、本部員会議に必要な資料を提出しなければならない。
４　本部員のうち部長が不在のときは、代理者が出席するものとする。
５　本部長は、地震防災応急対策について協議するため、必要に応じて部長会議を招集する。

（班長会議）

第11条　各部長は、地震防災応急対策について部内各班との連絡調整を図るため、必要に応じて班長会議を招集する。

（本部員等の心構え）

第12条　本部員等は、警戒本部が発し、又は受領する報告、指示、連絡及び警戒本部の実施する地震防災応急対策の内容については、所定の様式により記録しておくものとする。ただし、その内容が特に軽易な場合は、この限りでない。
２　前項の規定による記録は、警戒宣言が解除され、当該記録が不用になるまで警戒本部においてこれを保存しなければならない。
３　本部員等は、地震防災応急対策を支援する防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民その他の者に対し、誠実に対応しなければならない。
４　本部員等は、自らの言動によって、住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、又は警戒本部の活動に反感を抱かせることのないよう注意しなければならない。
５　本部員等は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の部及び班から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

（地震防災応急対策に関する研修及び訓練）

第13条　総括班長は、警戒本部設置における本部員等の迅速かつ的確な初動対応行動を確保するため、地震防災応急対策に関する研修及び訓練を実施するものとする。
２　本部員等は、前項の研修及び訓練に参加しなければならない。

（補則）

第14条　この要領に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は、別に定める菊川市地域防災計画による。

附　則

この訓令は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月31日訓令第８号の２）

この訓令は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月29日訓令第13号）

この訓令は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月26日訓令第20号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月31日訓令第６号）

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月17日訓令第２号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月31日訓令第６号の２）

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１の１（第２条関係）

菊川市地震災害警戒本部編成表

正副本部長	―	市長、副市長、教育長
危機管理部	総括班	危機管理課、防災強靭化室
	地区派遣員	別に定める要員（個別に任命）
	避難所派遣員	別に定める要員（個別に任命）
総務部	総務班	［総務課］、秘書室、議会事務局、監査事務局
	情報収集班	地域支援課
	連携調整班	各部連携調整室
企画財政部	企画調整班	［企画政策課］、財政課、会計課
	調査班	税務課
	情報伝達班	営業戦略課
生活環境部	市民環境班	市民課、［環境推進課］、小笠市民課
	上下水道班	［水道課］、下水道課
健康福祉部 こども未来部	健康救護班	［健康づくり課］（健康救護班長）、長寿介護課、 ［福祉課］（福祉避難班長）、子育て応援課
	福祉避難班	
	幼保班	こども政策課
建設経済部	事業班	［建設課］、都市計画課
	経済班	商工観光課、［農林課］、茶業振興課
教育文化部	教育総務班	［教育総務課］、学校教育課
	社会教育班	［社会教育課］、図書館
消防本部	消防・救急班	［消防総務課］、警防課、予防課、消防署
消防団	消防・水防班	消防団（水防団）

※地震災害警戒本部は、正副本部長並びに総務部長、危機管理部長、企画財政部長、生活環境部長、健康福祉部長、こども未来部長、建設経済部長、教育文化部長及び議会事務局長で組織する。

※健康福祉部及びこども未来部の所掌事務のうち、健康救護班及び福祉避難班については健康福祉部長が、幼保班についてはこども未来部長が事務を掌理し、所属本部職員を指揮監督する。

※各班の班長は該当する所属長とし、複数の課で組織する場合は、〔　〕内に表示する課の所属長とする。

別表第１の２（第２条関係）

菊川市地震災害警戒本部　編成図

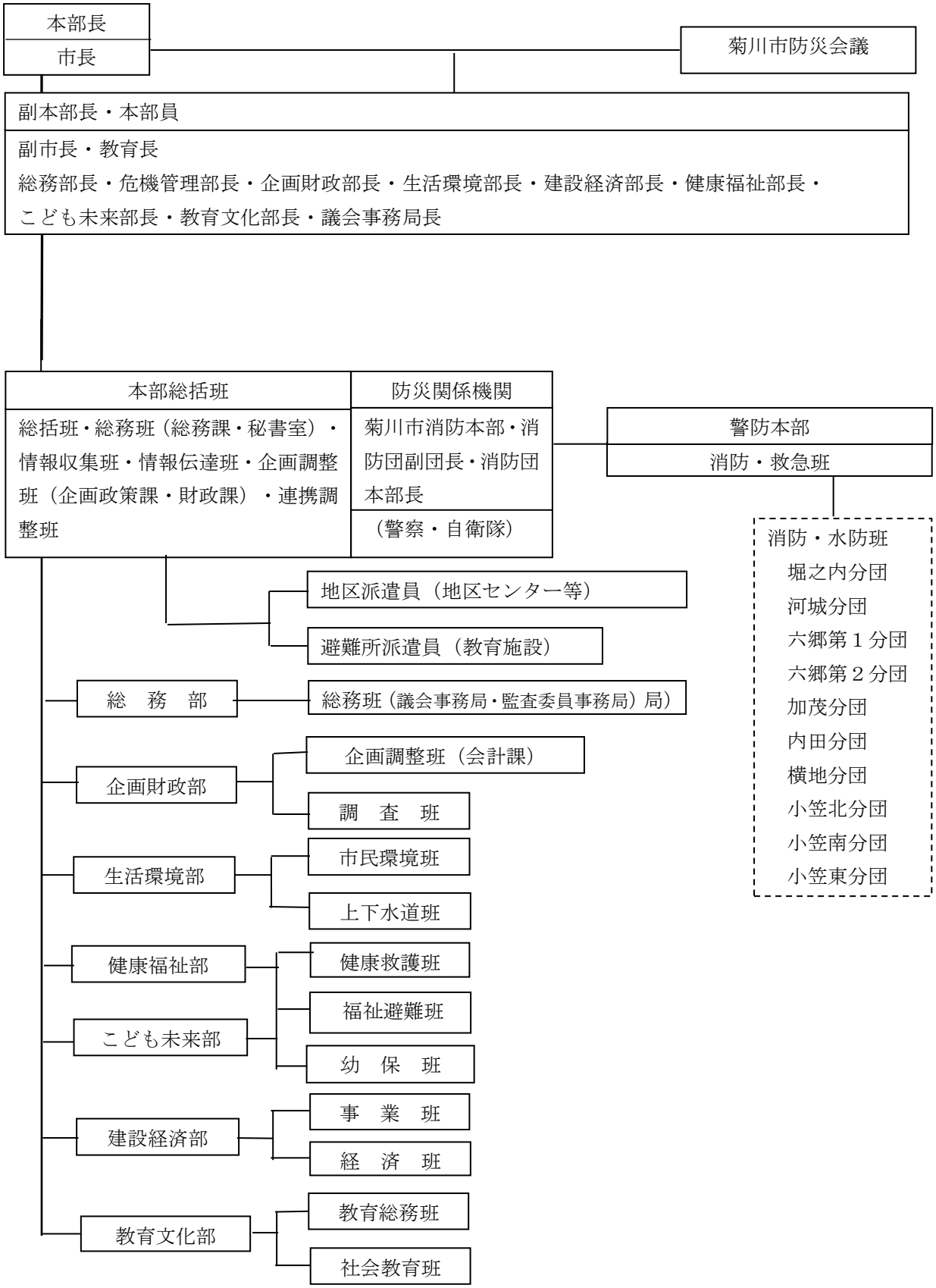

別表第２（第２条、第４条、第５条、第６条関係）

菊川市地震災害警戒本部事務分掌

(1) 各班共通事項

区分	事務分掌
組織運営に係る事務	1　所管業務に係る情報の取りまとめ及び情報伝達に関すること。 2　所属職員の所在及び安否の確認に関すること。 3　所属職員への動員連絡に関すること。 4　班の設置及び運営に関すること。
事業執行に係る事務	1　所管市有施設の被害状況に関すること。 2　所管市有施設及び所管業務の災害応急対策の推進に関すること。 3　災害復旧事業に関係する被害調査に関すること。 4　災害復旧事業計画の策定に関すること。 5　災害復旧事業の実施に関すること。 6　所管災害応急対策事業に係る記録の収集及び整理に関すること。 7　他の班への応援に関すること。

(2) 班別事務分掌

部名	班名	事務分掌
危機管理部	総括班	1　災害対策本部の設置（本部室の準備）に関すること。 2　職員の非常招集に関すること。 3　各班との連絡調整及び総括に関すること。 4　県派遣員との連携及び県方面本部、関係機関との連絡調整に関すること。 5　各種輸送の連絡調整に関すること。 6　防災関係機関、企業、市民等に対する指示、協力要請及び連絡に関すること。 7　市民からの要請に対する処理に関すること。 8　災害対策上必要な物資の調達及びあっせんに関すること。 9　自衛隊の派遣要請に関すること。 10　災害救助法の適用について。 11　避難所の開設に関すること。
	地区派遣員	1　各地区（自治会）の情報収集に関すること。 2　本部との連絡調整に関すること。 3　避難所運営の支援に関すること。
	避難所派遣員	1　避難所の開設・運営支援に関すること。

		2　災害対策本部との連絡調整に関すること。
総務部	総務班	1　災害対策本部会議の運営に関すること。 2　本部必需品の緊急調達に関すること。 3　職員の動員及び調整に関すること。 4　職員の健康管理に関すること。 5　職員の災害補償に関すること。 6　職員への給食に関すること。 7　職員及び職員の家族並びに住宅の安否の調査・対策に関すること。 8　県等からの応援職員の受入れに関すること。 9　市議会議員との連絡調整に関すること。 10　国、県等の視察・調査に関すること。 11　緊急物資集積場所の設置・運営に関すること。 12　災害救助用物資の輸送に関すること。
	情報収集班	1　気象情報、道路情報及び被害情報の収集伝達（電話、無線、FAX等の受信）に関すること。 2　各班、自主防災会（自治会）、消防団からの被害報告の取りまとめに関すること。 3　被害情報、写真の記録、整理に関すること。 4　災害応急対策の進捗状況写真及びその他の状況の写真の収集整理に関すること。 5　防災行政無線等の利用調整に関すること。
	連携調整班	1　各班間の連絡調整に関すること。 2　各班の活動状況の取りまとめに関すること。 3　各班の応援に関すること。
企画財政部	企画調整班	1　庁舎及び設備の被害状況の取りまとめ及び緊急機能確保措置に関すること。 2　市所管の土地、施設の被害調査及び復旧に関すること。 3　被災者の生活相談に関すること。 4　被災復興相談窓口の設置に関すること。 5　国、県等関係機関への要請、陳情に関すること。 6　災害対策の予算措置に関すること。 7　災害経理の出納に関すること。 8　義援金の保管及び配分に関すること。 9　市有車両の配車に関すること。 10　災害時緊急車両の手続に関すること。 11　災害救助用車両の借上げに関すること。 12　災害復旧事業計画に関係する調査及び策定に関す

		ること。 13　庁内の情報ネットワークに関すること。
	調査班	1　市税減免に関すること。 2　罹災台帳の作成及び罹災証明の発行に関すること。 3　被災証明願の受付及び被災証明書の発行に関すること。 4　家屋等の被害状況の調査に関すること。
	情報伝達班	1　新聞、テレビ、HP、同報無線、防災メール等による情報の伝達に関すること。 2　市民への避難勧告等の情報伝達に関すること。 3　記者発表、資料提供等報道機関への対応に関すること。 4　災害応急対策の広報に関すること。
生活環境部	市民環境班	1　来庁者の保護に関すること。 2　災害時における来庁者への案内に関すること。 3　JR滞留客の誘導及び保護に関すること。 4　臨時ヘリポートの開設に関すること。 5　災害時における清掃、環境衛生施設の被害調査及び応急復旧並びに衛生の維持に関すること。 6　遺体の埋火葬等処理に関すること。 7　動物の保護管理に関すること。 8　被災地の防疫に関すること。 9　衛生資材の調達に関すること。 10　ごみ、し尿（仮設トイレ）、がれき、残骸物の処理に関すること。 11　遺体の受入れ及び関係機関並びに関係者への連絡に関すること。 12　小笠支所の被害調査及び緊急機能確保措置に関すること。 13　小笠地区における情報収集及び本部との連絡調整に関すること。
	上下水道班	1　上下水道施設の被害調査、応急給水及び復旧対策に関すること。 2　浄水用薬品の調達に関すること。 3　災害時の飲料水の確保に関すること。 4　市指定水道工事店の動員要請に関すること。
健康福祉部 こども未来部	健康救護班	1　救護所の開設に関すること。 2　救護所への医療職の職員の動員要請に関するこ

		と。 3　医療及び助産に関すること。 4　伝染病予防に関すること。 5　救急医療品及び衛生材料の確保に関すること。 6　罹災者の医療救護に関すること。 7　罹災者に対する保健、栄養指導に関すること。 8　罹災者の精神保健対策に関すること。 9　罹災妊産婦及び新生児の医療に関すること。
	福祉避難班	1　災害救助法に係る事務に関すること。 2　総合保健福祉センターの被害状況の確認及び緊急機能確保措置に関すること。 3　罹災世帯の低所得、身体障害者、独り暮らし老人、児童、母子世帯等の援護に関すること。 4　罹災者に対する援護資金及び福祉資金の貸付けに関すること。 5　社会福祉施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 6　義援金の受付に関すること。 7　配慮者（避難行動要支援者）の対応に関すること。 8　ボランティア活動の支援に関すること。 9　要援護者台帳の開示に関すること。 10　福祉避難所の開設及び運営支援に関すること。
	幼保班	1　災害時の園児等の安否確認、避難誘導、引渡し等管理及び指導に関すること。 2　休園等園の運営の管理に関すること。 3　幼保施設の被害状況の調査及び報告に関すること。 4　避難所の運営支援に関すること。
建設経済部	事業班	1　交通規制に関すること。 2　土砂災害危険箇所の状況確認に関すること。 3　道路、橋梁、河川、水路、急傾斜地等の被害調査に関すること。 4　工事中現場の二次災害防止対策に関すること。 5　公共施設災害復旧事業の計画及び実施に関すること。 6　建設業組合への作業依頼に関すること。 7　道路、河川の障害物の除去に関すること。 8　災害復旧に係る資機材の確保に関すること。 9　土採取、砂利採取事業の被害調査及び応急復旧に関すること。

		10　都市計画施設の被害調査及び災害復旧に関すること。 11　公営住宅の被害調査及び応急修理に関すること。 12　住宅等の被害状況調査及び応急修理等の指導に関すること。 13　応急危険度判定士に関すること。 14　応急仮設住宅の建設及び応急住宅の確保に関すること。 15　住宅被災者に対する災害融資、建築・入居相談等支援に関すること。 16　都市公園の被害調査及び災害復旧に関すること。 17　施工中の土地区画整理、土地利用事業箇所等の被害調査及び応急復旧に関すること。
	経済班	1　工事中現場の二次災害防止対策に関すること。 2　商工業、農業及び林業の被害調査に関すること。 3　緊急物資の調達及びあっせんに関すること。 4　飼料及び畜産物に関すること。 5　家畜伝染病予防及び防疫に関すること。 6　中小企業者、農林業者の災害金融に関すること。 7　農業災害に関する技術対策の樹立及び推進に関すること。 8　農林業関係団体に対する災害応急対策の応援協力体制に関すること。 9　保管農薬の安全に関すること。 10　死亡獣畜の処理に関すること。 11　農林業者の生活維持対策に関すること。 12　土地改良財産の被害調査及び災害復旧に関すること。 13　農地及び農業用施設の被害調査に関すること。 14　森林火災に関すること。 15　ため池等の水量調整の指導に関すること。 16　支援物資の受付に関すること。 17　応急復旧資材のあっせんに関すること。 18　商工団体との連絡調整に関すること。 19　保養センターに関すること。
教育文化部	教育総務班	1　災害時における児童、生徒、教員等の安否確認並びに避難誘導、引渡し等管理及び教育指導に関すること。 2　義務教育施設の被害状況の確認及び緊急機能確保措置に関すること。

		3　教職員の動員及び調整に関すること。 4　休校等学校の管理に関すること。 5　災害時の教科書及び学用品の調達並びにあっせんに関すること。 6　学校給食に関すること。 7　炊出し等非常時食料のための学校給食センターの使用に関すること。 8　給食センター施設の被害状況の確認と緊急機能確保措置に関すること。 9　避難所の開設及び運営支援並びに学校運営との調整に関すること。 10　教育委員会からの指示に関すること。
	社会教育班	1　社会教育施設、社会体育施設及び図書館における利用者の保護に関すること。 2　社会教育施設、社会体育施設及び図書館の被害状況の確認、緊急機能確保措置に関すること。 3　文化財の被害調査に関すること。 4　避難所の開設・運営支援に関すること。
消防本部	消防・救急班	1　風水害、火災及びその他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2　風水害、火災及びその他の災害並びに救急救助の情報収集に関すること。 3　人命の救助及び応急救護並びに救急に関すること。 4　避難誘導に関すること。 5　災害広報活動に関すること。 6　危険物の保安対策に関すること。 7　関係消防本部との連絡調整に関すること。 8　所掌に係る関係機関団体との連絡調整に関すること。 9　消防団との連絡調整に関すること。
	消防・水防班（消防団・水防団）	1　風水害、火災及びその他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2　風水害、火災及びその他の災害並びに救急救助の情報収集に関すること。 3　人命の救助及び応急救護に関すること。 4　避難誘導に関すること。 5　災害広報活動に関すること。 6　地域防災関係機関との連絡調整に関すること。

別表第３（第７条関係）

南海トラフ地震臨時情報の発表時等の配備態勢とその基準

南海トラフ地震臨時情報	内容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	・事前配備体制 　各所属所要の人員による情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	・災害対策本部員が定める配備体制 　全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとる。 ・情報の伝達 ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時」に記載のイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。 ※本体制は、１週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	・災害対策本部 　全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ア　情報の伝達 イ　必要な事業を継続するための措置 ウ　日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ　施設及び設備等の点検 オ　地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ　防災対応実施要員の確保等 キ　職員等の安全確保 ※本体制は、１週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

４－８　動員連絡体系

動員連絡体系

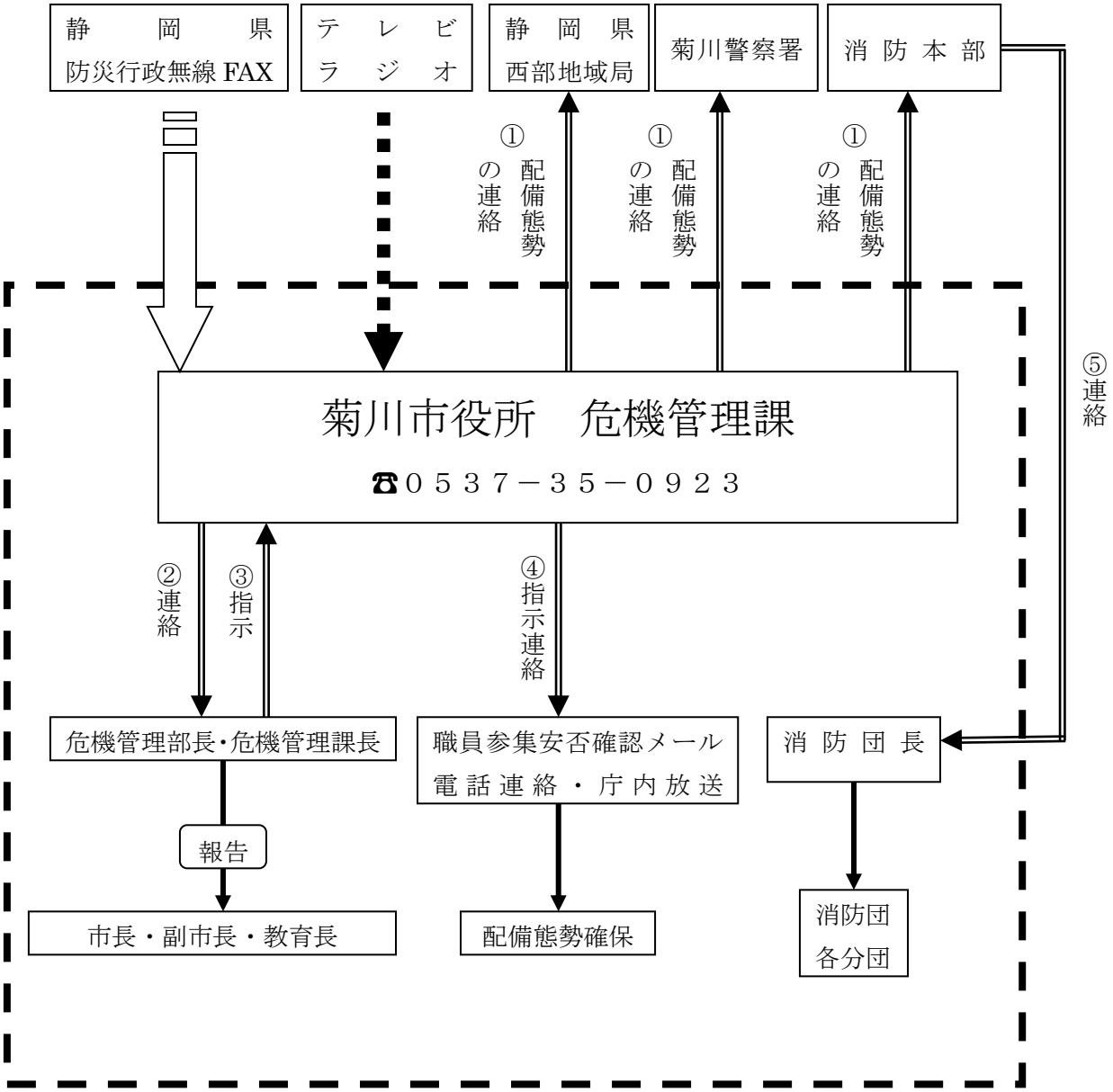

４－９　通信広報連絡系統図

通信広報連絡系統図

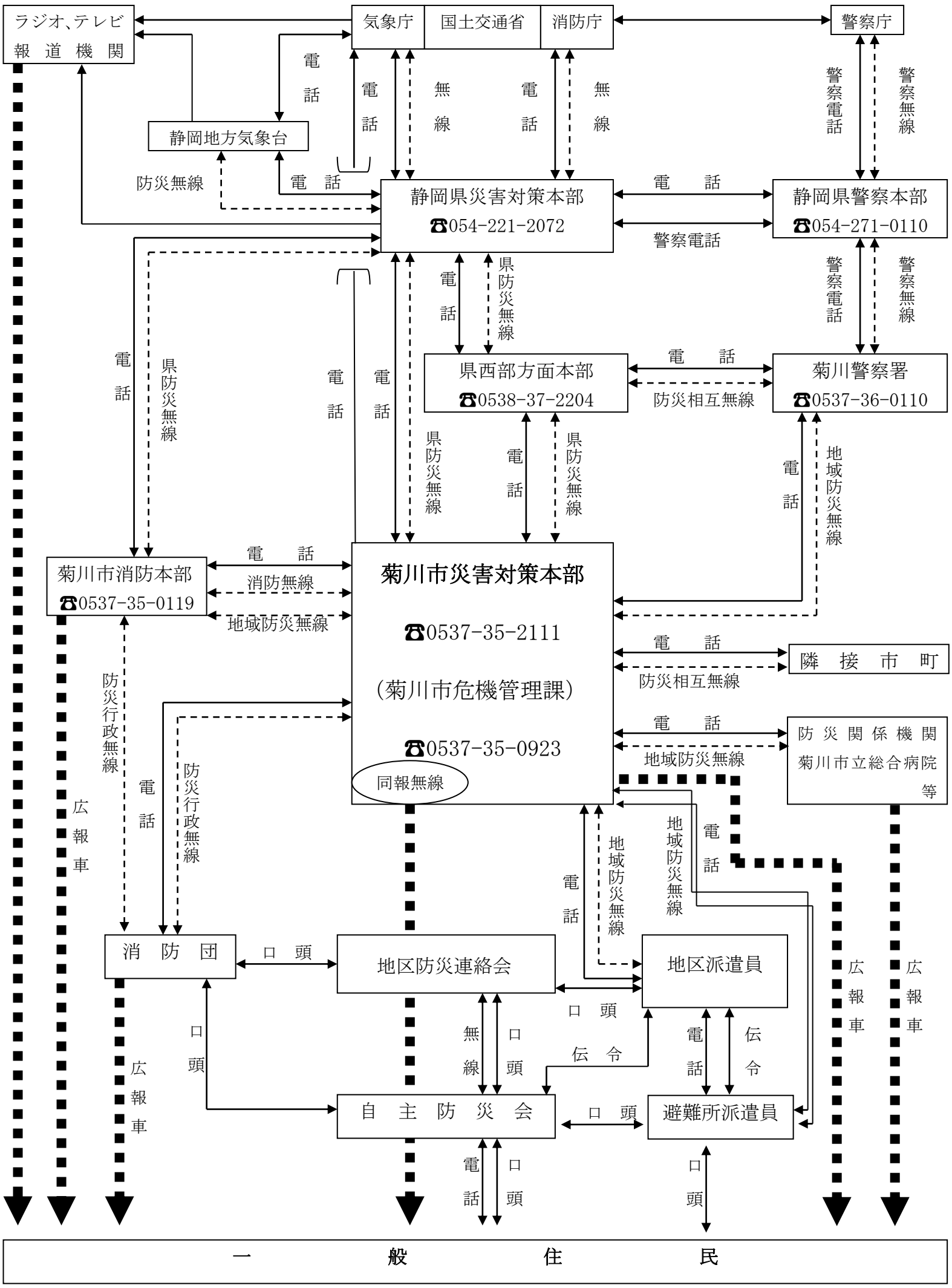

５－１　菊川市給油取扱所

給油取扱所一覧表（令和５年12月末現在）

番号	名　　称	所在地	電話番号	備考
1	(有)小田石油　菊川給油所	半済1980-1	35-2251	
2	(株)浜崎商店	半済963	35-3101	
3	(株)遠州日石 ＤＤセルフ菊川インターＳＳ	本所1537	35-2338	
4	菊川燃料(有)　菊川給油所	本所1037-2	35-2505	
5	菊川燃料(有)　菊川インター給油所	加茂5585	35-2777	
6	(株)ＥＮＥＯＳフロンティア ＤＤセルフ菊川インター店	加茂6221	35-8567	
7	(株)ＥＮＥＯＳウイング セルフ菊川ＳＳ	加茂6112	35-2424	
8	(有)丸三石油商会	下内田1737	35-2831	
9	(有)葵興商	下内田1571-1	36-3255	
10	ジェイエイ静岡燃料サービス(株)	下平川6265	73-5525	
11	(有)セントラル石油	下平川1521-1	73-2028	
12	南部建設(株)　嶺田給油所	嶺田1177-1	73-2415	
13	袴田燃料(株)	赤土1112-3	73-2164	

５－２　市内危険物施設状況（許可施設）

（令和５年12月末現在）

区分／種別	製造所	貯蔵所							取扱所				計
		屋内貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外貯蔵所	給油		販売	一般	
									自家用	営業用			
第１類													
第２類		3											3
第３類		2											2
第４類	6	47	41	18	19	1	14	4	11	13		55	229
第５類													
第６類													
混在	1	5										6	12
計	7	57	41	18	19	1	14	4	11	13		61	246

５－３　菊川市簡易ガス「特定供給施設」、液化石油ガス（LPG）販売所、貯蔵所一覧表

菊川市簡易ガス「特定供給施設」

※「特定供給施設」･･･70戸以上の場所　　（令和５年12月末現在）

番号	施　設　名	所　在　地	直接供給業者
1	ビレッジハウス菊川第2 （旧：仲島雇用促進住宅）	仲島1-2-3	イワタニ首都圏㈱菊川営業所 菊川市和田466-2 ☎36-6441
2	緑ヶ丘団地	西方1247-1-100	イワタニ首都圏㈱菊川営業所 菊川市和田466-2 ☎36-6441
3	ビレッジハウス横地 （旧：サンコーポラス横地）	東横地1878-21	イワタニ首都圏㈱菊川営業所 菊川市和田466-2 ☎36-6441
4	市営住宅上本所団地	本所364-1	イワタニ首都圏㈱菊川営業所 菊川市和田466-2 ☎36-6441
5	菊川平尾住宅	平尾93	イワタニ首都圏㈱菊川営業所 菊川市和田466-2 ☎36-6441
6	星ヶ丘団地	三沢217-3	富士ツバメ㈱榛原支店 牧之原市波津2-94 ☎0548-52-0037
7	つつじヶ丘団地	半済2828-3	富士ツバメ㈱榛原支店 牧之原市波津2-94 ☎0548-52-0037
8	青葉台団地	青葉台2-819-1	TOKAI㈱中遠支店掛川営業所 掛川市宮脇278-1 ☎22-9161
9	ビレッジハウス菊川 （旧：雇用促進団地本所団地）	本所500-1	サーラE&L浜松㈱サーラステーション中遠 掛川市細田222 ☎22-6261
10	ビレッジハウス小笠 （旧：雇用促進住宅小笠宿舎）	下平川5337-6	TOKAI㈱浜岡営業所 御前崎市塩原新田811 ☎86-4109
11	サンコーポ高橋 （旧：雇用促進住宅小笠第2宿舎）	高橋2892	サーラE&L浜松㈱サーラステーション中遠 掛川市細田222 ☎22-6261
12	花水木団地	川上915-34	TOKAI㈱浜岡営業所 御前崎市塩原新田811 ☎86-4109

液化石油ガス（LPG）販売所、貯蔵所一覧表

（令和５年12月末現在）

番号	名　　称	所在地	電話番号	備考
1	内山燃料(有)	堀之内1300	35-2436	
2	(有)サワキ	半済1672-2	36-4141	
3	(有)石山商店	半済3134	35-2201	
4	(有)クレマツ	堀之内1406	35-3046	
5	(株)浜崎商店	本所1469-1	35-3101	
6	静岡酸素(株)菊川営業所	加茂1527-1	36-4735	県協会西部支部未加入
7	イワタニ首都圏(株)菊川営業所	和田466-2	36-6441	
8	(株)ムラオカ　菊川店	西方2157-1	35-0607	
9	遠州夢咲農業協同組合 ＬＰＧセンター	下平川5291-1	73-7390	
10	丸加プロパン黒田商店	赤土2228-1	87-2046	
11	(有)セントラル石油	下平川1521-1	73-2028	
12	袴田燃料(株)	赤土1112-3	73-2164	
13	サーラステーション南遠	堂山新田字堂山前103-1	73-7410	
14	南部建設(株)	嶺田1177-1	73-2415	

５－４　廃棄物処理の現況（令和５年12月末現在）

（1）掛川市・菊川市衛生施設組合（環境資源ギャラリー）

（所在地：掛川市満水2319　電話：23-2273）

ガス化溶融施設（処理能力：70t/24h×2炉　計140t）

受入供給設備	ピット＆クレーン方式
ガス化燃焼溶融設備	キルン式ガス化溶融炉
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
排ガス処理設備	２段ろ過式集じん器、乾式有害ガス除去装置、脱硝反応塔
余熱利用設備	蒸気タービンによる発電、場内給湯
排水処理施設	クローズド方式（プラント排水）

リサイクルプラザ施設（処理能力：30t/5h）※現在稼働停止中

受入供給設備	直接投入方式
破砕設備	衝撃型回転式破砕機（不燃性粗大ごみ、不燃ごみ） 切断機（可燃性粗大ごみ）
選別設備	磁力選別機＋アルミ選別機（不燃性粗大ごみ、不燃ごみ） 手選別＋磁力選別機（不燃ごみ）
集じん設備	サイクロン、バグフィルタ、脱硝装置

（2）菊川市一般廃棄物最終処分場（棚草最終処分場）

（所在地：菊川市棚草1830-1　電話：35-2065）

一般廃棄物埋立処分場	面積10,800㎡、容量78,000㎥　サンドイッチ方式

５－５　し尿処理の現況（令和５年12月末現在）

（1）東遠広域施設組合

東遠衛生センター

所在地	御前崎市池新田9035
電話	86-2043
処理能力等	処理量　　：1日　195kℓ（し尿：25kℓ、浄化槽汚泥：170kℓ） 処理方式　：膜分離高負荷生物脱窒素処理方式＋高度処理

（2）し尿処理指定業者

事務所名	㈲小笠衛生	㈲菊川生活環境センター
所在地	菊川市赤土1601	菊川市半済1016
電話	73-2352	35-4495
作業設備	バキューム車　3.0t　７台 3.7t　２台	バキューム車　3.0t　４台 3.6t　３台 7.2t　１台 10.8t　１台

５－６　東遠地区聖苑組合（斎場）（令和５年12月末現在）

名称	東遠地区聖苑組合東遠地区聖苑
所在地	西方347-1
電話	36-3160
建設年月	平成25年４月
建物状況	火葬棟　2,263.65㎡ 待合棟　1,343.78㎡
駐車場状況	普通車　97台 大型車　７台
火葬炉数	６基
一日最大火葬可能数	平常時　18体 緊急時　28体
火葬炉燃料	ＬＰガス
火葬可能棺サイズ	200×65×50 長さ×幅×高さ（㎝）
非常用自家発電機	有（燃料：Ａ重油）

※「静岡県広域火葬計画（基礎資料）」より

５－７　遺体安置所（令和５年12月末現在）

名　　称	所 在 地	構造・建築年
小笠体育館	下平川5445-1	鉄筋コンクリート造 一部２階建 1,557㎡（床面積） S61年造

５－８　災害廃棄物仮置場候補地一覧(令和５年12月現在)

No.	名称	面積 (㎡)	所在地	所有者	備考
1	富田農村公園	9,900	富田900-1 ほか	菊川市	
2	半済残土処分場	1,100	半済3061-78 ほか	菊川市	
3	西方雑種地（仮称）	1,700	西方2857-1	菊川市	
4	西方グラウンド	15,500	西方2249-1 ほか	菊川市	
5	菊川運動公園	63,600	西方898 ほか	菊川市	
6	牧之原地区多目的広場	4,800	牧之原2636-97	菊川市	
7	県立小笠高校高田ヶ丘実習地	27,800	半済511-1・511-2 の一部	静岡県	協定締結
8	神尾親水公園	4,700	牛渕143-1 ほか	菊川市	
9	小太郎東公園	3,500	東横地3311-19	菊川市	
10	丹野グラウンド	11,700	丹野932 ほか	菊川市	
11	大鹿池南東広場	5,100	下平川2958-1の一部	菊川市	
12	三沢最終処分場	8,700	三沢1593-1 ほか	菊川市	
13	環境保全センター	3,100	棚草1830-1 ほか	菊川市	
面積合計		161,200			

※菊川市災害廃棄物処理計画より

５－９　菊川市公用車一覧表（令和５年12月末現在）

※県貸与車、リース車両含む。
※消防本部、市立病院車両は除く。
※緊急車両事前届出車両の種類（段階）は以下のとおり。
　「緊」：緊急車両、「１」：人命救助及び被害拡大防止期、「２」応急復旧期、「３」復興期

所管課名等	駐車場所	ナンバー	車　種	緊急車両 事前届出 車両	無線番号	年式	備考
財政課	本庁	浜松480　え　79-14	ﾐﾂﾋﾞｼ　ﾐﾆｶ	2	303	2008.04	
財政課	本庁	浜松580　に　72-10	ｽｽﾞｷ ｱﾙﾄ	1	320	2010.03	
財政課	本庁	浜松301　ほ　50-24	ﾆｯｻﾝ　ﾘｰﾌ	1	－	2018.09	電気自動車
財政課	本庁	浜松580　な　84-08	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾐﾗ	3	311	2009.12	
財政課	本庁	浜松581　い　6-66	ﾆｯｻﾝ ﾃﾞｲｽﾞJ	1	316	2014.05	
財政課	本庁	浜松580　な　84-09	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾐﾗ	1	310	2009.12	
財政課	本庁	浜松480　せ　90-12	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄ	1	314	2016.09	
財政課	本庁	浜松400　と　76-91	ﾄﾖﾀ ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ	1	318	2017.02	
財政課	本庁	浜松502　ね　67-48	ﾆｯｻﾝ ｾﾚﾅ	1	321	2018.09	
菊川病院	本庁	浜松300　ほ　72-12	ﾆｯｻﾝ ｷｬﾗﾊﾞﾝ	3	－	2005.12	
財政課	本庁	浜松200　さ　12-55	ﾄﾖﾀ ｺｰｽﾀｰ	1	－	2011.01	マイクロバス
財政課	本庁	浜松501　め　32-20	ｽｽﾞｷ　ｿﾘｵ	1	313	2011.08	
財政課	本庁	浜松480　さ　6-64	ｽﾊﾞﾙ　ｻﾝﾊﾞｰﾊﾞﾝ	1	334	2013.07	
財政課	本庁	浜松480　さ　6-65	ｽﾊﾞﾙ　ｻﾝﾊﾞｰﾊﾞﾝ	1	347	2013.07	
財政課	本庁	浜松301　た　39-06	ﾆｯｻﾝ　ｴｸｽﾄﾚｲﾙ	1	312	2012.05	
財政課	本庁	浜松480　け　89-21	ｽｽﾞｷ　ｴﾌﾞﾘｰ	1	308	2012.05	
財政課	本庁	浜松480　す　79-38	ﾀﾞｲﾊﾂ　ﾊｲｾﾞｯﾄ	2	307	2015.05	
財政課	本庁	浜松400　と　8918	ﾆｯｻﾝ ADﾊﾞﾝ	1	－	2017.06	
財政課	本庁	浜松480　ち　5735	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄ	1	337	2019.11	
財政課	本庁	浜松581　よ　9563	ワゴンR		－	2023.5	
財政課（危機管理課）	本庁	浜松800　す　91-51	ﾄﾖﾀ　ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ	緊	319	2021.02	原子力防災県貸与車
財政課	本庁	浜松502　ほ　66-34	ﾄﾖﾀ ﾉｱ	1	322	2021.03	中電貸与福祉車両
財政課	本庁	浜松502　ま　55-35	ﾄﾖﾀ ﾉｱ	1	317	2021.10	中電貸与福祉車両
財政課	本庁	浜松800　す　96-69	ﾄﾖﾀ ﾊｲｴｰｽ	1	－	2021.12	中電貸与福祉車両
財政課	本庁	浜松502　み　83-44	ﾄﾖﾀ ｼｴﾝﾀ	1		2022.7	中電貸与福祉車両
秘書室	本庁	浜松334　な　20-05	ﾄﾖﾀ ｱﾙﾌｧｰﾄﾞ	1	－	2019.07	市長車
議会事務局	本庁	浜松301　ぬ　84-63	ﾄﾖﾀ ｸﾗｳﾝ	3	－	2016.02	議長車
危機管理課	本庁	浜松800　す　80-20	ﾆｯｻﾝ ｷｬﾗﾊﾞﾝ	緊	329	2019.03	原子力防災県貸与車
危機管理課	本庁	浜松880　あ　1-51	ｽｽﾞｷ ｼﾞﾑﾆｰ	緊	301	2006.07	水防車
地域支援課	本庁	浜松480　た　52-83	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ	1	302	2018.08	交通安全指導車
地域支援課	本庁	浜松480　せ　64-14	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄﾊﾞﾝ	1	－	2016.05	市民協働センター公用車
地域支援課	保全センター	浜松301　も　46-92	ﾄﾖﾀ　ﾊｲｴｰｽ	1	－	2020.12	コミュニティバス
地域支援課	保全センター	浜松301　も　46-93	ﾄﾖﾀ　ﾊｲｴｰｽ	1	－	2020.12	コミュニティバス
地域支援課	保全センター	浜松301　も　46-95	ﾄﾖﾀ　ﾊｲｴｰｽ	1	－	2020.12	コミュニティバス
地域支援課	保全センター	浜松301　も　46-96	ﾄﾖﾀ　ﾊｲｴｰｽ	1	－	2020.12	コミュニティバス
地域支援課	保全センター	浜松301　も　46-97	ﾄﾖﾀ　ﾊｲｴｰｽ	1	－	2020.12	コミュニティバス
地域支援課	保全センター	浜松301　も　46-98	ﾄﾖﾀ　ﾊｲｴｰｽ	1	－	2020.12	コミュニティバス
地域支援課	保全センター	浜松301　も　46-99	ﾄﾖﾀ　ﾊｲｴｰｽ	1	－	2020.12	コミュニティバス
地域支援課	保全センター	浜松301　む　55-82	ﾄﾖﾀ　ﾊｲｴｰｽ	1	－	2020.02	コミュニティバス（予備車両）
都市計画課	本庁	浜松480　と　58-44	ﾀﾞｲﾊﾂ　ﾊｲｾﾞｯﾄ	2	－	2023.05	軽トラック
建設課	本庁	浜松480　せ　11-84	ﾀﾞｲﾊﾂ　ﾊｲｾﾞｯﾄ	2	－	2015.10	軽トラック
建設課	本庁	浜松400　と　22-69	ｲｽｽﾞ　ｴﾙﾌ	2	323	2015.07	ATダンプトラック
建設課	本庁	浜松400　に　26-78	日野　ﾃﾞｭﾄﾛ	2	324	2021.07	トラック
小笠市民課	中央公民館	浜松300　ち　94-81	ｽﾊﾞﾙ ﾌｫﾚｽﾀｰ	1	331	2001.02	原子力防災県貸与車
水道課	水道事務所	浜松480　て　103	ﾏﾂﾀﾞ　ｽｸﾗﾑ	1	338	2021.07	
水道課	水道事務所	浜松45　そ　84-97	ﾄﾖﾀ ﾄﾖｴｰｽ	1	336	1994.01	
水道課	水道事務所	浜松581　ね　65-08	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾑｰｳﾞ	1	333	2019.09	
水道課	水道事務所	浜松480　な　328	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ	1	339	2023.12	

所管課名等	駐車場所	ナンバー	車　種	緊急車両 事前届出 車両	無線番号	年式	備考
水道課	水道事務所	浜松480　い　65-64	ｽｽﾞｷ ｴﾌﾞﾘｰ	1	340	2006.06	
水道課	水道事務所	浜松800　す　68-62	ｲｽｽﾞ ｴﾙﾌ	1	350	2017.03	給水車
下水道課	菊川浄化センター	浜松400　ち　74-92	ｻｸｼｰﾄﾞﾊﾞﾝ	1	335	2008.04	
下水道課	菊川浄化センター	浜松41　そ　20-19	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾐﾗ	1	325	2004.08	
下水道課	菊川浄化センター	浜松580　な　84-06	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾐﾗ	2	－	2009.12	
下水道課	菊川浄化センター	浜松480　え　79-17	ﾐﾂﾋﾞｼ ﾐﾆｶ	3	304	2008.04	財政課から移管
福祉課	プラザけやき	浜松480　こ　91-31	ﾆｯｻﾝ ｸﾘｯﾊﾟｰ	2	－	2013.05	
福祉課	プラザけやき	浜松581　い　78	ｽｽﾞｷ ｱﾙﾄ	1	－	2014.05	
福祉課	プラザけやき	浜松502　つ　97-21	ｽｽﾞｷ ﾗﾝﾃﾞｨ	3	344	2016.02	
福祉課	プラザけやき	浜松501　も　61-48	ｽｽﾞｷ ｿﾘｵ	1	－	2012.03	
福祉課	プラザけやき	浜松400　と　59-35	ﾄﾖﾀ ｻｸｼｰﾄﾞ	1	－	2016.08	
福祉課	プラザけやき	浜松580　な　84-05	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾐﾗ	2	327	2009.12	
福祉課	プラザけやき	浜松400　な　71-98	ﾄﾖﾀ ｻｸｼｰﾄﾞ	1	－	2019.11	日赤
福祉課	プラザけやき	浜松502　ほ　65-35	ﾄﾖﾀ ｼｴﾝﾀ	1		2021.03	中電寄贈福祉車両
福祉課	プラザけやき	浜松502　み　83-45	ﾄﾖﾀ ｼｴﾝﾀ	1		2022.07	中電寄贈福祉車両
福祉課	プラザけやき	浜松581　ま　27-56	ｽｽﾞｷ ｽﾍﾟｰｼｱ	1		2021.03	中電寄贈福祉車両
福祉課	プラザけやき	浜松502　ま　55-34	ﾄﾖﾀ ﾉｱ	1		2021.11	中電寄贈福祉車両
福祉課	プラザけやき	浜松301　る　47-43	ﾄﾖﾀ ﾉｱ	1	345	2022.11	中電寄贈福祉車両
長寿介護課	プラザけやき	浜松581　い　79	ｽｽﾞｷ ｱﾙﾄ	1	－	2014.05	包括支援係専用
長寿介護課	プラザけやき	浜松480　と　27-00	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄ	1		2023.1	
福祉課	プラザけやき	浜松480　か　15-20	ﾐﾂﾋﾞｼ ﾐﾆｷｬﾌﾞﾊﾞﾝ	1	343	2008.08	長寿介護課から移管
健康づくり課	プラザけやき	浜松480　と　28－81	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄ	1(仮)		2023.1.19	
教育総務課	中央公民館	浜松300　に　96-62	ﾄﾖﾀ ｱﾙﾌｧｰﾄﾞ	1	332	2003.03	原子力防災県貸与車
教育総務課	中央公民館	浜松400　と　87-77	ﾆｯｻﾝ ADﾊﾞﾝ	1	328	2017.05	
教育総務課	中央公民館	浜松300　に　18-46	ﾆｯｻﾝ ｷｬﾗﾊﾞﾝ	3	－	2002.11	
教育総務課	中央公民館	浜松200　は　3-59	ﾋﾉ ﾒﾙﾌｧﾊﾞｽ	1	－	2016.10	スクールバス定員（45名）
教育総務課	中央公民館	浜松400　す　61-08	ｲｽｽﾞ ｴﾙﾌ　2tﾄﾗｯｸ	2	330	2000.11	原子力防災県貸与車
教育総務課	給食センター	浜松480　え　79-16	ﾐﾂﾋﾞｼ ﾐﾆｶ	2	306	2008.04	
教育総務課	給食センター	浜松100　さ　99-55	ﾄﾖﾀ ﾀﾞｲﾅｶｰｺﾞ	1	－	2004.09	給食配送車
教育総務課	給食センター	浜松100　す　18-41	ﾋﾉ ﾃﾞｭﾄﾛ	1	－	2005.09	給食配送車
教育総務課	給食センター	浜松100　す　30-71	ﾐﾂﾋﾞｼ ｷｬﾝﾀｰ	1	－	2004.03	給食配送車
教育総務課	給食センター	浜松100　す　85-23	ﾐﾂﾋﾞｼ ｷｬﾝﾀｰ	1	－	2009.12	給食配送車
教育総務課	小笠東小	浜松480　う　9-09	ﾏﾂﾀﾞ ｽｸﾗﾑ	1	－	2006.10	
教育総務課	小笠南小	浜松480　う　9-10	ﾏﾂﾀﾞ ｽｸﾗﾑ	1	－	2006.10	
教育総務課	小笠北小	浜松480　さ　86-43	ｽｽﾞｷ ｴﾌﾞﾘｨ	2	－	2014.05	
教育総務課	六郷小	浜松480　す　72-48	ｽｽﾞｷ ｴﾌﾞﾘｨ	1	－	2015.04	
教育総務課	内田小	浜松480　せ　63-22	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ	1	－	2016.05	
教育総務課	横地小	浜松480　さ　86-40	ｽｽﾞｷ ｴﾌﾞﾘｨ	1	－	2014.05	
教育総務課	加茂小	浜松480　す　72-50	ｽｽﾞｷ ｴﾌﾞﾘｨ	1	－	2015.04	
教育総務課	堀之内小	浜松480　せ　63-23	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ	1	－	2016.05	
教育総務課	河城小	浜松480　さ　86-41	ｽｽﾞｷ ｴﾌﾞﾘｨ	1	－	2014.05	
教育総務課	岳洋中	浜松480　う　9-11	ﾏﾂﾀﾞ ｽｸﾗﾑ	1	－	2006.10	
教育総務課	菊川西中	浜松480　す　72-51	ｽｽﾞｷ ｴﾌﾞﾘｨ	1	－	2015.04	
教育総務課	菊川東中	浜松480　さ　86-44	ｽｽﾞｷ ｴﾌﾞﾘｨ	2	－	2014.05	
社会教育課	中央公民館	浜松502　て　50-12	ﾆｯｻﾝ　ｾﾚﾅ	1	326	2016.05	
社会教育課	中央公民館	浜松580　な　84-07	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾐﾗ	2	349	2009.12	
社会教育課	埋蔵文化財センター	浜松480　け　46-21	ｽｽﾞｷ ｴﾌﾞﾘｰ	2	－	2011.12	
社会教育課	中央公民館	浜松581　ま　27-55	ｽｽﾞｷ ｽﾍﾟｰｼｱ	1		2021.03	中電寄贈福祉車両
社会教育課	埋蔵文化財センター	浜松480　す　71-30	ｽｽﾞｷ ｴﾌﾞﾘｰ	1	348	2015.04	
図書館	小笠図書館	浜松480　す　71-29	ｽｽﾞｷ ｴﾌﾞﾘｰ	2	－	2015.04	
図書館	菊川文庫	浜松480　け　89-20	ｽｽﾞｷ ｴﾌﾞﾘｰ	3	－	2012.05	
図書館	菊川文庫	浜松100　す　49-53	ﾄﾖﾀﾚｼﾞｱｽｴｰｽ	－	－	2007.03	児童書配送（巡回車）

所管課名等	駐車場所	ナンバー	車　種	緊急車両 事前届出 車両	無線番号	年式	備考
商工観光課	小菊荘	浜松22　に　6-29	ﾐﾂﾋﾞｼ ﾊﾞｽ	3	341	1992.05	バス（定員42名）
商工観光課	小菊荘	浜松22　ろ　32-66	ﾐﾂﾋﾞｼ ﾛｰｻﾞ	3	342	1996.11	バス（定員26名）
環境推進課	本庁	浜松480　え　46-09	ｽｽﾞｷ ｷｬﾘｰ	1	－	2008.01	軽トラック
環境推進課	本庁	浜松400　た　86-21	ﾄﾖﾀ　ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ	1	309	2006.08	
環境推進課	保全センター	浜松400　た　25-16	ｲｽｽﾞ　ｴﾙﾌ	2	－	1994.05	ダンプ
環境推進課	保全センター	浜松480　け　26-03	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄ	2	－	2011.09	軽トラック
環境推進課	保全センター	－	ｷｬﾀﾋﾟﾗｰ 油圧ｼｮﾍﾞﾙ	－	－	2014.9	バックホウ(レンタル)
環境推進課	保全センター	－	ﾐﾂﾋﾞｼ ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ	－	－	1989	フォークリフト

５－10　指定・登録文化財一覧（令和5年12月末現在）

指定区分	番号	種　別	名　　称	所有者（管理者）	所在地	指　定年月日
国指定	1	重要文化財 建造物	応声教院山門	応声教院	中内田915	S29.9.17
	2	重要文化財 建造物	黒田家住宅（主屋・長屋門・米蔵・東蔵）	個人所有	下平川862-1	S48.6.2 H5.4.20追
	3	記念物 史跡	菊川城館遺跡群－高田大屋敷遺跡・横地氏城館跡	菊川市ほか	東横地ほか	H16.9.30 H21.2.12追
県指定	4	有形文化財 書跡	紙本墨書大般若経折本（写本）	妙照寺	友田266	S35.2.23
	5	有形文化財 絵画	紙本墨画淡彩山水図	常葉美術館	半済1550	S58.9.27
	6	記念物 史跡	舟久保古墳	個人所有	高橋904	S52.3.18
市指定	7	有形文化財 建造物	潮海寺仁王門	潮海寺	潮海寺2669	S35.2.23
	8	有形文化財 建造物	大頭龍神社の鳥居	大頭龍神社	加茂947-1	S35.2.23
	9	有形文化財 絵画	寿桂尼画像（掛軸）	正林寺	高橋497	H2.41
	10	有形文化財 絵画	福田半香画「驟雨の図」	個人所有	下平川862-1	R5.8.30
	11	有形文化財 彫刻	今川６代義忠の木像	正林寺	高橋497	H2.4.1
	12	有形文化財 彫刻	潮海寺仁王像	潮海寺	潮海寺2669	R5.2.20
	13	有形文化財 書跡	平尾八幡宮の俳句額	平尾八幡宮	中内田4779	S35.2.23
	14	有形文化財 書跡	平尾八幡宮の棟札	平尾八幡宮	中内田4779	S59.3.26
	15	有形文化財 書跡	平尾八幡宮神社社号彫刻拝殿額	平尾八幡宮	中内田4779	S59.3.26
	16	有形文化財 書跡	平尾八幡宮宝永年間神無月奉納俳句額	平尾八幡宮	中内田4779	S59.3.26
	17	有形文化財 考古資料	平尾八幡宮中世紀河童鬼瓦他数点	平尾八幡宮	中内田4779	S59.3.26
	18	民俗文化財 有形民俗	平尾八幡宮寛政七年御輿	平尾八幡宮	中内田4779	S59.3.26
	19	民俗文化財 無形民俗	潮海寺祇園お囃子	潮海寺	潮海寺2669	S35.2.23
	20	無形民俗 文化財	虚空蔵山福蔵院節分祭	虚空蔵山福蔵院	高橋4815	H9.1.29
	21	無形民俗 文化財	段平尾のさんげさんげ	段平尾富士垢離保存会	下内田1742-1	H20.3.11
	22	記念物 史跡	大徳寺の古墳	大徳寺	半済1619	S35.2.23
	23	記念物 史跡	平尾八幡宮奉還時建立大鳥居の礎石	平尾八幡宮	中内田4779	S59.3.26
	24	記念物 史跡	朝日神社古墳	宗教法人朝日神社	下平川1103-1	H9.10.4
	25	記念物 天然記念物	善勝寺楠	善勝寺	棚草2629	S47.8.1
	26	記念物 天然記念物	熊野神社なぎ	熊野神社	高橋2018	S53.6.7
国登録	27	有形文化財 建造物	菊川赤れんが倉庫	NPO法人菊川まちいき	堀之内1425	H26.4.25

５－11　ヘリポート位置（令和５年12月末現在）

番号	所在地	所在ヘリポート名	施設管理者	電話番号	機種別			備考（広さ） 巾m×長さm
					大型	中型	小型	
1	西方898	菊川運動公園ヘリポート１ （ローンゲーム場）	市長	35-2111			○	50×50
2	西方898	菊川運動公園ヘリポート２ （陸上競技場(多目的広場)）	市長	35-2111	○			100×177
3	東横地385	消防防災ヘリポート	市長	35-0119		○		20×20 (敷地84×70)
4	下平川5430	岳洋中学校グラウンド	校長	73-2400	○			80×140
5	嶺田59	小笠北小学校グラウンド	校長	73-2054		○		80×120
6	高橋3503	小笠南小学校グラウンド	校長	73-2220		○		60×110
7	川上1348-2	小笠東小学校グラウンド	校長	73-2050		○		75×110
8	下平川1676-1	おがさセントラルパーク	市長	35-2111		○		55×75
9	下平川531-11	小笠グラウンドゴルフ場	市長	35-2111		○		77×75

5－12　ヘリポートの具備すべき条件（令和５年12月末現在）

1　離着陸（発着）のための必要最小限の地籍

項目＼区分		昼　間　使　用	夜　間　使　用
発着場基準	0H－6J 小　型 m 全長 9.30 全巾 8.05	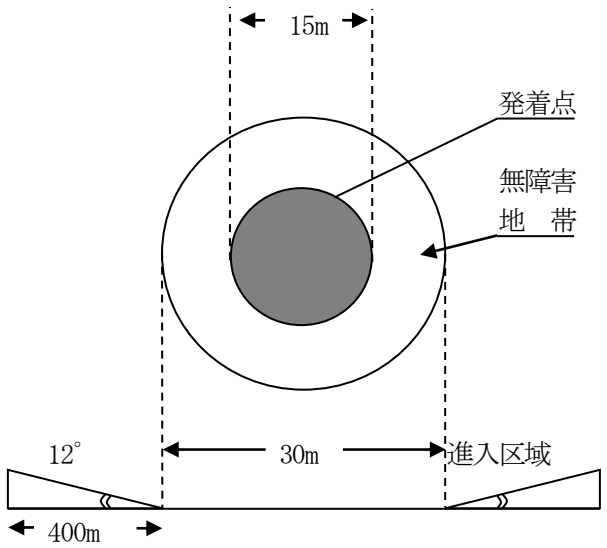	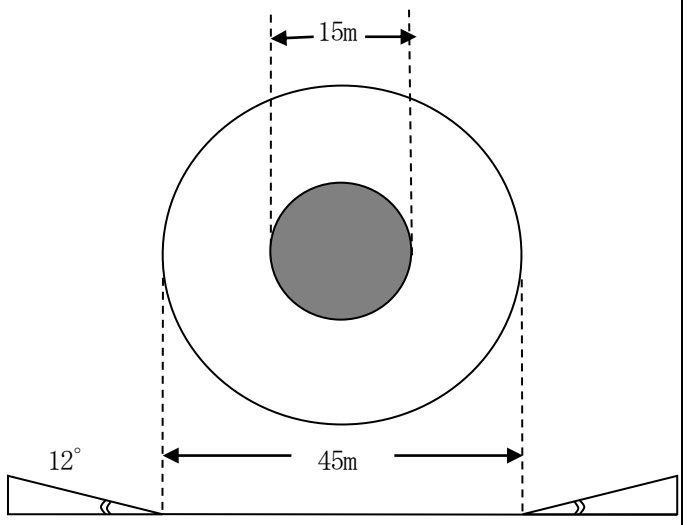
	UH－1H 中　型 m 全長17.40 全巾14.64	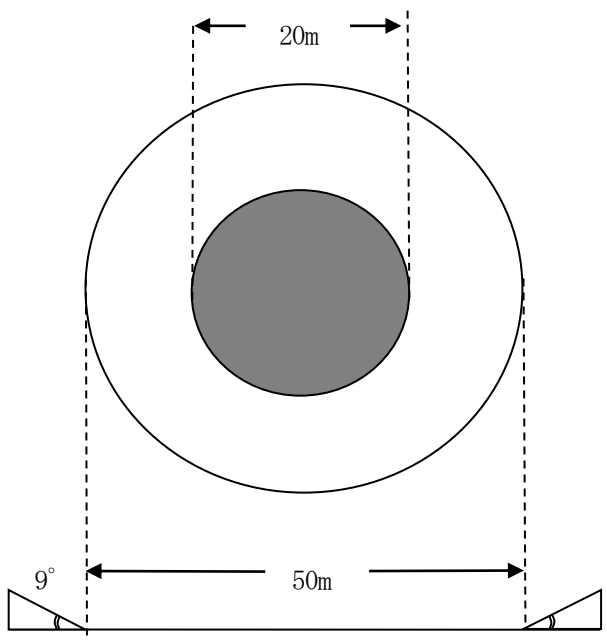	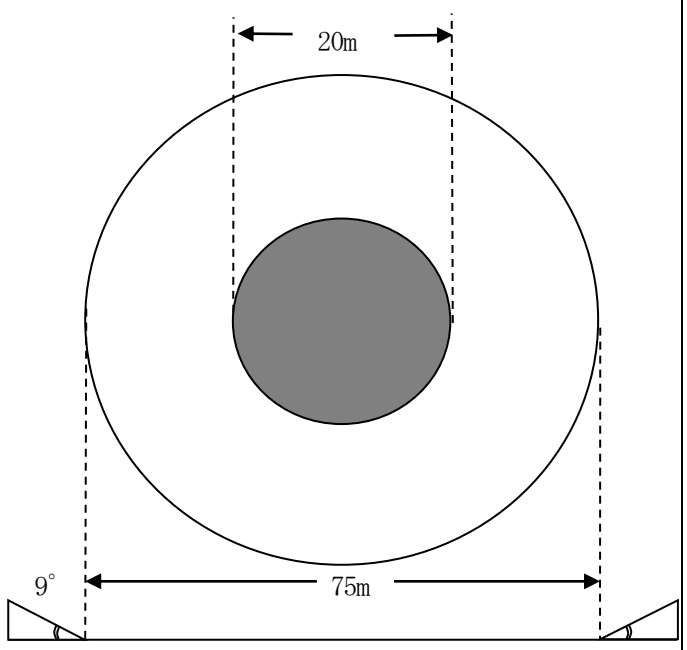
	CH－47 J 大型 m 全長30.18 全巾16.26	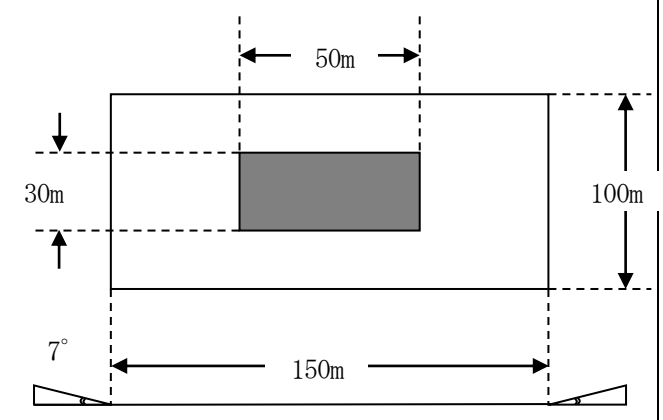	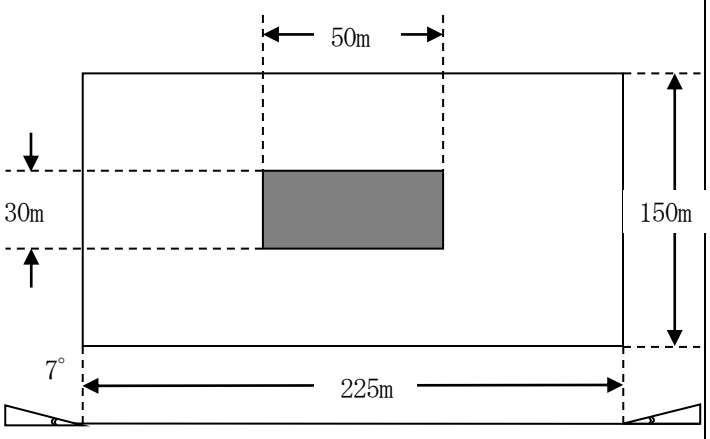

（注）民間航空機を除く。

発　着　点　　安全・容易に接地するため準備された地点。

無障害地帯　　離着陸に障害とならない地域。

民間航空機については、全長及び全巾の長さ以上の着陸帯。進入区域の長さ500m、進入表面のこう配８分の１（7°）を最低限確保する必要がある。

ただし、捜査または救助のための特例として、航空法の適用が除外される場合を除く。

地　表　面

ア　舗装された場所が最も望ましい。

イ　グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること（地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う）。

ウ　草地の場合は硬質低草地であること。

2　着陸点

着陸点（直径30m）のほぼ中央に石灰等で直径10mの正円を描き、中央にHと記す。

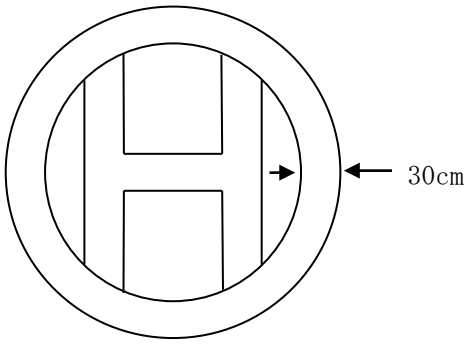

3　着陸帯付近（着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所）に吹き流し、または旗をたてる。

(1)　布製

(2)　風速25m／秒程度に耐えられる強度

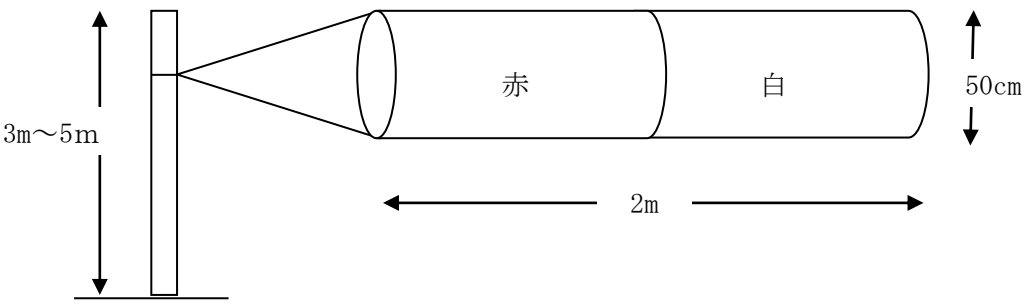

4　救急車等、車両の出入の便がよい場所であること。

5　電話等、通信手段の利用が可能であること。

6　離着陸地帯にみだりに人が近づかないよう配慮すること。

特に、ヘリコプターのテールローターには、注意がおろそかになる傾向があるので、機体の尾部には絶対に近づかないよう配慮する必要がある。

【参考】

陸上自衛隊の災害派遣ヘリコープター　（県災害対策室）

観測ヘリコープター

OH-6D

○　諸元、性能

乗　員　1（P）+3人

機　体

全　幅　8.05m（スキッド幅2.06m）

全　長　9.30m（胴7.23m）

全　高　2.73m

ローター直径　8.05m（5枚）

多用途ヘリコープター

UH-1H

○　諸元、性能

乗　員　2（P）+11人

機　体

全　幅　14.64m

全　長　17.40m

全　高　3.97m

ローター直径　14.69m

輸送ヘリコープター

CH-47J

○　諸元、性能

乗　員　3（P×2、機上整備員×1）+55人

機　体

全　幅　16.26m（胴3.78m）

全　長　30.18m（胴15.54m）

全　高　5.69m

ローター直径　18.29m（3枚×2）

５－13　自衛隊派遣部隊集結予定地（令和５年12月末現在）

(1)名 称
菊川運動公園

(2)所 在
菊川市西方898

(3)派遣部隊受入施設 詳細

項　目	対応施設等	備考
事務室	管理棟	
宿舎	同上	
燃料置場	野球場	
炊事場	同上	
駐車場	公園内駐車場	
ヘリポート	ローンゲーム場 陸上競技場（多目的広場）	
電話	35-6061	
管理者	菊川市長	

５－14　静岡県広域受援計画に係る「自衛隊・消防」受入れ地

（令和５年12月末現在）

※国の「東海地震応急対策活動要領」に基づく「静岡県広域受援計画」に掲載

第１　自衛隊

受入れ地

１　名称

菊川運動公園

２　所在

菊川市西方898

３　派遣部隊受入施設詳細

項目	対応施設	備考
事務室	管理棟	
宿舎	同上	
燃料置場	野球場	
炊事場	同上	
駐車場	公園内駐車場	
ヘリポート	ローンゲーム場 陸上競技場（多目的広場）	
電話	35-6061	
管理者	菊川市長	

第２　消防（緊急消防援助隊）

１　名称

菊川文化会館アエル駐車場

２　所在

菊川市本所2488-2

３　派遣部隊受入施設詳細

項目	対応施設	備考
事務室	なし	
宿舎	なし	
燃料置場	駐車場	
炊事場	なし	
駐車場	駐車場	
ヘリポート	菊川運動公園内ヘリポート	
	消防防災ヘリポート	
電話	なし（但し、会館の電話有り35-1515）	
管理者	菊川市長	

※水道、トイレ有り

※消防防災ヘリポートは、指揮支援隊の受け入れ時に限る

５－15　飲料水兼用耐震性貯水槽100ｔ設置場所一覧（令和５年12月末現在）

	設置場所	設置年月日	貯水槽容量	遮断弁形式	配水本管口径	連絡管口径
1	菊川市役所 本庁	昭和60年3月	100m3 φ6000×L4.0	なし	φ100mm	φ100m
2	市立菊川西 中学校	昭和60年3月	100m3 φ6000×L4.0	なし	φ250mm	φ100mm
3	菊川市 水道事務所	昭和61年度	100m3 φ6000×L3.65	なし	φ75mm	φ75mm
4	市立岳洋 中学校	昭和62年度	100m3 φ6000×L3.65	水圧検知式緊急遮断弁・ 自力復帰式・水圧作動 ㈱ベン:GP－EV型	入φ400mm 出φ75mm	φ75mm
5	菊川市埋蔵 文化財 センター	昭和63年度	100m3 φ6000×L3.65	水圧検知式緊急遮断弁・ 自力復帰式・水圧作動 ㈱ベン:GP－EV型	φ100mm	φ100mm
6	市立小笠南 小学校	平成元年度	100m3 φ6000×L3.65	水圧検知式緊急遮断弁・ 自力復帰式・水圧作動 ㈱ベン:GP－EV型	φ75mm	φ75mm
7	市立小笠東 小学校	平成３年度	100m3 φ6000×L3.65	水圧検知式緊急遮断弁・ 自力復帰式・水圧作動 ㈱ベン:GP－EV型	φ150mm	φ150mm
8	市立菊川東 中学校	平成28年度	100ｍ3 φ3000×L1500	水圧検知式緊急遮断弁・手動自動切替装置付（手動復帰設定中）・水圧作動（作動水圧0.08MPa復帰水圧0.15MPa） ㈱清水合金製作所	φ400mm	φ200mm
9	市立 総合病院	平成29年度	100ｍ3 φ3000×L3.75	水圧検知式緊急遮断弁・手動自動切替装置付（手動復帰設定中）・水圧作動（作動水圧0.10MPa復帰水圧0.15MPa） ㈱栗本鐵工所	φ150mm	φ150mm

６－１　静岡県総合情報ネットワーク無線

免許人	電波の型式・周波数
静岡県(静岡県総合情報ネットワーク (H25年度にデジタル化)	ぼうさいきくがわし デジタル24K3G1C　262.6375　263.0375Mhz　1W

６－２　消防用無線（危機管理課に配備）

免許人	呼出名称	電波の型式・周波数	空中線電力
菊川市消防本部	きくがわほんぶ3	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ 265.16250MHz	10W
菊川市消防本部	しょうぼうだんほんぶ2	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ 467～467.4MHz	10W

６－３　菊川市防災行政無線移動系施設

デジタル地域防災無線：平成18年度導入

免許人	局の区別	電波の型式・周波数	空中線電力
菊川市	固定局　**2局** ・奥横地(中継局) でじたるぼおさいおくよこじ ・統制台:本庁 でじたるぼおさいきくがわ	9M50G7W 17.825GHz 9M50G7W 18.575GHz	63mW 63mW
	基地局　**1局** でじたるぎょうせいきくがわ (奥横地中継局内、市役所内)	24k3G7W、 272.7375MHZ、273.1375MHZ	5W
	陸上移動局　**118局** ・半固定局48局 ・車載型50局 ・携帯型20局 でじたるきくがわ110、119、201～203、231～239、211～222、241～243、251、256、261～270、281～283、291～294、301～350、501～520	24K3G1D 262.2375MHz 制御用 24K3G1D、24K3G1E 262.0375MHzから262.2125MHzまで25KHz間隔の周波数8波 直接通信用 24K3G1D、24K3G1E 262.2625Mhzから262.4125MHzまで25KHz間隔の周波数7波 直接通信用 24K3G1D、24K3G1E 262.4375MHzから265.2125MHzまで25KHz間隔の周波数112波 通話用	5W 5W 5W 5W

６－４　同時通報用（同報）無線施設

(1)同報無線設備配備状況

（周波数アナログ　菊川：68.835MHz、小笠：69.135MHz）

（周波数デジタル　親局：62.675MHz、吉沢・小笠支所防災送信：65.48MHz）

①親局

設備名	数量	設置場所	放送範囲	導入年度	更新年度	備　考
操作卓	1式	本庁2階 危機管理課奥無線室	市内全域	S59年	H10年 H22年	※H22年度の整備により旧町の操作卓を統合
操作卓	1式	水道事務所1階 放送室	小笠地区	S56年		※小笠地区への屋内放送のみ使用
遠隔制御器	1式	消防本部1階　通信指令室	市内全域	S58年	H22年	※H27年度のデジタル化整備により設置
	2式	小笠支所　支所棟　会議室 保健福祉センター相談室1		H27年		
非常電源	1式	本庁1階　地下機械室	連続稼動時間	16時間	燃料	軽油 490ℓ
	1式	支所東館1階　同報無線室 防災行政無線兼用		約8時間		軽油 50ℓ

②子局（屋外子局122基）

地区名	数量	（内アンサーバック局）
菊川地区	95基	（1基）
小笠地区	27基	（1基）
計	122基	（2基）

③戸別受信機（導入時配布数）

地区名	数量
菊川地区	8,135台
小笠地区	3,384台
計	11,519台

④防災ラジオ（令和5年12月末日現在）

地区名	数量	導入年度	備考
菊川地区	3，384台	平成20年度～	配布数（新規及び更新含む）
小笠地区	997台	平成21年度～	配布数（新規及び更新含む）
計	4，381台		

６－５　防災相互通信用無線

免許人	呼出名称	周波数	出力	備考
菊川市	ぼうたいきくがわ1	158.35MHZ	10W	菊川消防　菊川警察 同周波数無線機保有
菊川市	きくがわぼうたい	466.775MHZ	5W	県及び近隣市町 交信可能

〇県貸与防対無線（原子力防災無線移動局）
　ぼうさいはまおかせんたー18　158.35MHZ

６－６　全国瞬時警報システム（J－ALERT）

設備名	数量	設置場所	導入年度	備　考
受信機 同報自動起動装置	1式	本庁2階 危機管理課奥無線室	H22年	

６－７　緊急情報ネットワークシステム（Em－Net）

設備名	数量	設置場所	導入年度	備　考
ノートパソコン	1台	本庁2階　危機管理課	R2年	
ノートパソコン	1台	消防本部　通信指令室	R3年	

６－８　ふじのくに防災情報共有システム

設備名	数量	設置場所	導入年度	備考
ふじのくに防災 情報共有システム	システム一式×2セット （内訳） パソコン2台 表示灯2台 ルータ2台	本庁２階 危機管理課 1セット	H25年	危機管理課設置 以外の1セットは、 無線室に保管

６－９　衛星携帯電話

１　危機管理課
　※県貸与電話　2台　　番号　090－8866－9937(原発)、090－9028－7065
２　消防本部
　※県貸与電話　1台　　番号　090－7690－4681(原発)
３　市立病院
　※(県応援班)県貸与電話（県庁地域医療課）　番号　090－5853－2831

６－10　携帯電話等向けメール（エリアメール）

(1)エリアメール
　①　DOCOMO（平成23年度）　②　au（KDDI）（平成24年度）　③　Softbank（平成24年度）
　④　楽天モバイル（令和2年度）　⑤Yモバイル（令和2年度）
(2)市民情報配信システム
　茶こちゃんメール（平成26年度）

７－１　防災訓練に係る通行の禁止又は制限についての表示の様式

備考1　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

2　縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

4　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

７－２　通行禁止又は制限についての表示の様式

災害対策基本法施行規則第５条に基づく表示

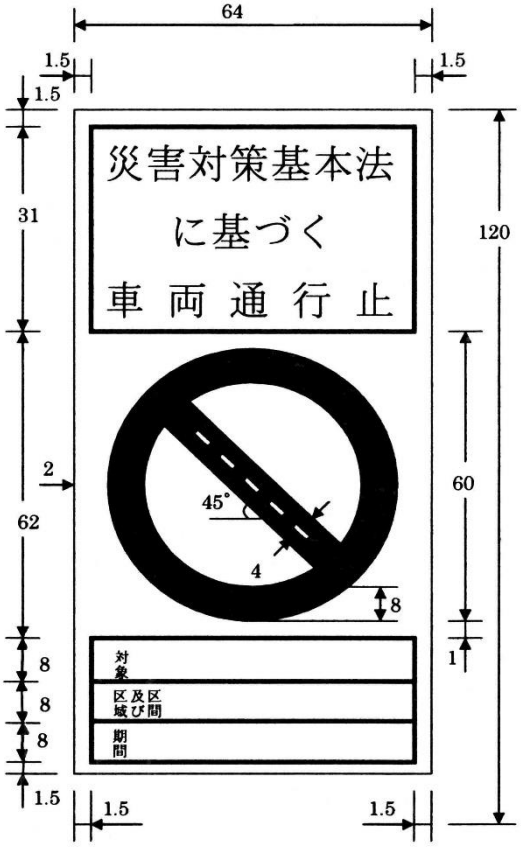

備考1　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

2　縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

4　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

7－3　緊急通行車両の確認に係る申出

大規模地震対策特別措置法又は災害対策基本法に基づく通行禁止が実施された場合における緊急通行車両の確認に係る申出は大規模地震対策特別措置法施行令、災害対策基本法施行令及び災害対策基本法施行規則によるものとする。

大規模地震対策特別措置法施行令
発令　　：昭和53年12月12日政令第385号
最終改正：令和5年10月18日政令第304号
改正内容：令和5年10月18日政令第304号[令和６年４月１日]

（緊急輸送車両であることの確認）
第十二条　都道府県知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が法第二十四条に規定する緊急輸送を行う車両であることの確認を行うものとする。
２　前項の規定にかかわらず、法第二十一条第二項の規定により地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両に係る前項の確認については、当該車両の使用者の申出により、警戒宣言が発せられる時より前においても行うことができる。
３　第一項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。
４　前項の標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、同項の証明書は当該車両に備え付けるものとする。

災害対策基本法施行令
発令　　：昭和37年7月9日政令第288号
最終改正：令和6年3月29日政令第75号
改正内容：令和6年3月29日政令第75号[令和６年４月１日]

第三十三条　都道府県知事又は公安委員会は、前条第二号に掲げる車両については、当該車両の使用者の申出により、当該車両が同号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。
２　前項の規定にかかわらず、法第五十条第二項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両に係る前項の確認については、当該車両の使用者の申出により、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時より前においても行うことができる。
３　第一項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。
４　前項の標章を掲示するときは、当該車両の前面の見やすい箇所にこれをするものとし、同項の証明書を当該車両に備え付けるものとする。

５　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第九条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第十二条第一項の規定による確認は第一項の規定による確認と、同条第三項の規定により交付された標章及び証明書は第三項の規定により交付された標章及び証明書とみなす。

災害対策基本法施行規則

発令　　：昭和37年9月21日総理府令第52号
最終改正：令和5年5月17日号外内閣府令第47号
改正内容：令和5年5月17日号外内閣府令第47号[令和５年９月１日]

（緊急通行車両についての確認に係る申出の手続）

第六条　令第三十三条第一項又は第二項の申出は、別記様式第三の申出書を提出して行うものとする。

２　前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　申出に係る車両の自動車検査証（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項の自動車検査証をいう。）又は軽自動車届出済証（同法第三条の軽自動車の使用者が同法第九十七条の三第一項の規定により届け出たことを証する書類をいう。）の写し

二　申出に係る車両が、令第三十二条の二第二号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

三　令第三十三条第二項の申出である場合にあつては、当該申出に係る車両が、法第五十条第二項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類

（緊急通行車両についての確認に係る標章の様式等）

第六条の二　令第三十三条第三項の標章（次条において「標章」という。）の様式は、別記様式第四のとおりとする。

２　令第三十三条第三項の証明書（次条において「証明書」という。）の様式は、別記様式第五のとおりとする。

（標章等の記載事項の変更の届出）

第六条の三　標章及び証明書（以下この条、次条及び第六条の五において「標章等」という。）の交付を受けた車両の使用者は、当該標章等の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を交付を受けた都道府県知事又は都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届け出て、標章等の書換え交付を受けなければならない。

２　前項の規定による届出は、別記様式第六の届出書及び変更した事項を確かめるに足りる書類を提出して行うものとする。

7－4　緊急通行車両確認申出書

別記様式第３（第６条関係）

年　　月　　日

知事・公安委員会　殿

緊急通行車両確認申出書

申出者　　住　所

氏　名

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活　動　地　域		
車両の使用者	住　所	（　　）　　局　　番
	氏名又は名称	
緊　急　連絡先	住　所	（　　）　　局　　番
	氏　名	
備　　考		

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

7－5　緊急通行車両確認標章

別記様式第４（第６条の２関係）

備考　１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

7－6　緊急通行車両確認証明書

別記様式第５（第６条の２関係）

<table>
<tr><td colspan="3">第　号

年　月　日

緊急通行車両確認証明書

知　事㊞
公安委員会㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">活　動　地　域</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">車両の使用者</td><td>住　所</td><td>（　）　局　番</td></tr>
<tr><td>氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">有　効　期　限</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

7－7　緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書

別記様式第６（第６条の３関係）

年　　月　　日

知事・公安委員会　殿

緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書

申出者　　住　所
氏　名

番号標に表示されている番号	
標章・証明書番号	
交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

７－８　市内緊急輸送路（令和５年 12 月末現在）

１　県指定第１次緊急輸送路（県）

道路種別	路線名	総延長（km）	市内延長（km）
国道（高速）	東名高速道路	185.4	7.4
国道（指外）	国道473号	26.3	4.7
主要地方道	掛川浜岡線	21.9	12.7
主要地方道	吉田大東線	1.2	1.2

※２次緊急輸送路（県）及び３次緊急輸送路（県）は、該当なし。

２　市指定緊急輸送路（市）

道路種別	路線名	市内指定延長(km)
一般国道	国道473号	0.2
主要地方道	吉田大東線	3.5
主要地方道	掛川浜岡線	4.1
主要地方道	相良大須賀線	2.6
一般県道	浜岡菊川線	2.2
一般県道	袋井小笠線	2.0
一般県道	中方千浜線	2.1
一般県道	川上菊川線	2.9
市道(4)	内田加茂線	1.4
市道(15)	大須賀金谷線	1.2
市道(16)	三沢本線	0.5
市道(18-1)	西方加茂線	0.1
市道(19)	朝日線	1.6
市道(22-1)	打上本所線	0.6
市道(23)	本所線	0.9
市道(56)	小川端長池線	0.2
市道(76)	寺田向山線	0.1
市道(1512)	前田宮ヶ谷線	0.3
市道(2004)	団地幹線3号線	0.2

道路種別	路線名	市内指定延長(km)
市道(2033)	五久線	0.1
市道(2034)	雁三線	0.2
市道(2288)	棚草2号線	0.1
市道(2377)	半済小出線	1.3
市道(2426)	西通2号線	0.4
市道(3089)	紺屋敷山王前線	0.3
市道(3177)	久保之谷線	0.3
市道(3236)	西荒毛前通線	0.1
市道(4061)	宮前西方線	0.4
市道(4292)	堀之内潮海寺線	0.4
市道(4316)	西方高橋線	1.5
市道(5027)	西袋野添線	0.2
市道(6380)	段前通線	0.2
市道(10002)	嶺田川上線	1.7
市道(20024)	旭通り線	0.1
市道(20025)	岳洋通り線	0.3
市道(31281)	北281号線	0.8
市道(32228)	西228号線	0.6
市道(33049)	南49号線	0.1

７－９　付図

菊川市緊急輸送路図

凡例
- 災害対策本部
- 災害対策拠点
- 物資集積所
- 福祉救護拠点
- 市指定避難所（地震その他）
- ヘリポート
- 県指定第１次指定輸送路
- 市指定緊急輸送路

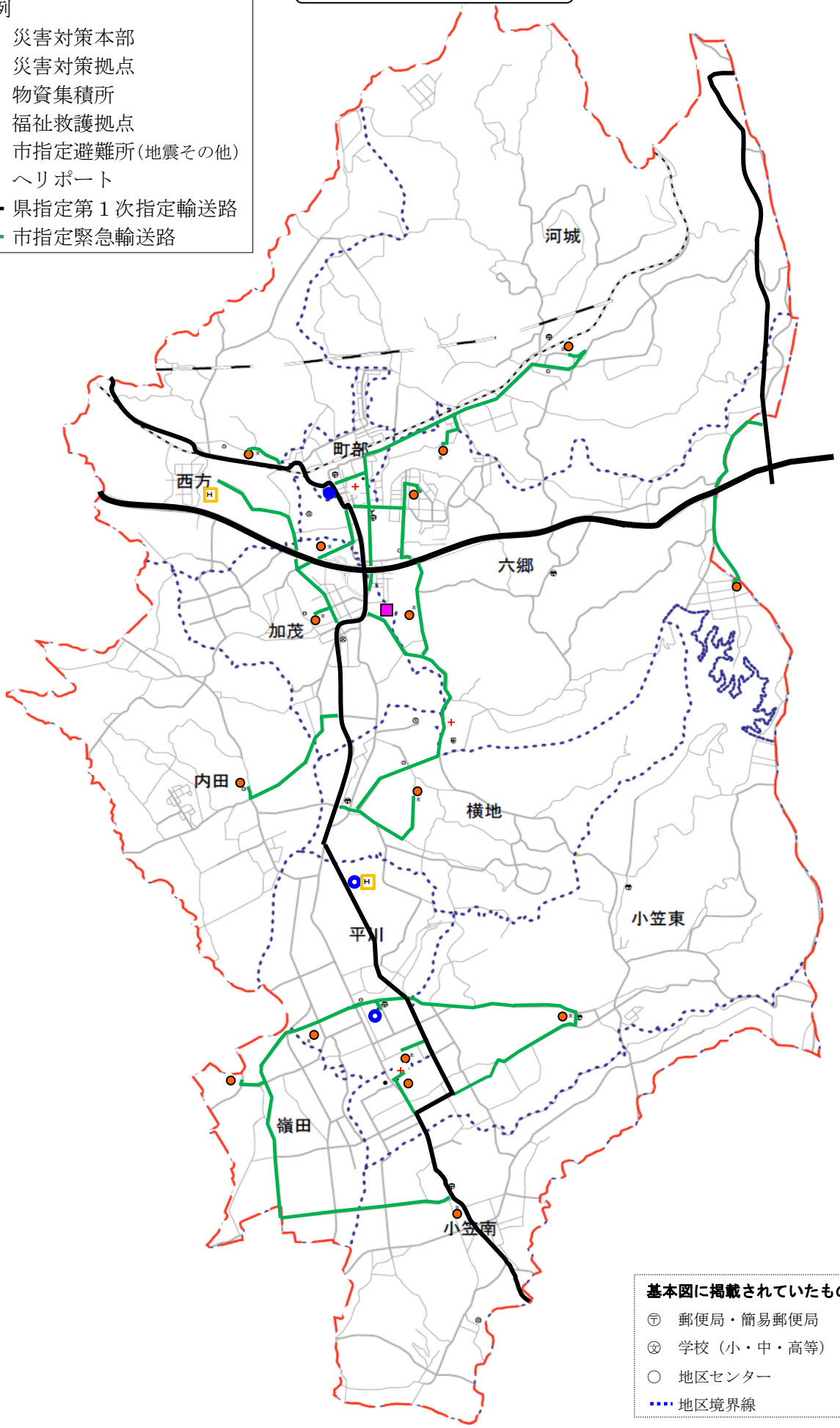

基本図に掲載されていたもの
- ㊮　郵便局・簡易郵便局
- ㊏　学校（小・中・高等）
- ○　地区センター
- 地区境界線

菊川市震災復興都市計画行動計画

令 和 元 年 １２月

菊川市建設経済部都市計画課

～　目　次　～

１　震災復興都市計画行動計画とは
（１）はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（２）市街地復興の全体プロセス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（３）都市復興計画までのフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

２　緊急復興地区における建築基準法第８４条指定
（１）指定のための作成図書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（２）区域指定の際の連絡体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（３）指定にあたっての留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（４）周知方法について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（５）建築制限内容について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（６）制限期間を延長する場合の手順について・・・・・・・・・・・・・・・５
（７）現地相談業務等の支援体制について・・・・・・・・・・・・・・・・・５

３　被災市街地復興推進地域の都市計画
（１）「被災市街地復興推進地域」の指定指針　・・・・・・・・・・・・・・６
（２）「被災市街地復興推進地域」の指定基準　・・・・・・・・・・・・・・６
（３）「被災市街地復興推進地域」の都市計画決定にあたり必要となる図書等　・・・７

４　被災市街地復興推進地域の決定手続き
（１）地元説明会の開催　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（２）菊川市臨時都市計画審議会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

【特定行政庁（県）・菊川市の担当部局】・・・・・・・・・・・・・・・・・９

1 震災復興都市計画行動計画とは

（1）はじめに

東海地震や南海トラフ巨大地震等の大規模地震の発生により、甚大な被害を受ける恐れがある菊川市では、「菊川市地域防災計画」の中で、「被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、市民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。」としています。

「菊川市震災復興計画」には、被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の復興を図る都市・農山村復興と、被災者の生活再建を支援するための住宅復興、被災地域の活性化を図り、市内に活力ある経済社会を実現するための産業復興などがあります。

発災後できるだけ速やかに市としての復興方針を決めていくためには、各分野の復興計画のプロセス（行動計画）を定めておくことが重要です。

「震災復興都市計画行動計画」は、都市計画に関する震災復興計画を策定、実施するための行動計画(タイムライン)を示すもので、関係手続きの手順等をまとめたものであり、市地域防災計画では、震災復興都市計画行動計画に基づき震災復興計画を策定することと定めている。

※地域防災計画　地震対策編 第７章 67-２　１基本方針抜粋

都市計画区域内の市街地・農山村が被災した場合、都市機能の向上が必要と判断した区域については、災害に強く健全な市街地の形成を図るため、「震災復興都市計画行動計画」に基づき復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。

震災復興計画の計画スキーム

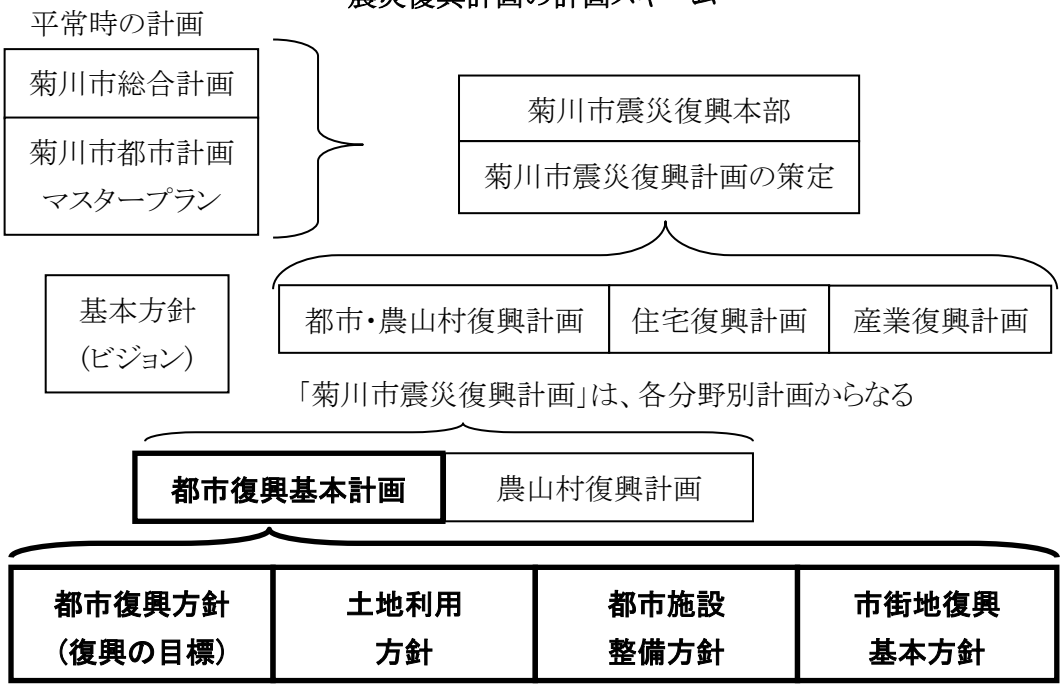

「震災復興都市計画行動計画」に基づき作成する

（２）市街地復興の全体プロセス

「震災復興都市計画行動計画」には、迅速かつ効率的に復興を進めるため、被災地域のまちづくりをどのように決めていくかを定めておく必要があり、被災状況を把握し甚大な被害があった場合には、この行動計画に従った事務手続きを進め、それにより地域の復興方針が決められる内容とします。

このような地域の復興方針を決める前に、住民個人個人が無秩序に建築を行わないよう、緊急に復興することが必要な地域の範囲（緊急復興地区）を速やかに決定すると共に、同地区について建築基準法第84条に基づく建築制限区域の指定を行います。

また、緊急復興地区を対象に、都市計画法に基づく被災市街地復興推進地域の決定（都市計画決定）を行い、名称・位置・区域及び面積、緊急復興方針、建築等の制限が行われる期間の満了の日を定めます。

「被災市街地復興推進地域」となった地域は、市と住民とで地域の復興についての具体的な事業手法（区画整理、再開発、地区計画など）を検討し、発災後２年以内に地域の事業手法について都市計画決定をします。

円滑な被災地の復興を実現し、住民と共にまちづくりを推進していくためには、発災後から地域の復興事業を決定するまでの過程を、市だけでなく住民にも理解してもらえるよう、「震災復興都市計画行動計画」として定め、手続きの透明化を図ります。

（都市復興計画までのフロー 参照）

（参考）建築基準法第84条の抜粋

（被災市街地における建築制限）

第84条 特定行政庁は、市街地に災害のあった場合において都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認めるときは、区域を指定し、災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。

２ 特定行政庁は、更に一月を超えない範囲内において前項の期間を延長することができる。

（３）　都市復興計画までのフロー

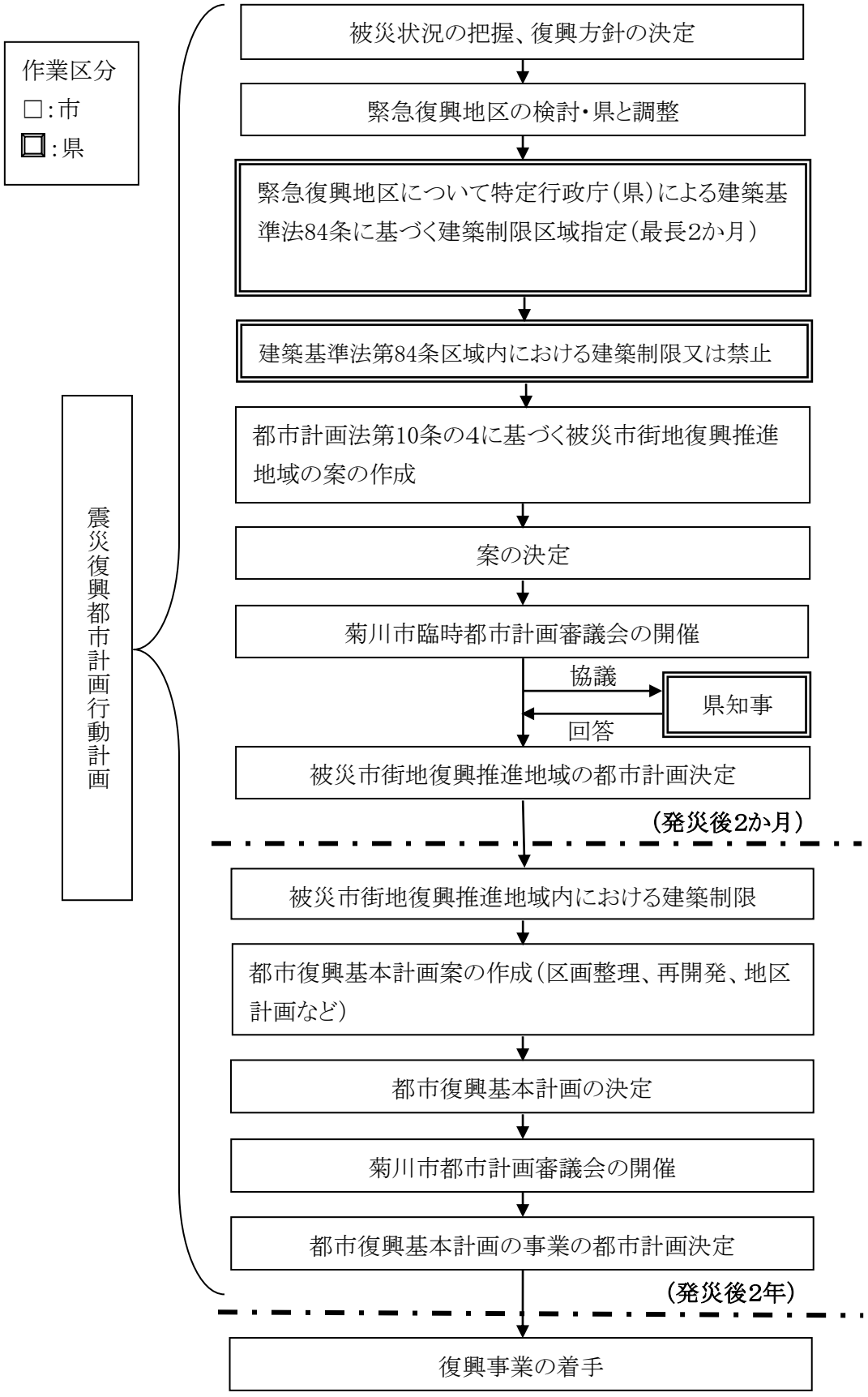

２ 緊急復興地区における建築基準法第８４条指定

（１） 指定のための作成図書

・指定区域名称、所在地、指定面積、被災状況、建築制限内容、指定区域の予定事業、制限期間を記載した書類
・指定区域図（スケール １／２，５００～１／１０，０００程度）

（２） 区域指定の際の連絡体制

・建築基準法第８４条の区域指定は特定行政庁（県）が行うこととなる。
県と市との調整は、都市計画部局が窓口となり、それぞれの建築部局を交えて調整を行う。
・最終的に県の都市計画部局が全県分をまとめて国土交通省と協議をした上で、特定行政庁（県）が指定を行うこととなる。
・建築制限にあたっては、仮設住宅建設計画に留意する。

（３） 指定にあたっての留意事項

・建築基準法第８４条の区域指定においては、「都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認めるときは」とあり、あくまでも、都市計画事業による復興を想定した区域であることが指定の条件とされているため、菊川市（都市計画課）と特定行政庁（県）が慎重に協議を進め、区域指定を行うこと。

（４） 周知方法について

・指定区域図、建築制限内容は、県（袋井土木事務所）及び菊川市都市計画課窓口において閲覧し、市や県ホームページに掲載するなどして周知を図る。
・知事が指定した指定確認検査機関に対しては、建築基準法第77条の33（指定確認検査機関に対する配慮）に基づき、建築制限内容を情報提供する。
・国土交通省が指定した指定確認検査機関に対しては、県は国に対し建築制限の内容を指定確認検査機関に速やかに連絡するよう要請する。
・建築基準法上、公告の義務はないが、指定区域、建築制限内容について公告をすることが望ましい。
・現地においては看板等により周知を行う。
・マスコミに情報提供し周知を行う。

（５） 建築制限内容について

・原則として、以下の建築物以外の建築を禁止する。

① 国、県、市等が建築する応急仮設住宅及び震災復興事業の一環として建築する建築物。

② 停車場、郵便局、官公署、その他これに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物。

③ 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置き場、その他これらに類する仮設建築物。

④ その他特定行政庁（県）が支障ないと認めたもの。

（６） 制限期間を延長する場合の手順について

・菊川市都市計画課と県都市計画部局の協議により、期間延長の必要がある場合、震災後20日以内に、特定行政庁（県）へ延長の申請を行う。

・特定行政庁（県）は、震災後１月以内に延長し、公告を行う。

（７） 現地相談業務等の支援体制について

・静岡県地域防災計画　地震対策編　第６編復旧・復興対策　第８章　被災者の生活再建支援68-7相談窓口の設置で位置づけられている必要に応じて設置される「震災復興相談センター」の活用を図る。

・住民への周知及び理解を得ながら実施する必要があるため、建築担当職員、事業担当職員及び建築士等による建築相談窓口を菊川市に設置する。

3 被災市街地復興推進地域の都市計画

（1） 「被災市街地復興推進地域」の指定指針

大規模な火災、震災その他の災害により、建築物の集中的な倒壊や面的な焼失が生じた区域のうち、どこを「被災市街地復興推進地域」として指定するかは、各地域ごとに、市が復興のために施行する事業や地区計画の内容等を十分考慮のうえ、指定の要否を判断すべきものであるが、公共施設の整備が必要であると認められる区域にあっては、原則として「被災市街地復興推進地域」を指定すべきものと考えられる。

「被災市街地復興推進地域」の指定については、復興計画を念頭に置きながら最終決定すべきものであるが、いわゆる都市基盤が未整備であることが原因で、建築物の面的な焼失が生じた区域については、① 緊急かつ健全な復興をする必要がある、② そのまま放置すれば再度災害に対して脆弱な市街地が形成されるおそれがある。

よって、面的な整備を緊急かつ円滑に実施する必要性から、原則として「被災市街地復興推進地域」を指定すべきものと考えられる。

また、都市基盤が整備済みの区域であっても、何等かの理由により建築物の面的な滅失が生じた区域については、当原因を排除するために市街地再開発事業や細街路、小公園等の公共施設の整備拡充が必要であると認められる場合は、原則として「被災市街地復興推進地域」を指定すべきものと考えられる。

なお、復興の手法として地区計画で対応する場合には、被災市街地復興特別措置法第５条の指定要件により、地区計画に地区施設（道路、公園等）、地区整備計画を定め、少なくとも、地区施設の配置及び規模、建築物等の用途の制限、壁面位置の制限、他の建築物等に関する事項が計画内容に含まれている必要がある。

（2） 「被災市街地復興推進地域」の指定基準

「被災市街地復興推進地域」の指定基準として、倒壊家屋の戸数や罹災率、消失面積といった具体の数値基準を一律に定めることは適当でなく、被災地域の個別条件を十分検討のうえ、事業手法や復興にあたり法令上の特例を適用する必要性の有無等に配慮して指定すべきものと考えられる。

被災地の復興手段に国庫補助事業を活用した「土地区画整理事業」を用いる場合にあっては、施行区域の面積基準（２ha 以上）があり、同じく国庫補助事業を活用した「被災市街地復興土地区画整理事業」として施行する場合にあっても「要綱」上の採択基準（被災地20ha 以上、被災家屋1,000 戸以上）がある。（平成24年度末現在）

こういった数値を「被災市街地復興推進地域」指定の一つの基準として用いることや、さらに倒壊家屋の戸数や罹災率、消失面積といった数値的基準を一律に定めることも考えられるが、被災地の復興にあたっての個別条件（高齢者住宅が多いとか、小規模宅地が密集している地域で公共施設を整備するために区域外への移転が必要であるとか）によって

は、国の助成制度の有無に限定されず復興地域の指定によって適用可能となる数々の特例を必要とする場合がある。

よって、指定の基準を一律の数値として考えるのは適当ではなく、各被災地の実情に応じて判断すべきものと考えられる。

（参考）指定要件の整理

１　都市計画法

第10条の４（被災市街地復興推進地域）第１項

都市計画には、当該都市計画区域について必要があるときは、被災市街地復興推進地域を定めるものとする。

第13条（都市計画基準）第１項第10号

被災市街地復興推進地域は、大規模な火災、震災その他の災害により相当数の建物が滅失した市街地の計画的な整備改善を推進して、その緊急かつ健全な復興を図る必要があると認められる土地の区域について定めること。

２　被災市街地復興特別措置法

第５条（被災市街地復興推進地域に関する都市計画）

都市計画区域内の市街地の土地の区域で、次の要件に該当するものについては、被災市街地復興推進地域を定めることができる。

① 大規模な火災、震災その他の災害により、当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。

② 公共施設の整備状況、土地利用の動向からみて不良な街区の環境が形成されるおそれのあること。

③ 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

（３）　「被災市街地復興推進地域」の都市計画決定にあたり必要となる図書等

・法令上必要となる図書

名称、位置、区域、区域の面積、緊急復興方針、建築行為等の制限が行われる期間の満了の日、総括図、計画図

・参考図書として必要と思われる図書

被災状況図、緊急復興方針図

4 被災市街地復興推進地域の決定手続き

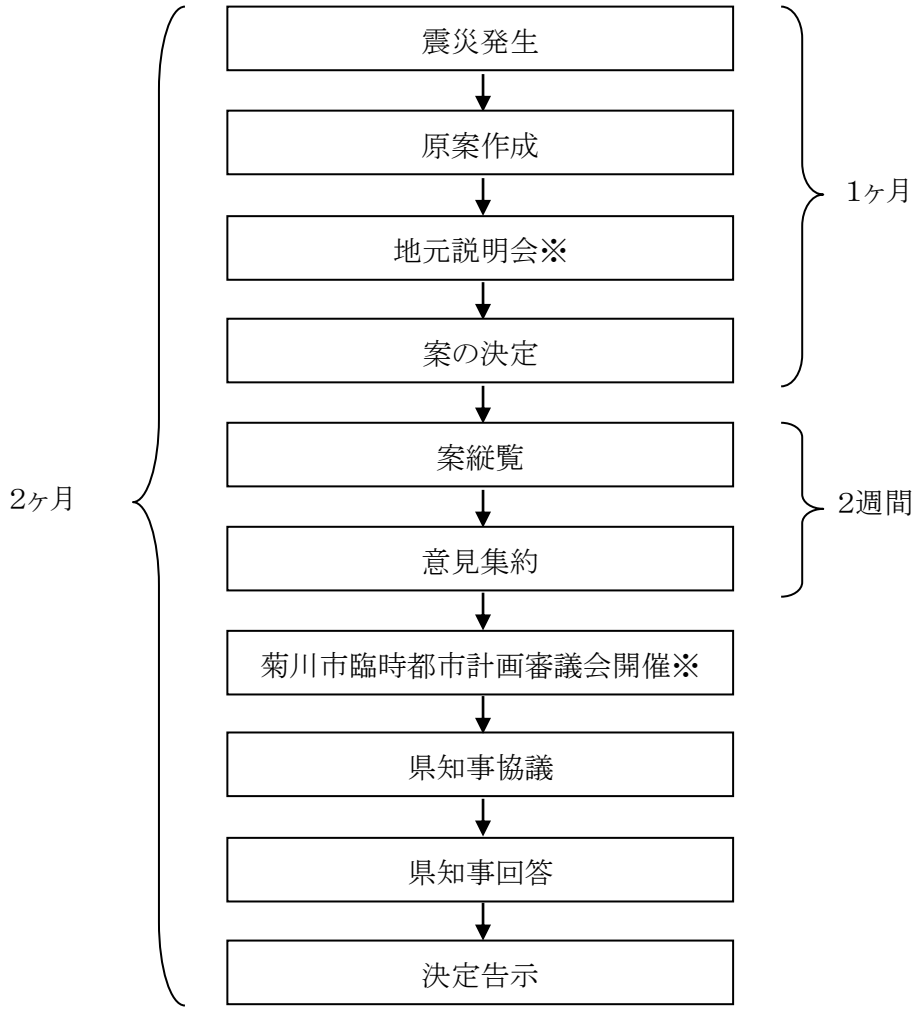

（１） 地元説明会の開催

・土地区画整理事業等の復興都市計画を目指したものであることを説明する。
・被災市街地復興推進地域は、名称、位置、面積、区域及び緊急復興方針、建築行為等の制限が行われる期間の満了の日を定める。
・土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築の制限がある。
・説明会開催にあたって、適当な会場の確保、被災住民への通知をすること。
・反対者が多数の場合の対応に留意する。

（２） 菊川市臨時都市計画審議会の開催

・地震発生後、２ヶ月以内に審議会を開催し、しかも１回で処理することとする。
・審議会委員のうち、半数以上の出席者を確保しなければならない。
・審議会開催場所を確保する。
・縦覧にあたっては、住民に縦覧できる場所を確保するとともに、広報、マスコミ、掲示板等の活用により住民に周知する。

【特定行政庁（県）・菊川市の担当部局】

（１） 菊川市管轄の特定行政庁担当部署（建築基準法第84条指定を行う特定行政庁）

区分	管内	担当課	TEL	FAX	メールアドレス
静岡県 くらし・環境部	県全域※	建築安全推進課	054-221-3079 5(8)-100-3079	054-221-3567 5(8)-100-3567	kenchikuanzen@pref.shizuoka.lg.jp
袋井土木事務所	菊川市	建築住宅課	0538-42-3294 5(8)-111-3294	0538-42-6419 5(8)-111-6090	fukudo-kentiku@pref.shizuoka.lg.jp

ＴＥＬ・ＦＡＸ欄：上段はＮＴＴ回線、下段は総合情報ネットワーク回線

※特定行政庁である静岡市、浜松市、沼津市、富士市、富士宮市及び焼津市を除く

菊川市の都市計画担当部局（被災市街地復興推進地域の決定にかかる）

区分	区分	部局名	電話		FAX		メールアドレス
			NTT	総合情報 ネットワーク	NTT	総合情報 ネットワーク	インターネット
菊川市	都市計画 担当	都市計画課 都市計画係	0537-35-0932	5(8)-258-9000 5(8)-258-9001 （危機管理課）	0537-35-2115	5(8)-258-9100 （危機管理課）	toshikei@city.kikugawa.shizuoka.jp
	土地区画 整理担当	都市計画課 都市整備係	0537-35-0931	5(8)-258-9000 5(8)-258-9001 （危機管理課）	0537-35-2115	5(8)-258-9100 （危機管理課）	toshikei@city.kikugawa.shizuoka.jp
	市街地再 開発担当	都市計画課 都市整備係	0537-35-0931	5(8)-258-9000 5(8)-258-9001 （危機管理課）	0537-35-2115	5(8)-258-9100 （危機管理課）	toshikei@city.kikugawa.shizuoka.jp

７－10　菊川市震災復興都市計画行動計画表（タイムライン）

＜参考資料＞

段階・期間	項目	災害対策本部	都市計画課			静岡県
			都市計画係	都市整備係	住宅建築係	
地震発生 ～ 1週間	都市復興初動体制の確立	□被害情報収集 □災害復興対策本部を設置 ↓ □災害復興計画策定本部を設置	□被害の概況把握	□被害の概況把握	□被害の概況把握 □家屋被害概況図作成	
			発災直後は人命救助を最優先し、被害状況の把握に努める。 都市計画課は、被害建築物の応急危険度判定作業を行う。 人心が不安定な時期に復興の検討をすることは不可能であるため、 人命救助と被害状況把握、応急的な被災者支援を中心とした活動を行う。			
1週間 ～ 2週間	緊急復興地区の決定	□都市復興方針の決定 □議会報告 □市民への周知 □緊急復興地区の決定（県と協議） □市民への周知	□現地調査・被害把握 □都市復興方針の検討 □建築制限区域素案の作成 □建築制限区域素案の協議	□現地調査・被害把握 □都市復興方針の検討	□現地調査・被害把握 □都市復興方針の検討 □建築制限区域素案の作成 □建築制限区域素案の協議	→□建築制限区域案の協議
2週間 ～ 1か月	被災市街地復興推進地域の策定		□被災市街地復興推進地域の検討 □被災市街地復興推進地域案の作成 ※都市計画法第10条の4 □地元説明会の開催 □被災市街地復興推進地域案の決定	□被災市街地復興推進地域の検討	□建築制限区域の周知 □被災市街地復興推進地域の検討	□建築制限区域の指定 ※建築基準法第84条 □建築制限の実施 □建物相談の実施 ※建築基準法第84条 ※被災後1か月（最長2か月） □建築制限期間の延長を検討
1か月 ～ 2か月	被災市街地復興推進地域の決定		□臨時都市計画審議会の開催 □県知事協議 □決定告示 □被災市街地復興推進地域の都市計画決定			→□建築制限の実施
2か月 ～ 2年	都市復興基本計画の決定	□都市復興基本計画（案）の作成 □議会報告 □市民への周知 □都市復興基本計画の決定 □都市計画審議会の開催 □議会報告 □市民への周知	□都市復興基本計画（案）の検討 □住民と具体的な手法（区画整理、再開発、地区計画など）の検討・合意形成 □都市復興基本計画の検討 □都市復興事業等の都市計画案の作成 □都市復興事業計画の検討 □都市復興基本計画の事業の都市計画決定	□都市復興基本計画（案）の検討 □住民と具体的な手法（区画整理、再開発、地区計画など）の検討・合意形成 □都市復興事業計画の検討 □各都市復興事業計画の推進・合意形成	□都市復興基本計画（案）の検討 □住民と具体的な手法（区画整理、再開発、地区計画など）の検討・合意形成 □都市復興事業計画の検討 □各都市復興事業計画の推進・合意形成	
2年 ～	都市復興事業の実施		□各都市復興事業の着手	□各都市復興事業の着手	□各都市復興事業の着手	

菊川市災害時広域受援計画

令和２年３月

菊　川　市

目　　　　次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
Ⅰ　計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　1　計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　2　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　3　初動の応援要請の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　4　対象となる危機事象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　5　受援が必要と予想される業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　6　宿泊先の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4～5
Ⅱ　個別受援計画
　1　物資調達・受け入れ・仕分け・配送業務・・・・・・・・・・・6～8
　2　被災建物応急危険度判定業務・・・・・・・・・・・・・・・・9～10
　3　被災宅地危険度判定業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　4　建物被害認定調査業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　5　り災証明の発行業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　6　税に関する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
　7　道路・河川・橋梁・建物等の復旧業務・・・・・・・・・・・・14～15
　8　上水道の復旧・応急給水業務・・・・・・・・・・・・・・・・16～19
　9　下水道の応急復旧業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20～21
　10　保険証再交付等の業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
　11　仮設住宅の申込み受付・入居手続き業務・・・・・・・・・・・・23
　12　市民及び外国人市民における被災者への総合支援業務・・・・・・24
　13　避難所等における保健衛生活動業務・・・・・・・・・・・・24～25
　14　災害廃棄物処理業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25～28
　15　避難所の連絡調整業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
　16　災害ボランティア活動業務（派遣要請・受け入れ・配置）・・・・・・30～31
Ⅲ　災害時相互応援協定
　1　国関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
　2　県関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
　3　市町村関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
　4　民間の組織関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33～35
Ⅳ　受援が必要な場合の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
Ⅴ　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
受援シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
各種様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37～48

はじめに

近年、日本各地で、大きな地震、豪雨、火山噴火等による大規模災害が発生し、多くの人命やライフライン等が失われている。

地震災害では、平成７年１月17日にマグニチュード7.3、最大震度７の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）が発生し、死者6,434名、行方不明者３名、負傷者43,792名、被害総額約10兆円の被害を受けた。平成23(2011)年３月11日には、マグニチュー9.0、最大震度７の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が発生し、死者19,418名、行方不明者2,592名、負傷者6,220名（平成28年３月１日現在：消防庁資料）、被害総額16兆円から25兆円と試算される未曾有の被害をもたらした。また、平成28(2016)年４月14日及び16日にマグニチュード7.3、最大震度７を２回記録した熊本地震では、前震、本震の後も大きな余震がたびたび発生し、死者49名、行方不明者１名、建物被害約52,550棟（平成28年５月５日現在：消防庁資料）の大きな被害をもたらしている。

一方、近年の地球温暖化の影響と思われる豪雨災害も各地で発生している。平成27(2015)年９月に発生した関東・東北豪雨は、鬼怒川の決壊により死者８名、負傷者80名、建物約7,500棟の被害をもたらした。（平成28年４月１日現在：消防庁資料）

また、平成30年７月豪雨では、西日本を中心として北海道や中部地方など全国的に広い範囲で豪雨が記録され、死者220名、負傷者407名、建物約48,000棟に及ぶ被害が発生している。（平成30年７月31日現在：消防庁資料）

このように日本各地で多くの災害が発生している中、本市は南海トラフ地震発生の際には最大約400人の死者が発生するなどの被害想定が公表されており、更に今後、台風及び大雨特別警報が発表されるような豪雨等による風水害の発生が頻発化するとされているが、このような災害で大きく被災した場合は、市職員だけでの対応は極めて困難である。このため、災害時相互応援協定を締結している自治体職員、広域で派遣される自治体職員、災害ボランティア等の人的支援、また、食料などの応援物資等の支援を有効に活用しなければならない。

このようなことから、過去の被災地等の検証をもとに、災害支援協定に基づく支援及び全国からの「支援」を効率的かつ有効に利用できるよう、予めどのように「支援」を受けるのか決めておく必要がある。

Ⅰ　計画の基本方針

１　計画の目的

未曾有の被害をもたらした兵庫県南部地震や、東北地方太平洋沖地震及び平成28年熊本地震では、職員自身の被災・市役所庁舎自体の被災による機能障害や行政機能の喪失・交通途絶による職員の登庁の遅れ・初期情報の不足による状況把握の遅れ等の要因が重なり、発災直後の初動体制の構築・迅速な応援要請に支障をきたした。その後も全国の自治体から多くの応援職員を受け入れたが、応援職員に対し配備や活動の明確な指示ができず、さらには宿舎の確保、食料の供給、道案内等の対応に困難を極めた。

また、発災直後から多くのボランティアの受け入れを始めたが、明確な定めがなかったため、ニーズの把握やコーディネート等に多くの課題を残したとされている。

大規模災害時には、膨大な災害対応業務が発生するとともに、継続すべき通常業務にも対応しなければならないが、一方で庁舎の被害や職員の被災により、行政機能が大幅に低下する事態が想定される。このような状況下にあって、様々な事態に迅速に対処するためには、支援を行う側が被災自治体の負担とならないよう十分配慮を行うことはもちろんであるが、支援を受ける側も、他の自治体、関係機関、ＮＰＯ、ボランティア、企業など多方面からの支援を最大限に活かせるよう、支援を要する業務（経常業務・緊急業務）や受入体制を予め具体的に定めておく必要がある。

このため、より効率的かつ効果的に支援受入れ体制を整えておくことを目的に、「菊川市災害時広域受援計画」（以下、「受援計画」という。）を策定した。

なお、被害が大きく、市内において支援のためのスペース等が確保できない場合や被災者への適正な対応が困難な場合には、支援元の自治体に支援作業を依頼することも一つのケースとして考慮することとする。

２　計画の位置づけ

本計画は「菊川市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）の下位計画に位置付ける。

なお、対応に関する詳細については、菊川市災害対策本部運営要領に基づく事務分掌を基本とし、各部・課にて策定する初動マニュアル等の中で定めるものとする。

３　初動の応援要請の流れ

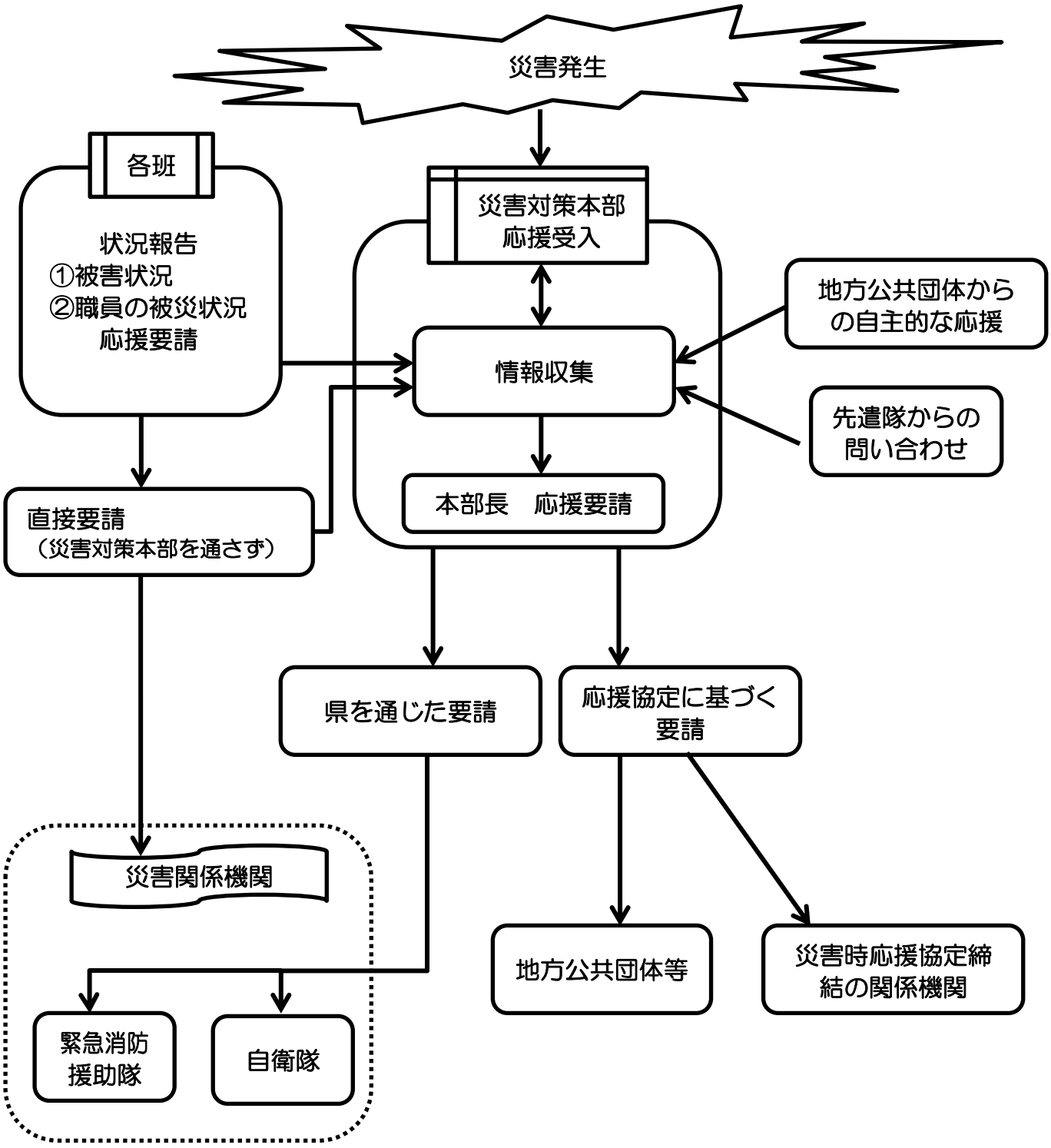

４　対象となる危機事象

⑴ 南海トラフ地震
⑵ 大型台風による大規模災害
⑶ 大雨等による大規模土砂災害
⑷ その他、菊川市のみで対応が図れない危機的事象

５　受援が必要と予想される業務

	業務等の名称	担当部	担当班	資格等
1	物資調達・受け入れ・仕分け・ 配送業務	建設経済部 総務部	経済班 総務班	不要
2	被災建物応急危険度判定業務	建設経済部	事業班	要資格
3	被災宅地危険度判定業務	建設経済部	事業班	要資格
4	建物被害認定調査業務	企画財政部	調査班	不要
5	り災証明書の発行業務	企画財政部	調査班	不要
6	税に関する業務	企画財政部	調査班	不要
7	道路・河川・橋梁・建物等の復旧業務	建設経済部	事業班	技師
8	上水道の復旧・応急給水業務	生活環境部	上下水道班	技師
9	下水道の復旧業務	生活環境部	上下水道班	技師
10	健康保険証再交付等の業務	生活環境部	市民環境班	不要
11	仮設住宅の申込み受付・入居手続き業務	建設経済部	事業班	不要
12	市民及び外国人市民における被災者への総合支援業務	企画財政部 総務部	企画調整班 情報収集班 情報伝達班	不要 外国人通訳等
13	避難所における保健衛生活動業務	健康福祉部 こども未来部	健康救護班 福祉避難班	保健師
14	災害廃棄物処理業務	生活環境部	生活環境班	不要
15	避難所の連絡調整業務	健康福祉部 こども未来部	健康救護班 福祉避難班	不要
16	災害ボランティア活動業務 （派遣要請・受け入れ・配置）	健康福祉部 こども未来部	健康救護班 福祉避難班	ボランティア

本計画では、上記16の業務について計画するが、被害の程度や復旧までに長期間を要すことになる場合は、これ以外にも受援業務が発生する可能性がある。

６　宿泊先の確保

市では、復旧等にあたる他自治体等からの職員等が、中・長期的に滞在する場合は、市営住宅の空き部屋の活用の他、必要に応じて市内の事業所に協力を要請することとする。

また、円滑な受け入れが可能となるよう市内事業者との協定の締結を進めることとする。

◆菊川市営住宅一覧表　　担当：都市計画課　☎　0537-35-0934

	施　設　名	住　所	建築年度	総戸数	備　考
1	上本所団地	本所364	平成５年度 ～平成11年度	126戸	
2	長池団地	加茂3463-1	平成元年度 ～平成２年度	52戸	
3	赤土団地	赤土1920-7	平成15年度	32戸	

※市営住宅の利用可能部屋数は、発災時における入居者数により異なる。

◆菊川市観光協会加入宿泊施設一覧表

	施　設　名	住　所	上段☎ 下段FAX	収容 人数	備　考
1	小菊荘	大石88	73-2460 73-5982		※指定避難所 （地震災害）
2	ビジネスホテル たちばな	堀之内1335	35-2524 35-2656		
3	ビジネスホテル 玄　菊川	加茂5452	35-8811 35-8812		
4	くれたけイン 菊川インター	加茂1989-1	35-1711 35-2422		

※宿泊施設の収容人数は、帰宅困難者の長期滞在の状況により異なるほか、小菊荘は避難所を兼ねるため、避難者の状況により異なる。

◆協定に基づき施設の利用が可能となる事業所

	事業所名	住　所	上段☎ 下段FAX	収容 人数	備　考
1	ＳＵＳ㈱ 静岡事業所	西方53	35-0222 35-0223	ー	事業所敷地内駐車場屋根下の利用が可能
2	ＪＡ静岡県農業研修会館	吉沢664-5			

Ⅱ　個別受援計画

1　物資調達・受け入れ・仕分け・配送業務（文化会館アエル）

⑴　担当：総務班（総務部）、経済班（建設経済部）

ア　物資調達・あっせん

　災害対策本部と連携し、食品、生活必需品等救援物資の確保・供給及び流通在庫物資の集配を行う。

イ　物資受け入れ・仕分け

　必要な物資を把握し、国・県及び協定締結事業者等に要請のうえ、国等からの支援物資の受入及び仕分けを行う。

　なお、国の支援は発災４日目から概ね７日目まではプッシュ型（一方的な）支援を予定しているが、概ね８日目以降の支援についてはプル型（要請に基づく）支援となるため、被災後概ね４日目の時点で国に対し、８日目以降に必要と見込まれる物資の支援要請を行う必要がある。

ウ　広報活動

　個人からの義援物資は、混載された物資の仕分け等が別途必要となり、市の物資供給活動に支障をきたす恐れがあることから、原則として受け入れないこととし、その旨をホームページや報道機関を通して周知する。

⑵　受援体制

ア　受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。

イ　各班の班長は、「菊川市災害支援物資の受入及び配布マニュアル」に基づき支援者に対して基本的な研修を行い、業務内容などを説明し配置についてもらう。

ウ　各班の班長は、班員及び支援者の配置が完了した段階で、全体のローテーション等を作成し周知する。

エ　各般の班長は、業務終了後にミーティングを行い翌日に備える。

オ　各班の班長は、必要な都度災害対策本部に報告するものとする。

カ　救援物資の受け入れ場所は、文化会館アエルとする。

キ　執務室は、正面入口右側（南側）展示室とする。

ク　休憩室は、和室とする。

ケ　支援者の移動等は、公用車等によるものとする。

コ　支援者食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。

サ　支援者の宿泊先は、支援者が個々に確保する。

シ　物資の配送は、災害協定に基づき静岡県トラック協会等に依頼するほか、各避難所から来る車両等を利用し、各指定避難所に必要物資を運搬する。また、自然発生的にできた避難所、自宅避難者、車中泊者等についても地区防災組織と連携して必要物資の運搬を行う。ただし、指定避難所を最優先とする。

⑶　受援業務の内容

ア　必要物資の調達、自治体等から送られてくる支援物資の荷卸し、仕分け、各避難所等への必要な物資配送業務

イ　職員及び他自治体等からの支援者の食料の確保を行い、必要数を配送する。
ウ　災害対策本部からの指示により、必要物資の調達を行う場合には、災害時応援協定業者の中から必要物資を調達する。（調達先、数量等の報告）
エ　各地等からの支援物資については、初動期には分類が困難であるため原則大ホールへ暫定的に集積しておくが、職員及び支援者の配置及びローテーションの見直しができるようになった段階から、できる限り食品・衣類・日用品等の種類毎に仕分けを行い、数量の把握をしておく。（支援先、数量等の報告）
オ　救援物資は、災害時応援協定を締結している一般社団法人静岡県トラック協会又は宅配業者を手配し、あるいは避難所が手配した車両を用いて必要箇所へ輸送する。
カ　その他、必要に応じて災害対策本部と協議を行い迅速な対応をとる。

⑷　協定業者

物資の調達及び配送担当は、経済班（建設経済部）とする。

◆物資の配送

団体名	電話	FAX	協定内容（支援物資）
（一社）静岡県トラック協会中遠支部	0538 (43)4166	0538 (43)4580	緊急物資輸送業務に関する協力

◆物資調達先

団体名	電話	FAX	協定内容（支援物資）
（一社）静岡県トラック協会中遠支部	0538 (43)4166	0538 (43)4580	食料・飲料水・生活必需物資とその供給に必要な資機材の提供
㈱佐藤渡辺静岡営業所	0537 (36)0114	0537 (35)4796	建築資機材の調達及び運送作業
静岡県石油業協同組合菊川支部	－	－	ガソリン・軽油・オイルその他石油類の供給
ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター	025 (371)4185	025 (371)4151	応急生活物資の供給および運搬に関する支援
株式会社エンチョー ジャンボエンチョー菊川店	0537 (36)6060	0537 (36)6061	応急生活物資の供給および運搬に関する支援
遠州夢咲農業協同組合本店	0537 (73)5111	0537 (73)6919	災害応急対策に必要な、食料・燃料・資材の提供 車両・重機等の貸し出し
株式会社セイジョー 赤土店	0537 (73)1515	0537 (73)1515	応急生活物資及び医薬品の供給と運搬

(一社)静岡県エルピーガス協会西部支部小笠地区	－	－	ＬＰガス及びガス供給機器の調達
団体名	電話	FAX	協定内容（支援物資）
株式会社高田薬局 ウエルシア菊川加茂店	0537 (36)3288	0537 (37)3488	応急生活物資及び医薬品の供給と運搬
㈱スーパーラック 菊川店	0537 (37)2661	0537 (37)2665	応急生活物資の供給および運搬に関する支援
㈱しずてつストア 菊川店・菊川南店	0537 (37)1771	0537 (37)1772	応急生活物資の供給および運搬に関する支援
㈱タカラエムシー マム小笠店	054 (654)5000	054 (654)5535	応急生活物資の供給および運搬に関する支援
菊川市商工会	0537 (36)2241	0537 (36)2244	会員が保有する、災害応急対策に必要な、食料・燃料・資材の協力及び会員に対する協力要請
大和紙器㈱ 静岡工場（袋井市）	0538 (42)7121	0538 (43)5279	段ボールシート・段ボールケース及び段ボール製簡易ベッドの供給
㈱ホソヤ	0537 (73)3811	0537 (73)5504	養鶏卵の供給、フォークリフト及びペイローダーによる運搬支援
㈱カインズ カインズホーム菊川店	0537 (37)0111	0537 (37)0117	応急生活物資の供給および運搬に関する支援
㈱エディオン新菊川店	0537 (37)3811	0537 (37)3815	応急生活物資の供給および運搬に関する支援
㈱遠鉄ストア 菊川店	0120 (227)992	0537 (37)2212	応急生活物資の供給および運搬に関する支援
㈱セリア静岡営業所 （袋井市）	0538 (43)6911	0538 (43)7804	応急生活物資の供給および運搬に関する支援

◆運搬資器材等調達先

団体名	電話	FAX	協定内容（支援物資）
日東工業㈱菊川工場	0537 (35)3211	0537 (35)3726	支援物資受け入れ及び集配のための資器材及び人員の支援
太陽建機㈱	0537 (35)2311	0537 (37)013	リース資機材の供給等の支援

２　被災建物応急危険度判定業務

⑴　担当

事業班（建設経済部）≪判定実施本部≫

⑵　受援体制

ア　大規模災害が発生し、応急危険度判定士が不足することにより受援が必要と判断した場合、災害対策本部長は、静岡県地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアルに基づき、判定支援本部（静岡県）に支援を要請する。

・応急危険度判定支援要請書　（応急危険度判定 様式２）

要請手順：様式２により支援支部（土木事務所建築担当課）を通して、判定支援本部（静岡県）へ要請

※　応急危険度判定士は、判定支援本部（静岡県）への要請となるが、場合によっては、災害時相互応援協定により協定自治体への要請となることもある。

イ　応急危険度判定士の参集場所及び執務室は、市役所３階301会議室とする。

※　なお、広域支援を受援することとなった場合、静岡県地震被災建築物応急危険度判定マニュアル、Ⅶ．広域支援受入体制により、県外応援判定士の１次参集場所は、東名高速道路足柄ＳＡ（下り線側、小山町）、浜名湖ＳＡ（上り線側、浜松市）を想定する。また、道路状況等により、１次参集場所の設置が困難な場合は、山中城址駐車場（三島市）、湖西運動公園（湖西市）、道の駅「朝霧高原」（富士宮市）等へ設置を検討する。

ウ　参加の応急危険度判定士の名簿を作成する。

エ　事業班の班長（判定実施本部長）は、参加応急危険度判定士に対して基本的な研修を行い、業務内容などを説明し、調査区域を指示して調査にあたってもらう。また、業務終了後もミーティングを行い翌日に備える。

オ　休憩室は、３階厚生室とする。

カ　必要な判定資機材は事業班が準備する。

キ　応急危険度判定士の移動は、公用車、自転車、バイク、徒歩によるものとする。

ク　応急危険度判定士の食料は、災害対策本部に連絡し必要数を確保しておく。

ケ　応急危険度判定士の宿泊先は、災害対策本部に別紙「受援シート」で要請し、総務班から宿泊先の指示を受ける。

⑶　受援業務の内容

静岡県地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル及び平成８年４月５日に設立された「全国被災建築物応急危険度判定協議会」が作成した応急危険度判定必携に沿って業務を行う。

※判定実施体制フロー図（静岡県地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル）

静岡県地震被災建築物応急危険度判定実施体制フローその1【被災市町村】

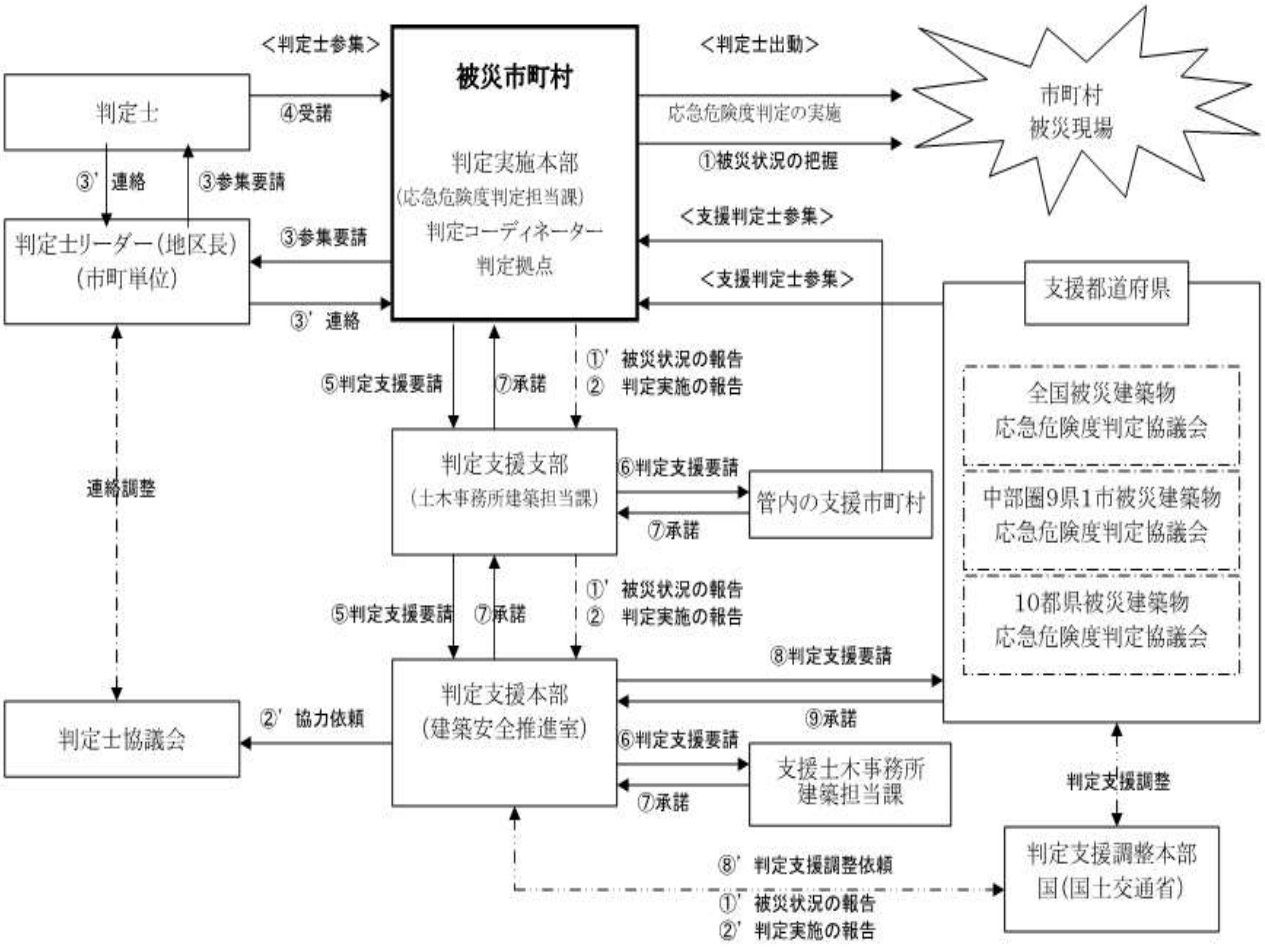

３　被災宅地危険度判定業務

⑴　担当

事業班（建設経済部）

⑶　受援体制

ア　大規模災害が発生し、被災宅地危険度判定士が不足し受援が必要と判断した場合は、災害対策本部と協議した上で、被災宅地危険度判定連絡協議会が作成した実施本部マニュアル及び被災宅地危険度判定業務実施マニュアルに基づき、災害対策本部（動員・会計班）を経由して支援本部（静岡県）に支援を要請する。

・支援本部設置要請書（関係様式集　　様式２）
・被災宅地危険度判定士・判定調整員支援要請書（関係様式集　　様式４）

※　被災宅地危険度判定士は、支援本部（静岡県）への要請となるが、場合によっては、災害時相互応援協定により協定市への要請となることもある。

イ　被災宅地危険度判定士の参集場所及び執務室は、市役所３階301会議室とする。

ウ　参加の被災宅地危険度判定士の名簿を作成する。

エ　事業班の班長（判定実施本部長）は、参加被災宅地危険度判定士に対して基本的な研修を行い、業務内容などを説明し、調査区域を指示して調査にあたってもらう。また、業務終了後もミーティングを行い翌日に備える。

オ　休憩室は、３階厚生室とする。

カ　必要な判定資機材は事業班が準備する。

キ　被災宅地危険度判定士の移動は、公用車、自転車、バイク、徒歩によるものとする。

ク　被災宅地危険度判定士の食料は、災害対策本部に連絡し必要数を確保しておく。

ケ　被災宅地危険度判定士の宿泊先は、災害対策本部に別紙「受援シート」で要請し、総務班から宿泊先の指示を受ける。

⑶　受援業務の内容

平成９年５月に創設された都道府県、政令指定都市等で構成する「被災宅地危険度判定連絡協議会」が作成したマニュアル等に沿って業務を行う。

ア　被災宅地危険度判定実施要綱（平成10年２月６日施行）

イ　被災宅地危険度判定業務実施マニュアル

ウ　被災宅地の調査・危険度判定マニュアル

エ　擁壁・のり面等被害状況調査、危険度判定票作成の手引き

オ　実施本部マニュアル

カ　判定調整員マニュアル

※上記以外の様式は、被災宅地危険度判定連絡協議会ホームページ関係様式集を参照。

4　建物被害認定調査業務

⑴　担当

調査班（企画財政部）

⑵　受援体制

ア　受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。

※　受援は、災害時応援協定に基づき「静岡県土地家屋調査士会」及び「災害時相互応援協定市」へ要請する。

イ　建物被害認定調査員の参集場所及び執務室は、菊川文庫（図書館）２階視聴覚室とする。

ウ　参加建物被害認定調査員の名簿を作成する。

エ　調査班の班長は、参加建物被害認定調査員に対して基本的な研修 を行い、業務内容などを説明し、調査区域を指示して調査にあたってもらう。 また、業務終了後もミーティングを行い翌日に備える。

オ　休憩室は、菊川文庫（図書館）２階会議室とする。

カ　必要な建物被害認定調査用資機材は調査班が準備する。

キ　建物被害認定調査員の食料は、災害対策本部に連絡し必要数を確保しておく。

ク　建物被害認定調査員の宿泊先は、災害対策本部に要請し動員・会計班から宿泊先の指示を受ける。

ケ　建物被害認定調査員の移動は、公用車及び徒歩によるものとする。

⑶　受援業務の内容

災害対策基本法第９０条の２（り災証明書の交付）、菊川市税条例第６８条第1項（固定資産税の減免）に基づき、平成２５年６月に内閣府（防災担当）が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に沿って住家の判定業務を行う。

⑷　連絡先等

ア　静岡県土地家屋調査士会

☎０５４－２８２－０６００　FAX０５４－２８２－０６５０

イ　災害時相互応援協定市　　３２ページ参照

５　り災証明の発行業務

⑴　担当

調査班（企画財政部）

⑵　受援体制

ア　受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。
イ　調査班の班長は、支援者に対して基本的な研修を行い、業務内容などを説明し配置に就いてもらう。また、業務終了後に発行件数等の報告を受ける。
ウ　執務室は、税務課執務室内とする。
エ　休憩室は、市役所１階食堂とする。
オ　支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。
カ　支援者の宿泊先は、災害対策本部に要請し、動員・会計班から宿泊先の指示を受ける。

⑶　受援業務の内容

ア　り災証明申請窓口（市民環境班）から申請書を引き継ぐ。
イ　り災データ等から証明書を作成し、無料で発行する。

⑷　災害時支援フロー図（２次調査用）

※１次調査は全棟調査のため、交付申請を待たずに実施する。（市職員が対応）

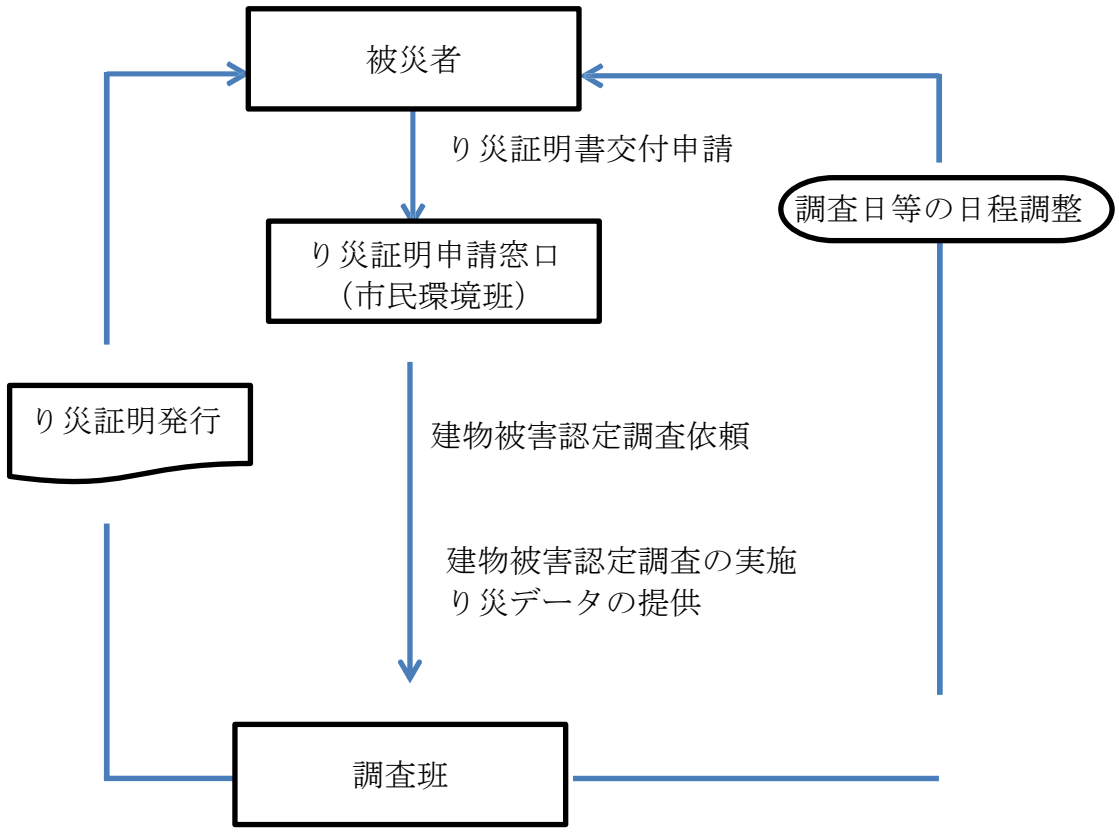

６　税に関する業務

⑴　担当

調査班（企画財政部）

⑵　受援体制

ア　受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。
イ　調査班の班長は、支援者に対して基本的な研修を行い、業務内容などを説明し配置に就いてもらう。
ウ　執務室は、税務課執務室内とする。
エ　休憩室は、市役所１階食堂とする。
オ　支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。
カ　支援者の宿泊先は、災害対策本部に別紙「受援シート」で要請し、総務班から宿泊先の指示を受ける。

⑶　受援業務の内容

ア　市県民税の賦課に関する業務
イ　軽自動車税の賦課に関する業務
ウ　法人市民税の賦課に関する業務
エ　国民健康保険税の賦課に関する業務
オ　固定資産税の賦課に関する業務
カ　都市計画税の賦課に関する業務
キ　徴収等に関する業務

７　道路・河川・橋梁・建物等の復旧業務

⑴　担当

事業班（建設経済部）

⑵　受援体制

ア　受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。
イ　支援者の執務室は、市役所３階打ち合わせコーナーとする。
ウ　必要な資機材等は、事業班が準備する。
エ　休憩室は、３階厚生室とする。
オ　支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。
カ　支援者の宿泊先は、災害対策本部に別紙「受援シート」で要請し、総務班から宿泊先の指示を受ける。

キ　支援者の移動は、公用車及び徒歩によるものとする。
ク　道路啓開に支障となる建物等の撤去は、袋井建設業協会小笠地区及び静岡県解体工事協会へ連絡し、作業地区及び作業内容の打ち合わせを行い作業にあたってもらう。
ケ　緊急輸送路の確保のための道路啓開及び応急復旧については、袋井建設業協会小笠地区へ連絡し、作業地区及び作業内容の打ち合わせを行い、作業にあたってもらう。
コ　災害復旧に必要となる道路河川等の応急復旧工事の設計、測量業務については、一般社団法人静岡県測量設計業協会より受領した災害応急業務協力者名簿から選定した業者へ連絡し、被災地区及び業務内容を説明し、作業にあたってもらう。

⑶　受援業務の内容

ア　道路啓開に支障となる建物等の撤去
イ　緊急輸送路の確保のための道路啓開
ウ　災害査定・実施設計のための測量・設計業務
エ　道路、河川、公共建物の復旧のための実施設計及び監督業務

⑷　連絡先等

ア　袋井建設業協会小笠地区（代表：落合組）
☎：０５３７－３５－３２６１　　FAX：０５３７－３６－５８３７
イ　一般社団法人静岡県解体工事業協会
☎０５４－２８８－７７６１　FAX０５４－２８８－７７６１
ウ　一般社団法人静岡県測量設計業協会
☎０５４－２５２－０３２２　FAX０５４－２５１－７９５７

8　上水道の復旧・応急給水業務

⑴　担当

上下水道班（生活環境部）

⑵　受援体制

ア　地震・異常渇水等により受援が必要な場合は、災害対策本部と協議した上で、公益社団法人日本水道協会静岡県支部災害時相互応援対策要綱等に基づき、西部ブロック（ブロック代表市：浜松市上下水道部）に下記内容を報告し応援要請する。（要綱の様式１）

(ｱ)　災害の状況
(ｲ)　必要とする資機材、物資等の品目及び数量
(ｳ)　必要とする職員の職種別人員
(ｴ)　応援場所及びその経路
(ｵ)　応援の期間
(ｶ)　その他必要事項

イ　災害時応援協定により、協定締結団体に応援要請を行う。

ウ　応急給水が必要な場合は、下記協定先に応援要請を行う。

(ｱ) 国・県

関係機関	電話	FAX
静岡県水利用課水道環境班	054(221)2520	054(221)2420
西部健康福祉センター環境課	0538(37)2250	0538(37)2603
袋井土木事務所掛川支所	0537(22)6275	0537(22)0934
国土交通省平田出張所	0537(73)2051	0537(73)2969

(ｲ) 水道

関係機関	電話	FAX
日本水道協会静岡県支部	054(354)2703	054(355)0715
浜松市上下水道部水道総務課	053(474)7011	053(474)0247
静岡県大井川広域水道企業団	0547(32)0139	0547(32)0130

(ｳ) 施設管理

関係機関	電話	FAX
荏原実業株式会社静岡支社	054(289)3000	054(289)2988
誠興電機株式会社	053(425)9977	053(425)3754
大学産業株式会社	053(425)0021	053(425)2020
理水科学株式会社名古屋支店	052(452)2181	052(452)2185
森松工業株式会社静岡営業所	054(275)2125	054(275)2126
シンク・エンジニアリング株式会社	055(926)8855	055(926)8856

(ｴ) 資材

関係機関	電話	FAX
株式会社村松商店	053(431)0311	053(431)0171
明和工業株式会社東京支店	03(5952)7030	03(5952)7025

(ｵ) 上下水道組合

関係機関	電話	FAX
アクアパイプ東亜	0537(73)4802	0537(73)5370
有限会社河村配管	0537(36)2206	0537(36)5153
株式会社菊南工業	0537(37)1788	0537(37)1789
共和設備有限会社	0537(35)2714	0537(35)5154
有限会社鈴木設備	0537(73)3202	0537(73)3907
有限会社二俣配管	0537(73)2276	0537(73)2950
株式会社ライフケア加藤設備	0537(37)0727	0537(37)0731

エ　被災後の個人宅内給水の漏水による減免措置等の料金に関する業務は、上下水道班と菊川市水道料金徴収業務委託を契約している受託事業者等の応援により対応する。

オ　支援者の執務室は水道事務所１階お客さまセンターとする。

カ　休憩室は、水道事務所１階旧日直室とする。

キ　支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。

ク　支援者の宿泊先は、災害対策本部に別紙「受援シート」で要請し、総務班から宿泊先の指示を受ける。

ケ　支援者の移動は、水道課の車両等を利用する。ただし、場合によっては、支援者の車両を使用する場合もある。

⑶　受援業務の内容

ア　応急給水作業

イ　応急復旧作業

ウ　応急復旧資機材・物資等の提供

エ　災害査定用の設計業務

オ　水道施設の復旧のための実施設計及び監督業務

⑷　連絡先等

ア　公益社団法人日本水道協会中部地方支部（名古屋市上下水道局）

☎０５２－９７２－３６０７　　FAX０５２－９５１－１２０８

※閉庁時は、日本水道協会静岡県支部水道震害等相互応援対策要綱の別表１により連絡をとる。

イ　公益社団法人日本水道協会静岡県支部（静岡市上下水道局）

☎０５４―２７０－９１１７　　FAX０５４－２７０－９１２２

ウ　公益社団法人日本水道協会静岡県支部西部ブロック（浜松市上下水道局）

☎０５３－４７４－７０１１　　FAX０５３－

エ　菊川市上下水道組合（代表：

☎　　FAX

※代表の交代があるため、年度当初に確認のうえ記載を修正する。

◆県支部会員所属ブロック（３６会員）

東　　部		中　　部	西　　部
沼津市	伊豆市	静岡市	浜松市
熱海市	伊豆の国市	焼津市	磐田市
三島市	東伊豆町	藤枝市	掛川市
伊東市	函南町	島田市	袋井市
小山町	長泉町	静岡県	湖西市
富士市	西伊豆町	御前崎市	菊川市
御殿場市	南伊豆町	牧之原市	森町
富士宮市	松崎町	吉田町	
下田市	河津町	大井上水道企業団	
裾野市		静岡県大井川広域水道事業団	

⑸　応援要請・被害状況報告フロー図

Ｈ２５．４．１

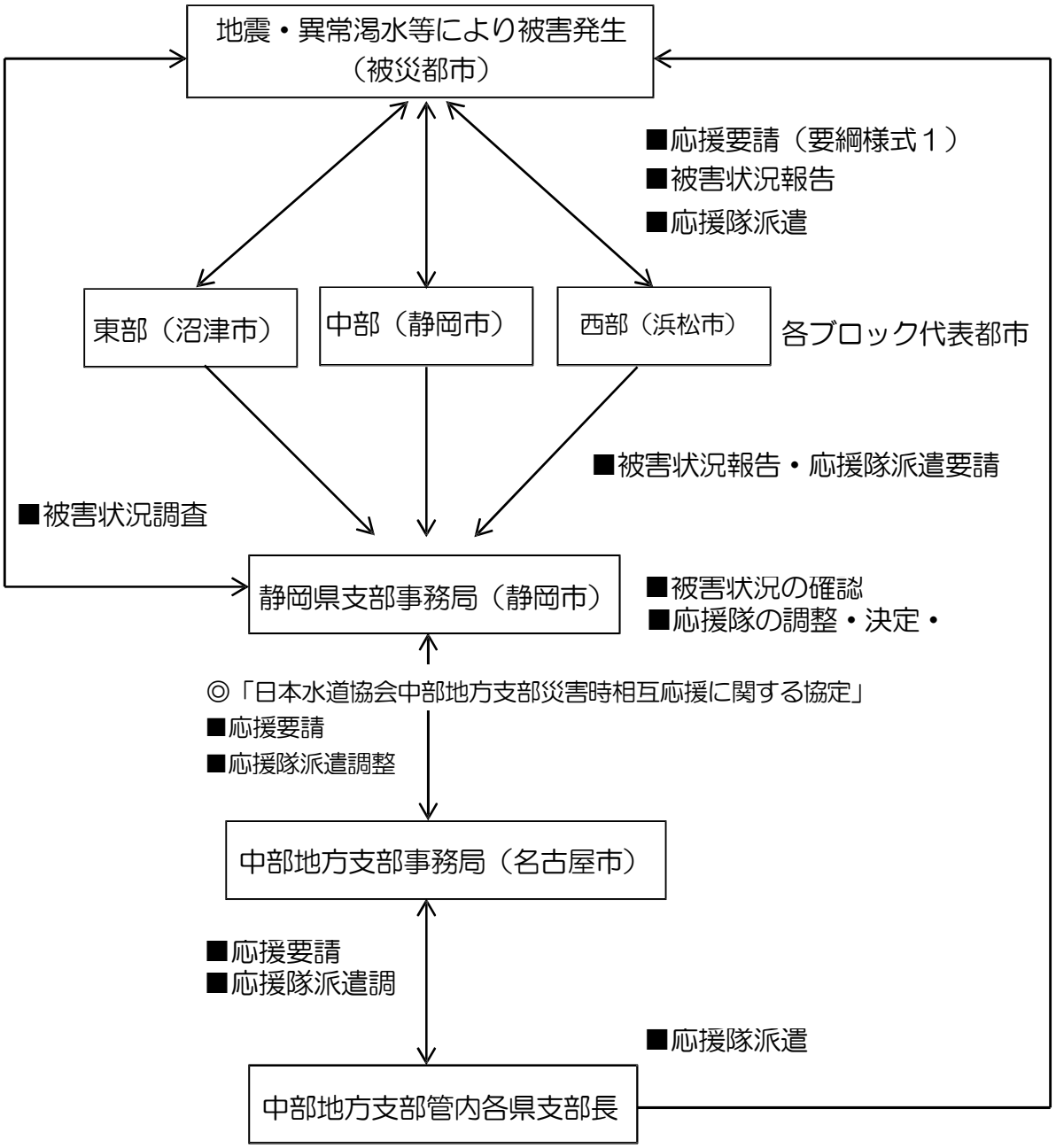

９　下水道の応急復旧業務

⑴　担当

上下水道班（生活環境部）

⑵　受援体制

ア　地震・異常渇水等により受援が必要な場合は、静岡県下水道防災計画に基づき県知事（静岡県交通基盤部都市局生活排水課）へ要請する。
・支援要請書（様式２－３）
イ　支援者の執務室は、下水道課及び下水道課会議室とする。
ウ　休憩室は、下水処理場内会議室とする。
エ　支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。
オ　支援者の宿泊先は、災害対策本部に別紙「受援シート」で要請し、総務班から宿泊先の指示を受ける。
カ　支援者の移動は、下水道課の車両等を利用する。ただし、場合によっては支援者の車両を使用する場合もある。

⑶　受援業務の内容

ア　災害の状況を把握する現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
イ　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第５条第１項の規定による災害報告に必要な資料の作成
ウ　協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置、その他の維持又は修繕に関する工事
エ　災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
オ　上記に掲げる災害支援に附帯する支援

⑷　対象施設

ア　終末処理場
イ　ポンプ場
ウ　管路

＜参考＞　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令
第５条　第１条に規定する公共土木施設について災害が生じた場合においては、その公共 土木施設が市町村の維持管理に属するものにあつては市町村長が都道府県知事に、都道府県又は指定都市の維持管理に属するものにあっては都道府県知事又は指定都市の長が主務大臣に、主務省令で定める様式により、遅滞なく、その状況を報告しなければならない。

◆災害時支援フロー図

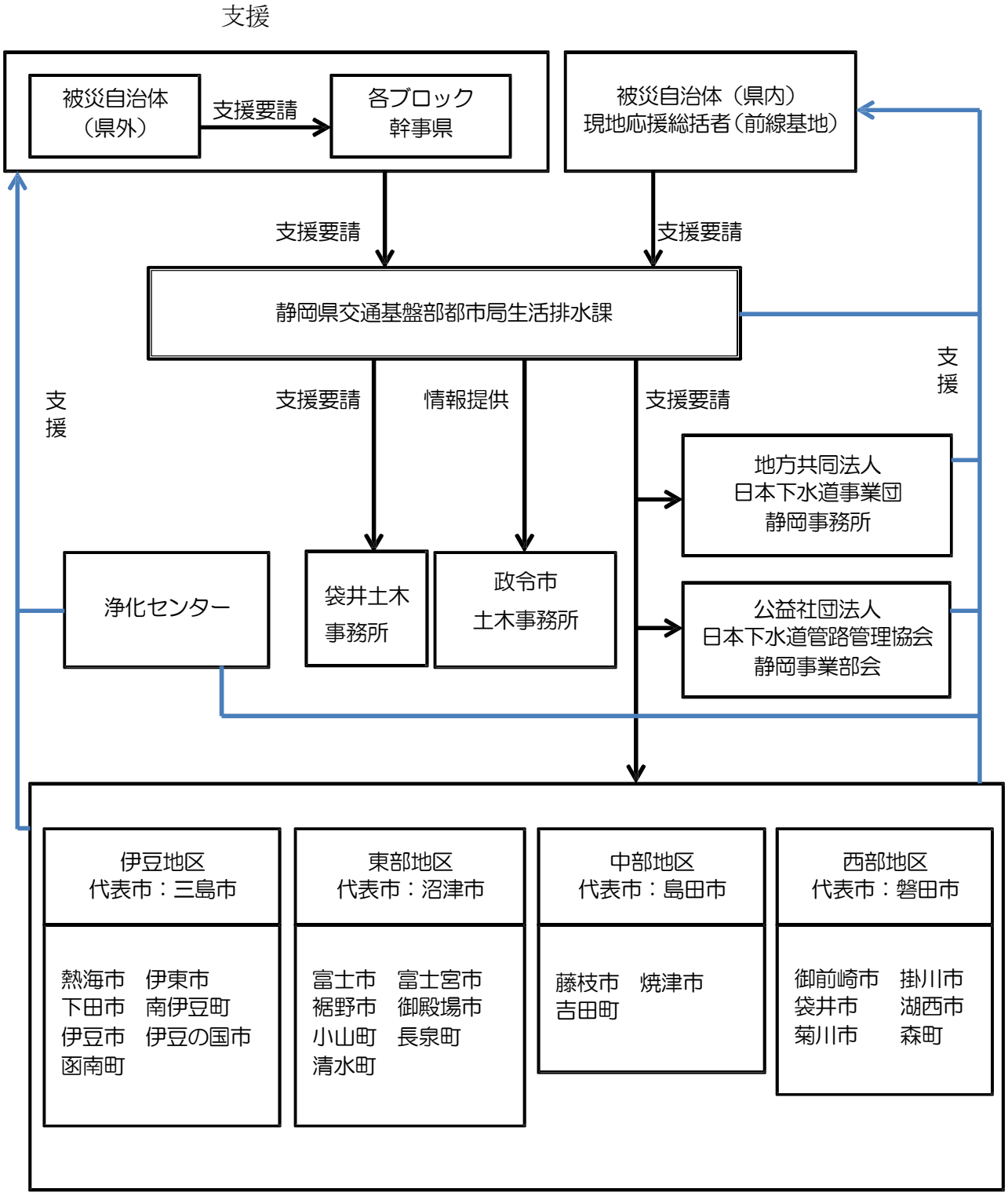
支援
被災自治体
（県外）
支援要請
各ブロック
幹事県
被災自治体（県内）
現地応援総括者（前線基地）
支援要請
支援要請
静岡県交通基盤部都市局生活排水課
支援
支援
支援要請
情報提供
支援要請
地方共同法人
日本下水道事業団
静岡事務所
浄化センター
袋井土木
事務所
政令市
土木事務所
公益社団法人
日本下水道管路管理協会
静岡事業部会
伊豆地区
代表市：三島市
熱海市　伊東市
下田市　南伊豆町
伊豆市　伊豆の国市
函南町
東部地区
代表市：沼津市
富士市　富士宮市
裾野市　御殿場市
小山町　長泉町
清水町
中部地区
代表市：島田市
藤枝市　焼津市
吉田町
西部地区
代表市：磐田市
御前崎市　掛川市
袋井市　湖西市
菊川市　森町

10　保険証再交付等の業務

⑴　担当

市民環境班（生活環境部）

⑵　受援体制

ア　受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。
イ　市民環境班の班長は、支援者に対して基本的な研修を行い、業務内容などを説明し配置に就いてもらう。また、業務終了後に発行件数などの報告を受ける。
ウ　執務室は、市民課執務室内とする。
エ　休憩室は、市役所１階食堂とする。
オ　支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。
カ　支援者の宿泊先は、災害対策本部に要請し、総務班から宿泊先の指示を受ける。

⑶　受援業務の内容

ア　被災及び避難時において、保険証等を消失及び紛失した被保険者に対し、申請に基づき再交付する。（国保・後期高齢者）
イ　被災による減免申請の受付
ウ　医療機関からの資格確認への対応
エ　高額療養費の支給申請受付
オ　年金受給に関する相談対応（支払確認等）

11　仮設住宅の申込み受付・入居手続き業務

⑴　担当

事業班（建設経済部）

⑵　受援体制

ア　受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。
イ　事業班の班長は、支援者に対して基本的な研修を行い、業務内容などを説明し配置に就いてもらう。
ウ　執務室は、市役所２階都市計画課内とする。
エ　休憩室は、市役所１階食堂とする。
オ　支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。
カ　支援者の宿泊先は、災害対策本部に要請し、総務班から宿泊先の指示を受ける。

⑶　受援業務の内容

ア　民間の借り上げ住宅の物件提供もあるため、住宅所有者等の意向調査
イ　住宅提供の意思のある住宅所有者等の情報管理
ウ　住宅提供の意思のある住宅所有者等との建物賃貸借契約の締結
エ　応急仮設住宅と応急借上げ住宅の必要戸数の把握及び配分調整
オ　応急仮設住宅と応急借上げ住宅の支援があることの被災者等への周知
カ　応急仮設住宅と応急借上げ住宅の募集・申し込み窓口業務（入居手続き）

⑷　応急仮設住宅の概要

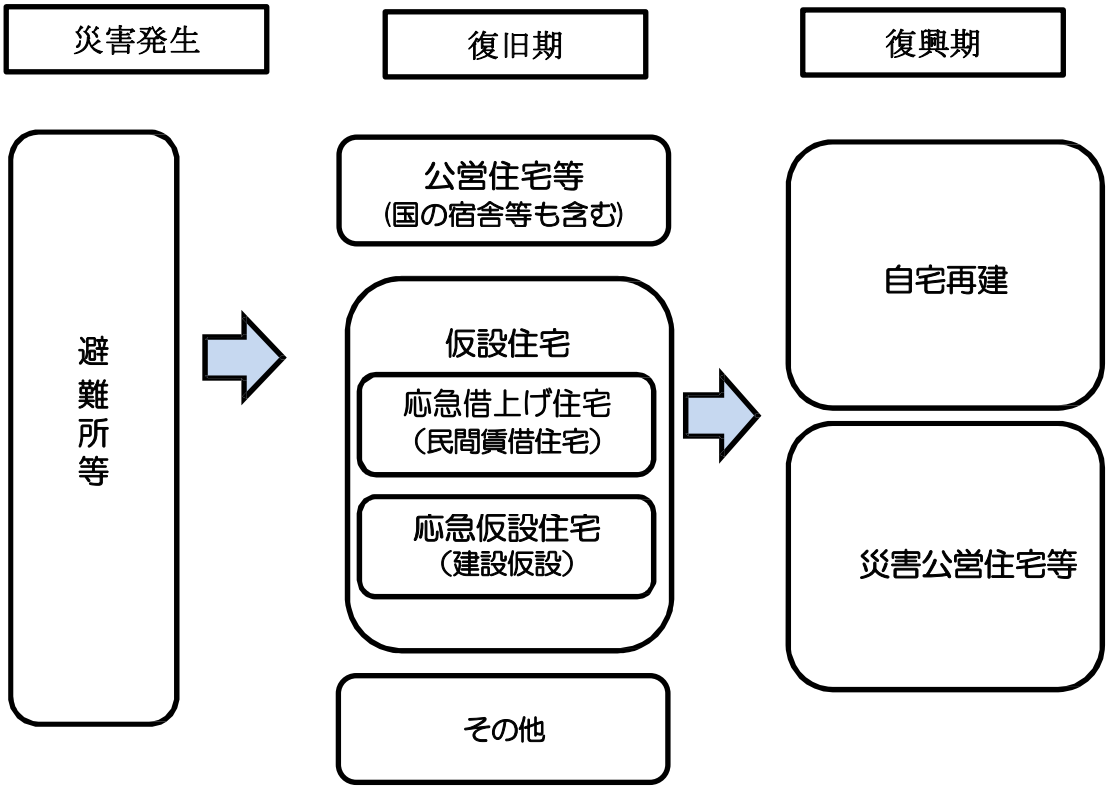

12　市民及び外国人市民における被災者への総合支援業務

⑴　担当

企画調整班（企画財政部）、情報伝達班・情報収集班（総務部）

⑵　受援体制

ア　受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。
イ　支援者の対応可能言語等を確認し名簿を作成する。
ウ　執務室は、市役所１階市民ホールとする。
エ　休憩室は、市役所２階庁議室とする。
オ　必要なパソコン等は企画調整班が準備する。
カ　支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。
キ　支援者の宿泊先は、災害対策本部に要請し、総務班から宿泊先の指示を受ける。

⑷　受援業務の内容

ア　相談業務に関する情報発信内容の翻訳（情報収集班）
- 市が報道提供する内容
- 避難所で必要な情報

イ　相談業務に関する情報の発信（情報伝達班）
- ホームページ、フェイスブック等への掲載
- メール登録者への発信
- 問い合わせへの対応（メール、電話等）

ウ　情報収集（情報収集班）
- 安否確認（避難者リスト、他の外国人等あらゆる方面から情報収集）
- 支援制度及び出入国の手続きに関する情報

エ　避難所巡回（企画調整班）
- 外国人の避難情報に基づき、巡回相談業務
- 被災者支援センターでの窓口業務
- 外国人専用窓口での相談業務
- 諸手続きの際の通訳派遣及び通訳業務

オ　弁護士相談の実施（企画調整班）
- 静岡県弁護士会の支援を受け、被災者への弁護士相談を行う。

13　避難所等における保健衛生活動業務

⑴　担当

健康救護班・福祉避難班（健康福祉部・こども未来部）

⑵　受援体制

ア　受援が必要な場合は、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）での県への派遣要請や、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。
イ　健康福祉班の班長は、支援者に対して基本的な研修を行い、業務内容などを説明し配置に就いてもらう。また、業務終了後もミーティングを行い翌日に備える。
ウ　執務室は、総合保健福祉センター（プラザけやき）内の会議室等とする。
エ　休憩室は、総合保健福祉センター（プラザけやき）内に設置する。
オ　支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。
カ　支援者の宿泊先は、災害対策本部に要請し、総務班から宿泊先の指示を受ける。
キ　支援者の移動は、健康福祉班が公用車等を用意する。

⑶　受援業務の内容

避難した市民等の健康管理のため、以下の活動を実施する。

ア　保健衛生活動

保健師等を派遣し、健康調査及び健康状況の把握、健康相談、健康教育、環境整備、衛生管理、感染症予防等の健康支援を行う。

イ　精神保健衛生活動

心のケアチームや市医師会に要請し、精神保健班を編成し、相談やカウンセリング等の医療の提供、精神疾患の早期発見や、心の健康管理の啓発活動を行う。

ウ　口腔衛生管理活動

小笠掛川歯科医師会に要請し、口腔衛生班を編成し、応急措置、口腔疾患や誤嚥性肺炎の予防に対する口腔衛生指導を行う。

14　災害廃棄物処理業務

⑴　担当

市民環境班（生活環境部）

⑵　受援体制

ア　受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。
イ　市民環境班の班長は、「菊川市災害廃棄物処理計画」に基づき支援者に対して基本的な研修を行い、業務内容などを説明し配置についてもらう。また、業務終了後もミーティングを行い翌日に備える。
ウ　執務室は、市役所１階環境推進課内とする。
エ　休憩室は、市役所１相談室とする。
オ　支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。
カ　支援者の宿泊先は、災害対策本部に要請し、総務班から宿泊先の指示を受ける。

⑶　組織体制

ア　総括責任者
　災害発生時の指揮官となる。
イ　副統括責任者
　統括責任者の補佐、24時間体制時等統括責任者不在の際の指揮官の役
ウ　計画及び相互調整担当
　災害廃棄物処理実行計画の策定や、県・周辺市町・関係団体・民間業者への協力要請、庁内他部局などとの相互調整を担当
エ　収集担当
　災害廃棄物（収集運搬と仮設置場）、生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレのし尿の収集運搬及び仮置場の設置など
オ　中間処理施設担当
　環境資源ギャラリー、東遠衛生センター等廃棄物中間処理施設の被災状況の確認、再稼働に向けた作業等
　【一部事務組合、関係各班と連携】
カ　最終処分担当
　棚草最終処分場の被災状況の確認、再稼働に向けた作業及び焼却場からの残さ及び処理できなかった廃棄物の最終処分。
キ　リサイクル担当
　仮置場等からの災害廃棄物のリサイクル
ク　環境保全担当
　被災後有害物質の漏洩がないかなどのチェックや対策、仮置場などの環境モニタリング
ケ　仮置場担当
　仮置場の指揮等

⑷　処理フロー図

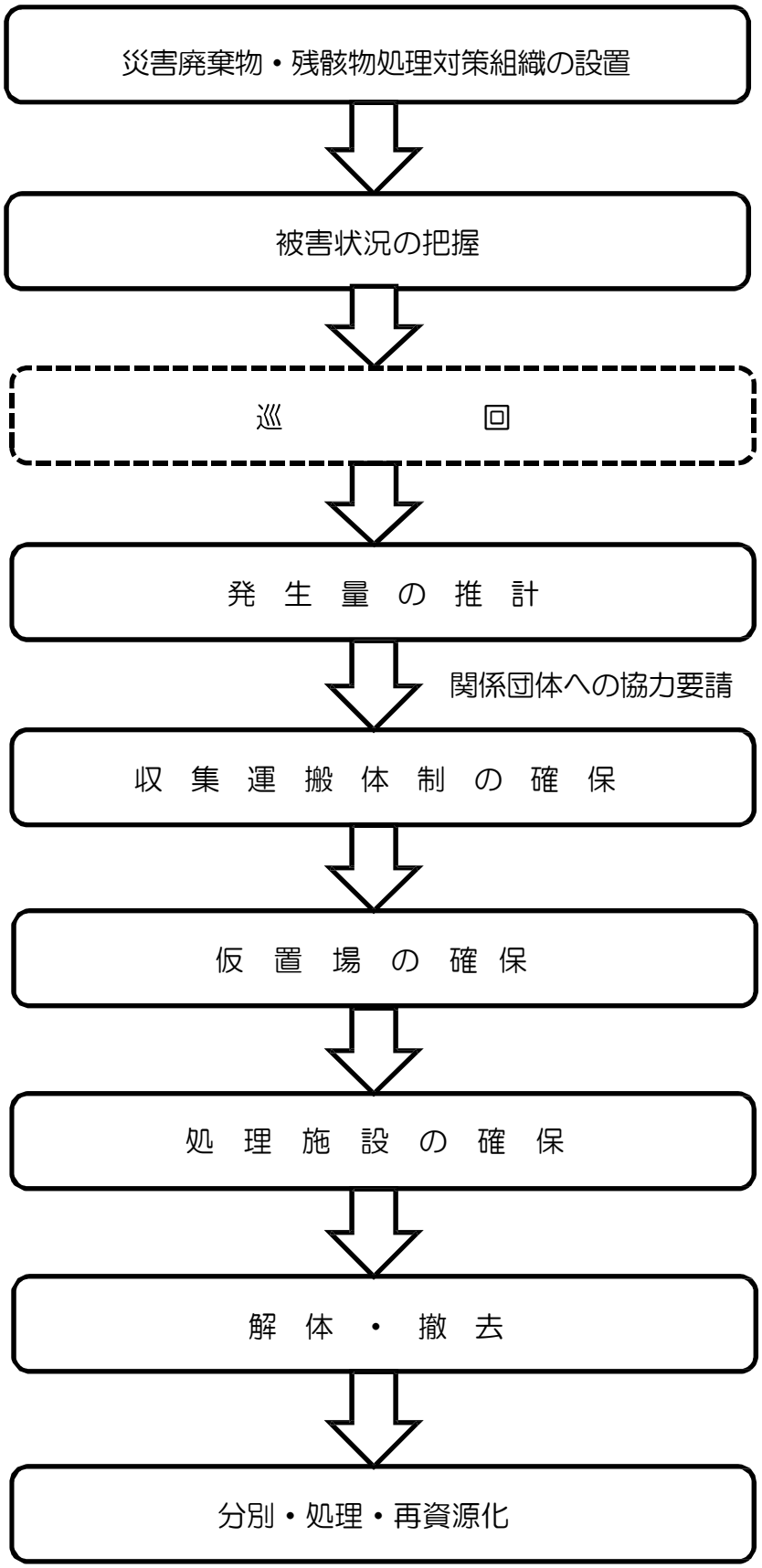
災害廃棄物・残骸物処理対策組織の設置
被害状況の把握
巡　　回
発　生　量　の　推　計
関係団体への協力要請
収　集　運　搬　体　制　の　確　保
仮　置　場　の　確　保
処　理　施　設　の　確　保
解　体　・　撤　去
分別・処理・再資源化

⑸ 関係団体

(ｱ) 国・県

関係機関	電話	FAX
国土交通省中部地方整備局	053(466)0111	053(466)0121
静岡県廃棄物リサイクル課	054(221)2426	054(221)3553

(ｲ) 輸送車両の借り上げ関係

関係機関	電話	FAX
(一社)静岡県トラック協会中遠支部	0538(43)4166	0538(43)4580

(ｳ) 応急復旧作業関係

関係機関	電話	FAX
菊川市建設事業組合	―	―
菊川市上下水道組合	―	―
掛川電気工業組合菊川地区ブロック	―	―
㈱佐藤渡辺静岡営業所	0537(36)0114	0537(35)4796

(ｴ) リース資機材供給関係

関係機関	電話	FAX
太陽建機レンタル㈱	0537(35)2311	0537(37)0013

(ｵ) し尿収集関係

関係機関	電話	FAX
㈲小笠衛生	0537(73)2352	0537(73)4421
㈲菊川生活環境センター	0537(35)4495	0537(35)4478

15　避難所の連絡調整業務

⑴　担当

健康救護班・福祉避難班（健康福祉部・こども未来部）

⑵　受援体制

ア　受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。
イ　こども未来班の班長は、支援者に対して基本的な研修を行い、業務内容などを説明し配置に就いてもらう。また、業務終了後もミーティングを行い翌日に備える。
ウ　執務場所は、各避難所の運営本部等とする。
エ　宿泊業務となるため、適宜休息をとる。
オ　支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。
カ　支援者の宿泊先は、災害対策本部に要請し総務班から宿泊先の指示を受ける。

⑶　受援業務の内容

ア　災害対策本部との連絡調整
イ　避難所運営の支援
ウ　地区内の情報収集
エ　避難所と地区災害対策本部が違う場合は、地区防災組織との連絡調整
オ　避難状況の把握
カ　災害状況の提供
キ　緊急物資、食品、飲料水の供給配分の協力
ク　市防災倉庫の管理
ケ　災害時要援護者の専門施設等への移送依頼
コ　災害ボランティアとの調整

16　災害ボランティア活動業務（派遣要請・受け入れ・配置）

⑴　担当

健康救護班・福祉避難班（健康福祉部・こども未来部）

⑵　受援体制

ア　災害ボランティア本部の設置

災害対策本部と社会福祉協議会との連携のもと、総合保健福祉センター（プラザけやき）内に災害ボランティア本部を設置する。

イ　資機材

資機材については、市に備蓄されている資機材と、災害ボランティア本部に備蓄されている資機材を活用する。なお、不足する資機材については、ボランティア本部から市災害対策本部に依頼し調達する。

ウ　食料等

食料や水の不足が解消されたような場合には、ボランティアに食料等の配給を検討する。

エ　宿泊場所

宿泊場所については、原則としてボランティア自身が確保する。なお、市が災害協定を締結している次の場所での寝泊りも可能である。

・株式会社ＳＵＳ（駐車場）

オ　災害ボランティア本部の運営

災害ボランティア本部の運営については、知識・経験のある災害ボランティアコーディネーターを中心に行い、金銭の授受の業務や報道対応については、市担当職員や社会福祉協議会職員が対応する。

＜主な役割＞

・県内外から応援に来るボランティアの相談、受付、配置整備
・ボランティア活動保険の加入手続き
・避難所における生活支援などの個別ニーズの集約
・広報きくがわ（臨時版）への情報収集及び提供
・県災害ボランティア本部及び活動拠点施設等との連絡調整等

⑵　　受援業務の内容

ア　災害廃棄物（ガレキ）の処理
イ　土砂の撤去
ウ　物資等の受入、選別及び配給
エ　避難所等の支援活動
オ　その他要望のある業務

◆災害ボランティア本部レイアウト（プラザけやき北側駐車場）

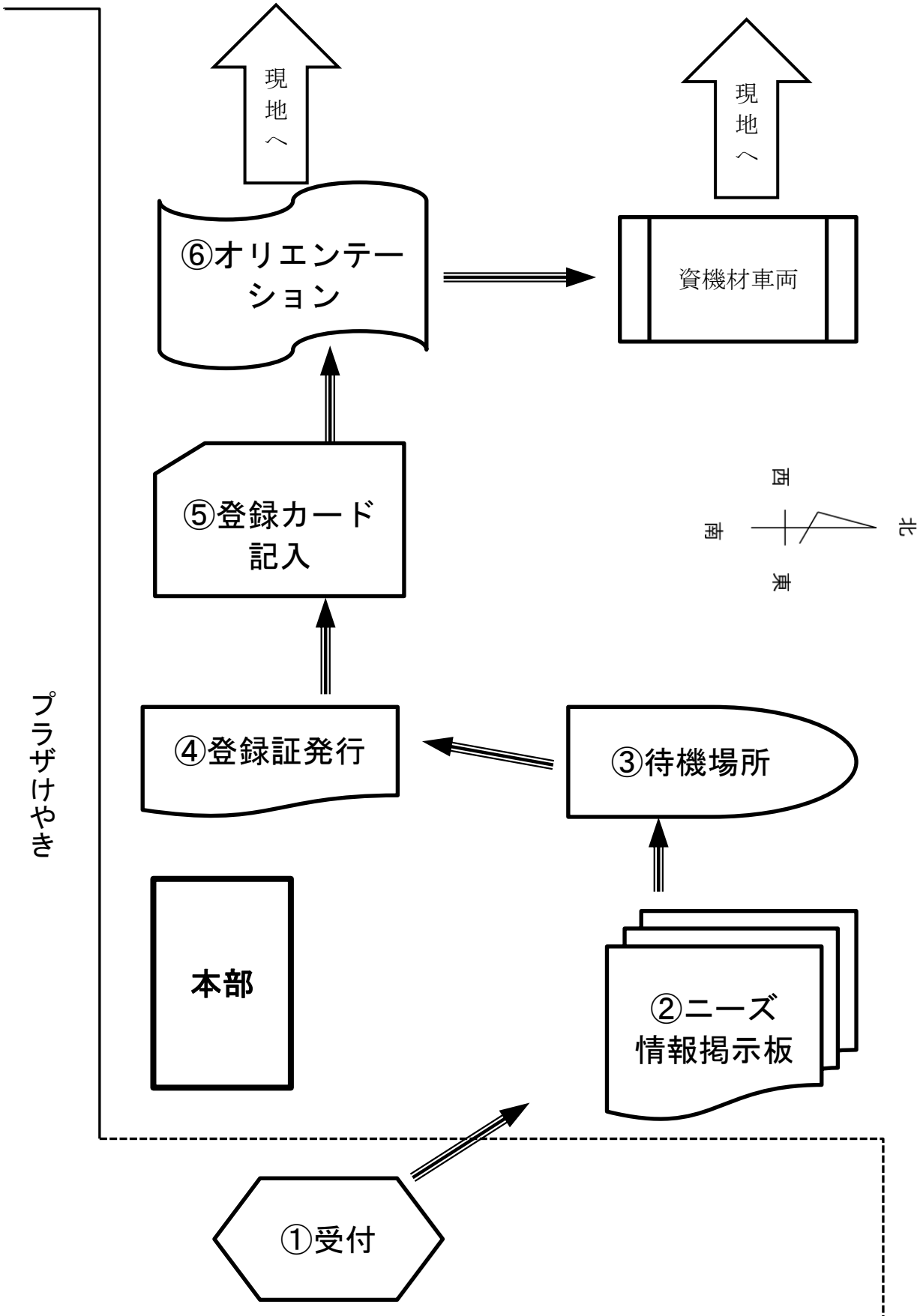

Ⅲ　災害時相互応援協定

１　国関係

⑴　国土交通省中部地方整備局＜リエゾン派遣＞（災害時の情報交換に関する協定）平成23年２月25日締結

２　県関係

⑴　静岡県防災ヘリコプター応援協定　平成９年３月24日締結
⑵　静岡県消防相互応援協定　平成９年３月25日締結
⑶　牧之原畑地帯総合整備土地改良区（災害時の施設使用に関する協定）平成21年３月18日締結

３　市町村関係　＜災害時の相互応援に関する協定書（９団体）＞

番号	名　　称	締　結　日
1	掛川市・御前崎市・菊川市災害時相互応援協定	平成19年11月１日
2	牧之原市・菊川市災害時相互応援協定	平成23年８月４日
3	長野県小谷村・菊川市災害時相互応援協定	平成24年２月18日
4	山口県下関市・菊川市災害時相互応援協定	平成25年７月29日
5	愛知県小牧市・菊川市災害時相互応援協定	平成25年11月18日
6	岩手県滝沢市・菊川市災害時相互応援協定	平成28年１月19日
7	愛知県豊橋市・菊川市災害時相互応援協定	令和元年12月６日
8	愛知県田原市・菊川市災害時相互応援協定	令和元年12月６日
9	三遠南信39市町村・三遠南信災害時相互応援協定	令和２年３月31日

４　民間の組織関係（　団体、　協定）

⑴　災害応急対策に関する支援協定書（８団体、８協定）

・菊川市建設事業協同組合	平成18年６月１日締結
・菊川市上下水道組合	平成18年２月15日締結
・掛川電気工業協同組合菊川地区ブロック	平成19年２月19日締結
・静岡県トラック協会中遠支部	平成19年２月21日締結
・静岡県建築士会西部ブロック	平成23年12月７日締結
・菊川建築組合	平成24年３月30日締結
・小笠建築組合	平成24年３月30日締結
・㈱佐藤渡辺静岡営業所	平成25年７月31日締結

⑵　避難地・避難施設に関する覚書（７団体、７協定）

・学校法人常葉学園（運動場・光葉館・自修館）	平成19年５月31日締結
・静岡県立小笠高等学校（運動場・体育館）	平成21年４月１日締結
・㈱ジェイゴルフ（ホロンゴルフ倶楽部）	平成22年４月16日締結
・菊川カントリークラブ	平成22年４月27日締結
・学校法人南陵学園菊川南陵高校（運動場・体育館）	平成23年４月１日締結
・ＳＵＳ株式会社	平成28年８月18日締結
・ＪＡ静岡県中央会	令和２年　月　日締結

⑶　自動車用燃料等の供給協力に関する協定書（１団体、１協定）

・静岡県石油業協同組合菊川支部	平成19年１月24日締結

⑷　福祉避難所に関する協定書（５団体、７協定）

・社会福祉法人和松会（松秀園）	平成22年４月１日締結
・社会福祉法人白翁会（喜久の園）	平成22年４月１日締結
・社会福祉法人白翁会（光陽荘）	平成22年９月１日締結
・社会福祉法人草笛の会（草笛共同作業所・かすが・菊川寮）	平成22年９月１日締結
・社会福祉法人和松会（清松園）	平成22年９月１日締結
・東遠学園組合	平成25年10月８日締結
・（社）Ｍネット東遠	平成26年８月１日締結

⑸　福祉避難所への介助員等協力に関する協定書（４団体、４協定）

・社会福祉法人和松会	平成22年４月１日締結
・社会福祉法人白翁会	平成22年４月１日締結
・社会福祉法人草笛の会	平成22年９月１日締結
・東遠学園組合	平成25年10月８日締結

⑹　医療救護活動に関する協定書（２団体、２協定）

・社団法人小笠医師会	平成19年４月１日締結
・社団法人小笠袋井薬剤師会	平成24年２月１日締結

⑺　医薬品供給等の支援に関する協定（２団体、２協定）

・株式会社セイジョー	平成19年３月１日締結
・株式会社高田薬局	平成20年２月１日締結

⑻　応急生活物資等の調達に関する協定書（16団体、16協定）

・ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター　平成19年２月１日締結
・株式会社エンチョー（ジャンボエンチョー菊川店）　平成19年２月１日締結
・遠州夢咲農業協同組合　平成19年２月５日締結
・株式会社セイジョー　平成19年３月１日締結
・静岡県エルピーガス協会西部支部小笠地区長　平成19年３月12日締結
・株式会社高田薬局　平成20年２月１日締結
・株式会社スーパーラック（スーパーラック菊川店）　平成20年11月27日締結
・株式会社静鉄ストア　平成25年４月12日締結
・株式会社タカラエムシー（フードマーケットマム小笠店）
平成21年１月７日締結
・菊川市商工会　平成22年７月１日締結
・大和紙器株式会社　平成23年11月11日締結
・株式会社ホソヤ　平成24年３月30日締結
・株式会社カインズ　平成25年４月12日締結
・株式会社エディオン新菊川店　平成25年４月12日締結
・株式会社遠鉄ストア　平成25年４月12日締結
・株式会社セリア静岡営業所　平成25年４月12日締結
・ゼンリン株式会社　令和元年９月26日締結

⑼　リース資機材供給等の支援に関する協定書（１団体、１協定）

・太陽建機レンタル㈱菊川支店　平成19年１月25日締結

⑽　協力に関する協定書（４団体、４協定）

・遠州夢咲農業協同組合やすらぎ菊川ホール　平成20年12月１日締結
・社団法人全日本冠婚葬祭互助協会　平成21年２月２日締結
・静岡県中東遠生コンクリート協同組合　平成29年11月10日締結
・日東工業株式会社　平成30年１月18日締結

⑾　家屋被害認定調査に関する協定書（１団体、１協定）

・静岡県土地家屋調査士会　平成21年３月26日締結

⑿　情報交換に関する協定（１団体、１協定）

・国土交通省中部地方整備局　平成23年２月25日締結

⒀　施設使用に関する協定書（２団体、２協定）

・牧之原畑地帯総合整備土地改良区及び菊川地区畑地用水組合
平成21年３月18日締結
・牧之原畑地帯総合整備土地改良区及び小笠地区畑地用水組合
平成21年３月18日締結

⒁　救援協力協定書（１団体、１協定）

・社団法人菊川市シルバー人材センター　平成21年12月22日締結

⒂　情報発信等に関する協定書（１団体、１協定）

・ヤフー株式会社　平成26年12月１日締結

⑯　非常災害放送に関する協定書（１団体、１協定）
・静岡エフエム放送株式会社　　平成24年２月20日締結

⑰　電気の保安に関する協定書（１団体、１協定）
・財団法人中部電気保安協会静岡支部　　平成24年２月20日締結

⑱　測量設計等業務委託に関する協定書（１団体、１協定）
・社団法人静岡県測量設計業協会　　平成24年１月19日締結

⑲　民間賃貸借住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書（１団体、１協定）
・静岡県宅地建物取引業協会中遠支部　　平成21年９月14日締結

⑳　災害時被災者支援に関する協定書　　（２団体、２協定）
・静岡県行政書士会　　平成28年11月16日締結
・静岡県弁護士会　　平成30年10月26日締結

Ⅳ　受援が必要な場合の手続き

各班で受援が必要な場合は、別紙「受援シート」を作成し、災害対策本部に申請すること。

なお、「Ｉ計画の基本方針・４受援が必要と予想される業務」以外で、受援が必要な業務が発生した場合も同様の申請を行うこととする。

Ⅴ　その他

なお、本受援計画のほか、各業務において国、県の受援計画がある場合は、その計画に沿って支援を受けることとし、団体名、内容等について災害対策本部に報告すること。

◆その他の計画

１　南海トラフ地震における静岡県広域受援計画
２　菊川市消防本部緊急援助隊受援計画

受援シート（要請先：災害対策本部）

<table>
<tr><td>1</td><td>業務名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>2</td><td>担当班名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>3</td><td>業務の内容</td><td colspan="3">□緊急業務　□経常業務</td></tr>
<tr><td>4</td><td>業務の時期</td><td colspan="3">□初動時期　□応急対応期　□復旧復興期　□該当なし</td></tr>
<tr><td>5</td><td>受援の具体的業務</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>6</td><td>受援に必要な具体的職種・必要資格等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">7</td><td rowspan="4">指揮調整体制</td><td rowspan="2">指揮命令者</td><td>(正)</td><td>(連絡先)</td></tr>
<tr><td>(副)</td><td>(連絡先)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">受援担当者</td><td>(正)</td><td>(連絡先)</td></tr>
<tr><td>(副)</td><td>(連絡先)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td rowspan="2">情報処理活動</td><td colspan="3">□会議・ミーティング　□朝礼・終礼</td></tr>
<tr><td colspan="3">□その他（内容）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">9</td><td rowspan="5">現場対応環境</td><td rowspan="2">執務スペース</td><td colspan="2">□有　□無（検討中）　□不要</td></tr>
<tr><td>場所</td><td></td></tr>
<tr><td>ペア活動</td><td colspan="2">□有　□無</td></tr>
<tr><td>地図</td><td colspan="2">□要　□不要</td></tr>
<tr><td>資機材等</td><td colspan="2">□有　□無</td></tr>
<tr><td>10</td><td>マニュアル等</td><td>□有
□無</td><td colspan="2">マニュアル等名：</td></tr>
<tr><td rowspan="2">11</td><td rowspan="2">民間との協力関係</td><td>□可

□一部可</td><td colspan="2">□一般ボランティア
□専門職ボランティア
□企業　□NPO・NGO
□地域住民</td></tr>
<tr><td>□不可</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>12</td><td>宿泊先の確保</td><td>□要請</td><td colspan="2">□菊川地区　（　　名分）
□小笠地区　（　　名分）</td></tr>
<tr><td>13</td><td>その他特記事項</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>災害対策本部処理欄</td><td colspan="2">日時：</td></tr>
</table>

各種様式
応急危険度判定支援要請書　　（応急危険度判定　様式２）

＜応急危険度判定　様式２＞

2	応急危険度判定の支援要請（判定士）		
情報ルート	（　　）市・町　　（　　）土木　　課　　県建築安全推進室 建築担当（実施本部）　→　（支援支部）　集計表　→　（支援本部）		

情報発信機関	（市町名　　） （課名　　）	経由（　　土木） 機関（　　課）	県建築安全推進室
受信日時		月　日　時　分	月　日　時　分
受信者氏名			
発信日時	月　日　時　分	月　日　時　分	
発信者氏名			
整理番号	第　　号	第　　号	第　　号

第　　号
年　月　日

支援本部　静岡県知事 様

要請市町長

支援要請書

下記の理由により、地震被災建築物応急危険度判定士の支援を要請します。

記

1．判定体制

・判定建物棟数　＿＿＿＿＿＿＿＿ 棟
・判定期間　　年　月　日（ ）～　月　日（ ）の 日間
・必要判定士数　＿＿＿＿＿＿＿＿ 人　（1日当り）
・確保判定士数　＿＿＿＿＿＿＿＿ 人
・不足判定士数　＿＿＿＿＿＿＿＿ 人

2．要請内容

・支援要請期間　　年　月　日（ ）～　月　日（ ）の 日間
・支援要請判定士数　＿＿＿＿＿＿＿＿ 人
・参集場所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3．連絡先

担当課・係名＿＿＿＿＿＿＿＿　担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿　FAX 番号＿＿＿＿＿＿＿＿

被災宅地支援本部設置要請書　　（様式２）

様式２

年　　月　　日

＿＿＿＿　＿＿＿＿部＿＿＿＿課長　様

＿＿＿＿＿被災宅地危険度判定実施本部長
（　　市・町・村　　課長）

＿＿＿＿被災宅地危険度判定　支援本部設置要請書

下記のとおり、＿＿＿＿＿被災宅地危険度判定支援本部の設置を要請します。

記

災害発生日時　：
災害種別　：
災害区域　：
判定規模　：
実施本部所在地：
実施本部責任者：

連絡先：
担当者：
ＴＥＬ：
ＦＡＸ：
E-mail：

様式４

被災宅地危険度判定士・判定調整員支援要請書

送付先　＿＿＿＿＿被災宅地危険度判定支援本部長　様
（＿＿＿　＿＿＿＿部＿＿＿＿課長）

＿＿＿＿＿被災宅地危険度判定実施本部長
（　　市・町・村　　課長）

発信日時	年　月　日　AM・PM　：							
災害種別	地震・集中豪雨・その他（　　）　（　　年　月　日発生）							
判定規模								
判定期間	年　月　日　～　月　日（　日間）							
以下のとおり、支援を要請します。								
参集場所				TEL		FAX		
参集日時	年　月　日 AM・PM　：							
	/ （1 日目）	/ （2 日目）	/ （3 日目）	/ （4 日目）	/ （5 日目）	/ （6 日目）	/ （7 日目）	/ （8 日目）
宅地判定士	人	人	人	人	人	人	人	人
判定調整員	人	人	人	人	人	人	人	人
宿泊手配要請人数	人分	人分	人分	人分	人分	人分	人分	人分
昼食手配要請人数	人分	人分	人分	人分	人分	人分	人分	人分
移動手段								
移動ルート								
判定調査票	擁壁被害（様式１）　枚			宅地地盤等被害（様式２）　枚			崩壊影響範囲図（様式３）　枚	
ステッカー	危険（赤）　枚			要注意（黄）　枚			調査済（緑）　枚	
備考								

（受信者）

担当課			
担当者		TEL	
衛星電話		FAX	
E-mail			

⇦

（発信者）

担当課			
担当者		TEL	
衛星電話		FAX	
E-mail			

被災に伴う応援活動の要請
（公益社団法人日本水道協会静岡県支部災害時相互応援要綱　　様式１）

様式 1

被災に伴う応援活動の要請

（要請先）

様

県支部会員名
（被災都市）

連絡日時			報数	
被害の状況（発生場所・状況等）	（「ふじのくに防災情報支援システム（FUJISAN）」（静岡県のシステム）に入力する「被害発生状況」を転記して下さい。）			
断水等の影響	世帯数		人口	
応援要請の有無				
必要とする資機材、物資等の品目及び数量	応急給水用	資機材		
		物資等		
	応急復旧用	資機材		
		物資等		
	その他			
必要とする職員の職種別人員	応急給水要員			
	応急復旧要員			
	その他要員			
応援場所及び経路				
応援の期間	～			
その他必要事項				

担当課・担当者
（連絡先）

追加事項

①連絡日時及び報数	様式1を「送信する時間」及び送信する様式1が「第何報」であるかを記入してください。
②断水等の影響	「FUJISAN」（静岡県のシステム）に入力した数値を転記して下さい。
③応援要請の有無	応援要請の有無（検討している場合は「検討中」）を記入してください。

下水道に関する職員派遣等の支援要請書　　（静岡県下水道防災計画　様式２－３）

様式 2－3

支援要請書

Ⅰ　支援要請

1　市町⇒県

発信日時	年　月　日　時	被災自治体名；
受信日時	年　月　日　時	
受信日時	年　月　日　時	静岡県交通基盤部都市局生活排水課
		ＴＥＬ　054-221-3067 ＦＡＸ　054-221-3586
支援要請理由	地震・その他（　　）	
支援要請内容	別紙のとおり	
支援要請期間	年　月　日～　年　月　日	

2　県⇒下水道管路管理業協会中部支部静岡県部会

発信日時	年　月　日　時	静岡県交通基盤部都市局生活排水課
受信日時	年　月　日　時	下水道管路管理業協会静岡県部会
		ＴＥＬ　053-471-3161 ＦＡＸ　053-471-9235

Ⅱ　支援了解

1　下水道管路管理業協会中部支部静岡県部会⇒県

発信日時	年　月　日　時	下水道管路管理業協会静岡県部会
受信日時	年　月　日　時	静岡県交通基盤部都市局生活排水課
支援了解内容	別紙のとおり	

2　県⇒市町村

発信日時	年　月　日　時	静岡県交通基盤部都市局生活排水課
受信日時	年　月　日　時	
受信日時	年　月　日　時	被災自治体名；

様式３－４

緊急消防援助隊の応援等要請

第　　報
年　月　日　時　分

静　岡　県　知　事　殿

市町長

消防組織法第 44 条第１項又は緊急消防援助隊運用要綱第８条第２項の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の応援等を要請します。

災害発生日時	年　月　日　時　分頃			
災害発生場所	都道府県　市区町村			
災害種別・状況				
被害の状況				
	原子力施設等	有・無	被害	有・無・不明
	石油コンビナート	有・無	被害	有・無・不明

応援等要請日時	年　月　日　時　分					
出動準備を依頼する隊 （○の付いた隊）	出動可能な全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊		
	指揮支援隊			Ｎ災害対応小隊		
	指揮隊			Ｂ災害対応小隊		
	消火小隊			Ｃ災害対応小隊		
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊		
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊		
	後方支援小隊		特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊		
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊		
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊		
	水上小隊			水難救助小隊		
				その他（　　）		
連絡事項（必要資機材等）						

＜連絡責任者＞

担当課室		氏　名	
ＮＴＴ回線電話		ＮＴＴ回線ＦＡＸ	
地域衛星電話		地域衛星ＦＡＸ	

様式３－６

部隊移動に関する意見（回答）

年　月　日　時　分

消　防　庁　長　官　殿

（都道府県知事 又 は市町村長）

消防組織法第 44 条第８項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、次のとおり回答します。

□　了承します。

□　その他

部隊移動に関する意見

＜連絡責任者＞

担当課室		氏　名	
ＮＴＴ回線電話		ＮＴＴ回線ＦＡＸ	
地域衛星電話		地域衛星ＦＡＸ	

様式３－９

緊急消防援助隊の引揚決定通知

年　月　日　時　分

静　岡　県　知　事　殿

市町長

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引揚決定日時	年　月　日　時　分
引揚決定した隊	
連　絡　事　項	

＜連絡責任者＞

担当課室		氏　名	
ＮＴＴ回線電話		ＮＴＴ回線ＦＡＸ	
地域衛星電話		地域衛星ＦＡＸ	

様式３－12

第　　号
年　月　日

静岡県知事　様

〇〇市町災害対策本部長
（　　）

災害派遣の要請の要求について

下記の事由により、災害対策基本法第６８条の２の規定に基づく災害派遣要請を要求します。

記

１　災害の情況及び派遣を要請する理由
（１）災害の情況
ア　地震等の概況
・発生日時　　年　月　日　　時　　分
・市町内最大震度　　震度　　地域名：

イ　被害概況

（２）派遣を要請する理由

２　派遣を希望する期間

３　派遣を希望する区域、活動内容
（１）希望する区域（市町名）
（２）主たる活動内容

４　その他参考となるべき事項

様式３－１４

第　　号
年　月　日

静岡県知事　様

〇〇市町災害対策本部長
（　　）

支援要請の依頼について

下記の事由により支援要請を依頼します。

記

１　災害の状況及び支援活動を依頼する理由

（１）災害の状況
ア　地震等の状況
・発生日時　　年　月　日　　時　　分
・市町内最大震度　　震度　　地域名：

イ　被害状況

（２）支援活動を依頼する理由

２　支援活動を必要とする期間

３　支援活動を必要とする区域、活動内容
（１）必要とする区域（市町名）
（２）主たる活動内容

４　その他参考となるべき事項

令和２年３月２日策定

菊川市危機管理部危機管理課

菊川市災害廃棄物処理計画

令和４年２月

菊　川　市

目　次

1章　基本的事項 1
1　背景及び目的 2
2　対象とする災害と災害廃棄物の想定量 3
3　対象とする業務と災害廃棄物 4
(1)　対象とする業務 4
(2)　対象とする災害廃棄物 5
4　処理計画の位置付けと基本的な考え方 7
5　災害時における廃棄物対策の流れ 8
(1)　発災後の時期区分 8
(2)　災害発生後の各段階における市の役割 8
2章　事前準備 11
1　組織体制 12
(1)　内部組織と指揮命令系統 12
(2)　情報収集と連絡体制 14
(3)　協力・支援体制 18
(4)　職員への教育訓練 20
2　一般廃棄物処理(し尿や避難所ごみ等) 21
(1)　一般廃棄物処理施設の災害対策 21
(2)　一般廃棄物処理施設の事業継続計画(BCP) 23
(3)　し尿処理体制 23
(4)　避難所ごみ 24
3　災害廃棄物処理 26
(1)　発生想定量と処理可能量 26
(2)　処理方針 27
(3)　処理フロー 28
(4)　仮置場 31
(5)　仮置場に搬入できない住民への対応 35
(6)　収集運搬 35
(7)　環境対策と環境モニタリング 36
(8)　仮設中間処理施設 37
(9)　損壊家屋等の撤去等 39

(10)　分別・処理・再資源化 40
(11)　最終処分 40
(12)　広域的な処理・処分 41
(13)　有害廃棄物・処理困難物対策 41
(14)　思い出の品等 42
(15)　住民等への広報 42
(16)　豪雨等による水害に関する特記事項 43

3章　災害応急対応 45
1　発災後の優先事項 46
(1)　災害初動期・応急時の優先順位 46
(2)　事務委託の検討 46
(3)　組織体制・指揮命令系統 46
(4)　情報収集・連絡 46
2　初動期(発災直後～約3日後) 47
(1)　被災情報の収集 47
(2)　し尿の収集運搬・受入れ施設の確保 48
(3)　仮置場の確保等、災害廃棄物の処理体制の確保 48
(4)　環境モニタリングの実施 48
(5)　自衛隊・警察・消防等との連携 48
(6)　道路上の災害廃棄物の撤去 49
(7)　有害物質・危険物の把握 49
(8)　相談窓口へのマニュアル配布 49
(9)　住民への広報 49
3　応急対応前半（発災～3週間程度） 50
(1)　災害廃棄物処理実行計画の策定 50
(2)　災害廃棄物発生量・処理可能量の推計 50
(3)　収集運搬体制の確保 51
(4)　仮置場の確保（継続） 51
(5)　倒壊の危険のある建物の撤去等 51
(6)　有害物・危険物の撤去 52
(7)　一般廃棄物処理施設 52
(8)　避難所ごみ等生活ごみの処理 52
(9)　腐敗性廃棄物の優先処理 52
(10)　し尿処理体制の確保 53

4 章　災害応急対応（応急対応後半） 55
1　災害廃棄物処理 56
(1)　処理フローと処理スケジュールの見直し 56
(2)　収集運搬の実施（継続） 56
(3)　仮置場の管理・運営 56
(4)　環境モニタリングの実施（継続） 57
(5)　被災自動車等 57
(6)　選別・破砕・焼却処理施設の設置 58
(7)　最終処分受入先の確保 58
(8)　災害廃棄物処理実行計画の策定・見直し 59
2　注意事項 59
(1)　復興資材の活用 59
(2)　土壌汚染対策法 60
(3)　生活環境影響調査 60
(4)　災害等廃棄物等処理事業費補助金 61
(5)　廃棄物処理法による再委託について 62
(6)　地元雇用の推進 62
(7)　産業廃棄物処理業者の活用 62

１章　基本的事項

- 菊川市災害廃棄物処理計画は、巨大災害によって発生するがれき等の災害廃棄物や避難所等から発生する生活ごみ及びし尿を、４Ｒ(Refuse Reuse Reduce Recycle)の原則に基づき、どのように適正に処理するかを定めたもの。

- 対象となる災害は地震災害、風水害、火災や爆発その他自然災害。甚大な被害が予想されるレベル１の東海地震やレベル２の南海トラフ巨大地震等の大規模災害を想定。

- 対象となる廃棄物は、倒壊家屋等から発生するコンクリート殻や木材、がれき、可燃・不燃性混合廃棄物等と、避難所等から排出される生活系ごみ及びし尿。

- 災害発生後、時間の経過により、市の役割や業務内容が変化する。本計画では、初動期、応急対応期（前半）、応急対応期（後半）、復旧・復興期に分けて策定した。

- 県第４次被害想定(平成 25 年 6 月)では、市内のレベル２地震の震度は、被害が最大となるケース(地震動:東側)で、震度６強～７(面積換算では市域の約 67%が震度７)。約 5.3k ㎡が液状化の可能性大。建物の倒壊は約 8,900 戸、急傾斜地危険箇所Ａランク 360 箇所。想定震度が非常に強いことから、多くの建物の倒壊が危惧され、また木造家屋の比率が高いことから、倒壊家屋の木材比率が高くなることが予想される。

- 本計画で直接参照している国及び県の参考資料・技術資料等は以下のウェブサイトからダウンロードが可能。

  環境省災害廃棄物対策指針情報ウェブサイト
  http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/guideline/
  静岡県災害廃棄物処理計画の策定について
  https://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-040/saigaihaikibutsusyorikeikaku.html
  国立環境研究所　災害廃棄物情報プラットホーム
  http://dwasteinfo.nies.go.jp/

１　背景及び目的

平成 23 年（2011 年）の東日本大震災、平成 27 年（2015 年）の関東・東北豪雨、平成 28 年（2016 年）の熊本地震などの災害の教訓から、災害時の廃棄物処理は、被害が発生してからではなく、防災的観点から事前に可能な限り対策を講じておくことが重要である。

静岡県第４次地震被害想定では、菊川市(以下「本市」という。)で想定される最大震度が市域の 3/4 で震度７と非常に強い。一般に、粘土層が 10m 以上になると震度６強以上の地震では、従来の日本家屋はおおむね全壊するといわれており、菊川流域(インターチェンジ付近)付近にある 10m 程度の軟弱層地帯では、大きな被害が想定される。また地震と併せて豪雨などの自然災害が発生すれば、複合的かつ甚大な被害が予想され、予防となる災害対策だけではなく、被災後の円滑な対応のための準備が不可欠である。

地方公共団体の発災前の準備に関する国の指針として、厚生労働省から「震災廃棄物対策指針（厚生省生活衛生局水道環境部、平成 10 年（1998 年）10 月）」が示されていたが、東日本大震災を契機として、「災害廃棄物対策指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、平成 26 年（2014 年）３月）」が示され、さらに近年発生した災害を踏まえ、平成 30 年（2018 年）３月に改定された。

この指針において市区町村は、「国が策定する廃棄物処理施設整備計画、本指針及び行動指針等を踏まえながら、県が策定する災害廃棄物処理計画、災害対策基本法に基づく地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図るとともに、各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定し、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定するとともに、適宜見直しを行う。また、市区町村は、非常災害時には災害廃棄物処理計画に基づき被害の状況等を速やかに把握し、災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という）を策定し、災害廃棄物の処理を行う。」と求められている。

また、平成 27 年（2015 年）８月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）が改正され、廃棄物処理法第２条の３の規定により非常災害により生じた廃棄物の処理の原則が明確化された。

「静岡県災害廃棄物処理計画」(以下「県計画」という。)では、国の災害廃棄物対策指針等に基づき、県内の市町が被災市町になることを想定し、災害予防、災害応急対策、復旧・復興等に必要となる事項とともに、支援側となった場合に想定される事項も合わせ、計画としてとりまとめられた。

「菊川市災害廃棄物処理計画」(以下「本計画」という。)は、県計画とその参考資料「No.１　市町災害廃棄物処理計画策定マニュアル」(以下「県策定マニュアル」という。)、国の災害廃棄物対策指針、廃棄物処理法及び災害対策基本法等を参考として、

復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的として、とりまとめたものである。

なお、地域防災計画や被害想定が見直された場合や、防災訓練等を通じて内容の変更が必要と判断した場合、災害廃棄物に関わる現況の変化など、状況の変化に合わせ、追加・修正を行っていくこととする。

図 1-1-1　菊川市位置図

２　対象とする災害と災害廃棄物の想定量

対象とする災害は、地震災害及び水害、その他自然災害である。地震は、地震動だけでなく、津波や火災、爆発、地滑りなど複合的かつ甚大な被害が生じる災害である。水害については、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、冠水、土石流や崖崩れなどの被害を対象とする。

本県は以前から東海地震の脅威にさらされていることや、可能性は低いものの南海トラフ巨大地震が発生した場合の甚大な被害を考慮し、県計画と同様に「静岡県第４次地震被害想定(第一次報告)報告書(平成 25 年 6 月)」及び「静岡県第４次地震被害想定(第二次報告)報告書(平成 25 年 11 月)」(以下「県第４次被害想定」という。)に基づき、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらすレベル１の地震(東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震)と、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらすレベル２の地震(南海トラフ巨大地震)を想定する。

県第４次被害想定では、レベル２の南海トラフ巨大地震の地震動を本県の被害の大きい３つのケース(基本ケース、陸側ケース、東側ケース)を取り上げて検討している。このなかで、本市において被害が最も大きく、災害廃棄物の発生量が最も多いケースは、地震動が東側のケースであることから、本計画でのレベル２の被害想定は地震動を東側ケースとするものとする。なお、レベル２における地震動の基本ケースでは、レベル１で想定される災害廃棄物発生量と同等であるため、レベル１の被害想定とする。なお、「相模トラフ沿いで発生する地震の地震動・津波浸水想定(平成 27 年 1 月)」で示された被害想定は、本市ではレベル２の南海トラフ巨大地震を下回るため、本計画にて対応が可能である。

３　対象とする業務と災害廃棄物

(1)　対象とする業務

対象とする業務は、一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、中間処理、最終処分、再資源化の他に、「災害廃棄物の仮置場の管理」、「災害廃棄物による二次災害の防止」等も含むものとする。なお、被災状況によっては、二次災害の防止や作業の一貫性と迅速性の観点から、個人及び中小企業の損壊家屋・事業所等の解体・撤去等を含む場合がある。特に、＊「廃棄物処理法」(昭和 45 年法律第 137 号)第 22 条(国庫補助)に規定する「特に必要となった廃棄物の処理」として、市が特別に必要と認める家屋、事業所の解体・撤去が対象となる。

○平時の業務

ア　災害廃棄物処理計画の策定と見直し

イ　災害廃棄物対策に関する支援協定の締結（災害支援全体に対する協定に災害廃棄物対策の内容を位置付けることを含む）や法令に基づく事前手続き

ウ　人材育成（研修、訓練等）

エ　一般廃棄物処理施設の耐震化や災害時に備えた施設整備

オ　仮置場候補地の確保

カ　災害廃棄物処理に関する広報

キ　災害廃棄物処理対応マニュアルの策定、見直し

○災害時の業務

ア　災害廃棄物処理実行計画の策定

イ　散乱廃棄物や損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）

ウ　災害廃棄物の収集・運搬、分別

エ　仮置場の設置・運営・管理

オ　中間処理（破砕、焼却等）

カ　最終処分

キ　再資源化（リサイクルを含む）、再資源化物の利用先の確保

ク　二次災害（強風による災害廃棄物及び粉塵の飛散、ハエなどの害虫の発生、蓄熱よる火災、感染症の発生、余震による建物の倒壊、損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）に伴う石綿の飛散など）の防止

ケ　進捗管理

コ　広報、住民対応等

サ　上記業務のマネジメント及びその他廃棄物処理に係る事務等

(2)　対象とする災害廃棄物

対象とする災害廃棄物は、表 1-3-1、表 1-3-2 に示すとおり、主に地震等の災害による倒壊家屋等から発生するコンクリート殻や木材、がれき、可燃・不燃性混合廃棄物等と、避難所等から排出される生活系ごみ及びし尿等である。

なお、所有者や占有者の処理責任が明確で、市が災害廃棄物として処理を行う必要がないと判断される廃棄物、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は対象としない。また、道路・鉄道等の公共施設からの廃棄物の処理については、各管理者が行うものとする。

＊「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」環廃対発第 110502003 号

表 1-3-1　災害廃棄物

災害廃棄物には、住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。

種　類	備　考
可燃物／可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
不燃物／不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物
コンクリート殻等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
廃家電（４品目）	被災家屋から排出される家電４品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
小型家電／その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電製品（家電４品目を除く）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの

種　類	備　考
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
有害廃棄物／危険物	石綿含有廃棄物、ＰＣＢ※１、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・ＣＣＡ(クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）※２・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
廃自動車等	自然災害により使用できなくなった自動車、自動二輪等 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。 ※仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレス、石こうボードなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む。）

※思い出の品（写真、賞状、位牌、貴重品等）は、遺失物法の関連法令での手続きや対応に基づき、回収、保管等を行う。

※リサイクル可能なものは各リサイクル法に基づき処理を行う。

※津波堆積物は、県第 4 次被害想定のレベル 2 地震による本市の発生は 2～4 千ｔとされているが、河川遡上によるものであるため、本計画からは除く。また、廃船舶も本計画対象外とする。

*1　PCB　ポリ塩化ビフェニル。変圧器やコンデンサ内の絶縁油等に利用されていた、非常に毒性の強い化学物質。

*2　CCA　クロム、銅、ヒ素化合物系木材防腐剤。CCA を含んだ木材は焼却時にヒ素が発生するなど処理に注意が必要。

表 1-3-2　被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

種　類	備　考
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出されるごみ、使用済み携帯・簡易トイレ(便袋)等容器包装や段ボール、衣類等、トイレ清掃等の衛生資材
し尿	災害用トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市区町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

※災害廃棄物の処理・処分は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象であるが、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿（災害用トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く）は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

4　処理計画の位置付けと基本的な考え方

本計画の位置付けは図 1-4-1 のとおり、国や県の防災計画や災害廃棄物処理計画と密接に関係している。従って、計画の基本的な考え方は以下のとおりである。

(1)　国の災害廃棄物対策指針及び県計画を踏まえた内容とする。

(2)　災害廃棄物は一般廃棄物であるので、第一義的な処理責任は市が負うことになるが、市単独での処理が困難と予想される場合には、その対応方針も盛り込んだ計画とする。市の役割を明確にするとともに、県や周辺自治体、関係団体、民間企業等との協力関係を重視していくものとする。

(3)　発災後は、国の策定する「災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を踏まえ、被災状況に応じた災害廃棄物処理実行計画(以下「実行計画」という。)を策定し、災害廃棄物の処理作業を実施する。実行計画は、被災実態に基づき、災害廃棄物発生量を見直し、その結果を反映させる。

(4)　実効性を確保するため、計画は定期的に見直しを行う。

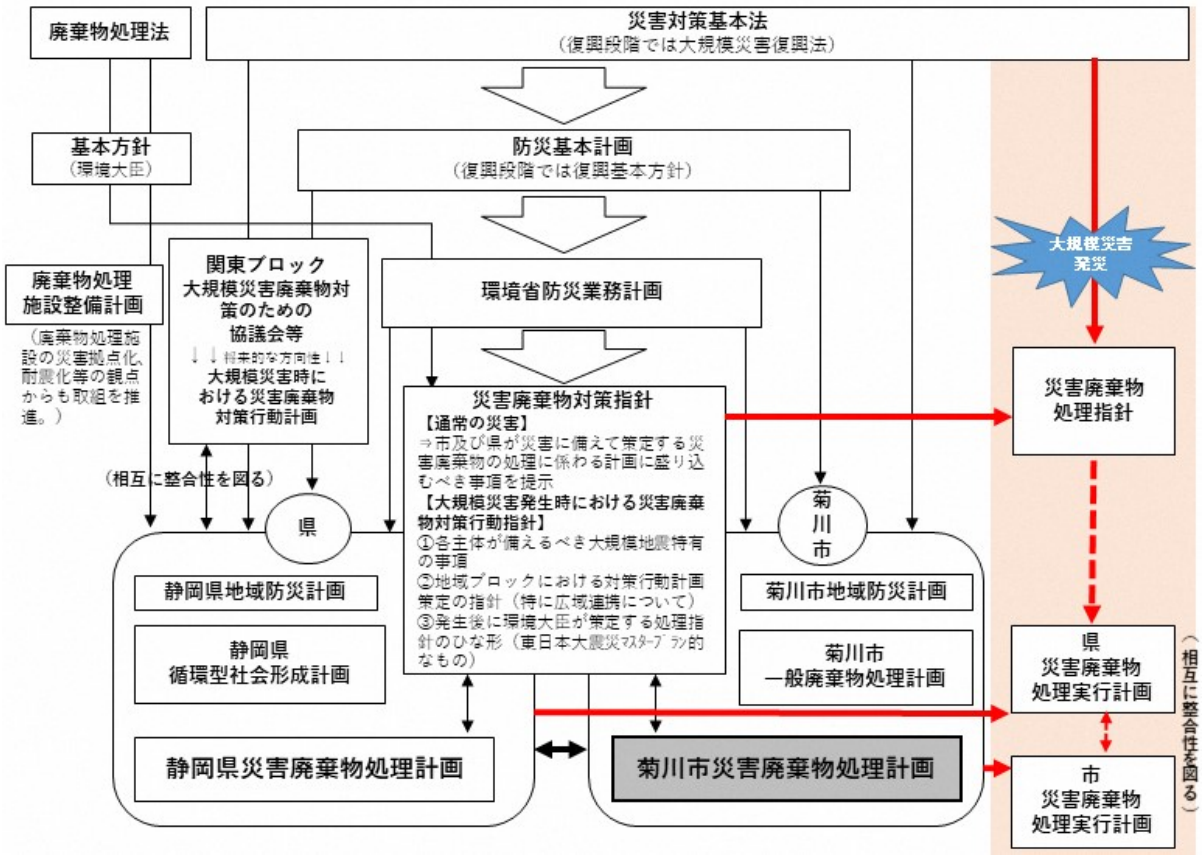

図 1-4-1　菊川市災害廃棄物処理計画の位置づけ

５　災害時における廃棄物対策の流れ

(1)　発災後の時期区分

発災後は、時間の経過に伴い、市の役割や業務内容が変化する。発災後数日間は人命救助が最優先され、体制整備や被害状況の確認及び情報収集が必要である。その後数週間から数ヶ月間は応急対応期間となり、避難所生活への対応やインフラの復旧が最優先課題となる。その後は復旧・復興期間であり、避難所生活が終了し、一般廃棄物の通常処理が再開され、災害廃棄物の本格的な処理の期間となる。発災後の時期区分と特徴を表 1-5-1 に示した。

表 1-5-1　発災後の時期区分と特徴

時期区分		時期区分の特徴	時間の目安
災害応急対応	初動期	人命救助が優先される時期(体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保を行う)	発災後数日間（３日間程度）
	応急対応期（前半）	避難所生活が本格化する時期(主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)	～３週間程度
	応急対応期（後半）	人や物の流れが回復する時期(災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～３ヶ月程度
復旧・復興期		避難所生活が終了する時期(一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)	～３年程度

※出典:災害廃棄物対策指針　環境省　平成 30 年 3 月

(2)　災害発生後の各段階における市の役割

図 1-5-1 に災害発生後、市が取り組むべき業務や役割を、初動期、応急対応期、復旧・復興期の時系列で整理した。項目は本計画の内容と一致しており、災害廃棄物処理の全体像を表し、一連の業務の把握が可能となる。

※水害の場合、水が引いた直後から被災家屋からの片付けごみの排出が始めるため、仮置場の設置及び住民広報を地震災害よりも早く行う必要がある。

▼災害廃棄物処理(災害によるがれき等の廃棄物)

▼一般廃棄物処理(生活ごみ及びし尿)

図 1-5-1　災害廃棄物処理の流れ(出典:災害廃棄物対策指針　環境省　平成 30 年 3 月より作成)

２章　事前準備

- 環境推進課が中心となり、「市民環境班(災害廃棄物対策係)」を設ける。

- 市内の災害廃棄物の処理は市に処理責任があるが被災状況によっては県、周辺自治体、民間事業者等に協力を仰ぐ。広域的な対応を図るため、平常時から準備を進める。

- 災害廃棄物の処理期間は３年間を目標とする。

- ４Ｒの推進を処理方針とし、できるだけ再資源化率を上げ、最終処分量を減らすことを目標とする。再資源化率 86.2%、最終処分率 1.2%を計画内の目安とする。

- 環境資源ギャラリーなどの一般廃棄物処理施設は、被災時に甚大な被害はないと想定されるが、迅速な稼働再開に努める。またさらに必要資材の備蓄等を進めていく。

- 災害廃棄物発生量はレベル１の地震の場合、がれき等の災害廃棄物が 44 万 3 千 t。レベル２の地震の場合、がれき等の災害廃棄物が 115 万 t。なお、レベル２の地震における災害廃棄物発生量は本市の令和元年度年間ごみ総排出量(11,662t)の約 99 倍に相当する。

- 災害廃棄物の仮置場は現在候補地として約 16 万 1 千㎡を見込んでいる。がれき等は継続して発生し、また順次処理していく計画であるため、必要面積のすべてを確保する必要はないが、レベル２の地震の場合は仮置場が不足すると想定しているので、引き続き候補地の選定を進めていく。

1　組織体制

(1)　内部組織と指揮命令系統

ア　菊川市災害対策本部

災害対策本部編成図を図 2-1-1 に示す。被災時にはこの災害対策本部が中心となって応急・復旧活動を行う。災害廃棄物の処理については市民環境班（災害廃棄物対策係）が災害対策本部や関係機関・団体、民間事業者と連携して実施する。

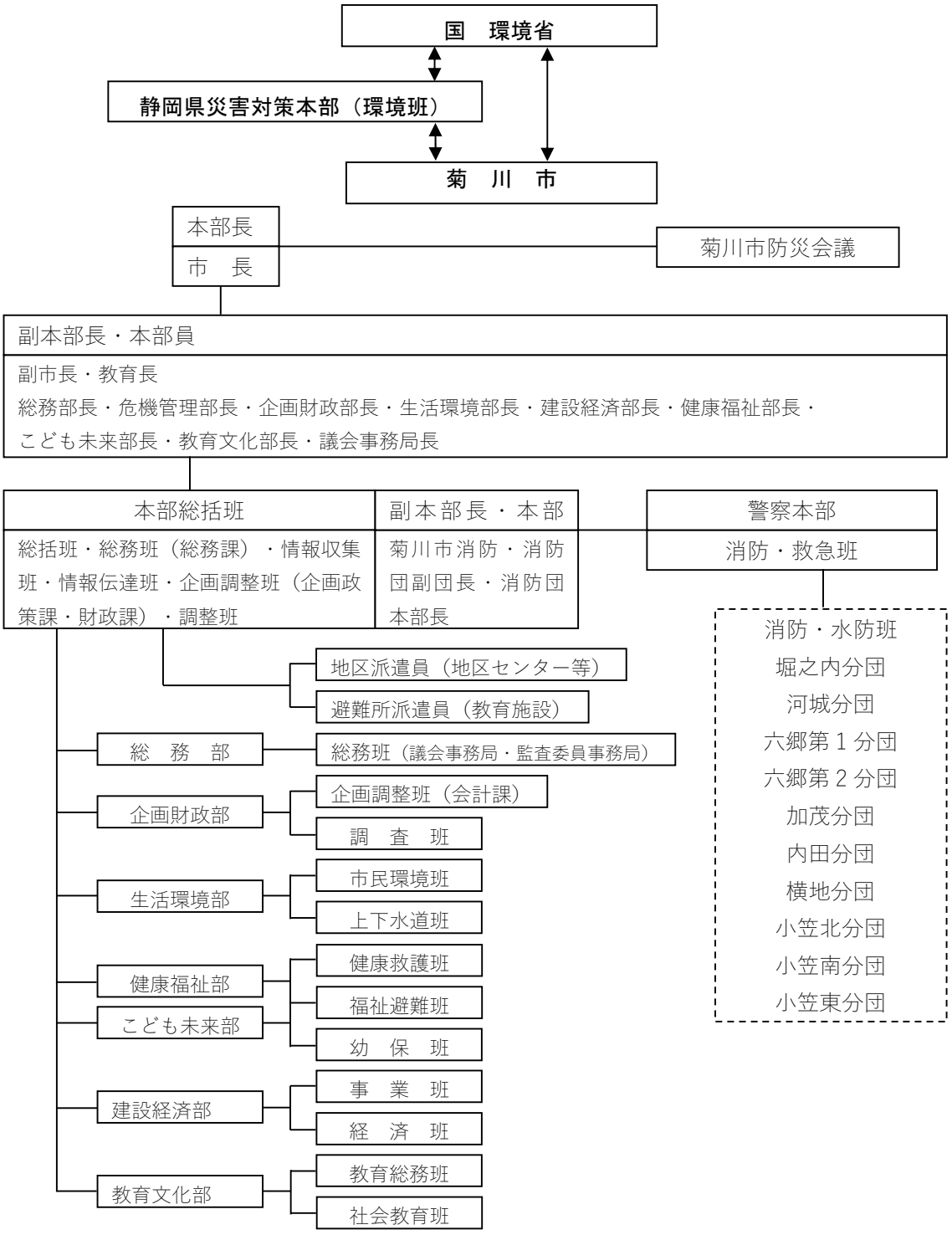

図 2-1-1　菊川市災害対策本部編成図(令和 3 年 4 月 1 日現在)

イ　市民環境班(災害廃棄物対策係)の設置

被災時に迅速に適切な災害廃棄物処理を行うために、環境推進課を中心に市民環境班(災害廃棄物対策係)を設置する。以下に災害廃棄物対策係設置にあたっての留意点を示す。災害廃棄物対策係の役割を表 2-1-1 に示す。

(ｱ)　混乱を防ぐため、情報の一元化に留意する。
(ｲ)　総括責任者にある程度の権限を確保し、正確な情報収集と指揮を速やかに行う。
(ｳ)　家屋解体や散乱物の回収は、土木・建築作業が中心であり、その事業費を積算し設計書等を作成する必要があるため、土木・建築職の経験者を確保する。
(ｴ)　県や事業班と連携をとり、対応する。
(ｵ)　被災後、円滑な災害廃棄物処理を進めるため、職員に応援を要請し各現場に配置する。

表 2-1-1　菊川市市民環境班(災害廃棄物対策係)の役割分担

担当	役割分担の内容	最低必要人員数
総括責任者 (環境推進課長)	・災害発生時の指揮官となる ・災害廃棄物処理は短期間に膨大な業務が発生し、また処理が長期にわたることも想定されることから、総括責任者は交代要員を確保しておく	1 人
副総括責任者 (環境推進課係長)	・総括責任者の補佐、24 時間体制時等、総括責任者不在の際の指揮官の役、財源の確保	2 人
計画及び 相互調整担当	・災害廃棄物処理実行計画の策定や、県、周辺市町、関係団体、民間業者への協力要請、庁内他部局などとの相互調整を担当	2 人
収集担当	・災害廃棄物(収集運搬と仮設置場)、生活ごみ、避難所ごみ、災害用トイレのし尿の収集運搬 ・仮置場の設置など	2 人
中間処理施設担当	・環境資源ギャラリーの被災状況の確認、再稼働に向けた作業等 ・東遠衛生センター、小川端し尿中継槽、菊川浄化センターの被災状況の確認、再稼働に向けた作業等 ・コミュニティ･プラント(奥の谷地域し尿処理施設、平尾下水処理場)の被災状況の確認、再稼働に向けた作業等 【一部事務組合及び上下水道班、健康福祉班と連携】	2 人
最終処分担当	・棚草最終処分場の被災状況の確認、再稼働に向けた作業等 ・焼却場からの残さ及びリサイクルできなかった廃棄物の最終処分を担当	1 人
リサイクル担当	・仮置場等からの災害廃棄物のリサイクル担当	1 人
環境保全担当	・被災後有害物質の漏洩がないかなどのチェックや対策、仮置場などの環境モニタリングを担当	1 人
仮置場担当	・仮置場の指揮等を担当	2 人

※解体・撤去等は事業班と、災害用トイレ等は本部総括班・避難所等と連携して対応にあたる。
※足りない人員は災害対策本部へ人員補充を要請する。

(2) 情報収集と連絡体制

発災後の対応は、内外の関係者に対して、いかにスムーズに情報を共有し、指揮命令系統に従った行動が取れるかにかかっている。従って、職員に対する情報連絡体制の充実強化、関係行政機関、県や他自治体、民間事業者との緊密な防災情報連絡体制の確保を図る。以下、基本方針とともに本市の対応策を示す。

ア　情報連絡の多重化と情報収集・連絡体制の明確化

菊川市地域防災計画(以下「市防災計画」という。)に基づき、市内及び外部との連絡にあたっては、固定電話や携帯電話だけでなく、バックアップの手法を含め、常に複数の情報伝達手段がある体制を構築していく。また、情報伝達の漏れがないよう、本部総括班と連携し、情報の共有を図っていく。

イ　職員及び所管施設等に対する連絡体制の明確化

前項で規定したように、市民環境班(災害廃棄物対策係)を設置し、棚草最終処分場に担当者を充てる。また一部事務組合が所管する環境資源ギャラリーや東遠衛生センターについては、組合職員との連絡体制を構築する。菊川浄化センター、コミュニティ･プラント(奥の谷地区、平尾地区)等については、上下水道班及び健康福祉班と密に連絡を取り、情報の共有を図る。

ウ　災害関連情報の広域的な収集体制の構築

市内で発生した災害廃棄物は市に処理責任があるが、甚大な被害が生じる大地震等による被災の場合、市単独で迅速な災害廃棄物処理を行うことは難しいと予想される。環境省やD.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)、県、周辺自治体、関連団体、民間事業者と連携して、処理を進めることも考えられ、日頃から広域処理を意識した情報収集・連絡体制を構築していく必要がある。表2-1-2に災害時の広域体制における市の役割について示す。

※D.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)：害廃棄物処理に関して、国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等を組織化した人的な支援ネットワーク。

表 2-1-2　災害時の広域体制における市の役割

被災状況・被害状況	・市内の情報収集
災害廃棄物処理	・県との相互連絡 ・実施(処理主体) ・支援受入体制構築 ・支援自治体、業者との連絡調整
自治体間の相互協力体制	・周辺自治体との相互連絡 ・周辺自治体への支援要請または支援 ・支援協定締結先自治体へ支援要請または支援 ・県への支援要請
廃棄物関係団体との協力体制	・委託・許可業者、廃棄物関係団体への支援要請
関連部局との連携体制	・防災部局からの情報収集・調整 ・建設部局との連携、調整 ・警察、消防、自衛隊等との連携
処理状況・支援状況	・市内の情報収集 ・支援自治体、業者からの情報収集

エ　平時及び災害時に必要な情報収集と共有

平時及び災害発生後の初動時、応急対応時、復旧・復興時のそれぞれの時期区分において、収集、共有すべき情報について、表 2-1-3 にまとめた。それぞれの項目について担当者を割り振り、正確かつ迅速な情報収集及び共有を図っていく。また、状況により情報は変化することを認識する。

表 2-1-3　平時及び災害時の情報共有項目

項目	内容	平時	初動・応急対応時	復旧・復興時
職員・施設被災	災害時対応組織・役割分担	○		
	職員の被災状況・参集状況		○	
	処理施設等の災害対策、薬品等の備蓄	○		
	環境資源ギャラリーの被災状況		○	○
	東遠衛生センターの被災状況		○	○
	菊川浄化センターの被災状況		○	○
	コミュニティ･プラントの被災状況		○	○
	棚草最終処分場の被災状況		○	○
	環境資源ギャラリーの復旧計画・復旧状況		○	○
	東遠衛生センターの復旧計画・復旧状況		○	○
	菊川浄化センターの復旧計画・復旧状況		○	○
	コミュニティ･プラントの復旧計画・復旧状況		○	○
	棚草最終処分場の復旧計画・復旧状況		○	○
	被災時の道路啓開への協力		○	○
道　路	道路の被災状況、道路啓開の状況、復旧の状況		○	
災害用トイレ	上水道の被災状況		○	○
	上水道の復旧計画・復旧状況		○	○
	災害用トイレの配置計画と配置状況	○	○	○
	災害用トイレの撤去計画・撤去状況			○
し尿処理	収集対象し尿の推計発生量		○	○
	し尿収集・処理に関する支援協定	○		
	し尿収集・処理に関する支援要請		○	○
	し尿処理計画		○	○
	し尿収集・処理の進捗状況		○	○
	し尿処理の復旧計画・復旧状況		○	○
生活ごみ処理	生活ごみの推計発生量		○	○
	生活ごみ収集・処理に関する支援協定	○		
	生活ごみ収集・処理に関する支援要請		○	○
	ごみ処理計画		○	○
	ごみ収集・処理の進捗状況		○	○
	ごみ処理の復旧計画・復旧状況		○	○
避難所ごみ	避難所の人数の確認		○	○
	避難所ごみの推計発生量		○	○
	避難所ごみの収集ルート、収集方法等		○	○
	避難所ごみ収集・処理に関する支援協定	○		
	避難所ごみ収集・処理に関する支援要請		○	○

項目	内容	平常時	初動・応急対応時	復旧・復興時
災害廃棄物	家屋の被災状況（全壊、半壊、焼失、浸水）		○	
	有害廃棄物の所在地等の事前把握	○		
	有害廃棄物の漏出確認・適正処理		○	○
	災害廃棄物の推計発生量及び要支援量		○	○
	災害廃棄物処理に関する支援協定	○		
	災害廃棄物処理に関する支援要請		○	○
	災害廃棄物処理実行計画		○	○
	解体撤去申請の受付状況		○	○
	解体業者への発注・解体作業の進捗状況		○	○
	解体業者への支払業務の進捗状況		○	○
	仮置場の候補地選定	○		
	仮置場の配置・開設準備状況		○	
	仮置場の運用計画		○	○
	再利用・再資源化/処理・処分計画		○	○
	再利用・再資源化/処理・処分の進捗状況		○	○
	災害廃棄物収集運搬及び処理の民間事業者及び団体等の把握	○		
	災害廃棄物収集運搬及び処理の民間事業者への協力依頼		○	○
	仮設中間処理施設等の建設検討		○	○

※出典：災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引き（環境省、平成 22 年 3 月）を一部修正

(3) 協力・支援体制

被災時における外部との協力体制は、自衛隊や警察、消防、県及び自治体などと広域的な相互協力を視野に入れた体制とする。さらに、災害廃棄物の処理にあたっては、廃棄物関係団体や建設関係団体、民間事業者等の協力を得るものとする。県内及び県外との協力支援体制を図 2-1-2 に示す。

県域を越えた広域体制として、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」並びに中部圏、関東圏の個別協定が締結されている。また、関東圏及び中部圏の自治体等で構成する大規模災害時廃棄物対策関東ブロック及び中部ブロック協議会においては、県域を越えた連携手順を定めた「大規模災害時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画」及び「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」が策定されている。それらの協定等に基づき、県が具体的な協力要請を行う。

被災時の協力体制が円滑に機能するように、民間団体との間に、「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定」、「地震等大規模対策時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「災害時における応急対策業務に関する協定」を結んでいる。災害時の支援協定のうち、災害廃棄物と関連のある協定を表 2-1-4 に示す。今後も災害廃棄物関連の支援体制について、平常時より構築に努める。

発災後、速やかに県に被災状況を報告するとともに、県から情報収集、指導・助言を受けながら、自衛隊や警察、消防、地方公共団体及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の連絡体制・相互協力体制の構築を図る。

なお、県内市町間の協力体制は、「一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定」に基づき調整する。

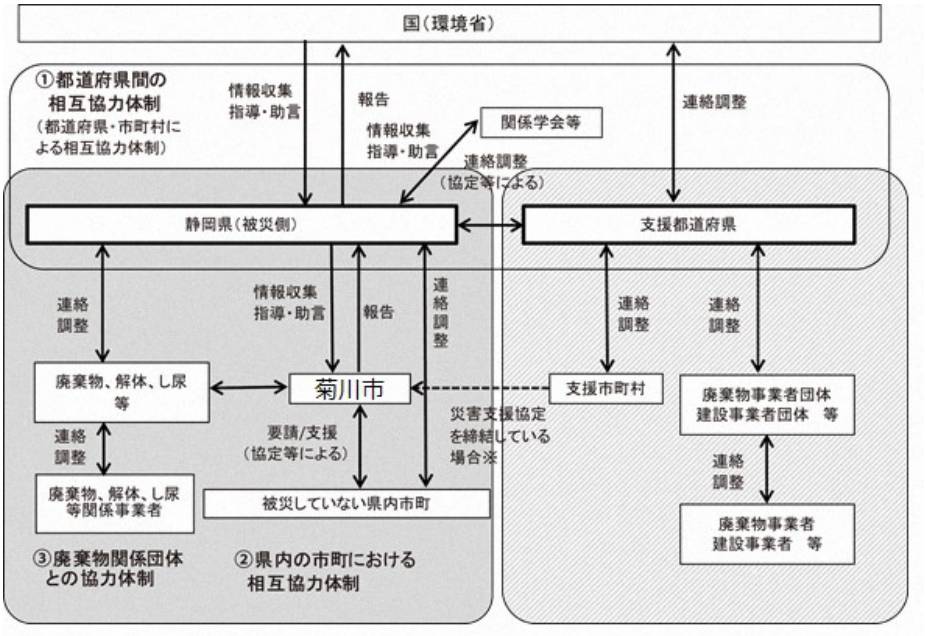

※出典：災害廃棄物対策指針（環境省、平成 26 年 3 月）を一部修正

図 2-1-2　県内及び県外との協力支援体制

表 2-1-4　災害廃棄物と関連のある災害支援協定(市地域防災計画より抜粋)

(菊川市と民間事業所等間)

応援の種類及び協定先	締結日(協議状況)	協定担当課
1　輸送車両の借り上げ関係		
(1)静岡県トラック協会中遠支部	平成 19 年 2 月 21 日	安全課
2　応急復旧作業関係		
(1)菊川市建設事業組合	平成 18 年 6 月 1 日	建設課
(2)菊川市上下水道組合	平成 18 年 2 月 15 日	水道課、下水道室
(3)掛川電気工業協同組合菊川地区ブロック	平成 19 年 2 月 19 日	安全課
(4)㈱佐藤渡辺静岡営業所	平成 25 年 7 月 31 日	安全課
3　自動車燃料等の提供関係		
(1)静岡県石油業協同組合菊川支部	平成 19 年 1 月 24 日	安全課
4　リース資機材供給関係		
(1) 太陽建機レンタル㈱	平成 19 年 1 月 25 日	安全課
5　し尿収集運搬		
(1)㈲小笠衛生	平成 27 年 4 月 1 日	環境推進課
(2)㈲菊川生活環境センター	平成 27 年 4 月 1 日	環境推進課
6　災害廃棄物仮置場		
(1)静岡県立小笠高等学校（高田ヶ丘実習地）	平成 29 年 8 月 23 日	環境推進課
7　その他関連業務関係		
(1)静岡県行政書士会	平成 28 年 11 月 16 日	危機管理課
(2)静岡県弁護士会	平成 30 年 10 月 26 日	危機管理課
(3)静岡県土地家屋調査士会	平成 21 年 3 月 26 日	安全課

(自治体間協定)

応援の種類及び協定先　締結日	締結日(協議状況)	協定担当課
1　市町村間相互応援協定		
(1)一般廃棄物処理相互援助協定		
静岡県内 74 市町村 25 組合(協定時構成)	平成 13 年 3 月 30 日	小笠町、菊川町
(2)災害時相互応援協定		
ア　3 市(菊川市・掛川市・御前崎市)	平成 19 年 11 月 1 日	安全課
イ　2 市(菊川市・牧之原市)	平成 23 年 8 月 4 日	安全課
ウ　姉妹都市(菊川市・長野県小谷村)	平成 24 年 2 月 18 日	安全課
エ　2 市(菊川市・山口県下関市)	平成 25 年 7 月 29 日	安全課
オ　2 市(菊川市・愛知県小牧市)	平成 25 年 11 月 18 日	安全課
カ　2 市(菊川市・岩手県滝沢市)	平成 28 年 1 月 19 日	危機管理課
キ　3 市（菊川市・愛知県豊橋市・田原市）	令和元年 12 月 6 日	危機管理課
ク　三遠南信災害時相互応援協定（豊橋市・田原市・豊川市・蒲郡市・新城市・設楽町・東栄町・豊根村・浜松市・湖西市・磐田市・袋井市・森町・掛川市・御前崎市・菊川市・牧之原市・飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村・駒ケ根市・伊那市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村)	令和 2 年 3 月 31 日	危機管理課

2　県と県下市町村及び消防を含む一部事務組合		
(1)静岡県防災ヘリコプター応援協定	平成 9 年 3 月 24 日	安全課
(2)静岡県消防相互応援協定	平成 9 年 3 月 25 日	安全課
(3)牧之原畑地総合整備土地改良区	平成 21 年 3 月 18 日	安全課
3　国との応援協定		
(1)災害時情報交換協定		
国土交通省中部地方整備局	平成 23 年 2 月 25 日	安全課

※協定担当課については協定締結時の課名を記載

(4)　職員への教育訓練

本計画で定めた内容を平時から職員に周知するとともに、災害時に処理計画が有効に活用されるよう記載内容について随時見直していく。

また、災害廃棄物処理等の知見を深めることを目的に、県や業界団体等が主催する研修会に参加し、能力の向上と維持に努める。防災訓練の日などは、市民環境班(災害廃棄物対策係)の組織状況や仮置場候補地の確認をするとともに、県等が実施する広域訓練へ参加する。併せて、災害時を想定した災害廃棄物処理の模擬訓練(仮置場、処理等)などを検討する。

このような教育訓練や研修会に継続的に参加し、人材の育成を図ることと合わせて、知識・経験を習得した者及び実務経験者をリストアップし、災害時の人員配置の参考とする。

教育・研修等の成果を本計画の見直しや、協定の締結等の平時の災害廃棄物対策につなげる。

2　一般廃棄物処理(し尿や避難所ごみ等)

(1)　一般廃棄物処理施設の災害対策

ア　一般廃棄物処理施設の現況と災害対策

市一般廃棄物処理施設を表 2-2-1 に示す。また想定される被害状況及び災害対策も合わせてまとめた。

市内(一部事務組合含む)の一般廃棄物処理施設は、最も古い奥の谷地区のコミュニティ・プラントで昭和 60 年、次点は平尾地区のコミュニティ・プラントで平成 7 年、焼却処理施設である環境資源ギャラリーは平成 17 年となっており、昭和 56 年の現行の耐震基準に適合している。さらに静岡県では、建物の耐震性をより高めるため、昭和 57 年、58 年、平成 4 年に静岡県建築構造設計指針を策定しており、奥の谷地区のコミュニティ・プラントを除き、全ての施設が平成 4 年基準に適合している。従って本計画が想定するレベル２・南海トラフ巨大地震での震度７の地震動に対し、耐えられると考えられる。

表 2-2-1　一般廃棄物処理施設の概要及び想定災害規模と災害対策

施設名		住所	供用開始年月	施設規模	想定被害規模（レベル２・南海トラフ巨大地震（東側ケース))	災害対策
環境資源ギャラリー		掛川市満水 2319	平成 17 年 9 月	ガス化溶融施設 140t/日 リサイクル施設 30t/5h	震度６強	表 2-2-2 参照
東遠衛生センター		御前崎市池新田 9035	平成 13 年 4 月	195kL/日	震度６強	
菊川浄化センター		加茂 3410-2	平成 17 年 3 月	6,850 ㎥/日	震度７	下水道 BCP の精度向上に努める。
コミュニティ・プラント	奥の谷地区	下平川 4214-1	昭和 60 年 4 月	110 ㎥/日	震度７	
	平尾地区	平尾 13	平成 7 年 4 月	423 ㎥/日	震度７	浸水、地滑り等の想定地域ではない。必要な資器材の備蓄を進める。
棚草最終処分場		棚草 1050-8	平成 11 年 4 月	埋立容積 78,000 ㎥	震度７	

イ　環境資源ギャラリーの災害対策

国の災害廃棄物対策指針では、一般廃棄物処理施設の災害対策として、既存の施設については耐震診断を実施し、煙突の補強等耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策を図ることを求めている。市の処理施設は前項で述べたように、建築基準法の耐震基準をクリアしているため、二次災害の防止に重点を置くとともに、補修に必要な資機材や運転に必要な燃料や薬剤等の備蓄を検討する。また、被災時の点検に必要な手引きを平常時に作成し、点検や修復に備え、プラントメーカーとの協力体制を確立する。また、環境資源ギャラリーだけでなく、災害時の相互支援協定に基づく外部搬出や、近隣自治体との広域的処理を検討する。

表 2-2-2 に環境省の「廃棄物処理施設の基幹的整備改良マニュアル」で求める災害対策と環境資源ギャラリーの対応状況について示す。

表 2-2-2　環境資源ギャラリーの災害対策

項目	廃棄物処理施設の基幹的整備改良マニュアルで求める内容	環境資源ギャラリーの対応
耐震性	建築基準法、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準、官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説、火力発電所の耐震設計規程、建築設備耐震設計・施工指針	建築基準法、静岡県建築構造設計指針に準拠。 二次災害の防止を重点的に取り組む。
耐水性	ハザードマップ等で定められている浸水水位に基づき必要な対策を実施する。	津波浸水想定エリア外
耐浪性	耐震性と同等の基準に基づき、建物や設備を設計・施工することを基本とする。	津波浸水想定エリア外
薬剤等の備蓄	薬剤等の補給ができなくても運転が継続できるよう、貯留槽等の容量を決定する。備蓄量は１週間程度が望ましい。水については、１週間程度の運転が継続できるよう、災害時の取水方法を検討。	薬剤等の備蓄量増加を検討する。電気及び上水の供給が絶たれると炉が停止するため、予備電源や水の確保方法について検討を行う。灯油の貯蔵最大数量は 35,000ℓ。(18,000ℓを下回ると補給要求警報が出る) 16 種類(ビカール、活性炭、防食防スケール、防スライム、複合清缶剤、消泡剤、防臭剤、リターンエース、タンカル LG-21、タンカル LG-25、重金属固定剤、液体キレート、苛性ソーダ、液体キレート、次亜塩素酸ソーダ、アンモニアボンベ)の薬剤を使用しており、平時では 30 日間稼働する程度の備蓄がある。

(2)　一般廃棄物処理施設の事業継続計画(BCP)

ア　一般廃棄物処理施設の事業継続計画の必要性

県第４次被害想定で予想されているような巨大地震がいったん起きれば、膨大な災害廃棄物の発生が見込まれる。倒壊家屋などが人命救助の妨げになり、道路をふさぐがれきなどが交通を分断することになる。こうした災害廃棄物は一刻も早く撤去し、適正に処理しなければならないが、その処理主体である行政や、一般廃棄物処理施設も同じように被災し、業務に支障をきたすことから、業務の優先順位を決めて、適切な事業執行の必要がある。

そこで国(内閣府)では、被災時の事業継続に必要な事項及び手法をとりまとめた「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説(平成 22 年 4 月)」を策定している。

また廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）においては、施設の耐震化、浸水対策等を推進し廃棄物処理システムの強靭化を確保することが求められており、国土強靭化基本計画に基づく国土強靭化アクションプラン 2018 では、大規模自然災害発生後においても、再建・回復できる条件を整備することとされている。

本市の廃棄物処理施設は災害廃棄物処理の拠点となるべき施設であり、これらの観点からも、廃棄物処理施設の事業継続計画について策定する必要性が生じている。（一部事務組合については、関係市町と調整のうえ策定する。）

(3)　し尿処理体制

巨大地震等に被災すれば、家屋の全壊や半壊などで、浄化槽が損壊し、家屋のトイレが使用できなくなる。また、被災初期は上下水道機能の被災、浄化槽の被災等により水洗トイレの使用が難しくなるとともに避難所に住民が集中することが予想されることから、多くの災害用トイレ（携帯トイレ、簡易トイレ、災害用トイレ等表 2-2-3 参照）の設置が必要になり、平常時とは異なる収集・処理のスキームが必要になる。災害用トイレ等については「菊川市防災資機材備蓄計画」を基に備蓄を進めているため、平時から備蓄数を把握し、発災後に使用される災害用トイレ等の発生予測を立てたうえで、衛生上の支障がないように処理を行う。

災害直後には携帯トイレや簡易トイレを使用し、その後災害用トイレに切り替えていくことが想定されるため、携帯・簡易トイレの便袋の収集・運搬、処理方法、また、災害用トイレの設置に伴い新たに必要となるし尿の収集・運搬、処理方法の検討を行い、民間事業者との協定を活用した処理体制を県第４次被害想定や市防災計画を基に構築する。

し尿の収集・運搬、処理等について、本市単独での対応が困難で、県や周辺自治体、事業者団体等からの支援が必要な場合が想定されるため、緊急通行車両の事前届出を実施し、支援が受けられる体制を整える。

表 2-2-3 災害用トイレの種類

名　称	説　明
携帯トイレ	既存の洋式便器につけて使用する便袋タイプ。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。
簡易トイレ	段ボール等の組立て式便器に便袋をつけて使用する。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。
災害用トイレ（汲み取り）	電気なしで使用できるものが多い。便槽に貯留する方式と、マンホールへ直結して流下させる方式がある。

出典：「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成 28 年４月、内閣府）
を元に一部加筆

表 2-2-4　避難者数とし尿発生量及び必要災害用トイレ数

地震規模	日数	避難者数（人）	避難所内（人）	避難所外（人）	１日当たりし尿発生量(ℓ)	必要バキューム台数（台）	必要災害用トイレ数（基）	収集間隔１日の場合の災害用トイレ必要数（基）	収集間隔３日の場合の災害用トイレ必要数（基）
レベル1	1 日後	10,167	6,100	4,067	9,150	3.1	122	61	183
	1 週間後	16,814	8,407	8,407	12,611	4.2	168	84	252
	1 ヵ月後	10,960	3,288	7,672	4,932	1.6	66	33	99
レベル2	1 日後	24,823	14,894	9,929	22,341	7.4	298	149	447
	1 週間後	29,336	14,670	14,666	22,005	7.3	293	147	440
	1 ヵ月後	32,277	9,683	22,594	14,525	4.8	194	97	290

※１日当たりし尿発生量は避難所内人口に 1.5ℓを乗じて算出
※必要バキューム台数は１日当たりし尿発生量を 3000ℓで除して算出
※必要災害用トイレ数は避難所内人口を 50 人で除して算出
※収集間隔１日及び３日の場合の災害用トイレ必要数は、１日当たりし尿発生量に収集間隔を乗じ、150ℓで除して算出

(4)　避難所ごみ

ア　避難所ごみの処理方針

避難所生活に伴い発生する避難所ごみは、家庭ごみと組成が近いため、がれき等の災害廃棄物の仮置場に搬入せず、環境資源ギャラリーへ搬入し処理を行う。

イ　避難所ごみの集積所

「市避難所運営マニュアル」に則り、避難所管理者により避難所ごみの集積所が設置される。避難した住民に対し、ごみの適切な排出ができるような啓発資材を平時から作成し、発災後すぐに使用できるようにする。

ウ　避難所ごみ発生見込み量

市(令和元年度)の可燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ等の収集量から原単位を算出し、表 2-2-5 に示すように、この原単位と避難所避難者数を乗じて、避難所ごみ発生量を求めた。市内避難所から発生する可燃ごみは、レベル１の地震で発災１

週間後に 3,378.1kg/日、レベル２の巨大地震では発災後一週間後に 5,894.8kg/日と見込まれる。不燃ごみはレベル１で発災後１週間後に 178.1kg/日、レベル２で発災後１週間後に 428.3kg/日となる。

東日本大震災では粗大ごみの処理量が平常時の数倍に達したことから、避難所外で表の推計値以上の粗大ごみが排出されると予想される。リサイクルルートのある資源ごみは平常時と同様に再資源化を行うなど、最終処分量の削減に努める。

表 2-2-5　避難所ごみ発生量の推計

単位:kg/日

地震規模		レベル１			レベル２			排出原単位（g/人・日）
日　数		１日後	１週間後	１ヵ月後	１日後	１週間後	１ヵ月後	
避難所内人口（人）		6,100	8,407	3,288	14,894	14,670	9,683	－
可燃ごみ		2,451.1	3,378.1	1,321.2	5,984.8	5,894.7	3,890.9	401.8
不燃ごみ		178.1	245.4	96.0	434.8	428.3	282.7	29.2
資源ごみ	ビン・ガラス類	78.4	108.1	42.3	191.5	188.6	124.5	12.9
	缶・金属類	39.9	55.0	21.5	97.4	95.9	63.3	6.5
	ペットボトル	39.7	54.7	21.4	96.9	95.5	63.0	6.5
	布 類	34.7	47.8	18.7	84.7	83.4	55.1	5.7
	容器包装プラ	123.5	170.2	66.6	301.6	297.0	196.1	20.2
	紙 類	248.6	342.6	134.0	607.0	597.9	394.7	40.8
	電 池	6.5	9.0	3.5	15.9	15.7	10.3	1.1
	家 電	5.2	7.2	2.8	12.8	12.6	8.3	0.9

※県第４次被害想定の避難者数(避難所)に排出原単位を乗じて求めた。
※発生源単位は令和元年度の総排出量算出した一人１日当たりのごみ量を使用。
※四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

エ　避難所ごみ処理体制

避難所ごみの収集運搬、処理等は市の責任において適正に進めることが原則ではあるが、被災状況によって市単独での対応が困難な場合は、県や災害支援協定を結んでいる自治体、災害ボランティア等への支援要請を行う。

３　災害廃棄物処理

(1)　発生想定量と処理可能量

ア　災害廃棄物発生想定量

県第４次被害想定による本市の災害廃棄物発生想定量は表 2-3-1 のとおり。

災害廃棄物の発生量の推計にあたっては、被災し全壊した建築物の戸数に１棟あたりの平均延べ床面積と延べ床面積当たりのがれき発生量原単位を乗じて求めている。

表 2-3-1 に示すように、レベル１の地震に被災した場合、44 万 3 千ｔの災害廃棄物が発生すると想定されている。レベル２の南海トラフ巨大地震の災害廃棄物発生量は 115 万ｔに達する。

表 2-3-1　災害廃棄物発生量

	災害廃棄物発生量(千ｔ)			災害廃棄物相対値*	災害廃棄物発生量(千㎥)		
地震規模	災害廃棄物	津波堆積物	計		災害廃棄物	津波堆積物	計
レベル１	443	－	443	38	386	－	386
レベル２（地震動東側・津波ケース①）	1,150	－	1,150	99	1,009	－	1,009

※災害廃棄物発生量は、県第４次被害想定の推計値(見かけ比重:可燃物=0.55t/㎥、不燃物=1.48t/㎥)。ただし、津波堆積物については河川からの遡上であるため、本計画からは除く。
※災害廃棄物相対値は、災害廃棄物発生量計/菊川市令和元年度ごみ総排出量(11,662t/年)。災害廃棄物量の目安となる値。

イ　災害廃棄物の組成

県計画では「岩手県災害廃棄物処理詳細計画　第二次(平成 25 年度)改訂版」(以下「岩手県計画」という。)を参照し、災害廃棄物の組成割合を想定しており、その割合及び、災害廃棄物の種類別発生量を表 2-3-2 に示す。なお、県第４次被害想定ではがれき等の災害廃棄物と津波堆積物を分けて発生量を推計していることから、災害廃棄物の組成割合は、津波堆積物を除いた割合について、表に示した。(本計画内の被害想定として倒壊木造家屋の木材比率が高くなることが想定されているが、県第４次被害想定及び市防災計画との整合性を考慮し災害廃棄物の組成割合を採用した。)

災害廃棄物の種類別の発生量や構成比をレベル１とレベル２の比較をすると、レベル２の地震では災害廃棄物発生量がレベル１の約 2.6 倍に達する。

また、災害廃棄物の種類別構成比では、コンクリート殻が全体の約 60%を占めており、こうした建設系の産業廃棄物に似た組成を持つ災害廃棄物の適正処理や再資源化が重要な課題となる。

表 2-3-2　種類別災害廃棄物発生量の推計値

種　別		災害廃棄物構成比	レベル１の 災害廃棄物量(t)	レベル２の 災害廃棄物量(t)
災害廃棄物	可燃混合物	15.0%	66,450	172,500
	不燃混合物	27.8%	123,154	319,700
	柱材・角材	2.6%	11,518	29,900
	金属くず	6.1%	27,023	70,150
	その他	1.3%	5,759	14,950
	コンクリートがら	47.2%	209,096	542,800
	小計	100.0%	443,000	1,150,000
津波堆積物		－	－	－
計		100.0%	443,000	1,150,000

※岩手県災害廃棄物処理詳細計画　第二次(平成 25 年度)改訂版を参照（津波堆積物を除いて算定）
※四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

ウ　災害廃棄物焼却可能量

本市の可燃ごみの処理は、掛川市との一部事務組合「掛川市・菊川市衛生施設組合」が、環境資源ギャラリーにて行っている。両市では、災害時に活用できるインフラ情報を共有しており、施設能力は 39,200t/年で、余力は直近３年間の平均から 11,933t/年。掛川市との按分割合でいくと菊川市は 3,908t/年（14.0t/日）の処理が可能である。ただし、被災時の実情に応じて対応することとなるため、環境資源ギャラリーとの情報共有を随時行う。

エ　最終処分

本市の棚草最終処分場の全埋立容量は 78,000 ㎥であり、令和元年度末の残余容量は 35,454 ㎥である。

(2)　処理方針

災害廃棄物の処理方針を以下に示す。

ア　処理期間

迅速な処理の観点から、東日本大震災の事例等を参考に３年間での処理を目標とする。

しかしながら、災害廃棄物発生量と処理可能量を考慮すると、莫大な災害廃棄物発生量に比べ、環境資源ギャラリーでの受入可能量が小さく、単独では災害廃棄物の可燃物の焼却処理におよそ 60.6 年（※）を要する。短期間で処理するためには、仮設焼却処理施設の建設が必要になるが、被災状況を勘案し、優

先順位に基づいた政策決定が必要になると考えられる。また、本市付近は県内でも震度が最大となる地域(地震動:東側ケース)であり、周辺他自治体も同様に被害が大きいと予想されるため、周辺自治体を含めた広域処理の検討が予想される。従って、平時からその可能性について環境資源ギャラリーや近隣自治体を含め協議していく。

※レベル2の災害廃棄物の可燃物23.4万t（可燃物20.4万t＋木くず3.3万t）/環境資源ギャラリーの災害廃棄物受け入れ可能量（平成29年～令和元年平均3,908t/年）＝60.6年

イ　処理費用

災害廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法に基づく、国の災害等廃棄物処理事業費補助金や廃棄物処理施設災害復旧費補助金の活用を検討する。

ウ　処理方法等

災害廃棄物の処理にあたっては、４Ｒの観点から、一次仮置場や二次仮置場で分別やリサイクルを進めて、できるだけ焼却処理や最終処分量を削減していく。災害廃棄物発生量に対する再資源化率86.2%、最終処分率1.2%を目安とする。

処理方針に沿って、仮置場の面積や運営方法、分別精度、仮設廃棄物処理施設、地元雇用、処理フロー等が決定されていくが、実際の作業としては、最終的にどうするかという観点から逆算して全体スケジュールとフローを構築する必要がある。

エ　災害廃棄物の受け入れ方針

市内で発生した災害廃棄物は、焼却可能なものに限り、できるだけ環境資源ギャラリーで受け入れるものとする。４Ｒの観点から、焼却の前に再資源化できないか検討し、再資源化が困難な廃棄物に限り焼却を行う。また、焼却後の再資源化の検討も行い、できるだけ最終処分量を減らしていく。

さらに、他の自治体が被災した場合の災害廃棄物の受け入れにあたっては、その量や性状等を総合的に判断し、受け入れが可能であるか検討する。

(3)　処理フロー

災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量等を踏まえ、県計画等を参考に、災害廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分・再資源化の方法を示した処理フローを図2-3-1に示す。これは県計画の中で、一次仮置場での選別を重視したフロー(一次仮置場での徹底分別優先ケース)である。被災状況によっては県に事務委

託を行う、周辺自治体と広域処理する等の場合もあり、さらに災害廃棄物の受入先等で処理方法も変化することから、被災時は状況を踏まえ、随時処理フローを見直すものとする。また処理方法や再資源化方法について、平常時から情報収集を行うなど留意する必要がある。

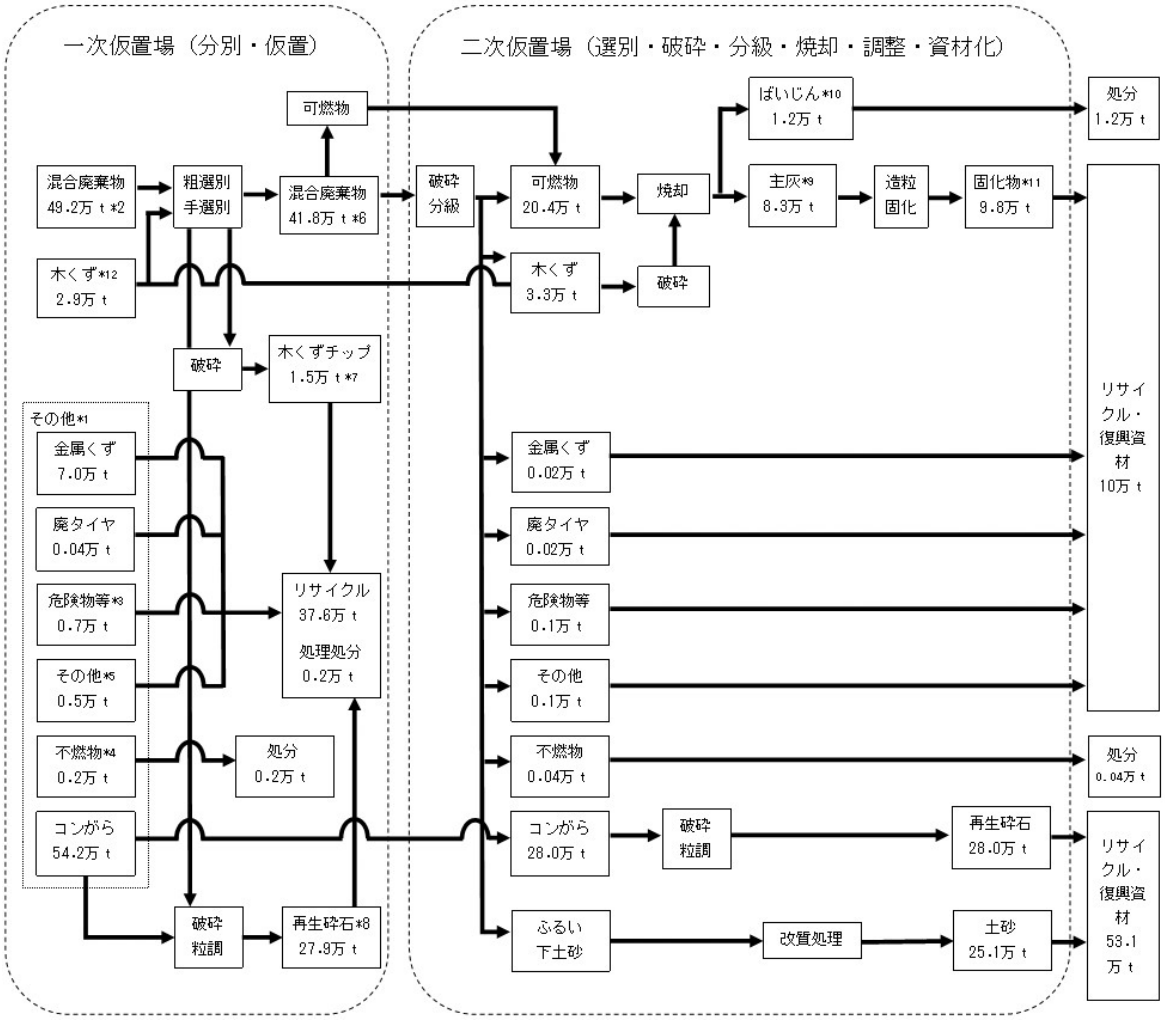

*1　その他の内訳　廃タイヤ 3%、処理困難物・危険物 50%、不燃物 14%、その他 33%と設定
*2　混合廃棄物の内訳　可燃物 10%、混合廃棄物 85%、木くず 2%、コンクリートがら 3%と設定
*3　危険物等は、処理困難物、石膏、石綿(スレート)等
*4　不燃物:ガラス、陶磁器、瓦、ブロック、ALC 等
*5　その他:マットレス、ボンベ等
*6　混合廃棄物の内訳:可燃物 37%、木くず 2%、金属くず 0.05%、廃タイヤ 0.05%、処理困難物・危険物 0.3%、不燃物 0.1%、その他 0.3%、ふるい下土砂 60%と設定
*7　木くずチップ:木くずのうち一次仮置場でリサイクルされる量を 50%と設定
*8　コンクリートがら:コンクリートがらのうち、一次仮置場でリサイクルされる量を 50%と設定
*9　主灰は、焼却量の 35%と設定
*10　ばいじんは、焼却処理量の 5%と設定
*11　固化物は、セメント 15%、不溶化剤 3%を混練すると設定
*12　木くずは、おおむね 30cm 以上の柱材・角材。細かい木くずは混合廃棄物にも含まれる。
※このフローは、県計画中の一次仮置場での選別を重視したものである。
※災害廃棄物量は、県第４次被害想定のレベル２地震の本市想定値を使用し、各災害廃棄物量は県計画の手法で算定した。
※一次仮置場で可燃物混合物と不燃混合物に分別する方法もあり、二次仮置場での選別・処理方法によって、分別するかどうかを検討する。
※一次仮置場は重機及び手選別のみにして、二次仮置場で機械選別や破砕、焼却などの処理を行う方法もある。東日本大震災では岩手県や宮城県の沿岸部の市町村が、県への事務委託によるブロック処理を行い、二次仮置場に中間処理施設を設置する方法で処理した。
※一次仮置場での分別は、図中の分類のほか、畳や廃自動車を別に分別することが望ましい。
※四捨五入のため合計が一致しない場合がある。
※津波堆積物については河川からの遡上であるため、本計画からは除く

図 2-3-1　基本処理フロー

(4) 仮置場

ア 必要面積

被災時に必要となる災害廃棄物の仮置場面積の算定結果を表 2-3-3 に示す。なお、本市では、がれき等は継続して発生し、また順次処理していくため必要面積の全てを確保する必要はないと考え、仮置場必要面積の 50%を確保目標※として算定している。

レベル１の地震の場合、がれき等の災害廃棄物に必要な仮置場の確保目標面積は一次仮置場が約 15 万 8 千㎡、二次仮置場が約 9 万 8 千㎡となり、レベル２の地震の場合、一次仮置場が約 41 万㎡、二次仮置場が約 25 万 4 千㎡となる。

なお、市では仮置場の候補地選定を進めており、令和 4 年 2 月現在で約 16 万 1 千㎡を見込んでいる。現在の状況としてレベル１の地震で必要とされる一次仮置場の確保目標面積以上を候補地として選定している状況である。レベル１の二次仮置場については一次仮置場との併用や、民間等の協力を要請していくものとする。

今後もレベル２の地震に備え、国の災害廃棄物対策指針や県策定マニュアルを参考に、仮置場の確保に努めていく。

表 2-3-4 に、現在の仮置場候補地を掲載する。

※必要面積の 50%確保目標について：東日本大震災の経験を踏まえた災害廃棄物処理の技術的事項に関する概要報告書（平成 28 年 3 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）面積・地形等物理条件によるスクリーニング　仮置場必要面積の算定方法に掲載の例２「仙台市震災廃棄物等対策実施要領」（平成 25 年 5 月、仙台市）による。

表 2-3-3　災害廃棄物発生量と仮置場必要面積

地震規模	仮置場	災害廃棄物発生量(t)				仮置場必要面積(㎡)					仮置場確保目標面積
		可燃物	不燃物	津波堆積物	計	可燃物	不燃物	災害廃棄物	津波堆積物	計	
レベル1	一次仮置場	77,968	365,032	-	443,000	116,952	199,108	316,060	-	316,060	158,030
	二次仮置場	91,365	107,956	-	199,321	137,048	58,885	195,933	-	195,933	97,966
レベル2	一次仮置場	202,400	947,600	-	1,150,000	303,600	516,873	820,473	-	820,473	410,236
	二次仮置場	237,178	280,247	-	517,426	355,767	152,862	508,630	-	508,630	254,315

※積み上げ高さ:2.5m（最大 5m 以下）
　作業スペース割合:0.5（廃棄物置場に対する車両走行・分別等の作業スペースの割合）
※可燃物(17.6%)=可燃混合物+木くず　不燃物(82.4%)=不燃混合物+コンクリートがら+金属くず+その他
※算定は県策定マニュアルの手法に準じて行った。
※見かけ比重:可燃物=0.4t/㎥　不燃物=1.1t/㎥
※一次仮置場　可燃物=可燃混合物+木くず　不燃物=不燃混合物+コンクリートがら+金属くず+その他
※二次仮置場　可燃物=可燃混合物+木くず　不燃物=コンクリートがら+金属くず+その他
※四捨五入のため合計が一致しない場合がある。
※仮置場確保目標面積は必要面積の 50%とする。

イ　仮置場候補地

仮置場候補地は、表 2-3-4 及び「菊川市緊急輸送路図及び災害がれきの仮置場等位置図計画指定仮置場候補地」のとおりである。仮置場の確保と配置計画及び運用に当たっては、県計画及び県マニュアル等の留意事項等を参考にする。

なお、仮置場については、3,000 ㎡以上の土地の改変の場合、土壌汚染対策法に基づく届出が必要になるほか、仮置場としての使用では、土壌汚染のおそれがあるため、災害廃棄物の搬入前に土壌をサンプリングし、閉鎖に備えて分析を行う。

表 2-3-4　仮置場候補地

No.	名称	面積（㎡）	所在地	所有者	備考
1	富田農村公園	9,900	富田 900-1 ほか	菊川市	
2	半済残土処分場	1,100	半済 3061-78 ほか	菊川市	
3	西方雑種地（仮称）	1,700	西方 2857-1	菊川市	
4	西方グラウンド	15,500	西方 2249-1 ほか	菊川市	
5	菊川運動公園	63,600	西方 898 ほか	菊川市	
6	牧之原地区多目的広場	4,800	牧之原 2636-97	菊川市	
7	県立小笠高校 高田ヶ丘実習地	27,800	半済 511-1・511-2 の一部	静岡県	協定締結
8	神尾親水公園	4,700	牛渕 143-1 ほか	菊川市	
9	小太郎東公園	3,500	東横地 3311-19	菊川市	
10	丹野グラウンド	11,700	丹野 932 ほか	菊川市	
11	大鹿池南東広場	5,100	下平川 2958-1 の一部	菊川市	
12	三沢最終処分場	8,700	三沢 1593-1 ほか	菊川市	
13	環境保全センター	3,100	棚草 1830-1 ほか	菊川市	
面積合計		161,200			

菊川市緊急輸送路図及び災害がれき仮置場等位置図
計画指定仮置場候補地

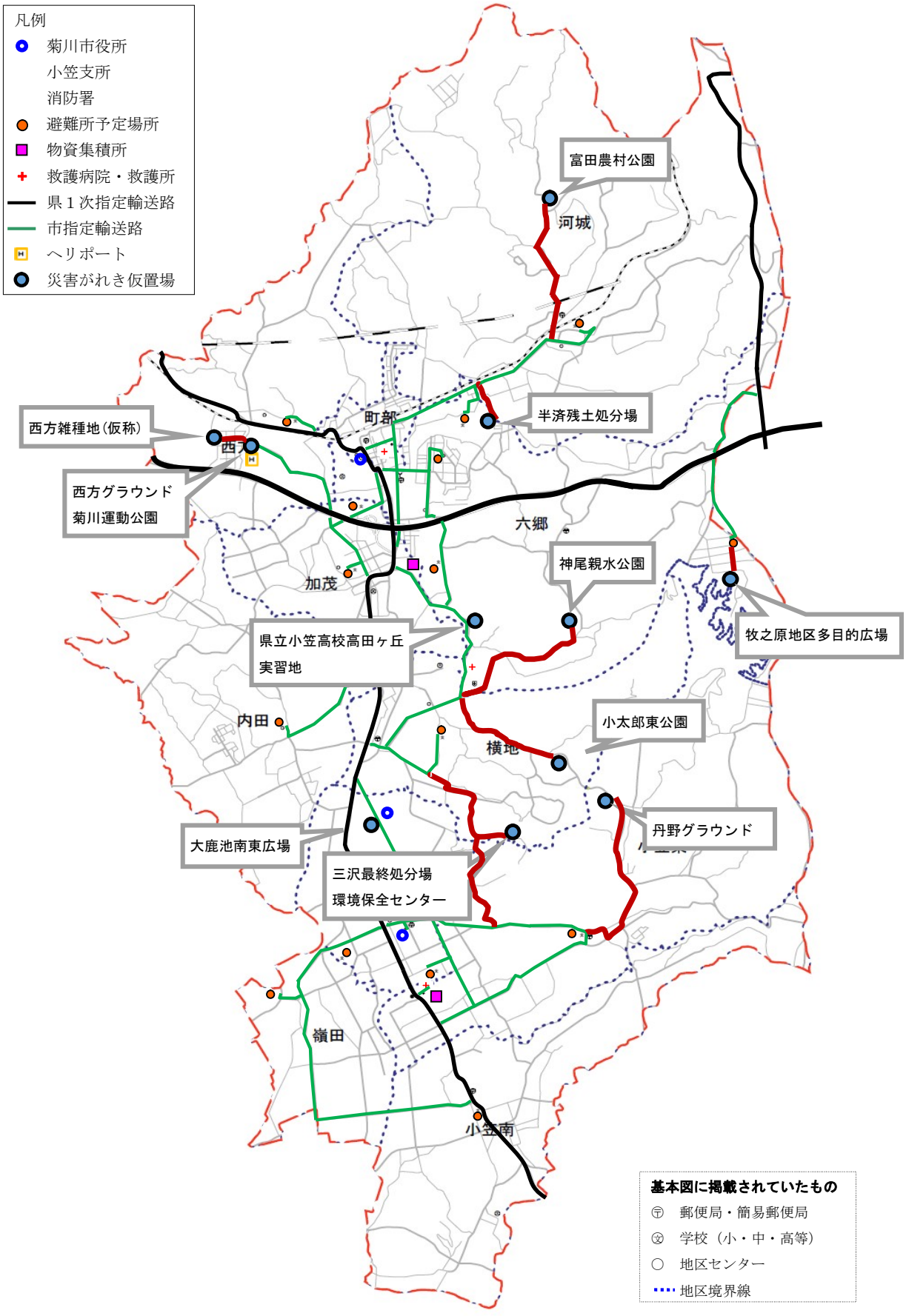

ウ　人員と資材の確保

仮置場を運営管理するために必要な人員と資機材は表 2-3-5 及び 2-3-6 のとおりである。

仮置場に職員を配置できない場合、建設業者又は廃棄物関係業者、あるいは市 OB の協力、シルバー人材センターの活用等、あらゆる手段を尽くして仮置場の受入れ、誘導、積み下ろし補助、受付業務等を行う人員を確保し、常時複数人が作業に当たることができる体制とするよう、事前に体制づくりを行う。

必要な資材機材についても、表 2-3-6 及び「県マニュアル No.1-2　災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き（令和２年２月）」の「仮置場必要資機材及び保有機材のリスト」等を参考に保有量や保管場所、災害時の調達方法を事前に確認しておき、発災後すぐの仮置場設置に備える。

表 2-3-5　仮置場の運営・管理に必要な人員と役割

人　員	役　割
現場責任者	○仮置場の全体管理 ・場内の安全管理 ・空きスペースの把握 ・連絡調整　等
誘導員	○交通整理 ・出入口での車両誘導、場内の混雑状況の調整 ○排出地域の確認 ・搬入者の免許証やナンバープレート、また可能な時期となれば罹災証明から、被災地域からの搬入であることを確認
補助員	○荷下ろしの補助 ・分別区分の区画ごとに複数名配置し、搬入者の荷下ろしを補助 ○分別指導 ・適切な分別への協力を依頼 ○受付事務 ・被災の確認、受付

出典：仮置場に関する検討結果　災害廃棄物対策東北ブロック協議会

※夜間の監視員が必要になる場合もある。

表 2-3-6　仮置場の設置、管理・運営に必要な資機材

資機材	役割・留意事項
保護具 （手袋、ヘルメット、安全靴、防じんマスク、安全メガネ等）	・管理運営に当たり、処理業者やボランティアに協力を依頼する場合は、必要な保護具の調達について調整が必要
遮水シート、敷鉄板、フレキシブルコンテナバッグ、土嚢袋	・土壌への廃棄物のめり込み、有害物質の浸透、砂じん巻き上げ等の防止
仮囲い	・不法投棄や資源物等の盗難の防止
カラーコーン、バー、杭、ロープ、立て看板、被覆用シート	・分別区分の区画や動線の提示 ・搬入された廃棄物の飛散防止 ・搬入された災害廃棄物（段ボールや廃材等）を活用する方法もある
重機 （バックホウ、ショベルローダー等）	・廃棄物の積上げ、粗選別、重機による出入口の封鎖
薬剤	・害虫の発生防止 ※単なる消臭目的のものは補助対象とならない可能性がある

出典：仮置場に関する検討結果　災害廃棄物対策東北ブロック協議会

(5)　仮置場に搬入できない住民への対応

車両が被災した、高齢であるなどの理由で、仮置場に片付けごみを持ち込めない住民への対応を事前に検討しておく。市による収集を行う、被災地区内に集積所を設けるなどが考えられるが、通常のごみステーションや住宅地内の小規模公園等を集積所として用いることは、道路通行の支障や生活環境の悪化を招く恐れが高いことから避けることが望ましい。

車両の被災や身体等の理由から仮置場に片付けごみを直接搬入できない住民については電話等の申し込みによる戸別回収や、市ボランティア本部と連携した回収等を検討する。

(6)　収集運搬

ア　優先的に回収する災害廃棄物の種類

巨大地震が発生した場合に倒壊した建物や電柱等が道路をふさぐことで、交通を分断し、初期の救助活動や復旧活動に支障が出ることが考えられることから、被災初期には道路管理者による道路啓開を優先することになる。さらに、危険・有害廃棄物の収集も優先する。季節別では、夏季に河川や浸水域周辺より腐敗しやすい廃棄物が発生した場合、迅速な処理が必要になり、冬季は着火しやすいも

のを極力優先的に回収する。

また、平時から危険・有害廃棄物等の排出及び処理動向に注意し、被災時には適正かつ迅速に処理していく。なお、事業者や所有者に処理責任のあるものは、本市が災害廃棄物として認めたものを除き、事業者や所有者が処理を行うことを原則とする。

イ　収集運搬ルート及び方法

災害廃棄物の収集運搬は、対応時期や運搬先によって品目や性状が変化するため、発災時、初動期、仮置場、再資源化施設、処理処分先等への運搬時に分けて考える必要がある。時期ごとの収集・運搬車両の確保とルート計画は、災害廃棄物対策指針の技術資料、「技 17-3　収集運搬車両の確保とルート計画に当たっての留意事項」等を参考に平時から検討を行うものとする。

ウ　必要資機材

災害時に不足することが予想される資機材については、あらかじめリストアップしておき、可能なものについては備蓄しておくとともに、災害協定締結済み関係団体等の所有する資機材のリストを事前に作成し、連絡・協力体制を確立しておく。

エ　連絡体制・方法

被災時の収集運搬に際しては、市民環境班（災害廃棄物対策係）が主となり、災害時連絡体制や連絡方法を用いて、関係組織や民間事業者に連絡を取るものとする。

(7)　環境対策と環境モニタリング

環境モニタリングは、建物の解体現場や仮置場等の廃棄物処理現場における労働災害の防止や、その周辺における地域住民への生活環境への影響を防止することである。平時からモニタリングが必要な場所を認識し、どのような環境項目について配慮する必要があるのか把握しておく。

廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や化学物質等の仕様・保管場所等を対象に、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の項目について行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

(8) 仮設中間処理施設

災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、災害廃棄物の減量化及び再生利用を目的として、仮設焼却炉の規模の算定を行った。施設規模は県計画及び「ごみ処理施設整備の計画・設計要領改訂版 2006(社団法人全国都市清掃会議)」に基づき算出した。

仮設焼却炉を設置する場合、設置場所の決定後は、県計画等を参考に環境影響評価または生活環境影響調査、工事発注作業、設置工事等を進める。

仮設焼却炉の配置に当たっては、周辺住民への環境上の影響を防ぐよう検討する。

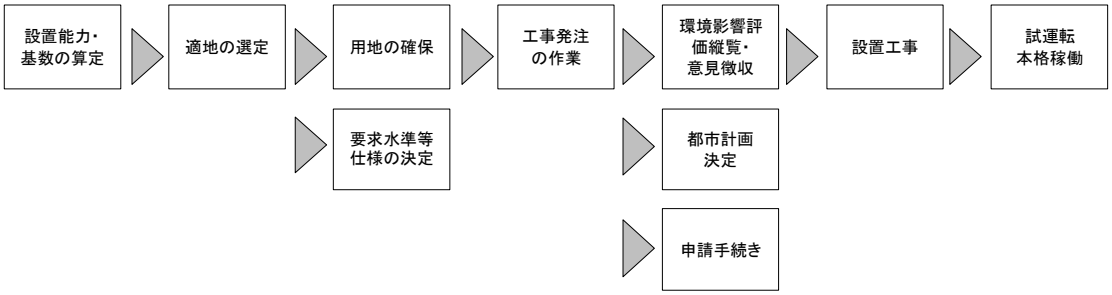

出典：災害廃棄物対策指針（環境省、平成 30 年 3 月）

図 2-3-2　仮設焼却炉の設置フロー

ア　仮設焼却炉規模の算定

地震規模別に発生した災害廃棄物(可燃物)を環境資源ギャラリーで処理した場合、処理に係る年数を表 2-3-7 に示した。レベル１では処理完了までに約 23 年、レベル２では約 60 年かかってしまう。

また、環境資源ギャラリーで災害廃棄物の処理を続けながら、３年間で処理を完了させようとした場合に必要となる仮設焼却炉の規模を表 2-3-8 に示す。算定の結果、レベル２の地震では、処理能力が 522t/日の仮設焼却炉を建設すれば、３年間で焼却処理を終えることができるが、かなりの大型の仮設焼却炉となり、莫大な費用が想定される。東日本大震災では広範囲に渡り多くの自治体が被災し、その処理は広域により実施されたため、本市においても、甚大な被害を受けた場合には、周辺自治体との共同による広域処理を視野に入れ、検討するものとする。

表 2-3-7　災害廃棄物を環境資源ギャラリーで処理した場合の必要年数

地震規模	①災害廃棄物発生量 (焼却対象可燃ごみ)(t)	②年間必要焼却量 (３年間で処理) =①/3(t)	実処理年数 (①/年間受け入れ 焼却可能量)(年)
レベル１	91,365	30,455	23.3
レベル２	237,178	79,059	60.6

※焼却対象可燃ごみは、図 2-3-1 の二次仮置場での焼却量の合計
※②の年間受入焼却可能量は、3-（1）-ウで算出した 3,908t/年（14.0t/日）。

表 2-3-8　仮設焼却炉の規模の算定

地震規模	①災害廃棄物発生量 (可燃ごみ・t)	②環境資源ギャラリーの災害廃棄物３年間焼却可能量(年間受入焼却可能量×3 年)(t)	③環境資源ギャラリーで処理できない可燃ごみ量 =①-②(t)	④１年当たり必要焼却量 =③/3(t)	必要施設規模 (t/日) =③/18 月/25 日/0.96
レベル１	91,365	11,724	79,641	26,547	184
レベル２	237,178		225,454	75,151	522

※①は図 2-3-1 の二次仮置場での焼却量の合計。
※②の年間受入焼却可能量は、3-（1）-ウで算出した 3,908t/年（14.0t/日）。
※必要施設規模は県計画の手法にならい算定した。

イ　選別・破砕等中間処理施設規模の算定

図 2-3-1 基本処理フローに従い、県計画の手法に基づき各中間処理施設の施設規模を算定した結果が表 2-3-9 のとおりである。

表 2-3-9　仮設中間処理施設の規模算定結果

仮置場	施設	対象廃棄物	レベル１		レベル２		備考
			対象廃棄物量 (t)	施設規模 (t/日)	対象廃棄物量 (t)	施設規模 (t/日)	
一次仮置場	粗選別	混合廃棄物+ 木くず粗選別搬入分	191,908	444	498,180	1,153	
	コンクリート破砕	コンクリートがら	107,392	249	278,783	645	
二次仮置場	破砕選別	粗選別-コンクリート選別分-木くず選別分-可燃物選別分	161,163	373	418,370	968	
	焼却	破砕可燃物+ 木くず分別分	91,365	211	237,178	549	環境資源ギャラリーで焼却しない場合
	灰処理	主灰	31,978	74	83,012	192	主灰は焼却対象量の35%と設定
	コンクリート破砕	コンクリートがら	107,392	249	278,783	645	
	土壌処理	ふるい下土砂	96,698	224	251,022	581	

※対象廃棄物量は、図 2-3-2 の各中間処理施設での処理量。
※施設規模は、県計画にならい対象廃棄物量/18 月/25 日/0.96 で算定した。

(9) 損壊家屋等の撤去等

ア 損壊家屋の発生量

県第４次被害想定における本市の建物の倒壊数を表 2-3-10 に示す。これは地震により発生する地震動や液状化、山・崖崩れ、火災などで全壊または焼失した建物棟数であり、レベル１の地震・津波では約 3,300 棟(22%)の建物が全壊し、レベル２(地震動：東側ケース)の地震・津波では約 8,900 棟(59%)の建物が全壊すると想定されているが、津波被害は当市にはないためすべて地震として想定する。

表 2-3-10　レベル１及びレベル２の地震・津波による建物被害(全壊棟数)

単位:棟

被害想定	木造		非木造		計	
建物数	11,970		3,180		15,150	
レベル１地震・津波での全壊数	2,090	17%	1,236	39%	3,326	22%
レベル２での全壊数(東側、①)	5,867	49%	3,060	96%	8,927	59%

出典:県第４次被害想定

イ 損壊家屋の撤去等の方針及び留意点

損壊家屋の撤去等に関しては、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」(平成 23 年 3 月 25 日付被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣通知)により、国の方針が出されている。

また、損壊家屋等の作業フロー及び廃棄物フローを図 2-3-3 に示した。損壊家屋が使用可能かどうか等の専門的判断が必要になるため、土地家屋調査士が必要になるほか、重機による作業や設計、積算、現場管理等の業務が生じるため、事業班の協力とあわせ、土木・建築分野に精通した人員が必要になる。

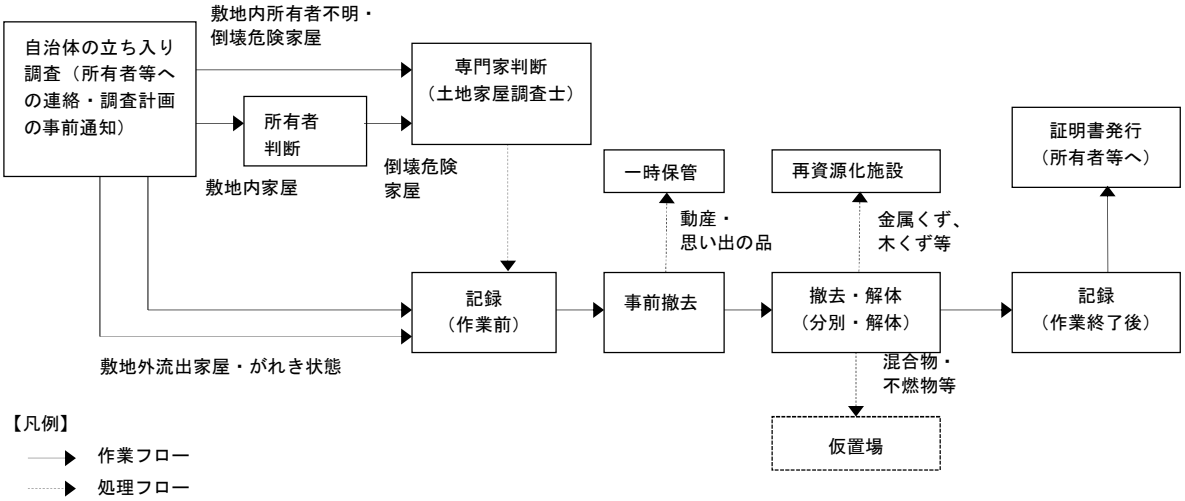

出典:【技 19-1】損壊家屋等の撤去と分別に当たっての留意事項(環境省、令和２年３月)

図 2-3-3　損壊家屋等の撤去に係る作業・処理フロー

(10) 分別・処理・再資源化

処理フローで想定した処理方法による災害廃棄物等の種類ごとの分別・処理方法・再資源化量及び方法例は、表 2-3-11 のとおりである。再資源化にあたっては、受入先の確保と、受入先が要求する性状に合わせて処理する必要がある。また、産業廃棄物処理施設の活用も考えられることから、処理フローや処理方法は、被災後随時見直すものとする。処理困難物も、排出事業者への引き渡しや専門業者への依頼により極力リサイクルすることを前提とし、最終処分量を極力削減する。ただし、被災状況や仮置場の状況によっては、分別後の可燃物の焼却や、埋立も検討することとする。

表 2-3-11　災害廃棄物の種類ごとの分別・処理方法

仮置場	災害廃棄物等	処理方法	再資源化量 レベル１の 地震(t)	再資源化量 レベル２の 地震(t)	再資源化例
一次 仮置場	木くず	分別、粗選別、手選別、破砕	5,759	14,950	木くずチップ
	金属くず	分別	27,023	70,150	金属スクラップ
	コンクリートがら	破砕、粒調	107,392	278,783	再生砕石
二次 仮置場	可燃物、 木くず	主灰造粒固化	37,734	97,955	復興資材
	金属くず	破砕、分級、選別	81	209	金属スクラップ
	コンクリート破砕	破砕、粒調	107,392	278,783	再生砕石
	ふるい下土砂	改質処理	96,698	251,022	復興資材
再資源化率(%)			86.2%	86.2%	

(11) 最終処分

表 2-3-12 に、(3)処理フローで想定した処理方法による最終処分量を示す。

現在搬入している棚草最終処分場の容量に余裕はあるが、被災時には県や周辺自治体と連携して、広域処理を進めることも考えられる。さらに、平時から複数の最終処分候補先をリストアップするなど、被災時に備える。

また、災害時に大量に発生する災害廃棄物に対して、４Ｒの推進により可能な限り最終処分量を削減していく。

表 2-3-12　最終処分量

被害想定		ばいじん	不燃物	計	最終処分率
レベル１の 地震・津波	(t)	4,568	967	5,536	1.2%
	(m^3)	3,514	1,381	4,895	-
レベル２の 地震・津波	(t)	11,859	2,511	14,370	1.2%
	(m^3)	9,122	3,587	12,709	-

※最終処分量は図 2-3-1 で算出した値を使用した。

※四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

表 2-3-13　棚草最終処分場搬入可能量

単位：㎥

被害想定	最終処分場 残余量①	最終処分量②	残余量①-最終処分量②
レベル１の地震・津波	35,454 （R 元年度末現在）	4,895	30,559
レベル２の地震・津波		12,709	22,745

※棚草最終処分場における平成 29～令和元年度の埋立容量平均は 672 ㎥となり、10 年後の埋立残余量を 6,720 ㎥と仮定した場合においても、棚草最終処分場の容量には余裕がある。

(12)　広域的な処理・処分

災害廃棄物の広域処理を進めるにあたって、その手続方法や契約書の様式等を、県計画参考資料「No.4　広域処理の事前協定・手続きマニュアル」等を参考に準備しておく。なお、発災後の迅速な対応のため、被災側、支援側の両方の契約書様式を準備しておく。

広域処理にあたっては、本市から県や他市町へ委託や、他市町の事業者へ委託する場合がある。他都道府県に委託し、その都道府県の管内市町村や事業者への再委託が平成 27 年 8 月の廃棄物処理法の改正によって、災害廃棄物に限り認められている。

(13)　有害廃棄物・処理困難物対策

有害物質が漏洩等により災害廃棄物に混入すると、災害廃棄物の処理に支障をきたすことになる。有害廃棄物取扱事業所を所管する関係機関と連携し、厳正な保管及び災害時における対応を講ずるよう協力を求める。

有害性・危険性のある廃棄物のうち、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とする。一般廃棄物に該当するものは、原則として平常時の収集及び処理方法に準ずるものとし、発災時における排出に関する優先順位や適切な処理方法等については、その都度、住民や事業者に広報するものとする。

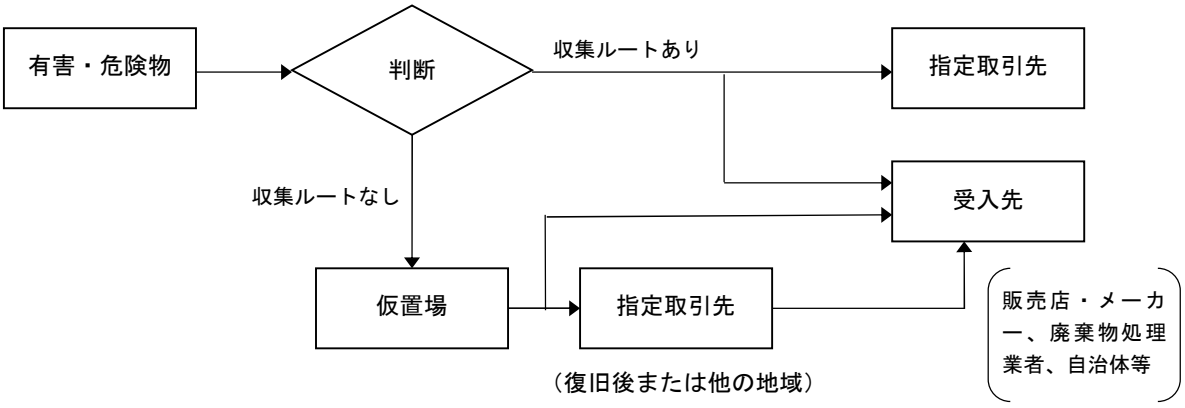

※【技 24-15】個別有害・危険製品の処理（環境省、平成 31 年 4 月）

図 2-3-4　有害・危険物処理フロー

(14) 思い出の品等

損壊家屋などの災害廃棄物を撤去する際に見つかった貴重品や思い出の品は、可能な限り所有者等に引き渡す機会を提供する。災害廃棄物対策指針【技 1-20-16】「貴重品・思い出の品の取扱マニュアル」に基づき、平時にあらかじめ取扱ルールについて検討しておく。基本的事項は、以下の通りである。

ア　貴重品(株券、金券、商品券、古銭、貴金属等)について

所有者が不明の場合、遺失物法に基づき警察署長に提出することになっている。警察署での保管期間は３ヶ月と法律で定められており、警察ではインターネットを通じて、情報を公開している。

イ　有価物ではないが、所有者個人にとって価値のある思い出の品について

市内に保管場所を定め、所有者へ引き渡す機会を設ける。保管場所の運営にあたっては、ボランティアの協力を求め、保管期間は被災者感情、状況を考慮し判断するものとする。回収対象の思い出の品は、位牌、写真類、卒業証書、賞状、トロフィー、成績表、手帳、電子記録媒体類、携帯電話等が想定される。個人情報も含まれるため、保管・管理には十分な配慮が必要となる。

(15) 住民等への広報

災害廃棄物を適正に処理するうえで、住民や事業者の理解は欠かせないものであり、次の事項について、平時及び発災時を問わず、ごみマニュアルや市広報への掲載、防災訓練の際に周知するなど、継続的に啓発活動を行う。

ア　仮置場開設の日時場所
イ　仮置場への搬入に際しての分別方法
ウ　腐敗性廃棄物の排出方法
エ　避難所内でのごみの分別方法
オ　生活ごみの回収方法
カ　便乗ごみの排出や混乱に乗じた不法投棄の禁止

避難所等の被災者に対する災害廃棄物(避難所ごみ、し尿等)の処理に関する広報は、本部総括班と広報手法や内容等を調整する。広報の際は混乱を防ぐため、情報の一元化を図る。

発災直後から、仮置場の開設予定や収集の有無等の広報計画を立てる。スムーズな広報実施のため、広報文案を事前に作成しておく。

発災後は被災者の片付けを手伝う災害ボランティアにも廃棄物の分別や排出方法を周知する必要がある。市災害ボランティア本部を運営する社会福祉協議会と平時から連絡窓口を定め連絡先の確認を行う。

(16) 豪雨等による水害に関する特記事項

本市は大雨等による被害が大きく、特に菊川水系流域やその支流域は、広い範囲で浸水すると想定されている。従って、浸水被害や水害廃棄物の対策についてあらかじめ検討する必要がある。

ア 水害廃棄物対策

水害廃棄物は水分を多く含んでいるため腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生するなど時間の経過により性状が変化する場合があり、できる限り迅速に処理する必要がある。特に食品加工物等について、被災時に外部に流出した場合は、速やかに処理するものとする。

イ 処理施設の水没対策

環境資源ギャラリー、コミュニティ･プラント(奥の谷、平尾地区)、棚草最終処分場の浸水は本市及び静岡県ハザードマップから可能性は無いと想定される。

菊川浄化センターは過去の浸水実績から浸水域 2.0～5.0m未満に指定されているが、現在は造成時に地盤高が上がっており浸水は無いと考えられる。

東遠衛生センターの浸水は 4.5m 程度と一部事務組合の調査から予測されていて、現在対策について同組合にて検討している。水没した場合に迅速に再稼働できるように、平常時から水没対策や再稼働に向けた情報収集を行っていく。

ウ 豪雨等による災害廃棄物対策

本市は、昭和 57 年の台風 18 号により、連続雨量 579.5㎜、最大時間雨量 82㎜ の豪雨に見舞われ、本市中央部を流れる菊川周辺の広範囲が浸水した。又、令和元年の台風 19 号では、24 時間雨量 408㎜、最大時間雨量 58㎜ の豪雨により 24 戸が床上浸水、123 戸が床下浸水となり、127 トンの災害廃棄物処理を行った。地震等の大規模災害対策を進めるとともに、突発的な豪雨等で生じた災害廃棄物についても、発生が見込まれる災害廃棄物の量や組成、性状、その対応策について検討を行っていく。

３章　災害応急対応
（初動期～応急対応前半）

▸初動期は県や周辺市町と連携を取り、以下の対応を行う。

・市民環境班（災害廃棄物対策係）の立ち上げ

・道路上の災害廃棄物の撤去（自衛隊・警察・消防・道路管理者等と連携）

・倒壊の危険性のある建物の解体・撤去

・処理施設の被災状況の確認

▸応急対応前半は以下の対応を行う。

・被災情報の収集

・実際の被害状況を踏まえた災害廃棄物の発生量と処理可能量の推計

・収集運搬体制の確保

・仮置場の確保

・処理施設の補修、再稼働

・避難所ごみ、し尿等の収集運搬及び処理

・腐敗性廃棄物の優先的処理

・処理方法の検討（単独、県事務委託、他自治体と共同処理等）

1　発災後の優先事項

(1)　災害初動期・応急時の優先順位

災害応急対応は、発災直後から３日目程度までの初動期と発災から３週間程度までの応急対応前期と３ヶ月後程度までの応急対応後期とに分けられる。特に初動期は被害状況の全貌が判明していないため、不確定要素が多い中で意思決定が必要である。災害廃棄物の処理に関しては、計画に基づき人員を確保し、被害状況や災害廃棄物の発生状況を調査しながら、仮置場の開設、避難所ごみの収集等の検討を行う。特に災害応急対応として必要な災害廃棄物の処理は以下のとおりである。

ア　災害情報の収集
イ　生活ごみ等の処理(災害用トイレ等し尿の処理、避難所ごみ、粗大ごみの処理等)
ウ　災害廃棄物の発生量の算定と処理
エ　仮置場の開設
オ　住民へのごみ排出方法周知

(2)　事務委託の検討

被災状況を調査し、災害廃棄物発生量や処理施設の能力、職員の被災状況などを踏まえ、独自で災害廃棄物を処理できるか総合的に検討する。被害の規模等によっては、県へ支援や事務委託を要請する。

(3)　組織体制・指揮命令系統

発災後、平時に検討した災害廃棄物対策係を立ち上げ、責任者を決定し、指揮命令系統を確立する。災害廃棄物対策係は災害対策本部と連携すると共に、情報の一元化に努める。また、被災状況に応じて、対応が 24 時間体制になる場合は、責任者を副責任者が補佐する。

(4)　情報収集・連絡

発災後、下記の情報について災害対策本部と連携し、優先順位をつけて収集し、県に報告する。

ア　被災状況

(ｱ) 避難所と避難者数
(ｲ) 市内、一部事務組合の一般廃棄物処理施設(環境資源ギャラリー、棚草最終処分場等)の被害状況
(ｳ) 市内の廃棄物処理施設の被害状況
(ｴ) PRTR(化学物質排出移動量届出制度)情報や特別管理廃棄物の排出情報に基づく有害、危険廃棄物等の流出状況

イ　収集運搬体制に関する情報

(ｱ) 道路情報

(ｲ) 収集運搬車両の状況

ウ　災害廃棄物発生量を推計するための情報(現況調査)

(ｱ) 全壊、半壊の建物数と解体、撤去を要する建物数

(ｲ) 水害の浸水範囲(床上・床下戸数)

また、県等の外部組織との連絡手段を確保し、市民環境班(災害廃棄物対策係)内に連絡窓口を決定する。なお、災害対策本部が状況（初動期等）に応じ連絡窓口となる。併せて被災現場や所管施設で情報収集する職員等との連絡手段も確保する。

2　初動期(発災直後～約３日後)

(1)　被災情報の収集

翌日以降の廃棄物処理の可否の判断、災害廃棄物発生量の推計準備、支援要請の検討等を行うため、市内全体の被害状況（建物被害等）や委託先を含む廃棄物処理施設等の被害状況等について情報を収集する。

収集した情報の一部は県や関係団体等と共有する。（県への報告は災害対策本部等からも行われる。廃棄物処理に特有な事項については県廃棄物部局に報告する）

ア　市内被害情報の収集

建物の被害棟数、浸水範囲、ライフラインの被害状況、道路状況等

イ　委託先を含む廃棄物処理施設等に関する被害情報の収集

管内の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、収集運搬車両等

ごみ処理施設は以下の施設の被害状況の把握を行う。

(ｱ)　環境資源ギャラリー
(ｲ)　東遠衛生センター
(ｳ)　菊川浄化センター
(ｴ)　コミュニティ・プラント(奥の谷、平尾地区)
(ｵ)　棚草最終処分場
(ｶ)自区内の産業廃棄物処理施設（焼却施設、リサイクル施設、最終処分場等）

ウ　現地確認のために職員を派遣

＊環境省「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」による被害状況チェックリストを活用し、災害対策本部と連携しながら被災情報を収集する。

(2) し尿の収集運搬・受入れ施設の確保

し尿の収集運搬は、発災後に最も急がれる対応のひとつである。発災後は、事業者団体等と締結している災害協定に基づき、速やかに収集運搬を開始する。

また、し尿や浄化槽汚泥の処理施設である東遠衛生センターや菊川浄化センターに関しては、発災後速やかに被災状況を調査し、一刻も早い復旧ができるような体制を整えておく。

(3) 仮置場の確保等、災害廃棄物の処理体制の確保

災害廃棄物を回収するために、平時に選定した仮置場候補地から仮置場を決定するとともに、仮置場の管理・運営に必要な資機材や人員を確保し、災害廃棄物の分別方法を決定する。準備が整った後に仮置場を開設し、災害廃棄物の受け入れを開始する。

仮置場の確保に当たっては、災害時には落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて設定場所を見直す。

並行して、仮置場の場所、開設日時、受入時間帯、分別方法等について住民・ボランティアへ周知する。（住民広報については（9）に記載）

特に水害の場合は、水が引いた直後から片付けごみの搬出が始まるため至急の対応が必要。

また、本市が指定する仮置場や集積所以外の場所に災害廃棄物の集積が行われた場合には速やかに撤去する。

(4) 環境モニタリングの実施

地域住民の生活環境への影響を防止するために、仮置場内又は近傍において、可能な範囲で大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を住民等へ情報提供する。

特に、発災後に可能な限り早い段階で一般大気中の石綿測定を行うことが重要である。

石綿測定に当たっては、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改定版）（平成 29 年 9 月）」を参照する。

(5) 自衛隊・警察・消防等との連携

発災時には、自衛隊や警察、消防に配慮し、連携して災害廃棄物の撤去や倒壊した建物の解体・撤去を行う。情報の一元化の観点から、災害対策本部と調整した上で、自衛隊・警察・消防等と連携していく。

(6) 道路上の災害廃棄物の撤去

災害廃棄物やし尿の収集運搬の際に、放置自動車等が道路を遮断しているケースも想定されるため、道路管理者に収集運搬ルートを示すなど、道路啓開に協力が得られる体制を確保する。

さらに、道路管理者が中心になって行う道路上の倒壊した建物、災害廃棄物撤去等の際に、現場に石綿や硫酸などの有害・危険物質が混在している可能性があるため、その旨を道路管理者に伝え、安全確保に努める。現場での情報収集の際には、釘やガラス等が散乱している可能性があるため、安全靴やゴーグルなど必要な防具を身につける。

(7) 有害物質・危険物の把握

被災時の生活環境の保全のため、有害物質・危険物の保管場所等について、平時より把握に努め、PRTR(化学物質排出移動量届出制度)等に基づいて、あらかじめ作成した地図等を基に有害物質・危険物の種類と量及び拡散状況を把握する。

(8) 相談窓口へのマニュアル配布

発災時には災害対策本部の指示の下、被災者相談窓口が設置されるため、平時に検討した方法に基づき廃棄物関連の相談対応マニュアルを窓口へ配布する。被災者の自動車などの所有物や、思い出の品、貴重品に関する問い合わせが予想される。

また、発災直後であっても損壊家屋等の解体・撤去や基礎の撤去等の要望、その他有害物質・危険物(石綿含有建材の有無等)の情報、災害用トイレやし尿収集、ごみ収集に関する情報を求める声や、要望が寄せられると想定される。

(9) 住民への広報

発災後、平時に検討した広報文案を基に、実際の災害や、廃棄物の回収方法に合わせた内容を広報する。広報手段として、同報無線や広報誌、マスコミ、ホームページ、臨時災害用FM放送、防災メール（茶こちゃんメール）、公式SNS及び避難所への掲示、回覧板等が考えられるが、災害対策本部と調整のうえ、より効果的な手段で広報活動を推進する。

ア　災害廃棄物の収集方法(戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等)
イ　通常家庭ごみのステーション位置や収集頻度等の変更等
ウ　避難所ごみの排出方法(分別区分、収集頻度等)
エ　収集時期及び収集期間

オ　仮置場の場所及び設置状況、持ち込み状況等（場所により持込みできるものが異なる場合にはその種類）

カ　ボランティア支援依頼窓口

キ　相談窓口

ク　便乗ごみの排出や不法投棄の禁止

被災者の片付けを手伝う災害ボランティアにも、同様の内容の周知が必要である。ボランティアの受付時に周知するなど、市災害ボランティア本部と連携し対応する。

特に、便乗ごみの排出や不法投棄を防ぐため、不法投棄等の状況を踏まえたパトロールの実施や広報の強化地域を設定する。

発災後は、他の優先情報の周知の阻害や情報過多による混乱を招かないよう、災害対策本部総括班と調整しつつ、情報の一元化に努め、効果的、効率的に必要な情報を発信する。

３　応急対応前半（発災～３週間程度）

(1)　災害廃棄物処理実行計画の策定

環境省が策定する災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）を基本として、地域の実情に配慮した基本方針を策定する。

本計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、実行計画を策定する。

発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないこともあるが、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要があり、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

(2)　災害廃棄物発生量・処理可能量の推計

発災後における実行計画の策定や処理体制の整備のため、実際の被害状況を踏まえた災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計する。そのためには、徒歩などによる現地調査を行い、建物の全壊・半壊別被害棟数を算定する。さらに航空写真を用いて、水害の浸水範囲を把握し、収集した情報をもとに、発生量の推計を行う。

被災時には、市内の一般廃棄物処理施設の被害状況を調査し、どの程度の災害廃棄物を処理できるのかを推計する。実際の処理見込み量は、建物所有者の解体意思等により異なるため、その都度算定が必要である。さらに、焼却や選別・破砕など処理方法によって対象廃棄物が異なることから、それぞれについて処理見込み量を把握する必要がある。

(3)　収集運搬体制の確保

収集運搬体制の整備は、平時に検討した内容を参考にし、腐敗性廃棄物や有害物質、危険物などを優先して収集運搬する。なお、一部事務組合などの処理施設へは市外への運搬となることから、被災状況の情報収集に注意が必要となる。

災害廃棄物に釘やガラスなどの危険物や有害物、感染性廃棄物等が混入している可能性もあることから、防護服・安全靴・ゴーグル・マスクなど必要な防具を装着する。火災焼失した災害廃棄物は、有害物質の流出や再発火などの可能性があることから、ほかの廃棄物と混合せずに収集運搬を行う。また、菊川市社会福祉協議会が災害ボランティア支援本部を設置するのに伴い災害対策本部を通じて健康福祉班と調整し、ボランティアによる被災家屋からの災害廃棄物の分別排出を周知する。

廃棄物処理にあたっては、平常時同様、季節によって留意する事項が異なるため、台風等による収集運搬への影響を考慮する。

また、収集運搬車両が被害を受け使用できなくなることも考えられることから、平積みトラック等の手配を視野に入れておく。

収集運搬体制の整備にあたっては、災害廃棄物対策指針の「技 17-3　収集運搬車両の確保とルート計画にあたっての留意事項」を参考にするものとする。

(4)　仮置場の確保（継続）

被害状況を反映した災害廃棄物発生量を算定し、その数値をもとに仮置場の必要面積確保を引き続き行う。

(5)　倒壊の危険のある建物の撤去等

道路通行上支障のある災害廃棄物を撤去することは、災害応急時の優先事項の一つであり、倒壊の危険性のある建物についても優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない。

建物の優先的な解体・撤去については、現地調査による危険度判定や所有者の意志を踏まえ決定する。所有者の解体意思を確認するため申請方法を被災者へ広報し、解体申請窓口を設置する。解体を受け付けた建物については、図面等で整理を行い、倒壊の危険度や効率的な重機の移動を実現できる順番などを勘案し、解体・撤去の優先順位を決定する。

解体申請受付(建物所有者の解体意思確認)と並行して、解体事業の発注を行うが、発災直後は、解体・撤去の対象を倒壊の危険性のある建物に限定する。

解体事業者が決定次第、建設リサイクル法に基づく届出を行った後に、解体・撤去の優先順位を指示する。解体・撤去の着手にあたっては、建物所有者の立会いを求め、解体範囲等の最終確認を行う。

解体・撤去が完了した段階で解体事業者から報告を受け、解体物件ごとに現地立会い(申請者、市、解体業者)を行い、履行を確認する。

損壊家屋については、貴重品・思い出の品（取り扱いについては本計画第2章 事前準備　3　災害廃棄物処理　(14)思い出の品等を参照）、石綿等の有害物質、LPガスボンベ、太陽光発電設備や家庭用、業務用の蓄電池、ハイブリッド車や電気自動車のバッテリー等の危険物に注意する。

(6)　有害物・危険物の撤去

有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的に行い、保管又は早期の処分を行う。人命救助の際には、特に注意を払う。

PCB等の適正処理が困難な廃棄物は、平時と同様に排出者事業へ引き渡すなど適切な処理を行う。応急的な対応としては、市が回収した後にまとめて事業者に引き渡すなどの公的な関与による対策を行う。

(7)　一般廃棄物処理施設

一般廃棄物処理施設について、被害内容を確認するとともに、安全性の確認を行う。安全性の確認は、平時に作成した点検手引きに基づき行う。点検の結果、補修が必要な場合は、平時に検討した補修体制を参考に必要資機材を確保し、補修を行う。

(8)　避難所ごみ等生活ごみの処理

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行うことを原則とする。避難所ごみは「避難所運営マニュアル」に則り保管場所に排出されたごみを回収する。回収の際には支援自治体等からの応援を含めた収集運搬・処理体制を整備し、被災状況を勘案して、特に夏季等はできるだけ早く収集運搬を開始する。（発災後３～４日後には開始することを目標とする。）

廃棄物の腐敗に伴うハエなどの害虫発生や、生活環境の悪化に伴う感染症の発生及びまん延が懸念されることから、避難所の管理・運営主体と連携を図る必要がある。

(9)　腐敗性廃棄物の優先処理

水害廃棄物は水分を多く含んでいるため腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生するなど、時間の経過により性状が変化する場合があることに留意し、保管及び処理には、災害廃棄物の種類ごとに優先順位を決め、処理スケジュールを作成する。

(10)　し尿処理体制の確保

支援自治体やし尿処理事業者等の応援を含めたし尿の収集・処理体制の確保をする。

４章　災害応急対応（応急対応後半）
～災害復旧・復興

- 実際の状況に合わせ、４Ｒの原則に基づき、処理フローと処理スケジュールを見直す
- 建物の解体・撤去現場や仮置場での環境モニタリングの実施
- 仮設焼却炉等の中間処理施設の設置検討
- 災害廃棄物処理実行計画の策定
- 地元雇用の促進

1　災害廃棄物処理

(1)　処理フローと処理スケジュールの見直し

災害廃棄物の処理の進捗や性状の変化などに応じ、災害応急対応時に作成した処理フローの見直しを行う。

処理・処分先が決定次第、処理フローへ反映させる。また、災害廃棄物の処理見込み量の見直しが行われた場合には、適宜処理フローの見直しを行う。

処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員数、資機材(重機や収集運搬車両、薬剤等)の確保状況等を踏まえ処理スケジュールの見直しを行う。場合によっては、広域処理や仮設焼却炉の検討も想定する。

(2)　収集運搬の実施（継続）

道路の復旧状況や周辺の生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ、収集運搬方法の検討を行う。

(3)　仮置場の管理・運営

設定した処理期間内に、既存施設で災害廃棄物処理が完了できない場合、仮設による破砕や焼却処理を行う仮置場の設置や広域処理が必要となる。

設置に当たっては、効率的な受入・分別・処理ができるよう分別保管し、また、周辺への環境影響を防ぐよう、設置場所・レイアウト・搬入導線等を検討する。

機械選別や焼却処理等を行う仮置場の配置計画にあたっての注意事項は、以下のとおりである。特に本市の場合、木造家屋の比率が高いことから、以下の木材及びコンクリート系の破砕機の導入についても、平時から検討する。

ア　木材・生木等が大量の場合、搬出又は減容化のため、木質系対応の破砕機や仮設焼却炉の設置が想定される。

イ　がれき類の災害廃棄物が大量の場合、コンクリート系の破砕機設置が想定される。

ウ　PCB 、アスベスト、その他の有害・危険物の分別や管理に注意する。

エ　仮置場の災害廃棄物の種類や量は時間経過とともに変動するため、時間経過を考慮した管理を行う必要がある。

オ　市街地の仮置場や集積所には、対象となる廃棄物以外の不要(便乗)ごみが排出されやすいため、周囲にフェンスを設置し、出入口に警備員を配置するなど防止策を取る。フェンスは出入口を限定する効果により不法投棄を防止することに加え、周辺への騒音・振動等の環境影響の防止や目隠しの効果が期待できる。

適切な仮置場の運用を行うために、次の人員・機材の配置を検討する。

ア　仮置場の管理者

イ　作業人員、車両誘導員、夜間警備員

ウ　廃棄物の積上げ、積下しの重機

エ　場内運搬用のトラック(必要に応じ)

オ　場内作業用のショベルローダー、ブルドーザーなどの重機

また、トラックスケールを設置し、持ち込まれる災害廃棄物の収集箇所、搬入者、搬入量を記録し、過積載防止の重量管理を行う。

仮置場の返却にあたり、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復に努める。

(4)　環境モニタリングの実施（継続）

労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、建物の解体・撤去現場や仮置場において環境モニタリングを実施する。環境モニタリングを行う項目は、平時の検討内容を参考にし、被害状況に応じて決定する。災害廃棄物の処理の進捗に伴い、必要に応じて環境調査項目の追加などを行う。

放熱管の設置等により仮置場における火災を未然に防止するとともに、二次災害の発生を防止するための措置を継続して実施する。仮置場においては温度監視、一定温度上昇後の可燃ガス性濃度測定を継続して実施する。

(5)　被災自動車等

被災自動車の状況を確認し、所有者に引き取りの意思がある場合には所有者に、それ以外の場合は引取業者へ引き渡す。処理ルートを図 4-1-1 に示す。

被災自動車の状況確認と被災域による撤去・移動、所有者の照会、仮置場における保管等の詳細については、県計画参考資料「No.5　被災自動車・被災船舶の対応マニュアル」を参照するものとする。また、公益財団法人自動車リサイクル促進センター作成の「被災自動車の処理に係る手引書・事例集」も参照する。

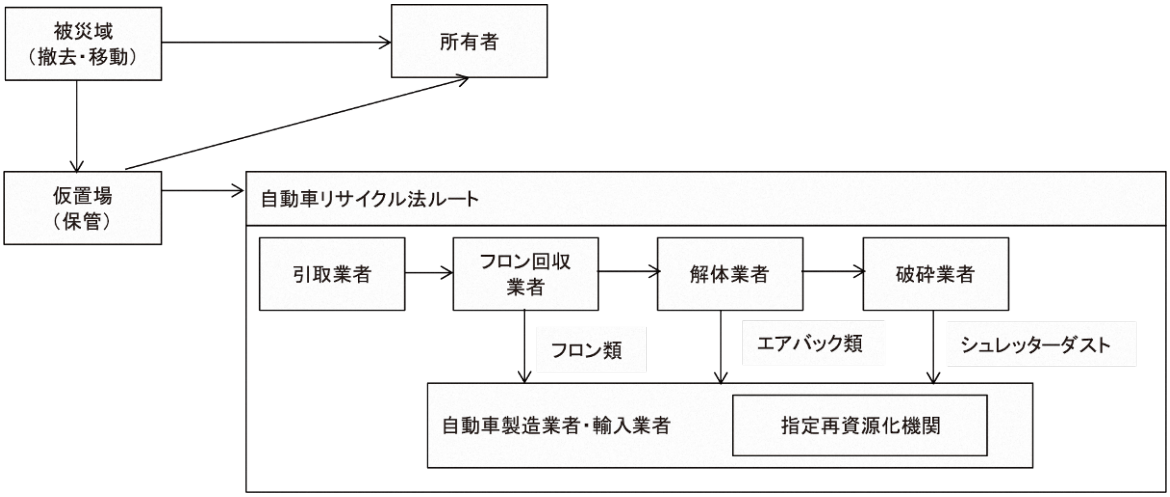

出典:【技 1-20-8】廃自動車の処理(環境省　平成 26 年 3 月)

図 4-1-1　被災自動車の処理フロー

(6)　選別・破砕・焼却処理施設の設置

災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、仮設焼却炉や破砕・選別機等の必要性及び必要能力や機種等を決定する。

仮設焼却炉を設置する場合、設置場所の決定後は、環境影響評価または生活環境影響調査、工事発注作業、設置工事等を進める。

配置に当たっては、周辺住民への環境上の影響を考慮する。

設置後は処理が円滑に進むよう仮設焼却炉等の運営・管理を適切に行う。特に、災害廃棄物の分別を徹底し、土砂等の不燃物を取り除くことでクリンカや残さ物の発生を抑制する。さらに土砂や水分が影響し、仮設焼却炉の発熱量確保が必要になった場合は、助燃剤として解体木くずや廃プラスチック類等の投入を検討する。

使用完了後の解体・撤去にあたっては、関係法令を遵守し、労働基準監督署など関係者と十分に協議した上で解体・撤去方法を検討する。

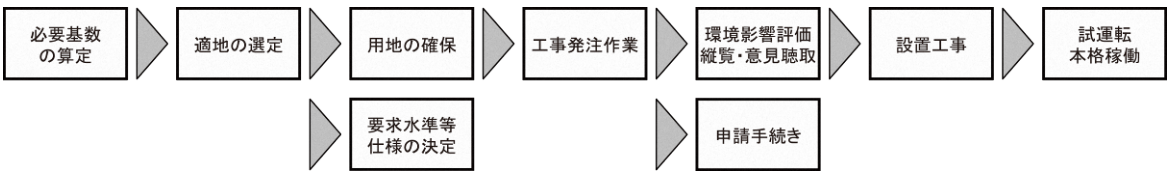

図 4-1-2　仮設焼却炉設置フロー

(7)　最終処分受入先の確保

再資源化や焼却ができない災害廃棄物や可燃ごみの焼却残さを埋め立てるため、最終処分先の確保が重要である。市最終処分場の残余容量はあるが、搬入不可とな

ることも想定し、協定等により利用できる最終処分場を確保する。

最終処分場を確保できない場合には、必要に応じ県と協議の上、経済的な手段・方法で災害廃棄物を搬送できる場所を確保する。

(8) 災害廃棄物処理実行計画の策定・見直し

災害廃棄物処理実行計画を策定し、公表する。

復旧・復興段階では、発災直後に把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物の処理に当たって課題等が次第に判明することから、処理の進捗に応じて実行計画の見直しを行う。

2 注意事項

(1) 復興資材の活用

最終処分量を極力削減するために、コンクリート殻、混合廃棄物等を可能な限り復興資材として活用することを基本とする。災害廃棄物ごとの再生資材例は表 4-2-1 のとおりである。

東日本大震災では、復興資材や再生資材の受入先が決まらないため、利用が進まない状況が多く見られた。利用にあたっては、受入先の要求品質に合わせた分別や処理が必要になる。つまり、復興資材や再生資材の利用を促進するには、受入先の確保と要求品質への対応等が必要になるため、表 4-2-1 を参考に、最新の状況を調査しながらの対応が必要である。

表 4-2-1　復興資材の利用用途

災害廃棄物		処理方法（最終処分、リサイクル方法）
可燃物	分別可能な場合	・家屋解体廃棄物、畳・家具類は生木、木材等を分別し、塩分除去を行い木材として利用。 ・塩化ビニル製品はリサイクルが望ましい。
	分別不可な場合	・脱塩・破砕後、焼却し、埋立等適正処理を行う。
コンクリートがら		・ 40mm以下に破砕し、路盤材（再生クラッシャラン）、液状化対策材、埋立材として利用。 ・ 埋め戻し材・裏込め材（再生クラッシャラン・再生砂）として利用。最大粒径は利用目的に応じて適宜選択し中間処理を行う。 ・ 5～25mmに破砕し、二次破砕を複数回行うことで再生粗骨材Mに利用。
アスファルトがら		・骨材、路盤材等。
木くず	解体大型木材（柱材、角材）	・ 家屋系廃木材はできるだけ早い段階で分別・保管し、チップ化して各種原料や燃料として活用。
	大型生木(倒木、流木)	・生木等はできるだけ早い段階で分別・保管し、製紙原料として活用。
	木くず	・燃料等。
金属くず		・有価物として売却。
家電	リサイクル可能な場合	・テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、乾燥機等は指定引取場所に搬入してリサイクルする。
	リサイクル不可能な場合	・災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理する。
自動車		・自動車リサイクル法に則り、被災域からの撤去・移動、所有者もしくは処理業者引渡しまで一次集積所で保管する。
廃タイヤ	使用可能な場合	・ 現物のまま公園等で活用。 ・破砕・裁断処理後、タイヤチップ（商品化）し製紙会社、セメント会社等へ売却する。 ・ 丸タイヤのままの場合域外にて破砕後、適宜リサイクルする。 ・有価物として買取業者に引き渡し後域外にて適宜リサイクルする。
	使用不可能な場合	・破砕後、埋立・焼却を行う。
木くず混入土砂		・ 最終処分を行う。 ・異物除去・カルシア系改質材添加等による処理により、改質土として有効利用することが可能である。その場合除去した異物や木くずもリサイクルを行うことが可能である。

(2)　土壌汚染対策法

仮置場については、3,000 ㎡以上の土地の改変の場合、土壌汚染対策法に基づく届出が必要になる。また、仮置場としての使用では、土壌汚染のおそれがあるので、事前に土壌調査をしておく必要がある。また、仮置場の返還時にも土壌汚染調査が必要であり、これについては、環境省が事務連絡「仮置場の返却に伴う現状復旧作業のための技術的事項について」（平成 25 年 6 月）を発出しており、この手順に従い返却を行う。仮置場についての一連の手続き等は、県計画参考資料「No.2　仮置場の設置・撤去手続きマニュアル」に準じて行う。

(3)　生活環境影響調査

生活環境影響調査は、設置を要する廃棄物処理施設について実施が義務付けられるもので、施設の設置者は、計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画を作り上げていこうとするものである。

「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月 4 日付環廃対 060904002 号）は、この生活環境影響調査が、より適切で合理的に行われるよう、生活環境影響調査に関する技術的な事項を現時点の科学的知見に基づきとりまとめた

ものである。

廃棄物処理施設の設置手続き及び生活環境影響調査の内容については、県計画参考資料「No.3　廃棄物処理施設の設置手続きマニュアル」を参考に適切に行う。

(4)　災害等廃棄物等処理事業費補助金

災害等廃棄物処理事業費補助金の目的は、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、災害等廃棄物処理事業費補助金により被災市町村を財政的に支援することである。

その概要は、以下のとおりである。詳細については、県計画参考資料「No.15　災害廃棄物等処理事業費補助金マニュアル」を参照する。

ア　事業主体

市町村(一部事務組合、広域連合、特別区を含む)

イ　対象事業

市町村が災害(暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害)その他の事由(災害に起因しないが、海岸法(昭和31年法律第101号)第3条に定める海岸保全区域以外の海岸における大量の廃棄物の漂着被害)のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく避難所の開設期間内のもの。

ウ　補助率

1/2

エ　補助根拠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

第22条　国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)

第25条　法第22条の規定による市町村に対する国の補助は、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用の２分の１以内の額について行うものとする。

オ　その他

本補助金の補助裏分に対し、８割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は１割程度となる。

(5)　廃棄物処理法による再委託について

一般廃棄物の再委託は一律に認められていなかったが、平成 27 年 8 月の廃棄物処理法の改正により、非常災害における災害廃棄物の収集、運搬、処分等の再委託が、一定の要件を満たす者に限り可能となった。

再委託が可能なのは非常災害時のみで、非常災害にあたるかどうかは、処理主体である市町村の判断となる。なお、再委託できるのは災害廃棄物のみであり、生活ごみやし尿は対象外である。再委託の実施にあたっては、環境省令に十分留意するものとする。

(6)　地元雇用の推進

東日本大震災の各地域の災害廃棄物処理業務においては、建設業・廃棄物事業者・運搬業者等の地元企業が大きく貢献し、また、積極的に地元雇用が行われた。

特に、一次仮置場への災害廃棄物の運搬や一次仮置場の管理、建物の解体など早期に取り組む必要がある業務については、地域の企業による速やかな対応が必要である。このため、平時から、地元企業、団体等との協力体制を事前に整備しておく。

地元雇用は、被災による失業対策としても有効であったが、地域の復旧復興を願う地元住民の協力は災害廃棄物処理業務に必要不可欠である。

以上から、地元企業、団体等との協力体制の構築と処理業務における積極的な地元雇用について推進していく。

(7)　産業廃棄物処理業者の活用

災害廃棄物の性状は、コンクリート殻や木材など建設業からの産業廃棄物に相当するものが多く、それらの廃棄物を扱っている事業者の経験、能力の活用も検討する。

市内や近隣の産業廃棄物事業者が所有する施設について、災害時に使用可能かどうか平時から確認を行い、協力・支援体制を構築する。

菊川市生活環境部環境推進課
〒439-8650　静岡県菊川市堀之内 61 番地
TEL：0537-35-0916
FAX：0537-35-0981